

様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		令和 8 年度 つくば市地域福祉計画第 1 回策定推進懇談会		
開催日時		令和 8 年（2026 年） 5 月 22 日 10 時 00 分～11 時 45 分		
開催場所		つくば市庁舎 会議室 203		
事務局（担当課）		福祉部福祉政策課		
出席者	委 員	山脇 博紀、森地 徹、細田 忠博、須藤 浩平、 岡田 房子、大津 智絵、田邊 佐貴子、石塚 一夫、 後藤 真紀、津野 義章、中島 めぐみ、登坂 敦子 (以上 12 名)		
	事務局	根本福祉部長、日下福祉政策課長、武笠課長補佐、矢島係長、 田崎主任、北島主任		
	関係課室等	市民協働課：前島課長、加園主査 高齢福祉課：相馬主任		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議事・報告		(1) 地域福祉計画の概要について (2) アンケートの結果について		
会議次第第	1 開会 2 新任委員紹介 3 福祉部長あいさつ 4 座長あいさつ 5 議事 (1) 地域福祉計画の概要について			

様式第 1 号

	(2) アンケートの結果について 6 その他 ・今後のスケジュールについて ・再犯防止推進計画について 7 閉会
1	開会 (1) 会議録作成のためのマイクの使用について（依頼） （事務局） 本日の会議においては、正確な会議録の作成のため、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。発言の前にはマイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認の上、お名前を名乗りいただき、発言をお願いいたします。発言された後には再度マイクの底のボタンを押して、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。 (2) 会議の成立（報告） （事務局） 本日は 12 名の委員にご出席をいただいております。定数の半数以上となりましたので、つくば市地域福祉策定推進懇談会開催要項第 6 条の規定により、本日の懇談会は成立いたしますことをご報告いたします。 2 新任委員紹介 新任の委員 1 名の紹介及び事務局職員の紹介 3 福祉部長あいさつ

福祉部長からのあいさつ

4 座長あいさつ

座長からのあいさつ

5 議事

(事務局)

事務局から会議の公開に関する連絡事項があります。つくば市地域福祉施策計画策定推進懇談会におきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする、つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例により、この会議を公開することとしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に移りたいと思います。ここからは、座長に進行をお願いしたいと思います。山脇座長、どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

では早速議事に入っていきたいと思います。

議事に入る前に、本日の資料の確認及び懇談会の本日の懇談会の目的、アジェンダを説明していただきます。

事務局の方からよろしくお願いいたします。

(事務局)

まず、資料の確認をさせていただきます。

<事務局による資料の確認>

続きまして本日の懇談会開催の目的について説明をさせていただきます。

様式第 1 号

本日の懇談会開催の目的は 2 点あります。

1 点目は、第 5 期つくば市地域福祉計画の策定に当たり、地域福祉計画の概要についての説明となります。

2 点目は、昨年度実施した計画策定のためのニーズ把握として、昨年度行いました関係団体及び庁内関係課へのヒアリング調査の結果についてのご報告となります。

このことについて、皆様からご意見等を伺いたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

(1) 地域福祉計画の概要について

(座長)

では早速議事に入っていきたいと思います。

まず、地域福祉計画の概要の説明を事務局の方からよろしくお願いいたします。

(事務局)

つくば市地域福祉計画第 5 期策定についてご説明させていただきます。

地域福祉計画とは、国においては、地域共生社会の実現に向けて、地域における誰もが、他人ごとではなく我が事として支え合いの関係性に加わるという考え方が重要とされています。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて繋がることで、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともにつくっていく社会を目指すものです。

地域福祉計画は、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進する

ことにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめた方策であり、社会福祉法第 107 条に規定されております。

地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その作成や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえることとされています。

社会福祉法第 107 条により、計画の策定が努力義務とされており、市区部では 90%を超える自治体で策定されています。

また、平成 30 年 4 月の社会福祉法改正により、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する、福祉分野の上位計画となっております。

地域福祉計画に盛り込むべき事項として、地域福祉計画を推進するための次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定することとされています。

1 番目として、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項。2 番目として、地域における福祉サービスの適正な利用の推進に関する事項。3 番目として、社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項。4 番目に、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項。5 番目に地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項となっております。

地域福祉計画に関する国と県の動向になります。1 番目に国の動向ですが、平成 30 年 4 月の社会福祉法一部改正に伴い、策定が努力義務となり、盛り込むべき事項のうち、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加されました。また、令和 3 年 4 月の社会福祉法一部改正により、市町村において、既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設され、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される

体制の整備に関する事項」へ改正されております。

2 番目に、県の動向になります。県では、令和 8 年度からの 4 年間を計画期間とする「茨城県地域福祉支援計画（第 5 期）」を策定しています。「支え合いの地域づくりへのチャレンジ」、「支え合いを担う人財づくりへのチャレンジ」、「福祉を支える環境・基盤づくりへのチャレンジ」、これら 3 つのチャレンジを柱として、具体的施策を展開しています。

つくば市地域福祉計画（第 5 期）の 1 番目に計画の位置付けとして、下にお示ししております。

図の通り、つくば市未来構想を上位計画としまして、まちづくりの理念の中の、「誰もが自分らしく生きるまち」に呼応する個別計画として、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」との連携と、市の「障害福祉計画」等の個別計画との整合を図りながら、地域を基盤とした福祉を推進するための具体的な取り組みの方策を示していきます。

なお資料には記載しておりませんが、本計画に盛り込むべき事項である「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」に位置付けられている重層的支援体制整備事業は、分野横断的な支援体制の推進に資する基盤となるもので重要な視点と位置付けております。

続きまして、2 番の計画の期間でございます。本計画は、令和 9 年度を初年度としまして、令和 14 年を最終年度とする、6 年間を計画期間といたします。

なお、社会や市の状況の変化を考慮し、定期的に中間評価を、さらに令和 14 年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

3 番目に計画の策定方法ですが、施策の実効性の最大化を図るために、地域福祉についての最新のニーズの把握と見極め、前計画の施策の評価と総括、他計画との整合性の確保を十分に行うことを基本としまして、社会福祉

協議会が主導する地域福祉活動計画との一体的な運用を見据えて策定をすることといたします。

また、昨年度行いました、第 4 期の地域福祉計画中間評価の結果を踏まえて、計画方針の検討及び協議を行いました。

さらに、令和 7 年度つくば市市民意識調査や、本計画の下位計画に当たる各福祉計画等で実施しましたアンケートに追加した設問の結果とともに、庁内関係各課等や福祉関係団体等へのヒアリングの調査を行った結果も活用して策定して参ります。

以上です。

(座長)

ありがとうございました。

資料 2 に基づいてご説明をいただきました。

第 5 期の計画のコンセプトをお示しいただいてと思います。

これについて何か皆さんご委員委員の方々からご意見ありますでしょうか。

何か立て付け項目、あるいは細かな言葉でも、こういったものを盛り込んでいただけたらどうか、こういった方針にしてはどうかというようなご意見があれば、どうぞよろしくお願いします。

よろしいですか。

この策定のコンセプト、今後も実際の計画の中に盛り込まれる文言というのは、またさらに出てくるとは思いますが、このコンセプトで進めるということにいたしましょう。

では続いて、資料 3 の方のご説明をお願いいたします。

(事務局)

ではここからは資料 3、地域福祉に関するアンケート・ヒアリング調査に関してのご報告をさせていただきます。

今回、第 5 期の地域福祉計画の策定においては、一昨年度及び昨年度に実施した懇談会において、お諮りして伺ったご意見を踏まえまして、本市における地域福祉の推進のための課題を明らかにするために、市民へのアンケート調査、それから庁内関係各課等、関係福祉団体へのヒアリング調査を実施いたしました。その結果を資料 3 としてまとめましたのでご報告いたします。

なお内容が膨大になりますので、主要な部分に絞ってご報告させていただきます。

では資料の 1 ページ、市民アンケートの結果から説明させていただきます。第 2 章からご覧ください。

今回市が実施した令和 7 年度（2025 年度）つくば市市民意識調査の他、本計画の下位計画にあたるつくば市高齢者福祉計画及びつくば市障害者計画の策定にあたり実施した市民アンケートの中に、それぞれ地域福祉の推進に関する設問を追加する形で市民アンケートを実施いたしました。

実際に追加した設問は 2 つございまして、2 ページに示してある 2 つです。「地域福祉を推進するためにはどのような取り組みが必要であると思いますか」、「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると思いますか」、の 2 つの質問を追加いたしました。

続いて 17 ページの方をご覧ください。先ほど申し上げました 3 つのアンケート調査の回答結果の方をまとめた形でそれぞれの回答構成比を掲載しておりますので、こちらを用いてご説明の方をして参ります。

まず 1 つ目の地域福祉を推進するためにはどのような取り組みが必要であると思いますか、という問いに対しましては、いずれの調査においても、支

援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくりのニーズが最も高いことがわかります。

このことから、いずれの層のどのような属性の方に対しても、サービスや支援が必要な人にそれらが適切に届いていない、あるいは届くまでのプロセスに問題があるということがわかります。

また、障害福祉に関するアンケートの対象者では、身近な相談窓口の充実のニーズが高く、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象者では、誰もが気軽に集まれる居場所づくりのニーズが高いです。

このことから、特に障害者の方については、それぞれの困りごとを個別専門に相談しやすい環境づくりを求めている、また高齢者においては他者との関係づくりによる支え合いを求めているという状況がわかります。

続けて 18 ページの方をご覧ください。もう 1 つの設問、地域における助け合い支え合い活動を活発にするためにはどのような取り組みが必要であると思いますかという設問につきまして、いずれの調査においても、近隣の住民同士の日常の付き合いの回答率が最も高いことがわかります。

このことから、日々の暮らしの中での自然な交流づくりのニーズが高いことがわかります。

次いで障害福祉に関するアンケートの対象者においては、共通した悩み問題を抱える人同士の交流の場の充実や、こどもたちを含む市民への福祉教育の充実の回答率が高いことがわかります。障害者同士の横の繋がりに加えまして、様々な障害への理解促進のニーズが高いということが伺えます。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の対象者においては、地域の行事等を通じた繋がりや、地域活動の積極的な情報発信と参加の促進の回答率が高いことがわかります。

このことから、特に地域における繋がりにより、互いに支え合うことができる環境づくりのニーズが高いことがわかります。

以上、市民アンケートを総括いたしますと、サービスや支援が必要な人にそれらが適切に届いていない、あるいは届くまでのプロセスに問題があるということが主な課題であるということと、日々の暮らしの中での自然な交流づくりによる地域づくりのニーズが高い、という 2 点のことが主にわかりました。

続きまして庁内ヒアリング調査についてご説明いたします。19 ページ、第 4 章からの内容をご説明して参ります。

調査対象者欄に記載された庁内等の 24 部署等に対し、ヒアリングシートを用いたヒアリング調査の方を実施いたしました。こちら順を追ってご説明して参ります。

まず問 1、問 2 につきまして、電話、窓口、電話、メールで受けた相談内容、それからそのうち主な相談内容はどういったものだったかというような設問となっております。

20 ページの表をご覧くださいと、生活費などの経済的なことや健康・医療に関することなどが主に寄せられている相談内容であることが伺えます。

またその次の問 3 の方では具体的な相談内容について何う設問となっています。こちら内容が多いためすべて触れることは難しいので、特に 22 ページのところご覧いただければと思うのですが、いくつか回答いただいた部署の中で、22 ページの真ん中の辺りに、複数の選択肢、複数の分野に跨っておりどの相談内容であるのか分けるのが難しい、不可分であるものとして回答があったものもいくつかございました。

その他にも個別の回答の中には、実際には複数の分野や背景に跨るような状況の相談内容が多く含まれていたり、同じ分野の相談内容でも背景が多岐にわたっていたりなど、複合的・重層的な問題への対応が課題として現れているということがわかりました。

続きまして問 4 です。こういった相談内容を受けたものの解決に向けた対

応に当たり、困難だと感じることにする設問となります。

最も回答が多かったのは、相談内容が多様化・複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課室等、市関係各課等や関係機関等との連携がスムーズに進まないという選択が一番多いものとなります。

以上のことを踏まえますと、相談内容の多様化・複雑化が大きな課題となっている一方で、適切な対処に向けた関係機関の連携に困難があり、その体制強化を進める必要があるということがわかります。

では次のページ 24 ページからのところになります。問 5 から問 8 まで一括してご説明いたします。こちらの方では実際に連携している事業があるかどうか、それからその事業名と成果、メリット、それからその連携の課題について伺っております。こちらでも関係各課室等から個別の事業連携の状況、メリット課題などを個別にご回答いただいたものとなっており、個別に触れることは難しいので、32 ページまで飛ばしていただければと思います。

ここでは今回特に連携をする際、事業連携をする際の課題についてまとめた内容となっております。こちらについて触れさせていただければと思います。特に連携における課題として施策の目標や価値観の共有が難しいという回答が最も多く、それが大きな課題であるということがわかりました。

先ほど窓口に寄せられていると申し上げていた、複合的で多様化が進む生活上の福祉課題に対応するためには、事業が目指す目標の達成が生むメリットについて連携をする側もされる側も、お互いが主体的になって理解し協力する姿勢が求められるということがわかります。

その他にも困難であるという課題としては、情報共有、コミュニケーションの不足や役割分担が不明確であるという課題が続いておりまして、縦割りで制度の枠に納まった対応には限界が生じているというところが示唆されております。

以上の庁内ヒアリング調査の方を総括いたしますと、窓口等で受ける福祉関係の相談内容が多様化・複雑化していることが大きな課題となっておりまして、各福祉事業の目標について、すべての関係者が主体的になって理解・協力をして、縦割りの限界を超えた包括的な相談支援体制の整備が求められている状況にあるということがわかります。

では続きまして、関係団体、福祉関係団体へのヒアリング調査について説明して参ります。33 ページからの第 5 章の内容をご覧くださいと思います。

こちら調査対象者として、高齢福祉、障害福祉、児童福祉、地域福祉の各関係団体として、表に記載の団体へヒアリングシートを郵送または電子メールにて配布いたしまして、紙での返送またはオンラインの回答フォーム上で回答をしていただきました。

本日出席の委員の皆様の中には、こちらの配布にご協力をいただいた方もいらっしゃったかと思います。この場を借りて改めてご礼申し上げます。ありがとうございました。

ヒアリングシートは全 46 団体に配布し、うち 43 団体から回答がございました。また回答のあった 43 団体のうち 3 団体については直接の聞き取り調査の希望がございましたので、回答内容の背景などに関する追加の聞き取り調査を実施いたしました。

では 34 ページ問 1 から順にご説明して参ります。こちら問 1 では、団体として活動を行う上で、地域にある他の団体や関係機関との交流や連携・協力関係について伺ったものです。

連携先として特に多く挙げられているのは市役所と社会福祉協議会の 2 つであり、これらの機関がニーズを踏まえた対応を行うことへの期待の高さがわかります。また障害福祉関係団体においては、NPO やボランティア団体相互の交流が盛んであることが伺えます。

次のページ問 2 につきましては、具体的な協力・連携の内容を伺っております。こちらでも数多く回答の内容がございますので詳細については割愛させていただきますが、まとめますと、特に先ほど連携が多かった市役所、社会福祉協議会との連携としましては、いずれの種別の団体におきましても、事業を受託しているということであったり、あるいは個別の相談ケースに対する情報共有をしていたりする他、イベント等の開催等により交流連携が行われているという状況にあることがわかりました。

では問 3 の方に移らせていただきます。44 ページ問 3 では、団体の活動上の課題について伺っております。特に回答が多かったものは新しいメンバーが入らないという点であり、次いでリーダー、後継者が育たない、メンバーの高齢化、活動資金の不足など団体の活動を持続的に続けていくということに影響を及ぼすような課題が出ているということがわかります。

次のページの問 4 ではこうした課題の解決のために求められる取り組みについて伺っています。こちらについても、個別に様々な内容が挙げられているため詳細は割愛させていただきますが、総括いたしますと、地域における住民同士の交流や世代間交流の場を創出することや、各関係機関が広く情報共有をすることができるような体制づくり、団体としての活動内容の発信を強化することなどが挙げられています。

一方で、先ほど主な課題として挙げられていた高齢化の進展、後継者不足についてはなかなか具体的な対応案が挙げられていないような状況も見受けられました。

48 ページ問 5 の方では、問 4 で挙げたような課題の解決のためにどのような団体や機関と連携したいかについて伺っています。こちらすべての種別の福祉関係団体におきまして、課題解決のためには特に市役所、それから社会福祉協議会との連携が必要であると考えていることがわかりました。やはり行政、それから準行政的な機関に寄せられる期待の高さが浮き彫りになった

形となると思います。

一方で障害福祉関係団体においては NPO ボランティア団体相互との連携において個々の課題に対応できるような交流が望まれていることが伺えます。

問 6 につきましては各団体の活動に必要な情報の入手元について伺っています。各福祉関係団体において最も回答が多かったのは市の広報紙、市のホームページの 2 つであり、市の情報発信が占める重要性がわかります。また障害福祉関係団体においてはその他の回答が最も多かったことが特徴的で、団体ごとの活動の目的に応じて、それぞれ連携する様々な人・機関から直接情報を得ていることが多いということがわかりました。

以上の問 1 から問 6 の設問を踏まえた総括といたしまして、各福祉関係団体が抱える課題としましては、団体の存続そのものに関わる課題が持ち上がってきている中で、これまででも主に市役所や社会福祉協議会との連携を多く進めていましたが、今後より一層市役所と社会福祉協議会との連携による課題の解決を望んでいる状況にあるということがわかったと考えることができます。また障害福祉関係団体においては NPO ボランティア団体相互の交流を促進し、連携を強化するということを望んでいる状況があることもわかりました。

では引き続き団体ヒアリングの説明になるのですが、50 ページの問 7 の方に移ります。こちらでは団体の活動を通じて感じる地域の問題点、課題について伺っています。各福祉関係団体全体を通して最も回答が多かったのは、地域活動の減少・担い手不足で、次いで福祉ニーズの多様化・複雑化が続いています。福祉の問題が多様化・複雑化する一方で、それを支えるべき地域の力の担い手が少なくなっているという現状を読み取ることができます。

問 8 では先ほどの問 7 の課題を解決するために必要な取り組みについて伺っています。全体を通して最も回答が多かったのは、支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備、次いで地域のネットワークづくりが続き、次い

で日常生活に関する身近な相談窓口の整備が続いています。これらの内容はどの種別の福祉関係団体から見てもニーズが高いということが伺えます。特に支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備というところにつきましては、最初にご説明した市民アンケートにおいても、最も回答が多かったものとなりますので、いずれにおいても高いニーズであるということが伺えるかと思います。

続きまして問 9 です。こちらでは地域福祉を推進するために必要だと考える取り組みについて伺っています。全体を通して最も回答が多かったのは、支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくりであり、次いで地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成でした。

一方で他の選択肢については回答数に大きな差はなく、地域福祉推進のためには幅広い取り組みが求められているということがわかります。これも市民アンケートと同様の傾向でありまして、一市民の目線で見ても、団体等において活動する方の目線から見ても一様に高いニーズがあるということがわかります。

では次の問 10 になります。問 10 では、地域における助け合い支え合い活動を活発にするために必要な取り組みについて伺っています。全体を通して見ると、地域における助け合い支え合い活動を活発にするためには、近隣住民相互の日常のつき合いが基礎として大切であると考えられていることがわかります。一方障害福祉関係団体においては、こどもたちも含めた市民への福祉教育の充実を重要視しており、地域においても障害者、それからその家庭のことを理解することで助け合い支え合い活動へと繋がると考えていることがわかります。これについても先ほど最初に説明した市民アンケートと同様の傾向が出ていると見る事ができるかと思います。

最後に、54 ページの問 11 につきましては、本アンケートに関連する意見・要望についての自由記述欄となりまして、こちらの内容を列記したものと

なります。こちらもすべて触れるのは難しいので割愛させていただきます。

続きまして 57 ページのところからご覧いただければと思います。最初に、関係団体へのヒアリング調査の中で直接の聞き取り調査を希望した団体が 3 団体あった旨ご説明いたしました。こちらの 3 団体はいずれも障害福祉関係の団体だったのですが、こちらの直接の聞き取り調査の結果を記載しております。こちらが 57 ページから表裏という形で 3 団体分 62 ページまで掲載している形となっています。こちらも個別の内容ございますので詳細については個別に触れることは割愛させていただきますが、3 団体分を総括させていただきますと、まず特に障害児者の保護者にとっては市役所の窓口の説明を聞きに来ること自体のハードルが高い、心理的なものも含めてハードルが高いということだったので、日常的に身近な存在に相談できる環境を整備することが必要なのではないかということや、市役所での窓口で相談した際に必要なサービスをつなげる支援の充実が求められているということが挙げられていました。

また、新しいメンバーが入らないということ、リーダーが育たないということについてという活動上の課題に対しましては、近年、当事者である障害児者の保護者の方たちも日中働いていて、こうした活動をする余裕がなくなっている、それからこうした活動をしたいと考えている当事者同士の繋がりの方がもっと必要なのではないかと感じるというような回答がございました。

以上、市民アンケート、庁内ヒアリング、関係団体のヒアリング調査の結果の方を分析して、主な課題点としてこの度 3 点ほど抽出いたしました。

63 ページをご覧ください。こちらに抽出した課題 1 からご説明して参ります。

一つ目が複雑化・多様化する課題に対して支援を届けるための体制の強化です。最初に申し上げた市民アンケート調査では支援を必要とする人に支援

が行き届く仕組みづくりや、身近な相談窓口充実のニーズが高かったことから、サービスや支援が必要な人にそれらが届いていない、あるいは届くまでのプロセスに課題があると感じている市民が多いことが明らかになっておりました。

庁内ヒアリング調査、関係各課への調査については、相談内容が多様化していること、複雑化していること、また複数の部署に跨る複合的な相談が多く、従来の福祉の仕組みでは対応が難しい課題が増えている現状が明らかになり、横の連携による包括的な支援体制が必要であるということがわかりました。

関係福祉団体のヒアリング調査においては、地域の課題として福祉ニーズの多様化・複雑化が挙げられている中、身近な相談窓口の充実が求められていることがわかりました。このことから、複雑多様化する生活上の課題を身近に相談でき、支援へとつなげることができる体制づくりが求められているということが分析できてきました。

また直接の聞き取り調査においては、市役所の窓口相談に行くことの心理的なハードルが高いという声も聞かれておりまして、そうしたアクセシビリティの確保が問題で課題であるということも示唆されております。

以上のことから主な課題の1点目として、複雑化・多様化する課題に対して支援を届けるための体制の強化を抽出しました。

続いて課題2の方です。地域における繋がりや醸成というものを抽出しております。

こちらアンケート調査の方では地域における助け合い支え合い活動を活発にするためには、近隣の住民同士の日常的な繋がりなど、日々の暮らしの中での自然な交流が求められているということがわかりました。

また関係団体へのヒアリング調査においては、地域の課題として、地域活動の減少、担い手不足、近隣との交流が少ない、世代間交流が少ないといっ

た地域の課題が挙げられており、その解決に向けては、地域のネットワークづくりが強く求められていることが明らかになっております。

またアンケート・ヒアリング調査の両方におきまして、気軽に集まれる場所がないという回答も多く、世代や属性を超えた交流の場や団体等の交流の場が不足している実態が伺えます。

以上のことから主な課題 2 点目として、地域における繋がり の醸成を抽出しました。

課題の 3 つ目は地域を支える人材、団体の活動基盤と連携の強化をとというものを抽出いたしました。団体へのヒアリング調査におきましてはリーダー後継者が育たない、新しいメンバーが入らない活動資金の不足など、活動を継続していく上での課題が明らかになっており、また地域における課題として、地域活動の減少、担い手不足が挙げられています。

このことから活動を支える人材や組織そのものの持続可能性がなければ、地域資源が不足してしまう、そういったことが懸念される状況であることが伺えます。

一方で多くの団体はすでに市役所や社会福祉協議会との連携・協力をしておりまして、抱える課題の解決のためにさらなる連携協力を望んでいることも明らかになりました。

市役所などの行政や社会福祉協議会などの準行政的な機関が地域活動や団体活動のハブとなり団体の課題解決をサポートする役割への期待が高いことが伺えます。

以上のことから主な課題 3 点目として地域を支える人材、団体の活動基盤と連携の強化というものを抽出いたしました。

65 ページ以降については、調査票の内容について触れたものになるので割愛させていただきます。

アンケート・ヒアリング調査の報告については以上となりますが、今後の

方向性についても簡単にご説明させていただければと思いますので、配布した資料の資料 4 をご覧いただければと思います。

第 4 期地域福祉計画の体系と書かれている資料 4 の方をご覧ください。
こちらは現行の第 4 期地域福祉計画における基本目標や施策体系図の部分を抜粋してお示ししたものとなっております。こちら参考にご覧いただければと思います。

今後、こちらの第 4 期計画の流れを組みつつ、アンケート・ヒアリング調査の回答、それから抽出した主な課題点の方を踏まえまして、第 5 期の計画における策定のポイントを整理するとともに、こちらの基本施策テーマ、施策名などの整理を行い、骨子の作成を進めまして、次回の懇談会においてはこちらの骨子の案の方をお示しいたしまして、その内容について協議の方を行いたいと考えております。

本日こちらの骨子を策定し、作成していくにあたって参考になるご意見をちょうだいできれば幸いだと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様は事前のご質問をお伺いしていたと思いますが、こちらは特段ありませんでした。

資料 3、資料 4 の説明アンケートの方の説明については以上となりますのでどうぞご審議の方よろしく願います。

(座長)

ありがとうございました。

たくさんの資料をまとめていただきましてありがとうございます。

さて、今ご説明があったように今回新たに 3 つの調査に対して共通のアンケート項目を確定し、それを回収したということです。それが第 3 章で報告いただいた内容でした。それと庁内で支援を実際に行っている関係各課の課

題感をヒアリングした、これは基本的には自由回答のアンケートの形式でした。そして、各課が持つ課題感を抽出したと。

そして実際の市民団体です。より市民に近いところで支えている皆さんの課題感の把握を試みたというのが第 5 章で、これもアンケートと聞き取りを行ったということです。これを受けて 63 ページに抽出した 3 つをまとめたただいた課題 1 というのは、市役所の体制強化に関するものの課題には、地域の繋がり、ベースアップといいますか、市民の全員の土壌醸成のようなことに関して課題があるのではないかということでした。

そして 3 つ目は、市民団体の中にもありましたが、なかなか人員の体制が作りにくくなっているということを踏まえて、それをどのように支えていくか、それを支えることが必要であるということが抽出されているかと思います。

こういったまとめに関して、もう少し例えば重みをつけて欲しいというような表現、あるいは部分があれば、ご指摘をいただいておきたいと思います。

資料が多いので、まとめの 63 ページの中の文言に対して、3 章 4 章 5 章のこの部分を盛り込んでもらったらどうだろうかという内容でご意見いただければと思います。

皆さんいかがでしょう。お願いします。

(副座長)

先ほどの趣旨、ご質問の趣旨とはずれてしまうかとも思うのですが、1 点確認をさせていただきたいと思います。

63 ページの課題 1－2 のところ庁内ヒアリングの調査結果の中で、相談内容が多様化・複雑化している、また複数の部署に跨る、その中で、政策の目標や価値の共有が難しい等の課題があるということが明らかになったという

ことですが、それを踏まえて、市役所の方として、体制改善や検討が行われているのかどうか教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

最初の概要部分でも、国の流れについての説明があったのですが、重層的整備体制支援事業というものの創設を国の方でもしておりまして、本市においても、昨年度からこちらの実施が始まったところです。今後、こちらの体制を強化していく形になってくると思っているのですが、包括的に相談を受けとめながら、縦割りにならずに、丸ごとの支援ができるような形で、様々な支援につなげていくことができる体制として進めていけるものになるかと思いますので、今後こちらをうまく活用していくことが課題への対策になってくるかと考えております。

(副座長)

ありがとうございます。

そういった動きに期待する一方で、今の話というのはおそらく福祉の流れの話だと思います。19 ページのヒアリング調査結果の概要と結果の対象 24 部署を見ていくと、下の方は、例えば教育相談センターとか、特別支援教育推進室だとか、学び推進課というような、もちろん福祉に全く関係ないということではないですけど、教育に関係するような部署も入っていると思います。その連携はどうなるのでしょうか。

(事務局)

重層的整備体制支援事業の方も、福祉の方から始まっているものではあるのですが、福祉以外の分野も含めた連携を進めることとなっています。このような連携は事業に含まれつつ、横の連携による対応も当然あるものと考え

られますので、そこは強化していくことが必要なのかなと考えております。

(副座長)

わかりました。ありがとうございます。

(細川委員)

市民委員の細田と申します。よろしくお願いいたします。

今、先ほどの森地先生のお話と少し重なる部分があるのですが、24 ページのアンケート・ヒアリング調査のところで、教育局の方から連携することのメリット成果というのが該当なしになっています。事業に関しては、教育に関する相談事業ということになりますので、多分教育支援センターの方に教員ないしは保護者から何かしらの相談を受ける事業という理解のところで話をさせていただきたいのですが、該当なしというのは、実際にその相談が来ていないのかな、と捉えられると個人的には思っています。相談が来れば何かしらの関係部署、関係者との連携は必ずあるのかなと思いますが、そういったところでメリットを感じられていないということは、もしかすると抱え込んでしまってるということなのかなとも捉えられます。学校はやはり学びの部分なので、先生方はそこに集中していただくということは大前提の話として、それ以外の問題というのが、多様化とか、今回のアンケートの結果で様々な課題に対して取り組まなければいけないという話なのかと思います。

1 日の中で長く活動する場が義務教育の中では学校になりますので、その課題をうまく福祉の横の繋がりに流していくように、教育の現場で抱え込まないようにすることを、この機会に考えていく必要性もあるのではないかなと思います。

森地先生から、この話題も出たところだったので、発言させていただきました。以上です。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃっていただいたところは、該当なしではあったのですが、学び推進課含めて学校現場の方などでも、こどもの個人情報の関係もあり、なかなか問題が地域などに出せないという状況もあるということ、様々なところから伺っています。そういったところの連携強化も考えていく必要があるかと感じます。ありがとうございます。

(座長)

ありがとうございます。

確かに、連携する上での課題感は書かれているけれど、メリットが書かれていないということで、そこはその背景をしっかりと捉える必要があるかもしれないですね。

ざっくりと見ると、市役所内の体制強化と、地域の土壌づくりというベースアップ、そして支援団体がしっかりと存続するための支え、それは市役所の支えもあるでしょうし、広く言えば、市民の土壌づくりも関係があると思っています。そのあたりで、皆さん支援をされる当事者として、こういうところが実感として弱いなと思うような箇所があればご指摘いただけるとありがたいと思います。いかがでしょう。お願いいたします。

(石塚委員)

石塚でございます。

課題 2 の、地域における繋がりや醸成ということで、私はつくば市の郡部にこどもの頃からずっと住んでいるのですが、そのころは近所とか、ちょっと遠くの人でも大体わかっていました。

最近はどうも、隣の家のことさえ、何をやってるのかな、誰か具合悪いのか

なということまで、わからない状況になってきてしまったのが農村部ではないかと思います。

うちの方の近くに団地が300戸ほどありますけれど、その団地の方々は、以前は地域の繋がりはなかった。ただ、最近では、その方たちが定年で自宅にいるようになり、その中の繋がりというのはかなりできています。以前は農村部の方が繋がりがあったのですが、最近では同じような目的で住まわれている団地の方々が、繋がりがすごく多くなったような感じを受けます。今もずっと住んでいてしみじみ感じていますが、本当に周りがわからなくなっているのが現状なので、この繋がりをもう一度検討していただくといいのかなと思います。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

つくば市に限らないと思いますが、都市部と人口密度の低いところで、繋がりの変化という点で違う要素があるのではないかとということです。まず、すごく重要な視点かと思います。

ざっくりと繋がりがと言うのではなくて、地域特性に対してどう繋がりをつくる支援をするのかという視点が必要ではないかということかと思います。とても重要な観点かなと思いました。

事務局の方からいかがでしょう。

(事務局)

おっしゃっていただいたご意見のほう参考にいたしまして、人口減少と申し上げましても地域の特性に応じてグラデーションが違うというところもご指摘の通りかと思いますので、そういったところも踏まえて考えていければと思います。ありがとうございます。

(座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

ここ5年10年、官舎が立て変わっていく中で、官舎というのは、同じ職場をともにする人たちがいて、何となく、顔やどういう属性の人たちがいるのかとかいうのをわかった上で共同住宅をシェアしてたというんですかね。それが現在、私が住んでる周りも戸建てに変わっていくと、三々五々集まってきていて、お隣がどういう人なのかをわからないで住んでいる。

私はマンションなので、区会あるいは管理組合というのがしっかりあって、何となく顔が見える。しかも行動が共有空間を通じるので何となく顔見知りというのがわかるのですが、今の石塚委員のお話だと実は都市部の方がそういう繋がりが生まれているのではないかと思います。

(石塚委員)

はい。

(座長)

とても参考になりました。一方で、人口減少している地域の方がより心配だということですね。

(石塚委員)

はい。

(座長)

ありがとうございます。

アンケートの中でもありましたが、高齢者に関しては、専門的な支援とい

うよりは、地域での支え合いのような、身近なところでの支援が必要ではないかというニーズが現れていたので、今のお話のような地域特性も含め、課題感ということを少し掘り下げて書いていただけるといいかなと思いました。

他に、例えば障害関係とか、子育て関係とか、もう少しこういうところを強めに書いていただければというような、ご意見ありませんか。皆さんから一言ずついただきますでしょうか。感想でも構いません。一言ずついただけると事務局も心強いかなと思いますので、いかがでしょう。

じゃあ1個ずついただきます。津野委員の方からお願いします。

(津野委員)

よく見せてもらったのですが、全体的にすごくよくできているなと思いました。資料4の中でもきちんと体系化されていますので、特に私の意見としては、直す部分などは別にないかと思っております。

ただ、体系の中でちょっと気になったのが、情報発信の進化と書いてあったところです。この進化とは、なかなか難しいなと思ったので。

例えば情報発信の拡充とかだったらわかるのですが、進化とはどういうことかなと、今から進化させるのかなというのが気になりました。

以上でございます。

(座長)

ありがとうございます。

こちらは私がお願いをして、前回の地域福祉計画の資料を参考に作ってくださいということでした。次回は、そういったことを反映しながら、第5期分の新しい資料が出されてくると思いますので、またこういった議論ができればと思います。

確かにそうですね。主語が難しい。誰が進化させるのかというのは、その通りだと思います。ありがとうございます。

(事務局)

4期の計画の際に、市の広報やホームページの発信が大事だということが当時もポイントとして出ていたので、SNSの発達なども含め、様々な層に行き届く発信という意味合いでの進化ということだったのではないかと思っていますが、今のご意見も踏まえながら、5期のものを検討していければと思っております。ありがとうございます。

(座長)

進化した情報発信を活用していく、強化していくというようなニュアンスかなと思います。

では石塚委員は先ほどいただいたので、よろしいですか。

(石塚委員)

はい。

(座長)

後藤委員お願いします。

(後藤委員)

つくば市福祉団体の連絡協議会の後藤です。

うちの会では、年に1回、会員さん対象ではない就学学習会というものを7月ぐらいに開催しています。障害があったり、発達が気になるお子さんをお持ちの保護者が、学校の特別支援学校とか、特別支援教育推進室とか、普

通小学校の特別支援学級の先生とかの話の聞いたり、あとは実際に障害のあるお子さんを学校に行かせている保護者の体験談を聞いたりします。30 年やっているのですが、毎年 100 名ぐらいの参加者がいます。そのあとに、もっと話を聞いて欲しいとか、聞きたいとかいう方向けに座談会を 3 回行っています。

そうすると、何らかの障害があるとか、学校での問題や先生のこととか、今相談したい、話をしたいという人がちらほら出席します。何らかの障害で当てはまる団体に入会しているのですが、お仕事されている方が多いので、年会費を払って入会して、集まりは毎月あっても年に 1 回しか来ないとか、来られても 2 回という状況です。そういう人が多い中で、やっぱりリーダーは育てられません。そうすると、ずっと同じ人がリーダーをやっていることになるので、高齢になったらどうなるのかなと思っています。活動をやりたいということではなく、会に入っているとちょっと困った時、相談できると安心だという気持ちで入っている方もいらっしゃるし、あとはお仕事しながらも、毎月調整がきく方は出席しています。

昨日、茨城県の手をつなぐ育成会の理事会があったのですが、そちらの方も高齢化が進んでいて、70 代という方がほとんどで、やはり小中学校とかの会員さんは、あまりうちの会以外はいないような状態でした。70 代 80 代になっても役員さんをやっていて、下がなかなか育てられないという問題はどこでも共通なのかなとは思いますが。

今、学校の方も PTA がなかったり、新しい学校だと最初から PTA を作らなかったりで、PTA の活動もすごく縮小されています。特別支援学校の方も、PTA が任意とお知らせをしたので、1 割 2 割ぐらいの方は入らなかったというような状況でした。そのように繋がりを求めている人に対しては、無理してこちらから何か働きかけをすることもしなくていいのかなと思うのですが、実際そういう人が困った時に頼るのは市の方だったりするのかなと思

います。1人で困っていて、相談に行くというのはやはりハードルが高かったりするのかなと思います。

先ほどマンションのお話をされていましたが、私もマンションなのですが、名前がわかるのが両隣ぐらいで、上の人もお年寄り2人が住んでいるのは知っていますが、名前はわかりません。

区会も、理事会に出ればそこに出ている人はわかるのですが、それ以外の人はわからないので、地域によって違うのかなと思います。

私の実家が北条なのですが、住民が亡くなってどんどん減っています。隣がいなくなってしまって、その隣の隣はもうずっと前になくなってとか。今両親はいて、私が近くにいるからいいのかなと思うのですが、このように減ってきてというのは、少し心配です。お祭りも、昔は山車を引いているこどもたちがいっぱいいて、1回も山車に乗せてもらったことがなかったのに、今のこどもたちはみんな山車に乗っていて、大人が引いている。山車を引くほどのこどもがいないということになっています。その辺は変化させながら継続させているのかなと思うのですが、地区によっていろいろ違うのかなと思います。

(座長)

ありがとうございます。

困ったなという時に、年に1回の学習会のような、そういう団体があったなというのがどこかに残っているというのも、土壌づくりなんだろうなと思いながらお聞きしていました。その団体に入られる方も、どちらかというと支援を受けたいという受け身姿勢で、そこからどうリーダーにしていけるか、そういったメンバーシップの中での変化みたいなものを、市もどうやって後押しできるかいうところが課題なのかもしれないなと思いました。ありがとうございました。

では続いて、よろしくお願いいたします。

(中島委員)

茨城県つくば保健所地域保健推進室長の中島と申します。よろしくお願いいたします。

アンケート調査結果を拝見させていただきまして、保健所業務遂行にあたってとても参考になるようなまとめをいただいているなと感じました。

特に、分析として行政への期待大ということでお話あった一方で、市役所の窓口に行って物事を聞くことに高いハードルを感じる、文字ばかりの制度説明では理解が難しい、というような分析もございました。

必要な方へ支援を届けるためのアクセシビリティの確保が課題ということにつきましては、保健所も同様かと思いますので、保健所業務遂行にあたって参考にさせていただきたいなと感じました。

それから保健所としましては、保健医療衛生ということで業務所管しております。福祉分野との連携が急務ということで、つくば保健所の方でつくば保健医療福祉協議会を設置しております。

こちら他計画との整合性ということで課題を先ほど述べられていたかと思えますので、つくば市さんとも連携させていただいて、こちらの私どもの計画策定に当たっても、進めていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

(座長)

すごく具体的なお話ありがとうございます。

では続けてよろしくお願いいたします。

(登坂委員)

民生委員児童委員、主任児童委員をさせていただいています、登坂と申します。

今、主任児童委員の方では、学校訪問といって自分が担当している地域の学校を個別に回って、校長先生とお会いしこどもたち一人一人の様子などお話を伺っている機会です、昨日は5校行ってきました。

私が担当している地域は、TX 沿線です、外から見るとこどもが爆発的に増え、校舎が足りないとか、運動場が狭いとか、そういった課題が山積している地域なんです、個別に見てみますと、増えているのは新しく建った住宅です。以前からある地区というのは、100 軒家があったとしても、新入生が1人入学するかしないかというような現状です。相対的に見れば学校のこどもたちは増えているけども、地域から見るとそんなことはないというような現状があります。

つくば市はこどもが増えて、ニュースで見ると、とても活気がある市に見えるのですが、そのこどもたち一人一人を見てみると、その中でも格差があるなということを感じていて、これからどうなるんだろう、そういうところにも現状で課題が山積しているなということを感じています。

今日のお話を伺って、私が担当してる分野をどういうところで、どのように活用できるかということ、頭をぐるぐる巡らしながら聞いておりました。

私は古い地域に住んでいまして、大体戸数が100軒ぐらいあります。増えもしない減りもしないというところなんです、どちらかというと空き家がちらほら見えてきています。

そういうところですので、地域の繋がりが強く、女の人たちの集まりが昔からあったのですが、100年以上続いていたものが今年の3月でなくなってしまいました。

それは、やっぱり後継者がいないんです。60代70代の人たちが一生懸命引っ張っていたのですが、他から嫁いできた人が入ってこない、家を跡取っている人たちも入らない、という現状です。

それはただただおしゃべりしているだけなのですが、そのおしゃべりの中にもたくさん温かい情報交換がありました。そのうちで病気になった人がいるとか、そういう話もありました。

昔から住んでいるつくば市の住民の中でも、そういう機会がどんどん消えていっているんだなとつくづく感じています。

昔のことが全て良かったというわけではないのですが、これから今の生活と融合させていく他の何かを見つけていかないと、何かわからない方向に進んでしまうのかなというのは日々強く感じています。

今日はたくさん勉強させていただいてありがとうございます。

(座長)

ありがとうございます。

そういった市役所目線あるいは団体目線、市民目線というメッシュの違いを意識する必要があるなと思いました。住民像の変化についても、官舎から戸建てのいわゆる団地に変わっていくという状況で、官舎というのは65歳の住民はいないという特殊な環境だと思うのですが、それが変わってきたというのは実は昔の住まい方に近寄ってくるんじゃないかと思います。

そういったことも捉えながら、地域づくりに取り組まないといけないなと今の感想を聞きながら思いました。ありがとうございます。

では続いてお願いいたします。

(田邊委員)

民生委員の田邊と申します。

今回の課題の 1 として出てきた、支援を必要とする人に支援が行き届くために、民生委員は活動しているんだと改めて実感しているところです。

それぞれが各地域で主に高齢者の方に接することが一番多いのですが、それだけではなくて、近所の方をお互いが思いやることが、地域全体の課題解決に繋がるんだなということをすごく実感しております。私たちも、高齢者だけではなく、障害者の方やこどもさんがいらっしゃる方から相談を聞く立場ではありますが、実際に障害のある方とは接点がなかなかなかったという現実もあります。それは、障害を持ってる方々が地域に溶け込めない雰囲気、壁のようなものを感じているということだと知りました。やはり理想としては、障害を持っている人を、皆さんがさりげなく見守って、思いやってお付き合いができるような社会になれば、みんな住みやすくなるんだなとすごく実感しています。この計画はそういう核心となるところでいいと思いますし、具体的にそういう地域をどうやって目指すかということになりますと、やはり私自身としては、区会が充実しているおかげで救われているなど感じます。

区会は、若い方も含めていろいろな年代の人がいて、行事などを行う区会では、必然的にその地域の人たちを巻き込みながら、知り合う機会も作って自然に皆さんが支え合う、ということに直結しています。それに加えて、社協の見守り員の方は、民生委員と同じように高齢者の方を見守ってくださっている方や、地域づくりを目指して活動している団体もあります。そういうところと区会の方々とが連合している地域は、本当に住みやすくていいところだなと感じますし、市内に幾つもあります。ですから、具体的に目指すといいかなと思うのは、区会を作っていく会の方が、核になるような方が 1 人だと大変なんですけども、何人か出てくれば、みんなで無理のない範囲の力を出し合いながらできるという具体的な例に繋がるかなと思いますので、その認識を広めるためにこういうことを発信していただけたらいいかなと感じ

ています。

あとは、重層的支援体制整備事業を去年から始めていただいたことに関しましては、以前から、地域包括支援センターの方からそういう体制がなくとも苦慮されているということをずっと聞いていましたので、それを速やかに作っていただけてすごいなと、つくば市はさすがだなと実感してすごくうれしく思っております。

今後ともよろしくお願いします。

(座長)

ありがとうございます。

とても心強い区会の存在があると、そういったものが横に広がるといいなことですね。そこに対してのこういった計画、あるいは市役所がどのようにそれを後押しできるかというのが重要かなと思いました。ありがとうございます。

では続いてお願いします。

(大津委員)

ありがとうございます。

この結果で出ているものは、私自身が今、小学生と幼稚園生、あとこの子の子育てをしながら周りの方に話を聞いている中で、そのニーズがそれぞれ拾われている、ヒアリングとしてちゃんととれているなと感じました。

特に皆さんのお話にも出ている区会や地域の繋がりについてなのですが、私の地域では、区会はあまり新しい人が入らない、逆に入っている方々からあまり区会の良さというのを伝えてもらえていないというのが現実としてあり、新しく引っ越してきた人たちも入らないというような実情です。ですが、実際子育てしている中で、不審者などの情報も多く、不安がかなり多い

です。通学でも、もっと地域の人との繋がりがあったら安心だなと思う場面もありますが、実際は、地域の繋がりは欲しいけれど、そういう区会との連携が取れてないという、ずれがあるのかなというのを感じています。そのため、この策として地域の繋がりが挙げられているのはすごく期待したいなと思います。今、少子化・高齢化も進んでいて、息子が通ってる小学校も 1 クラスですし、PTA もありません。一般の市民でもそういう繋がりを作れるならば作りたいけど、どうすればよいかわからない、どこに相談すればいいかわからないというのが正直なところです。そこが明確に政策で文字として挙がっていても、ピンとこない、どう使っていいのかわからない。市の方で連携がどんどん進んでいたとしても、高齢の方のような情報を取りうるのが難しい人もいます。先ほど情報の進化という言葉がありましたが、今のように SNS が発達しすぎてすぐに情報を得ることができない方との差が広がっていかないといいなと個人的には思いました。

ありがとうございました。

(座長)

ありがとうございます。

地域のすごく漠然とした防犯とか防災とかの不安があるけれども、それが区会に入ることあるいは会を通して繋がることのメリットとどうも繋がっていない、だからぼんやりとした不安と区会というのがどのように繋がるのか、そういったものを示していくのもすごく重要なのかなと思いましたし、困っている人が相談先を探すのではなくて、ここに行ったら何の質問・相談でもできるよというワンストップな相談体制というのにも必要だと思いました。そして、それがちゃんと広まっていくことも必要。そんな課題感を感じました。ありがとうございます。

続いてお願いします。

(岡田委員)

はい。主に支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みとか身近な相談窓口などという、似たような課題がやはりあるんだなと思いました。個別にはいろいろと違った課題があるかと思うのですが、やっぱり大まかに見てみると、そういう支援の行き届く仕組みとか、相談の窓口と人材の不足、リーダーの不足などが、課題として出てきてるんだなというのがすごくよくわかりました。

私が思ったのは、支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくりの部分が、ざっくりとしていて具体的にはどんなことがあるのかな、ということです。もしかしたら今後考えることなのかなとも思うんですけども。また先ほどおっしゃってたようなワンストップの窓口のように、困ったときにはここに行けば相談できるんだ、と思えるようなところがあると、すごくいいのかなと感じました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。

本当に、悩みながら相談を持ってるというのはいけないことですしね。

共通の問題かもしれないわけですから、どこに行っても相談できる、そういった体制づくりというのも大きな課題かなと思います。ありがとうございます。

細田委員も一言あればお願いします。

(細田委員)

細田です。

この重層的支援体制整備事業のように、今後横の繋がりを作っていくとな

ったときに、一つ大変だなと思うところは、手続きなど、横を繋いでいくための様々な業務が増えていくのではないのかということです。

行政の皆さんの仕事が増えることによって、最終的に我々市民側の手続きが複雑化することが懸念点として挙げられると思います。行政の業務が効率的にできるようになれば、市民が手続きを行う際にも、より楽でシンプルな形で対応できるようになるのではないかと。理想論かもしれないのですが、そう考えたところがあったので、発言させていただきました。

以上です。

(座長)

ありがとうございます。

私も本当にその通りだと思っています。入口がワンストップになっても、そのあと市の中で右往左往して業務が大変になるというのはよくない思っていて、その組織づくりをどのようにするのか。

森内先生の方からもそこに対する疑問が出されたと思うのですが、そこに対して市は真剣に作っていかないと、自分たちが苦しくなって、結果として、困りごとを持ってる人たちへのしわ寄せにもなりかねない。そういったところを問題意識としてしっかりと盛り込めると良いのかなと思いました。

皆さんからしっかりご意見いただけて、よかったと思います。

6 その他

(事務局)

今後のスケジュールについてご説明します。資料5をご覧ください。

本日第1回の懇談会を行いました。本日いただいたご意見を踏まえまして、8月に第2回策定推進懇談会を開催し、骨子案を提示させていただく予定です。10月に素案を提示させていただくため、第3回懇談会を開催予定です。

様式第 1 号

す。12月8日から来年の1月7日までパブリックコメントを実施し、来年の1月に、第4回地域福祉計画策定推進懇談会を実施し、パブリックコメントの結果をご報告する予定です。また、2月に第5回地域福祉計画策定推進懇談会を実施し、第5期地域福祉計画策定の報告をさせていただく予定です。来年の3月に第5期つくば市地域福祉計画の公表の予定ですので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

(座長)

ありがとうございました。

3月までの年間スケジュールですので、皆さんご理解いただきたいと思います。

では続いて再犯防止推進計画というものについて、市民協働課さんから、説明をお願いいたします。

(市民協働課)

市民協働課の前島と申します。

資料6に基づいてご説明させていただきます。内容につきましてはつくば市地域福祉計画とつくば市再犯防止計画の包含（合冊）についてのご提案ということになります。

初めに市民協働課の役割について少しお話させていただければと思います。市民協働課は、市民活動団体等への支援業務を行っているというのがメイン業務でございまして、その担当業務の1つに、更生保護という業務がございます。

この更生保護というものにつきましては、犯罪や非行をした人が地域社会の中で自立して、再び罪を犯すことを防ぐための支援のことになります。

市民協働課の方では主に保護司などのボランティア活動を支援しているという状況でございます。

今回再犯防止推進計画を策定するということになったのですが、その背景としては、国の方で再犯防止推進法というのができまして、自治体の再犯防止計画が努力義務として規定されたということや、犯罪を犯した人の支援を行っている保護司の方がぜひ策定して欲しいという要望があったということが背景でございます。

資料に沿って説明させていただきますが、1番目の趣旨なんですけれども、再犯防止の主要課題は、生活課題、住居、就労、保健医療、福祉でありまして、地域福祉計画の対象領域ということが重なるというふうに考えています。

具体的に、再犯防止の対象となる人の多くは、高齢で身寄りがなくて万引きを繰り返してしまったり、軽度の知的障害や精神障害があつて、適切な支援に繋がらずに罪を犯してしまったなど、既存の高齢障害福祉の制度からこぼれ落ちてしまった、複合的な課題を抱えているということが多いです。

そのためこの再犯防止推進計画を今回策定する地域福祉計画に包含しまして、包括的な支援の枠組みの中で推進ができればと考えております。

それによって、この生活課題を抱えた立ち直り支援が必要な方へ、より確実につながることができるようにと考えています。

こういった背景がございまして、今県内でも市町村が策定を進めておりますけれども、ほとんどの市町村が、地域福祉計画と再犯防止推進計画を包含した形で策定をしております、つくば市においても同様の形で策定ができればと考えております。

2番目包含合冊のイメージなんですけれども、こちらの地域福祉計画の中では、施策の1つとして再犯防止推進事業を記載したいと考えております。

詳細につきましては、つくば市再犯防止推進計画の中で整理したいと考え

ておりまして、具体的には裏面にありますように、専門の意見交換メンバーと策定を進めまして、合冊という形でできればなと思っています。

イメージは資料7につけてあるんですけれども、つくば市地域福祉計画がメインになりまして、その下に、つくば市再犯防止推進計画というのが紐づくというようなイメージで策定を考えております。

最後に期待される効果なのですが、こちらのアンケートの結果におきまして、支援が必要な人に支援が行き届くようになることですか、あとは63ページの課題1で複雑化、多様化する課題に対して支援を届けるための体制の強化ということが、地域福祉計画の方でもありましたけども、一緒に策定をしていくというのがまさにこの体制強化の資料になるのではないかなと考えています。

支援に繋がりにくい、いわゆる生活課題層に対して届けていくということを目指して、我々も進めていきたいと考えているところです。

簡単でございますが、説明は以上になります。

(座長)

ありがとうございます。

新たな計画について、これから策定をしていき、この地域福祉計画と併せて1冊として出したいというような計画をご説明いただきました。

これについて何か委員の方からご意見、ご感想、ご質問ありますか。

よろしいでしょうか。

共通する内容が多く含まれるということですので、懇談会で出されている意見なんかも共有させてもらえるといいのかなと思っていますのでどうぞよろしくお願いいたします。

では以上で議事はすべて終了しました。

ありがとうございます。

様式第 1 号

ではこれをもって議事を終了し、座長の任を解かせていただきたいと思います。

7 閉会

(事務局)

山脇座長、大変ありがとうございました。

次回の開催につきましては、8月下旬を予定しております。日程が決まり次第、委員の皆様にはご連絡を差し上げたいと思います。

では以上をもちまして、令和8年度第1回つくば市地域福祉計画策定推進懇談会を閉会とさせていただきます。

本日は大変ありがとうございました。

つくば市地域福祉計画（第5期）策定推進懇談会委員名簿

令和8年4月1日現在
選任期間：令和9年4月19日まで

	区分	氏名	所属等
1	地域住民	たきはら じゅん 瀧原 純	つくば市区会連合会 副会長
2		ほそた ただひろ 細田 忠博	市民委員
3		すどう こうへい 須藤 浩平	
4		おかだ ふさこ 岡田 房子	
5		おおつ ちえ 大津 智絵	
6		たなべ さきこ 田邊 佐貴子	つくば市民生委員児童委員連絡協議会 副会長
7	保健・医療 福祉関係者	いしつか かずお 石塚 一夫	つくば市シルバークラブ連合会 会長
8		ごとう まき 後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長 (つくば市手をつなぐ育成会)
9		つの よしあき 津野 義章	つくば市社会福祉協議会 副会長
10		やまざき せいじ 山崎 誠治	つくば市ボランティア連絡協議会 世話人代表
11		なかじま 中島 めぐみ	茨城県つくば保健所地域保健推進室 室長
12		とさか あつこ 登坂 敦子	つくば市主任児童委員連絡会 副代表
13	学識経験者	やまわき ひろき 山脇 博紀	国立大学法人筑波技術大学 教授
14		もりち とおる 森地 徹	国立大学法人筑波大学 助教

つくば市地域福祉計画（第5期）策定について

■ 地域福祉計画とは

国においては、「地域共生社会の実現」に向けて、地域における誰もが、「他人事」ではなく「我が事」として、支えあいに関係性に加わるという考え方が重要とされています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

地域福祉計画は、地方公共団体が地域福祉を総合的かつ計画的に推進することにより、地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みを具体的な形にまとめた方策であり、社会福祉法第107条に規定されています。

地域福祉計画は、市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえることとされています。

社会福祉法第107条により、計画の策定が努力義務とされており、市区部では90%を超える自治体で策定されています。また、平成30年4月の社会福祉法の改正により、各福祉分野が共通して取り組む事項を記載する、福祉分野の上位計画となりました。

■ 地域福祉計画に盛り込むべき事項

地域福祉を推進するため、次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定します。

- I 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- II 地域における福祉サービスの適正な利用の推進に関する事項
- III 社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- IV 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- V 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■ 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

平成30年4月の社会福祉法の一部改正に伴い、策定が努力義務となり、盛り込むべき事項のうち、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が新たに追加されました。

また、令和3年4月の社会福祉法一部改正により、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「重層的支援体制整備事業」が創設され、「包括的な支援体制の整備に関する事項」が「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」へ改正されました。

(2) 県の動向

県では、社会福祉法第 108 条の規定に基づき、「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」を目標とする、令和 8 年度からの 4 年間を計画期間とする「茨城県地域福祉支援計画（第 5 期）」を策定しました。

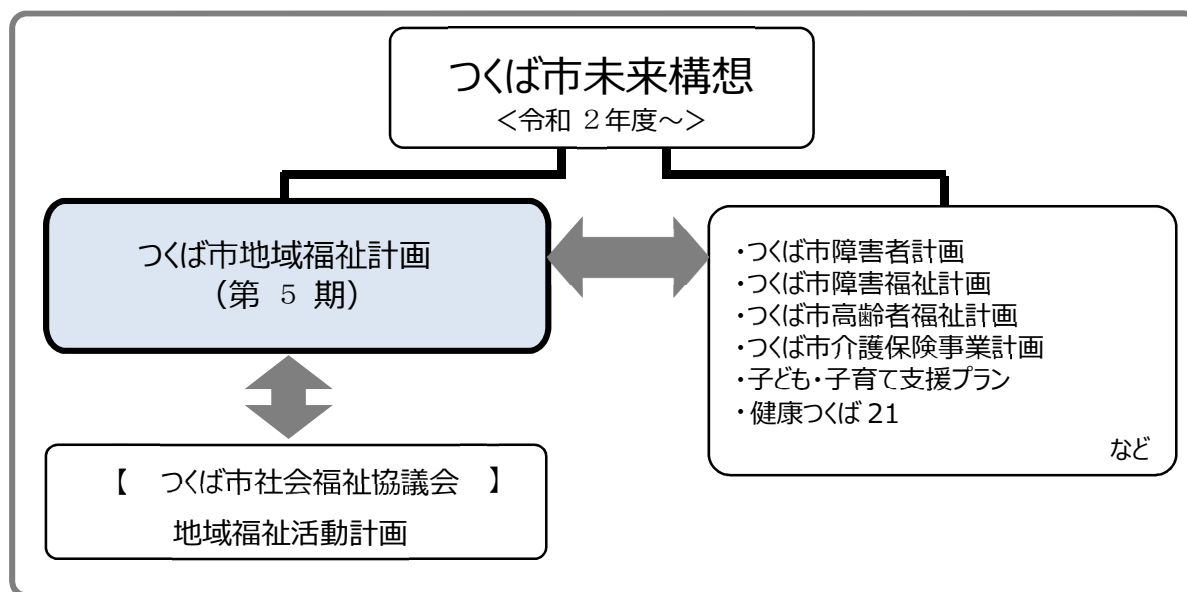
- 「支え合いの地域づくりへのチャレンジ」
- 「支え合いを担う人財づくりへのチャレンジ」
- 「福祉を支える環境・基盤づくりへのチャレンジ」

の 3 つのチャレンジを柱として、具体的施策を展開しています。

■「つくば市地域福祉計画（第 5 期）」

(1) 計画の位置づけ

「つくば市地域福祉計画（第 5 期）」は、下図に示すとおり、令和 7 年度に改定された「つくば市未来構想」を上位計画とし、「未来構想」に示されたまちづくりの理念のなかの「Ⅱ 誰もが自分らしく生きるまち」に呼応する個別計画として、社会福祉協議会が策定している「地域福祉活動計画」との連携と、市の「障害福祉計画」や「高齢者福祉計画」、「子ども・子育て支援プラン」「健康つくば 21」等の個別計画との整合を図りながら、地域を基盤とした福祉を推進するための具体的な取組の方策を示していきます。



(2) 計画の期間

本計画は、令和 9 年度を初年度とし、令和 14 年度を最終年度とする 6 年間を計画期間とします。

なお、社会や市の状況の変化等を考慮し、定期的に中間評価を、更に令和 14 年度に最終評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。

（３）計画の策定方法

本計画策定にあたっては、施策の実効性の最大化を図るために、

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 地域福祉についての最新のニーズの把握と見極め② 前（第４期）計画の施策の評価と総括③ 他計画との整合性の確保 |
|--|

を十分に行なうことを基本とし、更に社会福祉協議会が主導する地域福祉活動計画との一体的な運用を見据えて策定をすることとしました。

「つくば市地域福祉計画（第４期）中間評価」の結果を踏まえ、計画方針の検討および協議を行いました。

また、「令和７年度（2025年度）つくば市市民意識調査」や本計画の下位計画に当たる各福祉等計画で実施したアンケート調査に追加した設問の結果とともに、庁内関係課室等や福祉関係団体へのヒアリング調査を行った結果を活用して策定します。

資料3

地域福祉に関するアンケート・ヒアリング調査報告書

令和8年(2026年)5月 つくば市

目 次

第1章 アンケート・ヒアリング調査の目的と趣旨	p. 1
第2章 アンケート調査の対象・方法	p. 1
第3章 アンケート調査の内容と分析	p. 3
● 令和7年度(2025年度)つくば市市民意識調査	p. 3
● 障害福祉に関するアンケート調査	p. 9
● 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	p. 13
● それぞれの調査結果内容の比較	p. 17
第4章 庁内ヒアリング調査の概要と結果	p. 19
第5章 関係団体ヒアリング調査の概要と結果	p. 33
● ヒアリングシートの回答結果について	p. 34
● 聞き取り調査の回答結果について	p. 57
第6章 アンケート・ヒアリング調査の分析とまとめ	p. 63
第7章 参考資料：調査票の内容について	p. 65

第1章 アンケート・ヒアリング調査の目的と趣旨

市民が地域福祉のために必要だと感じることにについて定量的な調査と定性的な調査を実施することで、本市における地域福祉推進のための課題を明らかにし、「つくば市地域福祉計画（第5期）」策定に役立てるために実施しました。

第2章 アンケート調査の対象・方法

市が実施した「令和7年度（2025年度）つくば市市民意識調査」のほか、本計画の下位計画に当たる「つくば市高齢者福祉計画」及び「つくば市障害者計画（障害者福祉計画・障害児福祉計画）」の策定に当たり実施した市民アンケートの中に、それぞれ地域福祉の推進に関する設問を追加する形で実施しました。各調査の概要については、次のとおりです。

○調査名：令和7年度(2025年)つくば市市民意識調査

調査期間	令和7年(2025年)8月6日～令和7年(2025年)8月31日
調査対象	住民基本台帳に記載された18歳以上の男女のうち、層化無作為抽出法により抽出3,000人の方。
調査方法	郵送配布・回収
回収状況	発送数：3,000通、回収数：1,375通、回収率45.8%

○調査名：障害福祉に関するアンケート調査

調査期間	令和7年(2025年)12月8日～令和8年(2026年)1月13日		
調査対象	市内に居住する障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受領している方の中から無作為に抽出された、65歳未満の2,000人と65歳以上の300人の方。障害種別等ごとの内訳は以下のとおり。		
	障害種別等	送付者数 (人)	対象者数(人) R7.3.31現在
	身体障害者手帳所持者	1,215	5,105
	(内訳) 視覚障害	85	343
	聴覚・平衡機能障害	110	461
	音声・言語・咀嚼機能障害	15	52
	肢体不自由	500	2,108
	内部機能障害	505	2,141
	療育手帳所持者	385	1,625
	精神障害者保健福祉手帳所持者	550	2,327
	難病患者福祉金受給者	150	1,677
	計	2,300	10,734
調査方法	対象者に調査票・回答票を送付し、回答票の返送又はいばらき電子申請システムでの回答により回収		
回収状況	発送数：2,300通、回収数：820通、回収率35.7%		

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○調査名：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査期間	令和8年(2026年)1月6日～令和8年(2026年)2月13日
調査対象	つくば市の住民基本台帳に記載がある、要介護1～5以外の65歳以上の高齢者の中から無作為に抽出された3,000人の方。
調査方法	対象者に調査票・回答票を送付し、回答票の返送又はいばらき電子申請システムでの回答により回収
回収状況	発送数：3,000通、有効回答数：1,732通、回収率57.7%

地域福祉の推進のために必要だと感じる内容について定量的に把握することを目的に、それぞれの調査において共通する設問として、次の2つの問を設けました。

問 地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞
選択肢
ボランティアの育成と活動の促進
区会（自治会）、ボランティア団体等への支援
身近な相談窓口の充実
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
誰もが気軽に集まれる居場所づくり
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり
その他

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞
選択肢
近隣の住民同士の日常の付き合い
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
区会（自治会）への加入促進、活動の活発化
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
子どもたちも含む市民への福祉教育の充実
その他

第3章 アンケート調査の内容と分析

～「令和7年度(2025年)つくば市市民意識調査」～

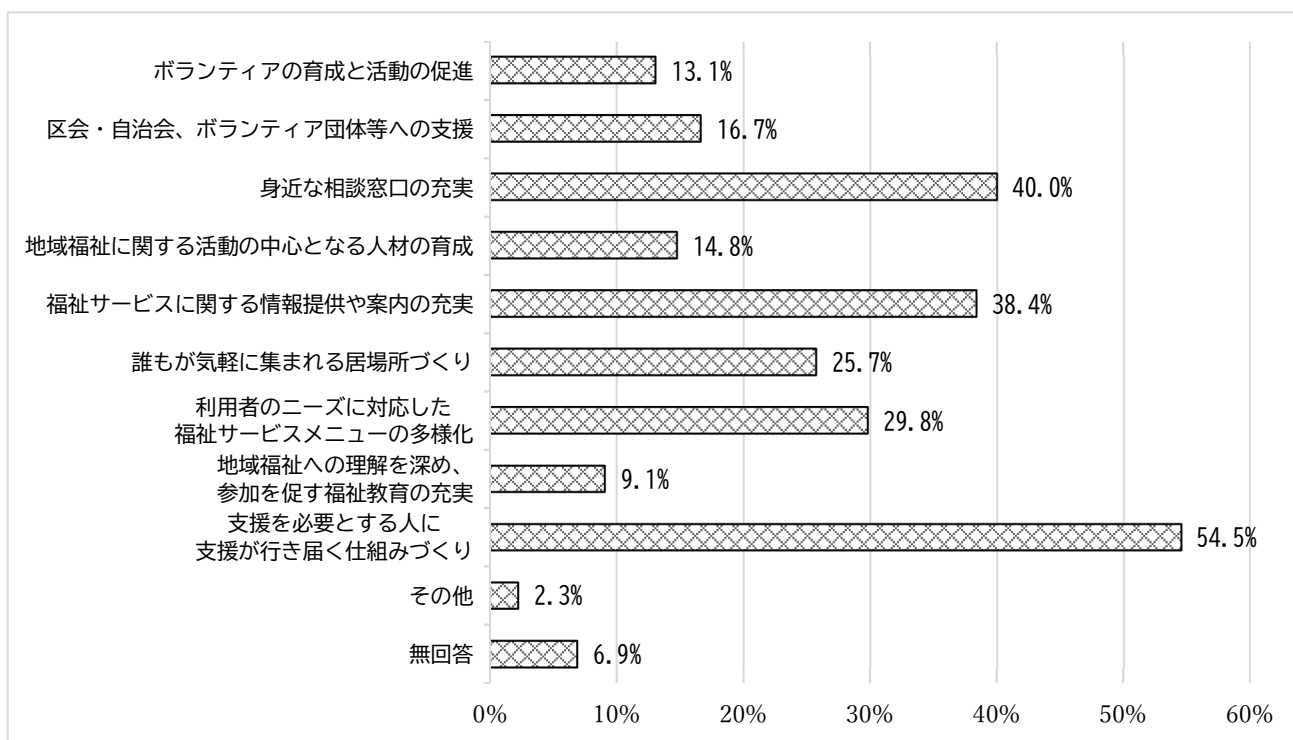
問 22 地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか。

＜該当するものを3つまで選択＞

＜全体集計の結果＞

○地域福祉を推進するために必要な取組について、過半数である750人(54.5%)が「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」が必要であると回答しています。次いで「身近な相談窓口の充実」が550人(40.0%)、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」が528人(38.4%)と続いています。○制度やサービスを必要とする人へ行き届くようにする更なる仕組みづくりが強く求められています。

選択肢	回答数(人)	構成比
ボランティアの育成と活動の促進	180	13.1%
区会・自治会、ボランティア団体等への支援	229	16.7%
身近な相談窓口の充実	550	40.0%
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	203	14.8%
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	528	38.4%
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	354	25.7%
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	410	29.8%
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	125	9.1%
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	750	54.5%
その他	31	2.3%
無回答	95	6.9%
全体(有効回答数)	1,375	



つくば市地域福祉計画(第5期) アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

<クロス集計の結果>

【地区別】

○いずれの地区でも「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」は過半数を占めており、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」と「身近な相談窓口の充実」が上位に入っています。

回答順	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
筑波地区 (N=87)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化／誰もが気軽に集まれる居場所づくり	
	50 58.1%	37 43.0%	31 36.0%	24 27.9%	
大穂地区 (N=83)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	45 54.2%	33 39.8%	30 36.1%	24 28.9%	19 22.9%
豊里地区 (N=82)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実／福祉サービスメニューに関する情報提供や案内の充実		利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	区会・自治会、ボランティア団体等への支援
	47 58.0%	33 40.7%		27 33.3%	20 24.7%
谷田部地区 (N=167)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	101 60.5%	69 41.3%	61 36.5%	57 34.1%	32 19.2%
桜地区 (N=128)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実／福祉サービスメニューに関する情報提供や案内の充実		利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	78 60.9%	50 39.1%		41 32.0%	27 21.1%
荃崎地区 (N=126)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	区会・自治会、ボランティア団体等への支援
	67 53.2%	60 47.6%	56 44.4%	34 27.0%	28 22.2%
研究学園地区 (N=402)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	208 51.7%	156 38.8%	155 38.6%	126 31.3%	111 27.6%
TX沿線開発地区 (N=298)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	153 51.7%	120 40.5%	102 34.5%	86 29.1%	85 28.7%

【年齢別】

○全ての年齢で「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」が最も多く、10 歳代と 20 歳代を除き、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」と「身近な相談窓口の充実」が上位に入っています。

○10 歳代では「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」、20 歳代では「利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」が上位に入っています。

回答順	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
10歳代 (N=33)	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実／支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり		誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	身近な相談窓口の充実
	14 42.4%		10 30.3%	8 24.2%	7 21.2%
20歳代 (N=99)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	48 48.5%	37 37.4%	34 34.3%	32 32.3%	27 27.3%
30歳代 (N=207)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
	98 47.3%	69 33.3%	68 32.9%	60 29.0%	58 28.0%
40歳代 (N=269)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	154 57.2%	104 38.7%	91 33.8%	78 29.0%	68 25.3%
50歳代 (N=284)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	154 54.6%	123 43.6%	111 39.4%	95 33.7%	69 24.5%
60～64歳 (N=108)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	59 54.6%	47 43.5%	46 42.6%	28 35.2%	22 20.4%
65～69歳 (N=109)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	68 63.0%	48 44.4%	45 41.7%	31 28.7%	28 25.9%
70～74歳 (N=109)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	68 62.4%	53 48.6%	48 44.0%	32 29.4%	27 24.8%
75歳以上 (N=125)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
	70 56.5%	62 50.0%	53 42.7%	35 28.2%	22 17.7%

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答は除く)

- ・交通手段も含めて参加しやすい仕組み作り
- ・つくば市全体を住みやすくして頂きたい。中心部だけでなく、農村集落の事も考えて頂きたい。
- ・市役所の人手ばかり増やさず、実際市民の為に税金を使って欲しい。
- ・有名人による広報活動を積極的に行い、情報発信
- ・支援する人が満足できる仕組み。支援したい！と思える仕組み。私にやらせてって思える環境。
- ・自治体はボランティアに丸投げするような意識を持っていないか、顧みてほしい。ボランティアは、市政の下請けではない。
- ・温故知新な考えが出来る人材育成や採用
- ・子供食堂支援
- ・区会、自治会はお年寄すぎて、話が通じない人が多い
- ・質問自体が福祉「推進」という前提に立っており、恣意的な誘導になっている。そのため回答不能（現状維持や無駄の削減などが選択肢に入っていない。全ての選択肢が拡充を行うことになっており、新規福祉事業推進の口実を作るための設問に過ぎないと感じる。）この設問の置き方自体に強く抗議する。
- ・減税、サービスの所得制限の撤廃
- ・車が無くても生活に困らない交通整備
- ・自主的にやりたい人の支援の充実。市が用意したもので実行する人は結局続かないと思う
- ・外国人にも安心して利用できる仕組みづくり
- ・見守りをしている民生委員さんやふれあい相談員さんを区長さんと同レベルの人材にするか、区長さんにも地域福祉に関わってもらうことが必要なのではと感じます。地域によって違うかもしれないが、民生委員さん、相談員さんが区長や区会の協力や理解を得られず個人任せになってしまっているところがあるのは仕組みとして問題だと思う。あと民生委員さんは結構ギリギリのところのセーフティネットとして活躍してくれていると思うが、それにしては謝礼？が少なすぎると思う。
- ・市の職員の専門性の向上。よくやってくれる委託先の選定。
- ・公立小中高の非常勤講師の給与を上げる
- ・そもそも支援が必要としていても参加する人がいるのか？ためらっていかないのでは？そこをどうするかがカギ
- ・新興住宅地なので、区会も自治会もない。近隣の祭りの案内もお誘いもない。孤立している。まあ、近所関係に疲れて新興住宅地に越してきたので、望むものでもないが、音は聞こえてくるので苛立たしい。本当は、適度な近所関係はあっても良いと思う。市が主導して、何とかならないか。
- ・ボランティアはあくまで補佐であり、自分も含めつくばエクスプレス沿線の住民は労働や子育てで参画が難しい家庭が多すぎるので、外注などしてプロに運営を任せるべきだと思う（お金は払う）
必要ない、あまり無理に他人に関与するのは良くない
- ・交通事故が少ない町づくり
- ・情報発信の多言語化
- ・日本人への福祉。まずはそこからしっかりまわす。
- ・どの程度進んでいるかも分からないので、なんとも言えない
- ・上記のようなシステムや場所を用意しても、現実ほとんど市民のわがままを聞くだけの場所となっている。少数かつ実用性等が低い要望であっても市長や議員、区長に働きかけるだけ、もしくは市長や議員、区長の独断のみで全体の都合を無視した要望が通る。全体の安全を考えるのであれば、まずこの状況を改善すべき。
- ・見える所に広告

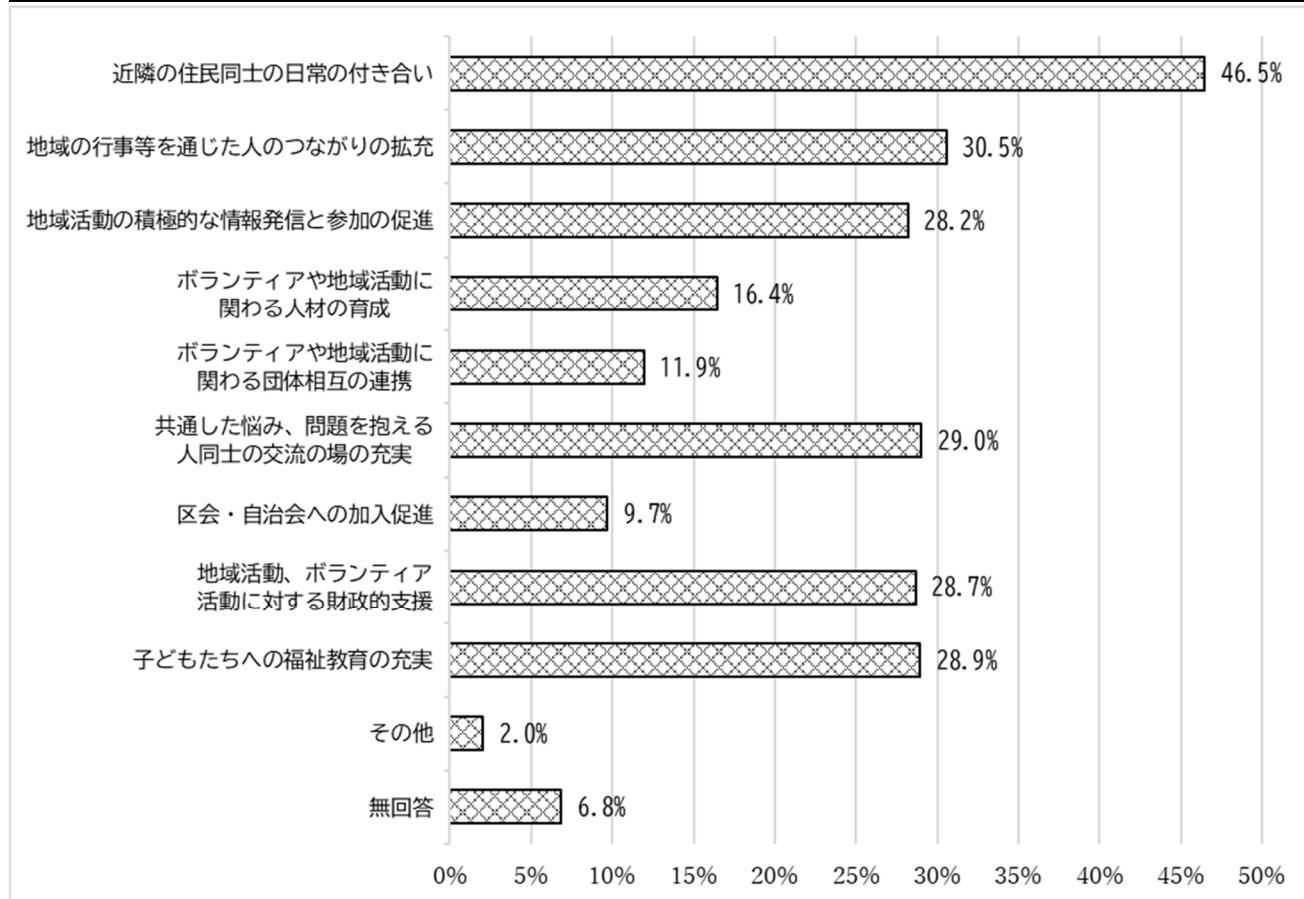
問 23 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか。 <該当するものを3つまで選択>

<全体集計の結果>

○地域における助け合い、支え合いを推進するために必要な取組について、「近隣の住民同士の日常的な付き合い」が639人(46.5%)で最も多く、次いで「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」が420人(30.5%)、「共通した課題を抱える人同士の交流の場の充実」が399人(29.0%)と続いています。

○地域において人と人をつなげるための取り組みや交流の場づくりが求められています。

選択肢	回答数(人)	構成比
近隣の住民同士の日常的付き合い	639	46.5%
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	420	30.5%
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	388	28.2%
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成	226	16.4%
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携	164	11.9%
共通した悩み、課題を抱える人同士の交流の場の充実	399	29.0%
区会・自治会への加入促進	133	9.7%
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	394	28.7%
子どもたちへの福祉教育の充実	398	28.9%
その他	28	2.0%
無回答	94	6.8%
全体(有効回答数)	1,375	



つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

＜クロス集計の結果＞

【地区別】

○いずれの地区でも「近隣の住民相互の日常の付き合い」が最も多いです。また、「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」、「地域活動の積極的な情報発信と参加の促進」の2つについては、いずれの地区においても回答数5位以内に含まれています。

○「子どもたちへの福祉教育の充実」は、全体集計の結果では最も回答数が少ない選択肢でしたが、大穂地区やTX沿線開発地区では回答数2位となっています。

回答順	1位	2位	3位	4位	5位
筑波地区 (N=87)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
	48 55.2%	34 39.1%	32 36.8%	26 29.9%	17 19.5%
大穂地区 (N=83)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	38 45.8%	27 32.5%	24 28.9%	23 27.7%	21 25.3%
豊里地区 (N=82)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／子どもたちへの福祉教育の充実	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
	47 58.0%	25 30.9%	23 28.4%	21 25.9%	21 25.9%
谷田部地区 (N=167)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／子どもたちへの福祉教育の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	84 50.3%	57 34.1%	49 29.3%	45 26.9%	45 26.9%
桜地区 (N=128)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／子どもたちへの福祉教育の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	58 45.3%	41 32.0%	37 28.9%	33 25.8%	33 25.8%
荏碓地区 (N=126)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
	59 46.8%	37 29.4%	36 28.6%	36 28.6%	36 28.6%
研究学園地区 (N=402)	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	171 42.5%	134 33.3%	128 31.8%	127 31.6%	124 30.8%
TX沿線開発地区 (N=298)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	133 44.8%	112 37.7%	88 29.6%	81 27.3%	79 26.6%

【年齢別】

○30歳代以外の年齢では「近隣の住民同士の日常の付き合い」が最も多いです。

○10歳代では「子どもたちへの福祉教育の充実」が、20歳代では「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」が同率で最多となっています。

○30歳代では「子どもたちへの福祉教育の充実」が最も多いです。

回答順	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代 (N=33)	近隣の住民同士の日常の付き合い／子どもたちへの福祉教育の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
	14 42.4%	10 30.3%	8 24.2%	7 21.2%	7 21.2%
20歳代 (N=99)	近隣の住民同士の日常の付き合い／地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	子どもたちへの福祉教育の充実	子どもたちへの福祉教育の充実
	36 36.4%	35 35.4%	32 32.3%	31 31.3%	31 31.3%
30歳代 (N=207)	子どもたちへの福祉教育の充実	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	94 45.4%	75 36.2%	65 31.4%	64 30.9%	57 27.5%
40歳代 (N=269)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
	117 43.5%	104 38.7%	95 35.3%	82 30.5%	68 25.3%
50歳代 (N=284)	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
	131 46.3%	98 34.6%	92 32.5%	84 29.7%	71 25.1%
60～64歳 (N=108)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
	55 50.9%	38 35.2%	35 32.4%	30 27.8%	30 27.8%
65～69歳 (N=109)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
	58 53.7%	38 35.2%	35 32.4%	30 27.8%	30 27.8%
70～74歳 (N=109)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	子どもたちへの福祉教育の充実
	56 51.4%	35 32.1%	34 31.2%	28 25.7%	26 23.9%
75歳以上 (N=125)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	80 64.0%	41 32.8%	35 28.0%	31 24.8%	29 23.2%

つくば市地域福祉計画(第5期) アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答を除く)

- ・防災活動等を通じたつながり
- ・地域の高齢化はどうしようもない
- ・ドッグランの設置
- ・支援金希望
- ・煩わしい集まりは基本的に好きではない。話が脱線して長引くのが嫌い
- ・助けてもらいたいと思っても、助けたいと思える人はそう多くないと思う。自分が関わることで、より困難になったらと思う人もいるだろうし、人に助けられるとしても、助ける側になるのは面倒だなと思ってしまう。自分だけかな。皆人を助けたいと思っているのか??だから、教育。ボランティアとか助け合いとかが面倒だなと思わない気持ち、心を育てる教育。
- ・誰もが立ち寄れる居場所づくり。特に、10代などの若い世代への支援。
- ・発信・交流のできる地域ローカルな、ソーシャルな掲示板など。
- ・近代化している地域はそれなりに必要と思うが、つくば市でも外れの田舎ではよそ者扱いが酷いの
で助け合う事は無いと思う。
- ・あまりきたいをしてない
- ・身内も老会地に居り近くにいても頼る事が出来ない
- ・質問自体が福祉「推進」という前提に立っており、恣意的な誘導になっている。そのため回答不能
(現状維持や無駄の削減などが選択肢に入っていない。全ての選択肢が拡充を行うことになってお
り、新規福祉事業推進の口実を作るための設問に過ぎないと感じる。) この設問の置き方自体に強く
抗議する。
- ・自治会は役員をしなくてはならないという事が入らない原因になっています。それをどう変化させ
ていくかが大事なのでは?と思います。
- ・仕事が忙しくて地域活動に参加している余裕なんてないという人が大半だと思うので、働き方改革
や賃上げなどの課題とセットだと思う。例えば地元企業から何かしらの協力を助成金や減税とセット
で仰いだり、個人にも地域活動をしたら何かお得なことがあるなどの施策を取れたりすると良いと思
う。
- ・SNS等でのコミュニケーションが普及し過ぎて、対人コミュニケーション不足だが住民同士の付き合
いは大事だし必要だけど、程良く付き合える様な取り組みがあると参加しやすい
- ・防災教育
- ・加入も何も、区会や自治会の存在を知らない。区会や自治会とは何ですか? 新興住宅地の住民に
説明したことがありますか? 依頼したことがありますか?地域行事情報など一切来ない。楽しそう
だな、と思って苦々しく思うだけ。これで愛着が湧くか? ぎげんな。隣の家との付き合いも全くない。
それを望んで越してきたという面もあるが、子供の頃の下町が懐かしいと思うこともある。
- ・周りは単身者なので助け合う必要もない
- ・インターネットで情報発信
- ・何をしているかの動画を見える場所に配信

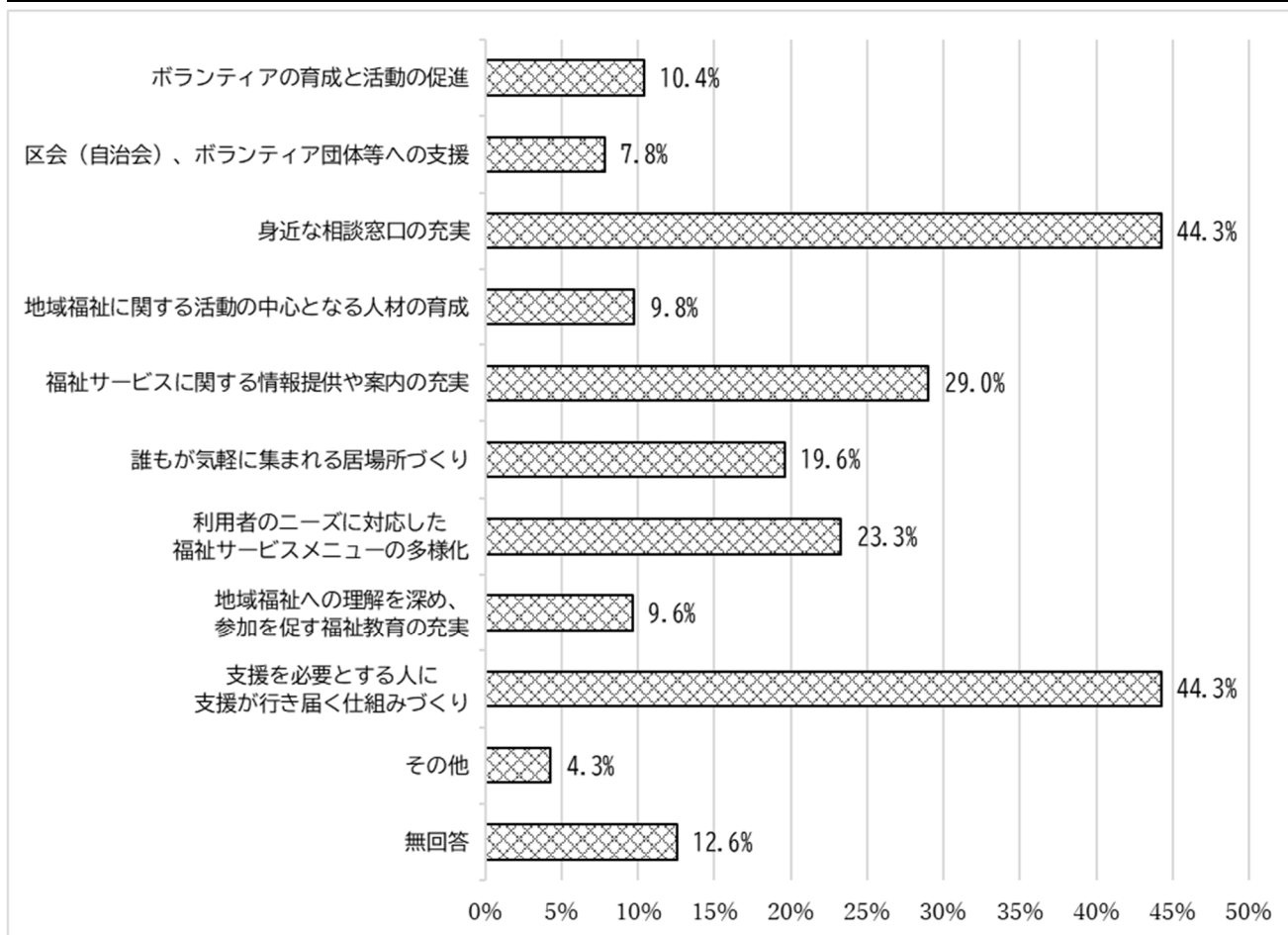
～「障害福祉に関するアンケート調査」～

問 52 あなたは、地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか。
＜該当するものを3つまで選択＞

○「身近な相談窓口の充実」と「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」の2つが363人（44.3%）と最も回答が多いです。

○身近な相談窓口を整え、支援が行き届くような体制をつくることが求められています。

選択肢	回答数（人）	構成比
ボランティアの育成と活動の促進	85	10.4%
区会（自治会）、ボランティア団体等への支援	64	7.8%
身近な相談窓口の充実	363	44.3%
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	80	9.8%
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	238	29.0%
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	161	19.6%
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	191	23.3%
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	79	9.6%
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	363	44.3%
その他	35	4.3%
無回答	103	12.6%
全体（有効回答数）	820	



つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答は除く)

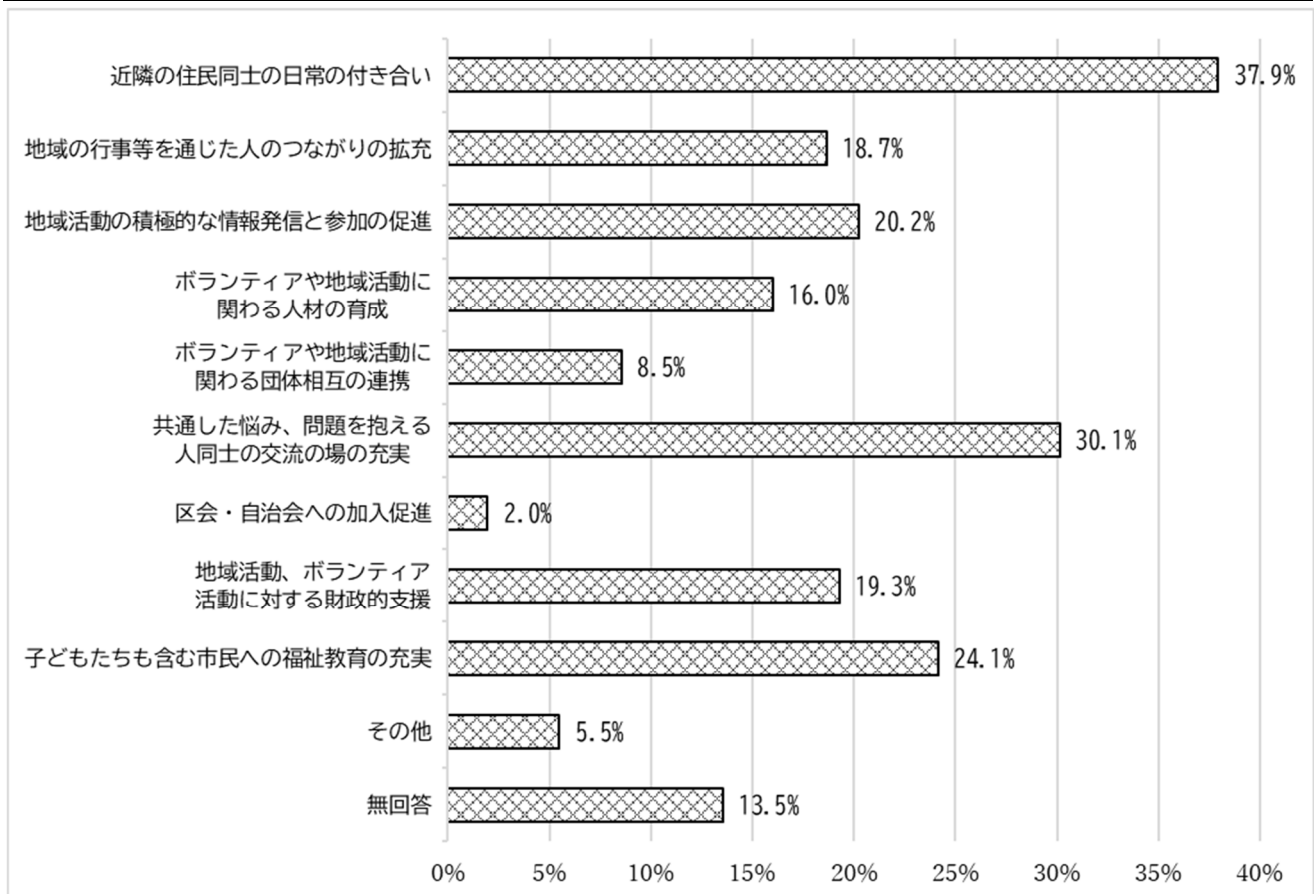
- ・療育手帳等の判定がCの方や軽度知的障害の方、グレーゾーンな方の支援活動
- ・全身ほぼマヒ、コミュニケーションがとれない人の生活はどうなるのか不安
- ・地域、日本の経済をとり戻し、みんなの心の余裕、豊さと支援を必要とする人に対する理解をもつこと。
- ・障害をもつ当事者がまちづくりの中心的役割を担える仕組み
- ・訪問看護の充実と看護師への処遇改善
- ・1～9の現状はどうなのでしょう
- ・福祉の活動に補助金があると思うのですが中々周知されていないかと思います。こうしたアンケートの折には、そうした情報を行政から教えてもらえると家族や支援側も協力できると思います。
- ・定期的、継続的な相談支援
- ・6級など障害者等級が軽いものでも障害者年金などを受けられる仕組み
- ・個人の幸福を追求する現代では、継続した無償ボランティアの維持が困難である。そのためこれまでボランティアが無償で担ってきた活動を業務として切り替えの実施が望ましい。事業化により活動の質の安定化し、持続的な雇用を生み、高齢者の長寿命化を補助することができ、地域社会の基盤を強化することができる。
- ・自治会のない新しい住宅地はどうするか
- ・子どもへの情報提供、LINEとか
- ・自立支援
- ・障害者サイトの考え方のアドバイスよくわからない
- ・障害特性に応じて適切に対応し、また地域に発信できる理解者の養成
- ・期待できない
- ・金銭的な援助
- ・健常者の偏見と差別行為の是正（ができるような啓蒙・教育活動）

問 53 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要だと思いますか ＜該当するものを3つまで選択＞

○「近隣の住民同士の日常の付き合い」が311人（37.9%）と最も回答が多いです。次いで「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」が247人（30.1%）、「子どもたちを含む市民への福祉教育の充実」が198人（24.1%）と続いています。

○地域における交流の場をつくることと併せて、障害者差別を解消するための福祉教育の充実が求められています。

選択肢	回答数（人）	構成比
近隣の住民同士の日常の付き合い	311	37.9%
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	153	18.7%
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	166	20.2%
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成	131	16.0%
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携	70	8.5%
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	247	30.1%
区会（自治会）への加入促進、活動の活発化	16	2.0%
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	158	19.3%
子どもたちも含む市民への福祉教育の充実	198	24.1%
その他	45	5.5%
無回答	111	13.5%
全体（有効回答数）	820	



つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答は除く)

- ・精神障害への差別を無くすための役制の指導。
- ・近所の人に話しかけたら変人ギリギリです。孤立しやすい社会になっていると思います。
- ・家族の不安をどうするか
- ・福祉教育の充実、障害者と教育とのつながり
- ・将来どの様になるのか相談出来る窓口
- ・自分のことでいっぱいになってしまわないための経済政策
- ・精神障害者に関しては、あくまでプロの介入による当事者の自発的社会復帰の方向に期待しています。
- ・障害者に対するプライバシー(個人情報の保護、支援が必要な人のリストアップ等の情報のろうえいの防止)
- ・コミュニティ維持のための健常者前提の従来の会への参加が、ゴミ収集所利用のために実質強制されており、役員まで務めなければならないのは辛すぎる。
- ・地域企業の参加
- ・障害を理解するのは難しいので、むしろ個別の支援を充実させる方が重要。
- ・1～9の現状はどうなのでしょう。
- ・居住地校交流の機会増加
- ・守秘義務の徹底
- ・If you provide support in English will help foreigners
- ・今個人情報取り扱いとかで孤立していて難しいと思いますので、
- ・困りごとがあった場合に、気軽に相談出来るところがあると良いと思います。
- ・自治会やボランティアに期待しない地域の取り組み
- ・辛さは、同じ病気でも違いますが、相手の立場に立つことが大切だと感じます。
- ・近隣住民同士で食事会、飲み会、観光？w
- ・日常的な活動への参加の有無に寄らず、困ったときに頼れる施設の充実や理解者の養成
- ・どれも当てはまらない
- ・福祉の現場で働く人を増やすために、労働環境を改善する

～「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」～

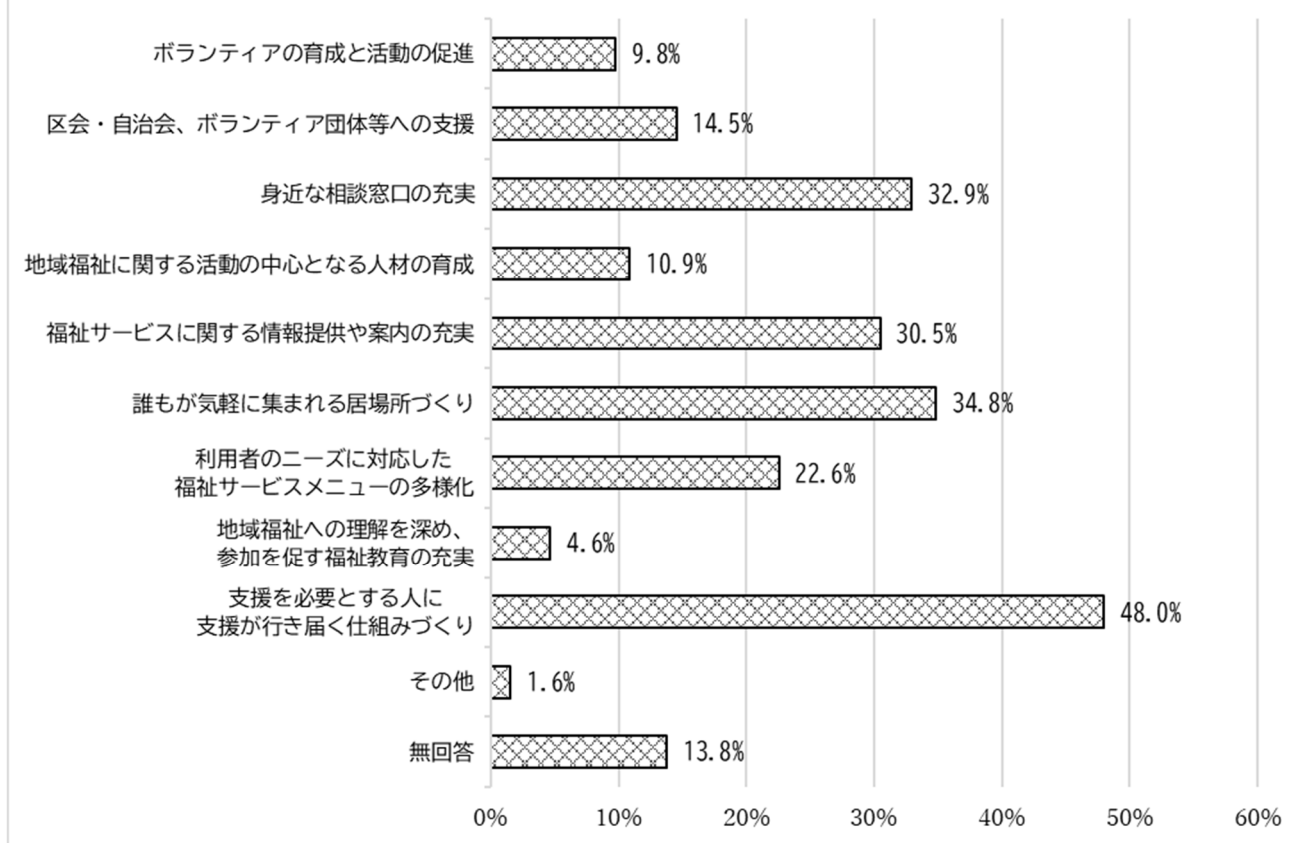
問6 地域福祉を推進するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。

＜該当するものを3つまで選択＞

○「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」が831人(48.0%)で最も回答が多いです。次いで「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」が603人(34.8%)、「身近な相談窓口の充実」が570人(32.9%)と続いています。

○支援やサービスが行き届くための仕組みづくりと地域における交流の場や身近な相談窓口の整備が求められています。

選択肢	回答数(人)	構成比
ボランティアの育成と活動の促進	169	9.8%
区会・自治会、ボランティア団体等への支援	252	14.5%
身近な相談窓口の充実	570	32.9%
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	188	10.9%
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	528	30.5%
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	603	34.8%
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	391	22.6%
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	80	4.6%
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	831	48.0%
その他	27	1.6%
無回答	239	13.8%
全体(有効回答数)	1,732	



つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答は除く)

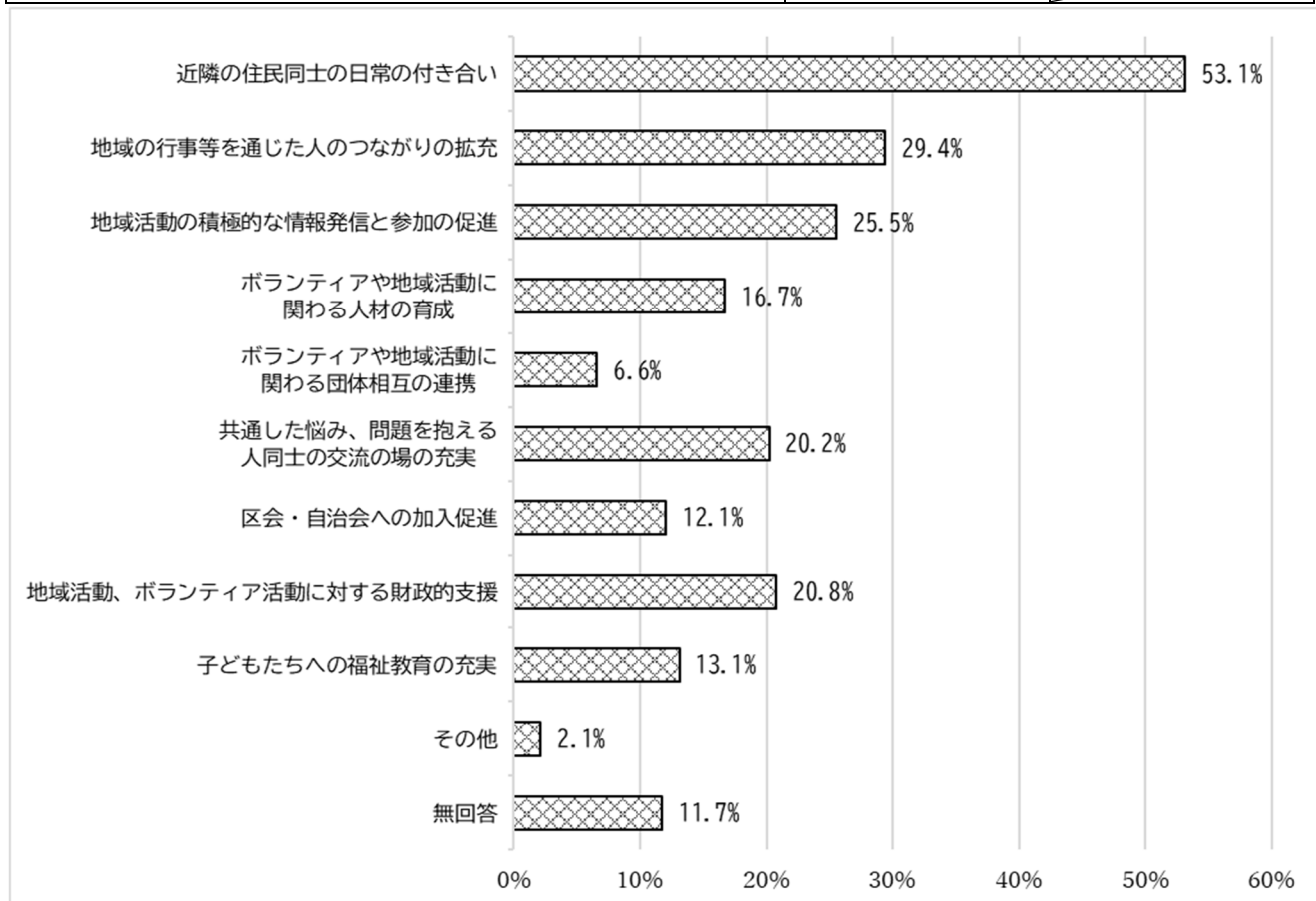
- ・戸建て住人と集合住宅住人との交流促進
- ・運動で友人と逢う事
- ・考えていない。
- ・お金を配る
- ・給水統合会計やっています
- ・学習と仕事、作業の協働
- ・自分だけが毎日の食事たんとうがつかれて来た。食事3度が相手に合わせる事がつらい。
- ・入浴施設
- ・家で本を読んでいる事が好きです
- ・新聞や本の読書会
- ・下町の近所付きあい
- ・市の支援
- ・団地内の自治会
- ・移動の便利のようにしてほしい
- ・事業
- ・メンバーを固定化しない様配慮する
- ・子供達への支援をして、家族で見守るようにしたら良いと思います。
- ・過度なお節介をやめる
- ・支援が必要になったら老人ホームに入ります。
- ・現時点は、特に必要ない。今後年をとれば必要だと思う
- ・不当な訪問販売、空き巣などに遭遇していないので不安を感じない
- ・物理的な地域(距離)は意味が失われています。ネットで世界が簡単につながっていて、地域を越えた活動が求められます。そういった活動は市町村の行政ではカバーできないと
思料
- ・電話カウンセラー

問7 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると思いますか ＜該当するものを3つまで選択＞

○「近隣の住民同士の日常の付き合い」が920人(53.1%)で最も回答が多いです。次いで「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」が509人(29.4%)、「地域活動の積極的な情報発信と参加の促進」が442人(25.5%)と続いています。

○地域において人と人がつながるための場を充実させるとともに、既存のそういった活動をより一層周知し、参加を促す取組が求められています。

選択肢	回答数(人)	構成比
近隣の住民同士の日常の付き合い	920	53.1%
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	509	29.4%
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	442	25.5%
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成	290	16.7%
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携	114	6.6%
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	350	20.2%
区会・自治会への加入促進	209	12.1%
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	360	20.8%
子どもたちへの福祉教育の充実	227	13.1%
その他	36	2.1%
無回答	203	11.7%
全体(有効回答数)	1,732	



つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○その他の回答内容としては、次のような回答が挙げられました。(「特になし」などの回答は除く)

- ・外国人居住者との交流促進の支援
- ・地域リーダーの育成
- ・災害時どう行動したら良いかわからない(新しい保留地の為)公園のベンチの使い方など知らなかったりするので、災害時の為年1回でもエリアをつくり地域活動した方が良い
- ・干渉されないで暮したい
- ・移動スーパー
- ・区会に入らない人が多い、役員になるのが嫌だという。これはどうしたことか?区会の多くの人とあいさつできるようになるし、顔なじみもできる。区会に入り、どんどん活躍してほしい。できる人材がたくさんいる
- ・今のままで
- ・お金を配る
- ・区会(自治会)のない地域に住んでます。全部必要と思います。
- ・週に1度でも月に2度でもボランティアなどで食事会をもうけてほしい。食費は出します。相手がなにもしない事、つかれました。
- ・年を取った人が多い為家から出られない人が多い
- ・居場所づくり
- ・市役所などでの確実な相談対応
- ・地域は疲弊しているので過度の期待をしない
- ・遠い親戚より近くの他人の精神
- ・近所づきあいのむずかしさがある。現在は抜けている
- ・学校や公園等でラジオ体操を
- ・行政の支援
- ・必要な助け合い、支え合い活動醸成取組
- ・助けてと言える社会
- ・地域のゴミ捨てをもっと行う
- ・敬老祝賀金、敬老会をやめる
- ・経済的支援
- ・自治会の評判があまり良くない事を聞いています
- ・現状が快適なので必要を感じていない。人的交流は望んでいない。
- ・難病潰瘍性大腸炎の悩みを持つグループがないか?
- ・戸数の少ない地区と多い地区の格差是正

～それぞれの調査結果内容の比較～

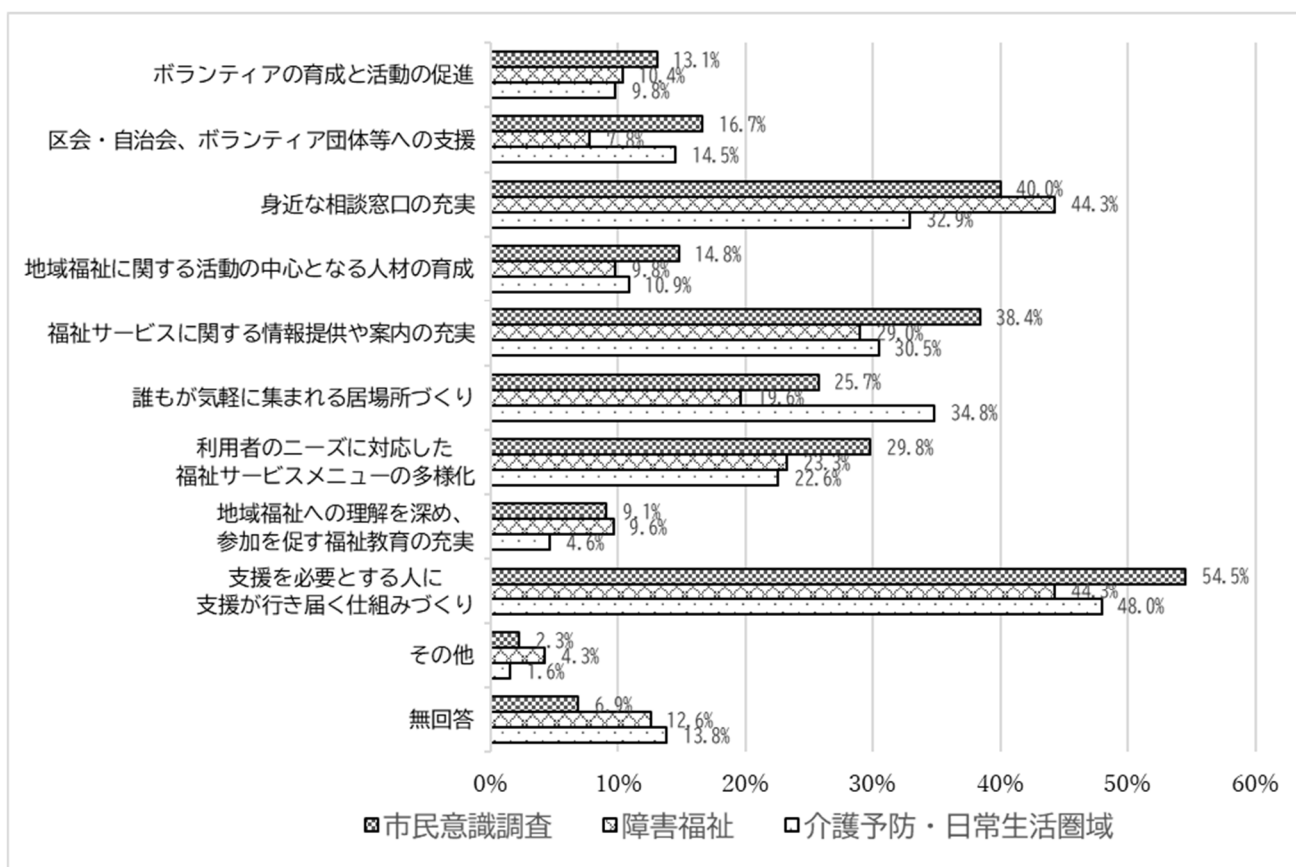
問 地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要だと思いますか。

＜該当するものを3つまで選択＞

○それぞれの調査の構成比を比較すると、「障害福祉に関するアンケート調査」の対象者は「身近な相談窓口の充実」と回答した割合が高くなっています。また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の対象者は「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」と回答した割合が高くなっています。

○全体的な構成比に大きな違いはなく、共通して身近な相談窓口の充実が求められています。

選択肢	構成比 (%)		
	市民意識調査	障害福祉	介護予防・日常生活圏域
ボランティアの育成と活動の促進	13.1%	10.4%	9.8%
区会・自治会、ボランティア団体等への支援	16.7%	7.8%	14.5%
身近な相談窓口の充実	40.0%	44.3%	32.9%
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	14.8%	9.8%	10.9%
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	38.4%	29.0%	30.5%
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	25.7%	19.6%	34.8%
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	29.8%	23.3%	22.6%
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	9.1%	9.6%	4.6%
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	54.5%	44.3%	48.0%
その他	2.3%	4.3%	1.6%
無回答	6.9%	12.6%	13.8%

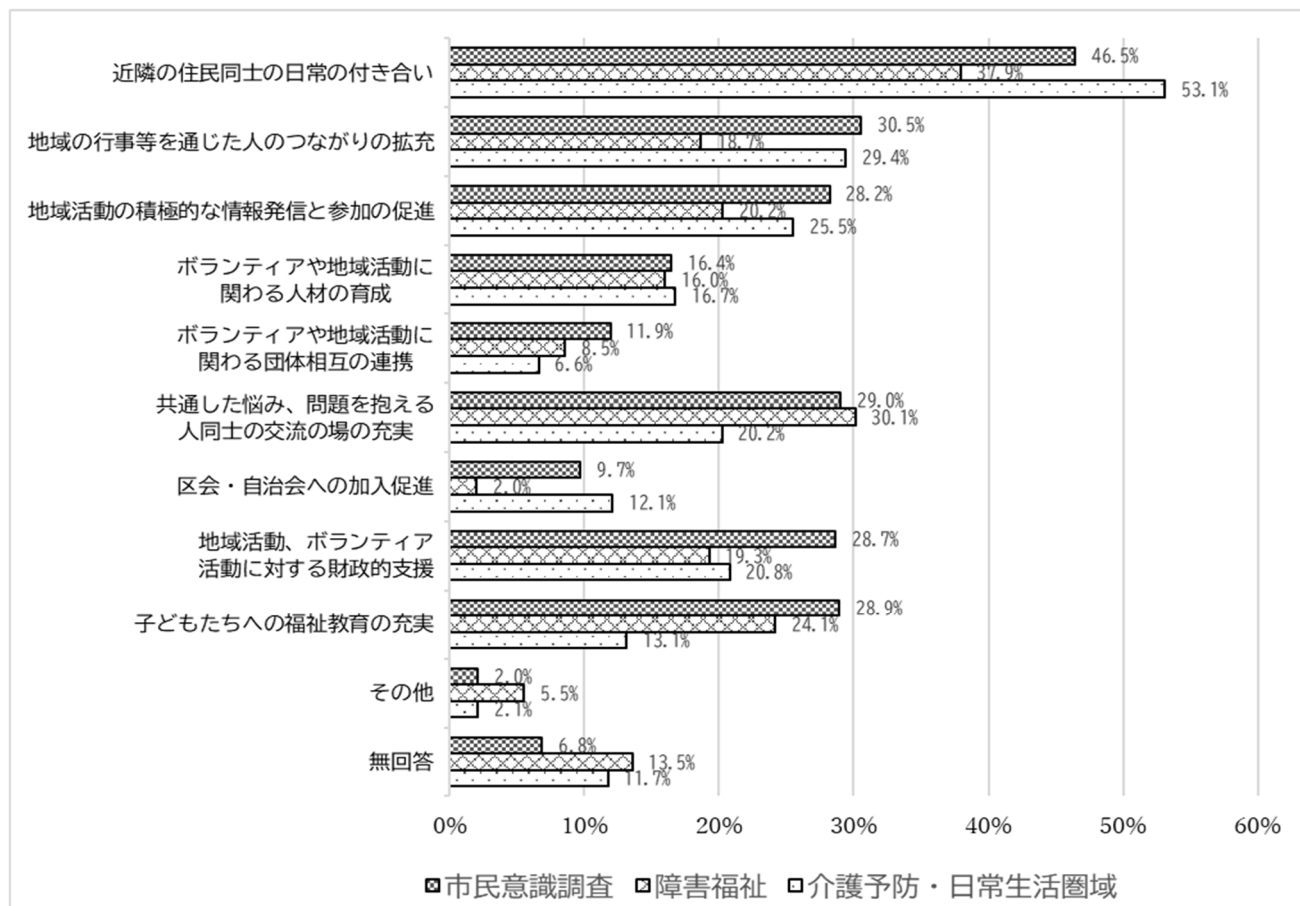


つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

問 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要だと思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞

○それぞれの調査の構成比を比較すると、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の対象者は「近隣の住民同士の日常の付き合い」と回答した割合が高くなっている一方で、「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」や「子どもたちへの福祉教育の充実」は回答した割合が低くなっています。
○全体的な構成比に大きな違いはなく、共通して地域において人と人がつながるための場を充実させることが求められています。

選択肢	構成比 (%)		
	市民意識調査	障害福祉	介護予防・日常生活圏域
近隣の住民同士の日常の付き合い	46.5%	37.9%	53.1%
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	30.5%	18.7%	29.4%
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	28.2%	20.2%	25.5%
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成	16.4%	16.0%	16.7%
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携	11.9%	8.5%	6.6%
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	29.0%	30.1%	20.2%
区会・自治会への加入促進	9.7%	2.0%	12.1%
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	28.7%	19.3%	20.8%
子どもたちへの福祉教育の充実	28.9%	24.1%	13.1%
その他	2.0%	5.5%	2.1%
無回答	6.8%	13.5%	11.7%



第4章 庁内ヒアリング調査の概要と結果

庁内関係各課等や地域包括支援センター、社会福祉協議会における各施策の取組状況や今後の移行等を把握し、施策検討、計画策定に生かすため、ヒアリング調査を実施しました。

調査対象者 全 24 部署	・国際都市推進課 ・危機管理課 ・市民協働課 ・地域支援課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・障害者地域支援室 ・高齢福祉課 ・地域包括支援課 ・地域包括支援センター（筑波、大穂豊里、谷田部東、谷田部西、桜、荃崎） ・健康増進課 ・大穂保健センター ・谷田部保健センター ・こども政策課 ・こども未来センター ・学び推進課 ・特別支援教育推進室 ・教育相談センター ・つくば市社会福祉協議会
調査方法	ヒアリングシートを電子メールにて配布し、オンラインの回答フォーム上で回答の集計を行った。
調査期間	令和7年12月～令和8年1月

問1 最近1年間の間に窓口、電話、メールなどで受けた相談内容はどのようなことですか。
＜当てはまるものを全て選択＞

問2 問1で回答した相談内容において相談件数が多い主要な相談内容はどのようなことですか。
＜該当する3項目を選択＞

○問1について

・最近1年間の間に受けた相談内容としては、「1 生活費などの経済的なこと」が17部署から回答として選択されており最も多く、「2 健康・医療に関すること」(16部署)、「7 家族・親族間の人間関係（虐待・ひきこもり等を含む）」(15部署)と続いています。

・★が付いている選択肢は、全ての地域包括支援センターが選択肢として回答に含めています。
 ・一部の部署を除いては、必ず複数の選択肢を回答しており、各部署において、自らの部署の制度等だけでは対応が難しい複合的な要因による相談を受けているケースがあることが分かります。

○問2について

・主要な相談内容に絞った場合においても、「1 生活費などの経済的なこと」(12部署)が最も多く、「2 健康・医療に関すること」(11部署)が続いています。

・次いで、「3 家族の介護に関すること」、「5 子育て・教育に関すること」、「7 家族・親族間の人間関係（虐待・ひきこもり等を含む）」がいずれも8部署からの回答として続いています。

・「6 地域、近所との関係に関すること」、「9 住居に関すること」、「10 将来の生活に関すること」、「12 外出時の移動手段に関すること」は、問1と比較して、選択した部署の割合が4割以上低下しています。

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

選択肢	問1 回答数(部署)	問2 回答数(部署)
1 生活費などの経済的なこと ★	17	12
2 健康・医療に関すること ★	16	11
3 家族の介護に関すること ★	14	8
4 仕事・学業に関すること	9	1
5 子育て・教育に関すること	10	8
6 地域、近所との関係に関すること ★	13	2
7 家族・親族間の人間関係(虐待、ひきこもり等を含む) ★	15	8
8 学校・勤務先での人間関係	6	1
9 住居に関すること	12	1
10 将来の生活に関すること ★	13	0
11 防災、防犯に関すること	5	1
12 外出時の移動手段に関すること ★	12	2
13 その他	2	2

(N=24)

○その他の回答内容は、次の2つが挙げられました。

- ・建設関係
- ・施設虐待について

問3 問2で回答した主要な相談内容は、具体的にはどのような内容ですか。

<自由記述>

○それぞれの選択肢について、次のような回答がありました。

【1 生活費などの経済的なこと】

- ・精神疾患がいる患者や本人の相談
- ・失業等により定期的な収入が無くなり、経済的に厳しい。
- ・助成券が欲しい、補助金がほしい
- ・年金生活で50代の子(無職)と2人で生活している。施設入所を検討したいが、経済的に厳しいので入所できない。
- ・お金がない。
- ・食べるものがない。
- ・お金の管理ができない。通帳やキャッシュカードを紛失した。
- ・お金の管理が出来ない為に年金迄にお金が無くなり食べるものを買うことが出来ない。
- ・施設入所のお金を家族が管理しているが滞納がある。
- ・障害の子供と二人暮らしで、サービス利用にお金が足りない。
- ・若年層(20~30代)単身世帯、若年層夫婦子1人世帯からの経済的に厳しいという相談が増えている。(つくば市に派遣勤務のため来たが、収入が増えず、困窮している等)
- ・年金額が少額であったり、無年金である為、生活が苦しい。
- ・高齢者が、未就労の子と同居していて、自分(高齢者)1人なら生活は出来るが、子の生活費もとなると苦しい。

【2 健康・医療に関すること】

- ・自分の健康問題（胃がん、肺炎など）が重なって心配あり、どうしたらいいか。
- ・妊産婦のメンタル不安定なケース、受診行動が困難なケース
- ・各症状による医療機関の紹介
- ・がん検診の診断結果についてや、精密医療機関の紹介
- ・受診を勧められたが、どういう病院があるのか。
- ・歩行が不自由だが、障害手帳の対象になるか。
- ・認知症状が進んでいる気がする。受診に行くことができないができない。病気のことで不安。
- ・大きな病気を患っており在宅での生活がままならない。
- ・認知症、精神関係で対応に苦慮しているなど
- ・末期がんの為、ADLの低下が予想される。介護保険を申請しても、申請時点(認定調査時点)では自立度が高いものの、急激に低下する傾向にある。ケアマネ選定から、サービス利用まで苦慮することが多い。
- ・介護保険のサービスを利用しようにも、未受診(主治医不在)の為申請出来ない。診てくれる医療機関が見つかったものの、医療機関まで行く方法がない(身体的に、家族の車には乗ることが出来ない。)。

【3 家族の介護に関すること】

- ・有料老人ホームの入居費用が高い
- ・同居している親の物忘れが最近顕著になり、生活に支障が出ているが、本人に全く自覚がないため、受診や介護サービスの利用につながらない。
- ・身体機能が低下してきた。介護保険について知りたい。使いたい。
- ・介護保険の申請から利用相談など
- ・大きな病気を患っており在宅での生活がままならない

【5 子育て・教育に関すること】

- ・不登校・登校しぶりに関する相談
- ・いじめや友人とのトラブル
- ・学校の対応に関する苦情
- ・病気やケガの際に子どもを預かってほしい
- ・子どもを連れて遊びに行ける場所が少ない
- ・核家族等による支援不足でイライラ感が募り、強い口調で怒鳴ったり、強い疲労や不安感が継続したりするケース。また、子への関わり方（ほめ方）、癇癪時の対応方法。
- ・子どもの教育の場について（特別支援学校や特別支援学級のことなど）、
- ・学校での特別支援の内容や方法・困りごと
- ・ことばが遅れている。何かしたほうが良いか。
- ・家庭での癇癪が激しい。対応を教えてほしい。
- ・通学に付き添いが必要だが、親は付き添いができず不登校になっている。

【6 地域、近所との関係に関すること】

- ・区会のトラブル
 - ゴミ捨て場を区会員以外の人が使用している。
 - 区会の存続方法（役員の担い手不足、会費など）
 - 集会所施設の維持管理、修繕、解体

【7 家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）】

- ・昨年から仕事に行かず、ひきこもっている息子との接し方について相談したい。
- ・孫が部屋から出てこない。どうしたらいいか。

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

・ 子供に精神障害があり暴れることがある。病院に連れていきたいが拒否される。どうしたらよいか。 ・ 精神障害・発達障害のある家族との関わり方について ・ 家族間のトラブル、関係悪化、相続関係など
【8 学校・勤務先での人間関係】 ・ 職場の人間関係で気分の浮き沈みがあり、医療機関を受診した方がいいか。 ・ 学校等所属からの虐待通告。安全確認
【9 住居に関すること】 ・ 会社の寮に住んでいたが、仕事をやめたため住むところがない。
【11 防災・防犯に関すること】 ・ 災害時の避難に関することや備蓄等の防災対策に関するもののほか、不動産のハザードの該当の有無に関すること
【12 外出時の移動手段に関すること】 ・ 免許返納したら交通手段がない

○また、複数の選択肢にまたがっており不可分であるものとして、次のような回答もありました。

【1 生活費などの経済的なこと】かつ【2 健康・医療に関すること】 ・ 20歳代一人暮らし（無職）。精神疾患。子どもと二人で生活していたが養育困難で子ども保護。経済的に厳しい。 ・ 50歳代（無職）、虚弱、ひきこもり。高齢の両親との3人暮らし。両親介護必要。経済的に厳しい。医療機関受診も厳しい。 ・ 医療費が生活費を圧迫している。
【2 生活費などの経済的なこと】かつ【5 子育て・教育に関すること】 ・ 高校を退学した息子が精神的に不安定で夜に暴れたりする。日中も目が離せない。夫は海外に一時滞在中である。児童手当は夫の口座に振り込まれており引き出せず。聴覚障害の息子、中学生の息子と娘もいる。相談者（母）は心臓が悪く、日本語もできないので働けない。息子の面倒をみるのに疲れた。
【2 健康・医療に関すること】かつ【7 家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）】 ・ 50歳代一人暮らし（無職）。精神疾患。ひきこもり、家族の経済的支援あり。家族の人間関係の調整が必要。福祉サービスの調整をしていくことが課題。

○また、その他として、次のような回答がありました。

【その他（建設関係）】 ・ 道路で雑草が繁茂している。何とかしてほしい。
【その他（施設虐待について）】 ・ 施設職員からの暴言等の心理的虐待

○回答内容の中には、複数の選択肢にまたがっており不可分であるものとして回答があったもの以外にも、例えば、高齢者が未就労の子と同居していることによる経済上の不安（いわゆる 8050 問題）など、実際には複数の分野にまたがるような状況の相談内容が多く含まれており、複合的・重層的な問題への対応が課題として表出していることが分かります。

問4 相談内容の解決に向けた対応に当たり、困難と感じるのは、どのようなことですか。
＜当てはまるものを全て選択＞

○相談内容の解決に向けた対応において困難だと感じることにについて、最も回答が多かったのは「相談内容が多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課室等（市関係各課等）や関係機関との連携がスムーズに進まない」（17 部署）であり、「高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない」（12 部署）、「相談内容の解決に年単位の時間を要する」（8 部署）と続いています。

○問3の回答において、複数の選択肢にまたがっており不可分であるものとして回答が寄せられたものがあつたとおり、相談内容の多様化、複雑化が大きな課題となっており、その適切な対処に向けた関係機関の連携強化が求められています。

○その他の回答にあるとおり、現在の制度上では対応できない問題も出てきており、フォーマルな支援だけでなく、インフォーマルな支援へ繋げる体制づくりが求められています。

選択肢	回答数（部署）
相談内容が多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課室等（市関係各課等）や関係機関との連携がスムーズに進まない	17
高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない	12
相談内容の解決に年単位の時間を要する	8
その他	5

(N=24)

○その他の回答内容は、次の5つが挙げられました。

- ・ ご近所トラブルや区会内の会員同士のトラブルのため直接的な対応はできません。
- ・ 予算的ハードル等
- ・ 制度内では対応できないことがある
- ・ 行政に限らず、民民関係の相談が持ち込まれた時、その境界、対応に苦慮することがある。
- ・ 制度のはざまであったり、対象者や家族間に意見の相違があつたり、協力が得られなかったりする。

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

問5 所管する事業において庁内関係各課等（市関係各課等）、関係団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業所等）と連携を実施している事業はありますか。
＜当てはまるものを選択＞

○特に関係各課等や関係団体と連携した事業を有していない部署が、5部署ほどありました。

選択肢	回答数（部署）
あり	19
なし	5

(N=24)

問6 庁内関係各課等（市関係各課等）、関係団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業所等）と連携を実施している事業名、連携先についてお答えください。
＜自由記述＞

問7 連携の具体的な取り組みのほか連携によるメリット、成果などについてお答えください。
＜自由記述＞

問8 連携時に感じた課題がありましたらお答えください。
＜当てはまるものを全て選択＞

○それぞれ、以下のとおり回答がありました。

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
市民部 市民協働課	連携内容：区会の地域活動 連携先（関係団体）：つくば市区会 （市内約 600 団体）	住民相互の親睦、行政文書の発信、 防犯・防災・見守りなどにより住み よい地域をつくっている。	・情報共有・コミュニケーションの 不足 ・高齢化や地域コミュニティの希薄 化により、区会の存続が困難
教育局 学び推進課	事業名：教育に関する相談事業 連携先（庁内）：教育局各課、こど も部	回答なし	・役割分担が不明確である ・情報共有・コミュニケーションの 不足
こども部 こども政策課	事業名：地域子育て支援拠点事業 連携先（庁内）：こども未来センタ ー	取組内容：交流センターの和室等で 実施する出張子育て広場に保健師が 出向し、専門的な相談を受け付け る。 成果：利用者満足度の向上	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・情報共有・コミュニケーションの 不足

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
こども部 こども政策課	事業名：ホームスタート事業 連携先（庁内）：こども未来センター	取組内容：ホームスタート利用者の情報を両課で共有し、適切な支援につなげる体制を構築している。 成果：事業実施の安定化	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足
保健部 大穂保健センター	事業名：精神保健相談事業 連携先（庁内）：地域包括支援課、障害者地域支援室、障害福祉課、こども未来センター、社会福祉課等	取組内容：市民からの相談内容に応じて、関係部署に対応を相談・依頼する。 連携によるメリット等：市民からの相談に関して担当部署に円滑につながりことで市民の不安等の軽減を図ることができる。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・役割分担が不明確である ・情報共有・コミュニケーションの不足；
こども部 こども未来センター	事業名：要保護児童対策地域協議会 連携先（庁内）：教育委員会（学び推進課）、障害福祉課、社会福祉課等 連携先（関係団体）：児童相談所、警察、学校等教育機関、保育施設、障害児施設、民生委員等	具体的取組内容（庁内）：専門性を持った支援への移行 具体的取組内容（関係団体）：支援の方向性、役割分担の明確化 連携によるメリット、成果等：各専門性をもった支援につなぐことや多方面からの見守り等を行うことで、子自身の安全・安心な生活を支援することができる。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足；
こども部 こども未来センター	事業名：つくばこどもの青い羽根学習会 連携先（庁内）：社会福祉課、学務課、各地域交流センター 連携先（関係団体）：社会福祉法人つくば市社会福祉協議会、株式会社トライグループ、特定非営利活動法人居場所サポートクラブロベ、特定非営利活動法人茨城 YMCA、特定非営利活動法人 NPO プラザ・ねこねっと、社会福祉法人蒼天、株式会社ブラウド、特定非営利活動法人みっしえるくらぶ、一般社団法人花みち元気塾、はやぶさ教室学習支援の会	具体的取組内容（庁内）：対象者への事業案内に関する協力、活動場所の提供 具体的取組内容（関係団体）：無料の学習支援及び生活支援の提供 連携によるメリット、成果等：民間事業者のノウハウを生かした専門的な支援を提供することができる。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足；

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
保健部 健康増進課	事業名：献血事業 連携先（庁内）：健康増進課 連携先（関係団体）：茨城県赤十字 血液センター	具体的取組内容（庁内）：献血の実 施（年3回）、協力団体への依頼文 作成、献血広報の実施、記念品の手 配 具体的取組内容（関係団体）：献血 バスの配車の実施、献血ルーム広報 連携によるメリット、成果等：連携 により献血の正しい広報ができ、献 血実施人数を増加させることができ る。	特に課題はない
教育局 特別支援教育 推進室	事業名：特別支援教育相談事業（医 療的ケア） 連携先（庁内）：障害福祉課	具体的取組内容（庁内）：就学相談 の実施 連携によるメリット、成果等：スム ーズな就園、就学に結び付いた	役割分担が不明確である
福祉部 社会福祉課	事業名：小口資金貸付事業、食料支 援、自立相談支援事業 連携先（庁外）：つくば市社会福祉 協議会	具体的取組内容（関係団体）：相談 者が一時的な支援を希望した時など に連携している。	特に課題はない
福祉部 社会福祉課	事業名：重層的支援体制整備事業 連携先(庁内)：障害者地域支援室、 地域包括支援課、こども政策課、こ ども未来センター、幼児保育課、健 康増進課	具体的取組内容(庁内)：分野別の既 存の支援体制の垣根を越えて、包括 的・一体的に支援を行う。 連携によるメリット、成果等：地域 住民の複合・複雑化した支援ニーズ に対応する断らない包括的な支援体 制を整備することができた。	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・信頼関係の構築が難しい ・情報共有・コミュニケーションの 不足
市長公室 危機管理課	事業名：7つくば市防災ガイド、洪 水、土砂ハザードマップ音訳版作成 業務 連携先：ボランティア団体けやきの 会	取組内容：事業名：つくば市防災ガ イド、洪水、土砂ハザードマップの 情報を読み上げ音声データを作成す るもの。 メリット等：活動経験を踏まえた知 見の共有や適切な助言をいただけた こと。	特に課題はない

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
福祉部 障害福祉課	事業名：発達相談支援事業 連携先（庁内）：こども未来センター（保健センター含む）、特別支援教育推進室、幼稚園、幼児保育課、保育所 連携先（庁外）：民間保育園・幼稚園	具体的取組の内容：相談内容と今後の支援内容の共有をすることで、保育所・幼稚園での環境調整やこどもへの接し方を工夫してもらい、こどもの集団適応の向上へとつなげる。 連携のメリット：支援が切れることなく継続される。その結果、困り感のある市民が、適切な支援を受けられることにつながる。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・信頼関係の構築が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足
福祉部 障害福祉課	事業名：ごみ出し支援事業 連携先（庁内）：地域包括支援課、環境衛生課 連携先（庁外）：障害者相談支援員、ケアマネ、民生委員、県	具体的取組の内容や連携のメリット：事業対象の可否についての検討が円滑に行える。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・信頼関係の構築が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足
福祉部 障害福祉課	事業名：医療的ケア児相談窓口 連携先（庁内）：社会福祉課、幼児保育課、特別支援教育推進室、保健センター 連携先（庁外）：茨城県医療的ケア児支援センターみちしるべ、病院（MSW）、各事業所（児発、放デイ、相談支援など）	具体的取組の内容：医療的ケア児を取り巻く生活全般において、関係各所と情報を共有し、必要に応じて連携協力できるようにしている。 連携のメリット：成長過程や生活状況の変化等、ライフステージに合わせて保護者・当事者に必要な寄り添った支援を提供することができる。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・信頼関係の構築が難しい ・情報共有・コミュニケーションの不足
市民部 地域支援課	事業名：地区相談業務 連携先（庁内）：全部署 連携先（関係団体）：（関係各部署をとおして）関係各団体【国、県、警察等】	具体的取組内容・メリット：相談案件を地域交流センターで受け付け、その案件に対応できる部署で繋ぐことで、市民に対し、ワンストップサービスの利便性をもたらす。	・イレギュラーな案件の場合、どの部署に対応を依頼するか判断に迷う事がある。
福祉部 障害者地域支援室	事業名：地域生活支援拠点整備事業 連携先(関係団体)：つくば市内障害福祉サービス事業所	具体的取組内容(関係団体)：地域の複数の事業所に、地域生活支援拠点の一部の機能を担ってもらうことで、地域全体として拠点の体制を整備する。 連携によるメリット、成果等：各事業所の協力を受けることで、市内全体で拠点としての機能を整備することができた。	・施策の目標や価値観の共有が難しい ・役割分担が不明確である

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
福祉部 障害者地域支 援室	事業名：重層的支援体制整備事業 連携先(庁内)：社会福祉課、地域包 括支援課、こども政策課、こども未 来センター、幼児保育課、健康増進 課	具体的取組内容(庁内)：分野別の既 存の支援体制の垣根を越えて、包括 的・一体的に支援を行う。 連携によるメリット、成果等：地域 住民の複合・複雑化した支援ニーズ に対応する断らない包括的な支援体 制を整備することができた。	・ 施策の目標や価値観の共有が難し い ・ 役割分担が不明確である
福祉部 障害者地域支 援室	事業名：おひさまサンサン生き生き まつり事業 連携先(庁内)：高齢福祉課	具体的取組内容(庁内)：高齢者と障 害者が参加する運動会型のイベント を開催する。 連携によるメリット、成果等：高齢 者や障害者の社会参加を促進し、福 祉のまちづくりを推進することがで きた。	・ 施策の目標や価値観の共有が難し い ・ 役割分担が不明確である
福祉部 障害者地域支 援室	事業名：バリアフリーマップ事業 連携先(庁内)：デジタル政策課	具体的取組内容(庁内)：公開型 GIS 上に市内施設のバリアフリー情報が 掲載する。 連携によるメリット、成果等：公開 型 GIS を通じて、バリアフリー情 報が必要な方へ市内公共施設や商業 施設のバリアフリー情報を提供でき た。	・ 施策の目標や価値観の共有が難し い ・ 役割分担が不明確である
福祉部 障害者地域支 援室	事業名：福祉の店事業 連携先(関係団体)：つくば市「福祉 の店」を運営する会	具体的取組内容(庁内)：福祉の店 「融点」を運営する。 連携によるメリット、成果等：市内 の福祉事業所による協議体が福祉の 店を運営することで、障害者の工賃 向上に貢献できた。	・ 施策の目標や価値観の共有が難し い ・ 役割分担が不明確である

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
福祉部 障害者地域支 援室	事業名：つくば市虐待防ネットワーク 連携先（庁内）：地域包括支援課、 こども未来センター 連携先（関係団体）：市内の児童、高 齢、障害福祉事業所等	具体的取組内容（庁内）：虐待防止ネ ットワークの構築のため定期的な会 合の実施 具体的取組内容（関係団体）：虐待防 止ネットワークの構築のため定期的 な会合への参加 連携によるメリット、成果等：重層 的な虐待ケースの対応時に連携を取 ることができた。	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・役割分担が不明確である
福祉部 高齢福祉課	事業名：おひさまサンサン生き生き まつり 連携先（庁内）：福祉部各課 連携先（関係団体）：ガールスカウ ト、遊技業協同組合、シルバーリハ ビリ体操指導士会、筑波大学、シル バークラブ・障害各団体（実行委員 会）	連携によるメリット、成果等：地域 の団体と市・高齢者とのつながりが 生まれる	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・役割分担が不明確である ・情報共有・コミュニケーションの 不足
福祉部 高齢福祉課	事業名：高齢者電動アシスト自転車 等購入費補助事業 連携先（庁内）：防犯交通安全課、 広報戦略課、デジタル政策課 連携先（関係団体）：筑波大学、パ ナソニックサイクルテック（株）	連携によるメリット、成果等：大学 が入ることで事業の効果を学術的に 検証できた（R5、R6）。プロである 民間が入ることで最新の情報につい て市民に提供できる	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・役割分担が不明確である ・情報共有・コミュニケーションの 不足
福祉部 高齢福祉課	事業名：ツクバネ！ 連携先（庁内）：全庁 連携先（関係団体）：ふるさと通信 社	連携によるメリット、成果等：地域 の団体と市・高齢者とのつながりが 生まれる	・施策の目標や価値観の共有が難し い ・役割分担が不明確である ・情報共有・コミュニケーションの 不足
福祉部 地域包括支援 課	事業名：在宅医療介護連携推進事業 連携先（庁内）：救急課 連携先（関係団体）：つくば市医師 会、つくば市歯科医師会、つくば薬 剤師会、つくばケアマネジャー連絡 会、茨城県ソーシャルワーカー協 会、つくば市社会福祉協議会等	具体的取組内容（庁内）：事業進捗 状況確認のための定例会の実施 具体的取組内容（関係団体）：事業 進捗状況確認のための定例会の実 施、普及啓発のための講演会等の開 催等 連携によるメリット、成果等：連携 して事業を実施することで在宅医療 と介護の普及啓発のための講座を実 施できた他、多職種同士の顔の見え る関係性の構築とネットワーク強化 につながった。	・施策の目標や価値観の共有が難し い

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
大穂豊里地域 包括支援セン ター	○事業名：連携先 ○包括的支援事業： 地域包括支援課、社会福祉協議会、 医療機関、居宅介護支援事業所、介 護施設 ○認知症関連事業： 地域包括支援課 認知症疾患医療センター、各医療機 関、介護保険施設、在宅サービス事 業所、認知症サポーター ○一般介護予防事業： 地域包括支援課、認知症疾患医療セ ンター、茨城県リハビリテーション 協会、社会福祉協議会	○事業名：連携先 ・メリット ○包括的支援事業： 地域包括支援課、社会福祉協議会 ・権利擁護の必要なケースへ連携し て関わり、役割分担をすることで負 担軽減・スムーズな対応ができる ○認知症関連事業 認知症疾患医療センター ・ケース対応において相談、連携、 役割分担ができる。	施策の目標や価値観の共有が難しい
社会福祉法人 つくば市社会 福祉協議会	○事業名：連携先 ○居住支援事業：一般社団法人 LANS (ランズ)	メリット ・居住支援法人として認定されてい るため、住まいがない方を対象に住 まいに関する相談をしている。	特に課題はない
荃崎地域包括 支援センター	連携先：社会福祉課、高齢福祉課、 介護保険課、地域包括支援課、健康 増進課、医療年金課、国民健康保険 課、障害福祉課、住宅政策課、公 園・施設課、道路管理課、総合交通 政策課、水道総務課、消防本部、警 察、社会福祉協議会、NPO 法人友の 会たすけあい、各居宅介護支援事業 所、各医療機関、各介護保険関係施 設、各金融機関、郵便局、各タクシ ー会社、NTT、各宅配食事サービス 事業所等	連携することにより、対象者の直接 的な支援につながった。同様のケー スがあった時に、スムーズに支援に つながった。	特に課題はない

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

回答部署	問6 連携している事業・ 内容と連携先	問7 連携することの メリット・成果	問8 連携する上で感じた課題
谷田部東地域 包括支援セン ター	連携先：つくば市社会福祉課 ソー シャルワーカー1名	具体的取組内容：生活保護者等の同 行訪問や現状確認などを実施し連携 を図っている。連携を図ることでス ムーズに対応ができたケースもあっ た。	情報共有・コミュニケーションの不 足
谷田部西地域 包括支援セン ター	○事業名：連携先 ①自立相談支援事業：社会福祉課 ②生活保護相談事業：社会福祉課 ③成年後見制度利用支援事業：地域 包括支援課 ④総合相談支援事業：地域包括支援 課 ⑤生活支援体制整備事業：地域包括 支援課 ⑥コミュニティバス等の運行：総合 交通政策課 ⑦福祉タクシー利用券の交付事業： 社会福祉課 ⑧高齢者タクシー運賃助成事業：高 齢福祉課 ⑨在宅医療介護連携推進事業：地域 包括支援課 ⑩認知症高齢者保護支援事業：地域 包括支援課 ⑪権利擁護事業：地域包括支援課 ⑫日常生活自立支援事業：社会福祉 課 ⑬包括的、継続的ケアマネジメント 支援事業：地域包括支援課 ⑭地域ケア会議推進事業：地域包括 支援課 ⑮女性のための相談室：ダイバーシ ティ推進室 ⑯民生委員との連携：社会福祉課 ⑰ふれあいサロン事業：社会福祉協 議会 ⑱地域見守りネットワーク事業：社 会福祉協議会	○連携によるメリット ①、②、⑦、⑫、⑯ ・意見交換会の実施や総合相談の中 での連携により、顔の見える関係の 構築 ③、④、⑤、⑨、⑩、⑪、⑬、⑭ ・委託元で定期的な会議やイベント など実施することで事業の推進に寄 与した ⑥ ・ケアマネジャー連絡会として、連 携することでケアマネの課題として いることや事業の内容について学ぶ 機会の確保となった ⑧ ・連携することで地域住民の利用促 進に効果があった ⑮ ・連携することで顔の見える関係構 築と相談窓口としての情報提供が行 えた ⑰、⑱ ・連携することで顔の見える関係構 築、多様化する相談の見守り支援に 効果があった	役割分担が不明確である

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

○また、各連携事業における連携する上での課題として、問8へ回答のあった内容を集計すると以下のような結果となりました。

選択肢	回答数（部署）
施策の目標や価値観の共有が難しい	19
役割分担が不明確である	12
信頼関係の構築が難しい	4
情報共有・コミュニケーションの不足	14
特に課題はない	3
その他	2

(N=31)

○庁内関係各課等（市関係各課等）、関係団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業所等）との間で横の連携を図る際の課題として最も回答が多かったのが「施策の目標や価値観の共有が難しい」（19 部署）で、次いで情報共有・コミュニケーションの不足（14 部署）、役割分担が不明確である（12 部署）でした。

○多くの部署等の間で連携する際には、それぞれの事業が掲げる目標や価値観の共有が難しいことが最も大きな課題となっています。このことについては、複合的・重層的な問題への対応が課題となっている状況においては、連携を求められる側においても主体的に目標の達成に協力する意識がより重要となるものと考えられることから、対応すべき課題であると考えられます。

○その他の回答内容としては、次の2つの内容が挙げられました。

- ・高齢化や地域コミュニティの希薄化により、区会の存続が困難
- ・イレギュラーな案件の場合、どの部署に対応を依頼するか判断に迷う事がある。

第5章 関係団体ヒアリング調査の概要と結果

地域福祉活動の実践者の視点から課題を把握し、施策検討の基礎資料とするために、ヒアリング調査を実施しました。また、回答内容の背景等についての聞き取り調査を希望した団体については、後日個別に聞き取り調査を実施しました。

調査対象者	つくば市内で活動する高齢福祉・障害福祉・児童福祉・地域福祉に関するボランティア団体、NPO団体等 ＜高齢福祉関係団体＞ つくば市シルバークラブ連合会所属団体 ＜障害福祉関係団体＞ 基幹相談支援事業所、つくば市福祉団体等連絡協議会所属団体 ＜児童福祉関係団体＞ 地域子育て支援拠点事業者、みんなの食堂事業者、青い羽根学習会受託事業者、つくば市主任児童委員連絡会 ＜地域福祉関係団体＞ つくば市ボランティア団体等連絡協議会所属団体、つくば市区会連合会所属団体、つくば市民生委員児童委員連絡協議会所属団体、市内自主防災組織、高齢者等の移動支援を実施している団体
調査方法	ヒアリングシートを紙面郵送または電子メールにて配布し、紙面返送またはオンラインの回答フォーム上で回答の集計を行った。
調査期間	○ヒアリングシートによる調査 令和7年12月～令和8年3月 ○聞き取り調査 令和8年4月

○ヒアリングシートの回答状況及び聞き取り調査の実施数

	対象団体数	回答団体数	聞き取り実施数
高齢福祉関係団体	6	5	0
障害福祉関係団体	13	13	3
児童福祉関係団体	7	6	0
地域福祉関係団体	20	19	0
合計	46	43	3

～ヒアリングシートの回答結果について～

問1 貴団体では、活動を行う上で地域にある他の団体、関係機関との交流や連携、協力関係がありますか。
＜当てはまるものを全て選択＞

○高齢福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」、「社会福祉協議会」、「区会（自治会）」、「民生委員・児童委員」の4つで、次いで「シルバークラブ」が続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。

○障害福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、次いで「NPO・ボランティア団体」、次いで「社会福祉協議会」と続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。

○児童福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、「社会福祉協議会」が続いています。次いで「保育園・幼稚園」、「小学校・中学校」、「NPO・ボランティア団体」の3つが挙げられています。

○地域福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、次いで「社会福祉協議会」、「区会（自治会）」の2つが挙げられています。次いで「民生委員・児童委員」、「小学校・中学校」が続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。

○各種福祉関係団体の連携先として、特に多く挙げられているのは「市役所」、「社会福祉協議会」の2つであり、各種福祉団体が「市役所」や「社会福祉協議会」へ寄せている、ニーズを踏まえた対応への期待の高さが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市役所	5	10	6	18
社会福祉協議会	5	8	5	15
区会（自治会）	5	2	3	15
民生委員・児童委員	5	4	3	11
保育園・幼稚園	0	4	4	3
小学校・中学校	1	3	4	11
高校・大学・専門学校	0	5	3	2
NPO・ボランティア団体	0	9	4	2
シルバークラブ	4	1	0	6
介護・福祉施設	2	6	1	3
病院	0	5	2	2
警察・消防	2	2	2	7
弁護士・司法書士	0	4	0	1
企業	0	3	3	2
特になし	0	0	0	0
その他	0	1	0	2

○その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【障害福祉関係団体】

- ・特別支援学校、スクールソーシャルワーカー

【地域福祉関係団体】

- ・交通機関（JR・バス会社）
- ・祭礼支援団体、子ども会

問2 問1の質問において他の団体、関係機関等との連携、協力関係が「ある」と回答した団体にお聞きします。それらの団体等とはどのような関係がありますか。

<自由記述>

○福祉関係団体の分類ごとに、それぞれ次のような連携内容があると回答がありました。

【高齢福祉関係団体】

<市役所>

- ・ イベント等開催にあたり支援を受けている。
- ・ イベント等での交流
- ・ 各種大会、イベントの共同開催
- ・ ボランティア活動、イベント共催
- ・ イベントの共同開催（おひさまサンサン生き生きまつり）

<社会福祉協議会>

- ・ イベント等開催にあたり支援を受けている。
- ・ イベント等での交流
- ・ 各種大会、イベントの共同開催
- ・ ボランティア活動、イベント共催
- ・ シルバークラブの活動支援

<区会（自治会）>

- ・ 情報交換等
- ・ イベント等での交流
- ・ 補助金、事業支援
- ・ ボランティア活動、イベント共催
- ・ 地域イベントの共同開催

<民生委員・児童委員>

- ・ 情報交換等
- ・ イベント等での交流
- ・ ボランティア活動、イベント共催
- ・ 地域イベントの共同開催、高齢者台帳調査への協力

<シルバークラブ>

- ・ イベント等での交流
- ・ ボランティア活動、イベント共催

<介護・福祉施設>

- ・ ボランティア活動、イベント共催

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

<警察・消防>

- ・ボランティア活動、イベント共催

【障害福祉関係団体】

<市役所>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・保育園、放課後児童クラブには地域活動支援センターの出張影絵講演に招かれることがある。
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・イベント(おひさまサンサン生き生きまつり、チャレンジアートフェスティバルなど)、懇談会、見学会、研修会等
- ・意見交換
- ・障害福祉の情報や交流
- ・行事参加

<社会福祉協議会>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・イベント(おひさまサンサン生き生きまつり、チャレンジアートフェスティバルなど)、懇談会、見学会、研修会等
- ・イベントへの参加
- ・行事参加

<区会（自治会）>

- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。

<民生委員・児童委員>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<保育園・幼稚園>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・保育園、放課後児童クラブには地域活動支援センターの出張影絵講演に招かれることがある。
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<小学校・中学校>

- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・保育園、放課後児童クラブには地域活動支援センターの出張影絵講演に招かれることがある。
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<高校・大学・専門学校>

- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・ボランティア募集

<NPO・ボランティア団体>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・障害児・者に対しての相談対応
- ・地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・イベント(おひさまサンサン生き生きまつり、チャレンジアートフェスティバルなど)、懇談会、見学会、研修会等
- ・イベントの後援、参加
- ・2025 年度は共催でイベントを開催した
- ・情報共有
- ・イベント開催、学習会等

<シルバークラブ>

- ・事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<介護・福祉施設>

- ・相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

- ・ 障害児・者に対しての相談対応
- ・ 地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・ 事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・ イベント(おひさまサンサン生き生きまつり、チャレンジアートフェスティバルなど)、懇談会、見学会、研修会等
- ・ 施設見学

<病院>

- ・ 相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・ 障害児・者に対しての相談対応
- ・ 地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・ 事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など
- ・ 市内の高次脳機能障害支援協力病院での活動や体験の発表
- ・ チラシの掲示

<警察・消防>

- ・ 地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・ 事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<弁護士・司法書士>

- ・ 相談ケースでの関わり、各種会議等でのつながり
- ・ 障害児・者に対しての相談対応
- ・ 地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。
- ・ 事業や施設運営に関する協力、連携、情報提供、情報交換など

<企業>

- ・ 障害児・者に対しての相談対応
- ・ 地域活動支援センター、相談支援事業所、自殺対策事業（県委託）、弁当配達による要保護児童の見守り（こども未来センター委託）によりいろいろな関係機関との連携がある。

【児童福祉関係団体】

<市役所>

- ・ 児童生徒および家庭に関する情報交換等
- ・ イベントの共同開催、活動に関する情報交換
- ・ 指定管理・相談事業の連携
- ・ 市役所との連携がある。

- ・ みんなの食堂を運営しており、つくば市の社会福祉に貢献、情報交換している。
- ・ 青い羽根学習会協働事業（北条教室、二の宮教室）
- ・ 活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<社会福祉協議会>

- ・ 児童生徒および家庭に関する情報交換等
- ・ イベントの共同開催、活動に関する情報交換。
- ・ 一時預かり事業の連携
- ・ 社会福祉協議会との連携がある。
- ・ みんなの食堂を運営しており、つくば市の社会福祉に貢献、情報交換している。
- ・ 活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<区会（自治会）>

- ・ 活動に関する情報交換

<民生委員・児童委員>

- ・ 児童生徒および家庭に関する情報交換等
- ・ ネットワーク会議
- ・ 活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<保育園・幼稚園>

- ・ 児童生徒および家庭に関する情報交換等
- ・ 賛助会員として応援してもらっている
- ・ イベント等広報事業
- ・ 正課授業、課外事業の実施

<小学校・中学校>

- ・ 児童生徒および家庭に関する情報交換等
- ・ 「赤ちゃんが学校にやってくる！」という事業で連携
- ・ 体験・実習の受け入れ
- ・ 活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<高校・大学・専門学校>

- ・ 「赤ちゃんが学校にやってくる！」という事業で連携
- ・ 体験実習の受け入れ
- ・ 活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<NPO・ボランティア団体>

- ・ イベントの共同開催、活動に関する情報交換

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

- ・ボランティアの受け入れ（厚生保護女性会）
- ・活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<介護・福祉施設>

- ・活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

<警察・消防>

- ・講座・イベントの協力

<企業>

- ・賛助会員として応援してもらっている
- ・港区立産業振興センターとの連携・協力関係があり、イベント開催を後押ししてくださっている。
- ・活動に関する情報交換、支援対象者の受け入れ等

【地域福祉関係団体】

<市役所>

- ・活動支援
- ・市行政への協力・出前講座の依頼
- ・住民交流会イベント開催
- ・イベント開催時による連携
- ・常時連絡し合う
- ・（市民協働課）情報交換、イベントの共同開催
- ・（観光推進課）活動資金の援助
- ・各担当課に相談や研修依頼
- ・定例会での情報収集
- ・民生委員の事務局として熱心に対応頂く
- ・情報提供、交換、質問、課題解決
- ・定例会の開催、予算の執行など
- ・危機管理課
- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である。
- ・イベント開催
- ・地域奉仕活動
- ・サークル活動協力
- ・地域開発、イベント協力

<社会福祉協議会>

- ・活動支援
- ・事務委託
- ・住民交流会イベント開催

- ・ イベント開催時による連携
 - ・ 常時連絡し合う
 - ・ 情報交換、共同開催
 - ・ 各担当課に相談や研修依頼
 - ・ 定例会での情報収集
 - ・ イベントの共同開催、協力関係
 - ・ イベントへの参加協力、募金
 - ・ 資金受領・教育・事業協働
 - ・ 情報提供、年末歳末助け合い協力、イベント共同開催、協力
 - ・ 福祉活動の助言など
 - ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である。
 - ・ イベント開催
 - ・ 地域奉仕活動
 - ・ サークル活動協力
 - ・ 地域開発、イベント協力
- <区会（自治会）>
- ・ 活動支援、財政支援
 - ・ 住民交流会イベント開催
 - ・ 常時連絡し合う
 - ・ 情報交換、共同開催
 - ・ 防災訓練
 - ・ 自治会役員の協力
 - ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である。
 - ・ 資金・人的リソース提供
 - ・ イベント開催
 - ・ 地域奉仕活動
 - ・ サークル活動協力
 - ・ 地域開発、イベント協力
- <民生委員・児童委員>
- ・ 活動支援、利用者に関する相談
 - ・ 住民交流会イベント開催
 - ・ イベント開催時による連携
 - ・ 常時連絡し合う
 - ・ 事業遂行
 - ・ 避難要支援者情報の共有

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

- ・民生委員、児童委員との情報交換会

- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

<保育園・幼稚園>

- ・子どもと保護者に関する相談、情報共有、訪問

- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である。

<小学校・中学校>

- ・コミュニティ・スクールへの参加

- ・子どもと保護者に関する相談、情報共有

- ・体育祭などへの出席、主任児童委員の学校訪問、民生委員と学校管理者の情報交換（一部地区）

- ・学校への訪問

- ・児童の生活について

- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

- ・イベント開催

- ・地域奉仕活動

- ・サークル活動協力

- ・地域開発、イベント協力

<高校・大学・専門学校>

- ・イベント開催時による連携

- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

<NPO・ボランティア団体>

- ・イベント開催時による連携

<シルバークラブ>

- ・常時連絡しあう

- ・防災訓練

- ・自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

- ・イベント開催

- ・地域奉仕活動

- ・サークル活動協力

<介護・福祉施設>

- ・ 常時連絡し合う
- ・ (筑波園) 情報提供
- ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

<病院>

- ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

<警察・消防>

- ・ 民交流会イベント開催
- ・ 常時連絡し合う
- ・ 各担当課に相談や研修依頼
- ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である
- ・ 地域開発、イベント協力

<弁護士・司法書士>

- ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

<企業>

- ・ イベント開催時による連携
- ・ 自主防災組織は区会の下部組織であり、その活動を行うに当たって団体・機関等との連携・協力は不可欠である

問3 貴団体が活動を行う上で課題となっていることは、主にどのようなことですか。

＜該当する3項目を選択＞

○高齢福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「リーダー（後継者）が育たない」（5団体）で、次いで「新しいメンバーが入らない」、「メンバーの高齢化」（4団体）が続いており、いずれも半数以上の団体が課題として捉えています。

○障害福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「新しいメンバーが入らない」（6団体）で、次いで「メンバーの高齢化」（5団体）が続いています。

○児童福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「新しいメンバーが入らない」、「活動資金の不足」（3団体）で、次いで「リーダー（後継者）が育たない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「相談件数の増加、相談内容の複雑化」（2団体）の3つが続いています。

○地域福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「メンバーの高齢化」（10団体）で、次いで「新しいメンバーが入らない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「他の団体と交流する機会が乏しい」（6団体）の3つが続いています。

○各種福祉関係団体の課題として、特に多く挙げられているのは「新しいメンバーが入らない」という課題で、活動を持続させるための新たな人員確保に苦労している団体が多いことが分かります。

回答内容 団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
活動のマナー化	1	2	0	5
新しいメンバーが入らない	4	6	3	6
リーダー（後継者）が育たない	5	4	2	4
市民に情報発信する場や機会が乏しい	0	1	1	4
市民のニーズに合った活動ができていない	0	1	0	1
支援を必要とする人の情報が得にくい	0	2	2	6
他の団体と交流する機会が乏しい	0	2	0	6
活動の場所、拠点の確保が難しい	0	4	0	0
活動資金の不足	1	4	3	2
メンバーの高齢化	4	5	0	10
相談件数の増加、相談内容の複雑化	0	4	2	3
特に課題、困りごとはない	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

○その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【障害福祉関係団体】

・相談支援専門員という職種の役割が十分に理解されておらず、特に学校との連携が図りにくい状況にある。

・利用者の利用期間

【児童福祉関係団体】

・新しい人は入ってくるが、仕事へ復帰する方が多くサイクルが早いため、長く活動してくれる方が少なくなっている。人手不足。

【地域福祉関係団体】

・活動への助言

問4 問3の質問において課題が「ある」と回答した団体等にお聞きします。その課題解決のためには、どのような取り組みが必要と考えますか。 <自由記述>

○各種団体から、それぞれ次のような回答がありました。

高齢福祉 関係団体	・各単位クラブのリーダーの育成と新入会員増を図る為の工夫 ・各世代交流会等、皆さんが集まる場所、行事を企画設定する。（おひさまサンサン生き生きまつりや地域で行っている芋煮会、流しソーメン） ・福祉バス等の確保 ・自治会と話し合って事業を色々やっていることをみなさんに知らせる。 【「新しいメンバーが入らない」について】 ・65歳以上の高齢人口は増加しているが70歳越えても仕事を持っている人が多い。又、リタイア後の選択肢が多様化している。入会することでの良さをPRしているが限度があるため、現在の会員が皆楽しく運営することが必要である。
障害福祉 関係団体	・対象者のニーズに合わせた地域資源を増やす取り組み、圏域ごとでの情報共有や交流の場の創設 ・障害福祉の枠に留まらず、メンタルヘルスへの取り組みが必要。包括にもつながる関わりができるといいが、縦割りの弊害があるように思っている。 ・人材確保については、法人内で改善に向けて試行錯誤している。福祉型障害児入所施設の改築が必要な状況だが、近年の急激な物価高騰に伴い、建設資材価格および労務費が大幅に上昇しており、当初想定していた改築工事費は計画段階の見積額を大きく上回る水準となり、現在の予算枠内での事業実施が困難な状況となっている。 ・活動の縮小、仕事の簡素化 ・高齢化は止められないので、どうしてよいかわかりません。 ・今の時代SNSで情報を得られますが、でもやっぱり対面での情報収集、顔を見ながらのつき合いをすすめます。いろいろな年代・立場の人向けのイベントの開催。 ・リーダーやメンバーになりたいと思ってもらえる何かがあるといいのでしょうか ・バリアフリーで安心して使える多目的トイレがある広い公共施設の会議室が足りない。

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

障害福祉 関係団体	・そもそも障害者が自分の生活が安定した上で活動ができる支援が整っていない。 ・障害者・高齢福祉会館というような日常的に気軽に入れる場所。 【「市民に情報発信する場や機会が乏しい」について】 ・効果的なのは市広報誌へ相談会があるとの情報の記載すること 【「活動資金の不足」について】 ・各種団体企業の助成金を探す（市の補助制度は、当会は対象にならない） 【「支援を必要とする人の情報が得にくい」について】 ・不登校関係機関、障害者計画相談員への周知。 【「活動の場所、拠点の確保が難しい」について】 ・障害者、団体が利用できる体育館の確保 【「メンバーの高齢化」について】 ・抜本的解決はできない 【「相談件数の増加、相談内容の複雑化」について】 ・相談支援専門員のマンパワー不足を解消する。重層的支援の充実。 ・相談内容の整理、利用できるサービスの整理等が有効と考える。 【「新しいメンバーが入らない」及び「活動資金の不足」について】 ・社会的な問題なのでかんたんには解決できない 【「その他：相談支援専門員という職種の役割が十分に理解されておらず、特に学校との連携が図りにくい状況にある」について】 ・教育機関への周知。 【「その他：利用者の利用期間」について】 ・自立訓練事業の弾力的運用
児童福祉 関係団体	・特に学校との情報共有 ・幅広い世代との交流。子育てについて興味関心を持ってもらう。 ・マネジメント層の意識改革。チームビルディング。 ・研修を行う。 ・イベントにより周知を促す。 ・有料求人媒体の利用等 ・助成金の申請強化
地域福祉 関係団体	・様々な集まりにでて情報収集とそれを自治会内で共有していくこと ・若い年代の活動登用 ・区長職は最低5年～6年継続出来る方。地区に帰属意識のある方が必要だ。 ・活動内容意義の周知拡大 ・NPO 法人としての活動情報の発信 ・区会があると連携して地域活動をしやすいが、区会のない地域の委員は情報を集めるのにも苦心している。役員のなり手不足等で区会が減る現状をきくが、孤立化を防ぐためにも区会の意義を市が積極的に広報し、加入を増やす改善を後押ししてほしい。 ・民生委員のなり手確保の為の制度改革 ・気軽に集まれる場の提供、リーダーを養成し、様々な行事や地域のネットワークづくり

地域福祉 関係団体	を支援する。 ・人材発掘。新時代に於ける多様な発想と実行力のリーダー。 ・区長との話し合いが出来ない。区長の任期がそれぞれ違うため、課題が共有されない。地区の課題を把握されず、地区の問題を意識していない区長が多い。民生委員と共有できる話し合いの場をつくって欲しい。(行政が中心となり計画を立案して欲しい。) ・高齢化が進んで居り、高齢化率 53%を超えて若者との意識のずれが生じている。このずれの解消が重要で、世代間の交流機会の創出が必要。 ・若者への日常的な声かけ ・市行政(小中学校も含む)との情報共有(各担当課) ・自治会で防災関連の仕組みをつくる際には専門的な知識などをサポートしてもらえるような仕組みが必要 【「活動のマンネリ化」について】 ・市ホームページ・その他団体等からの情報収集 ・例年どおりの活動から脱却すべきで、若い人を中心にすえてメリハリをつけていく。 【「市民に情報発信する場や機会が乏しい」について】 ・年に2回くらいの活動報告を行う。 【「市民のニーズ合った活動ができていない」について】 ・防災避難訓練などを行おうとしても意識が低く、なかなか理解が得られない。 【「支援を必要とする人の情報が得にくい」について】 ・要支援者の名簿の共有が個人情報保護の問題があって進まない。 【「他の団体と交流する機会が乏しい」】 ・同じ民協で市内他地区、県内他地区との交流を行う。 【「活動資金の不足」について】 ・区会、市からの補助金 【「メンバーの高齢化」について】 ・区会等で活動の広報、参加の呼びかけ 【「その他：活動への助言」について】 ・具体的な活動事例などの研修会があればありがたい。+アドバイザー
--------------	--

問5 問3の質問において課題が「ある」と回答した団体等にお聞きします。その課題解決のためには、どのような団体、関係機関と連携したいですか。

＜当てはまるものを全て選択＞

○全ての福祉関係団体において、課題解決のためには「市役所」との連携が必要だと考えています。また、ほとんどの福祉関係団体において、同様に「社会福祉協議会」との連携が必要だと考えています。そのため、行政や準行政的な機関との更なる連携の強化が求められていることが分かります。

○高齢福祉関係団体においては、全ての団体が「区会（自治会）」との連携が必要だと考えています。

○障害福祉関係団体においては、ほとんどの団体が「NPO・ボランティア団体」との連携が必要だと考えています。

○児童福祉関係団体においては、うち半数の団体が「NPO・ボランティア団体」との連携が必要だと考えています。

○地域福祉関係団体においては、そのうち多くの団体が「区会（自治会）」や「民生委員・児童委員」との連携が必要だと考えています。次いで、「高校・大学・専門学校」、「シルバークラブ」、「弁護士・司法書士」と連携が必要だと考えています。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市役所	5	13	6	19
社会福祉協議会	5	11	5	17
区会（自治会）	5	2	2	14
民生委員・ 児童委員	2	4	0	12
保育園・幼稚園	0	3	0	7
小学校・中学校	1	6	1	4
高校・大学・ 専門学校	1	6	2	9
NPO・ボラン ティア団体	2	11	3	2
シルバークラブ	3	1	1	8
介護・福祉施設	1	7	0	4
病院	0	5	0	2
警察・消防	2	2	0	1
弁護士・ 司法書士	0	4	0	8
企業	2	4	0	1
特になし	0	0	2	2
その他	0	2	0	0

○その他の回答内容としては、障害福祉関係団体から、次の内容が挙げられました。

- ・ 特別支援学校、スクールソーシャルワーカー
- ・ 会計士

問6 貴団体では、団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか。

<該当する3つを選択>

○高齢福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市の広報紙」(5団体)で、次いで「社会福祉協議会の広報紙」(4団体)が続きます。紙面による情報発信が占める重要性が分かります。

○障害福祉関係団体において最も回答が多かったのは「その他」(8団体)であり、団体ごとの活動目的に応じて、それぞれに連携する様々な人や機関から直接情報を得ていることが多いことが分かります。

○児童福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市のホームページ」、「市の広報紙」、「NPO・ボランティア団体」(3団体)の3つです。特定の方法によらず、様々な方法で情報を入手していることが分かります。

○地域福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市のホームページ」と「市の広報紙」(10団体)です。市による情報発信が占める重要性が分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市のホームページ	1	4	3	10
市の広報紙	5	4	3	10
市の窓口	0	2	0	4
社会福祉協議会の ホームページ	0	2	1	5
社会福祉協議会の 広報紙	4	0	0	3
民生委員・ 児童委員	2	0	1	2
NPO・ボラン ティア団体	0	2	3	2
特になし	0	1	1	1
その他	1	8	0	4

○ そ

その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【高齢福祉関係団体】

- ・社会福祉協議会（事務局として）

【障害福祉関係団体】

- ・関連施設、事業所等
- ・活動中の関係機関とのやり取りで得ている
- ・インターネット
- ・高次脳機能障害支援センター、県障害福祉課
- ・市の職員や社協の職員から
- ・必要に応じて問い合わせる
- ・上位団体からのお知らせ
- ・会員の口コミ

【地域福祉関係団体】

- ・国交省ホームページ
- ・市役所や社協の担当者、出前講座等
- ・民生委員・児童委員定例会
- ・パンフレット

問7 貴団体の活動を通じて感じる地域の主な問題点、課題はどのようなものですか。

＜該当するものを5つまで選択＞

○高齢福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは「近隣との交流が少ない」、「地域活動の減少、担い手不足」、「福祉ニーズの多様化・複雑化」(5団体)の3つでした。

○障害福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「福祉ニーズの多様化・複雑化」(11団体)であり、次いで「地域活動の減少、担い手不足」(9団体)が続く、次いで「福祉」「保健」に関する行政サービスの市民への周知が不十分である」(8団体)が続きます。

○児童福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「世代間の交流が少ない」と「福祉ニーズの多様化・複雑化」(3団体)の2つでした。

○地域福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「地域活動の減少、担い手の不足」(15団体)で、次いで「近隣との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」、「ひとり暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が入りにくい」(9団体)の3つが続きます。

○福祉関係団体全体を通して最も回答が多かったのは「地域活動の減少、担い手不足」で、次いで「福祉ニーズの多様化・複雑化」が続きます。福祉の問題が多様化・複雑化する一方、それを支える地域の力の担い手が少なくなっている現状が浮き彫りになっています。

選択肢	団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
あいさつをしない人が多い		1	0	1	2
近隣との交流が少ない		5	4	2	9
世代間の交流が少ない		2	1	3	9
地域活動の減少、担い手不足		5	9	2	15
地域において気軽に集まれる場が少ない		1	5	1	2
福祉ニーズの多様化・複雑化		5	11	3	5
ひとり暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が入りにくい		1	3	2	9
ひきこもりの方を支援する体制が不十分である		0	6	1	4
「福祉」「保健」に関する行政サービスの市民への周知が不十分である		0	8	0	5
大規模な風水害や地震発生時の防災対策に不安がある		2	4	0	5
ゴミ出しや交通マナーが悪い		3	0	1	3
その他		0	0	0	3

○その他の回答内容としては、地域福祉関係団体から、次の内容が挙げられました。

- ・ゴミ出し場所が遠いと高齢者は出せない
- ・防災意識の低さ
- ・どこに適材の若者が居るのかわからない

問8 問7で回答した地域における課題を解決するためには、どのような取り組みが必要であると考えますか。
＜該当するものを5つまで選択＞

- 高齢福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(5団体)で、次いで「地域のネットワークづくり」(4団体)でした。
- 障害福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(11団体)で、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」(10団体)でした。
- 児童福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「地域のネットワークづくり」と「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(3団体)の2つでした。
- 地域福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「地域のネットワークづくり」(16団体)で、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」と「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(13団体)の2つが続きます。
- 福祉関係団体全体を通して最も回答が多かったのは「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(32団体)で、次いで「地域のネットワークづくり」(31団体)が続き、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」(27団体)が続いており、これらの内容は、どの福祉関係団体から見てもニーズが高いことが伺えます。

選択肢	団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
日常生活に関する 身近な相談窓口の整備		2	10	2	13	27
地域住民が交流できる 場の整備		2	7	2	11	22
地域のネット ワークづくり		4	8	3	16	31
支援を必要とする方に 支援が行き届く 体制の整備		5	11	3	13	32
買い物がしやすい 環境づくり		1	1	0	3	5
バスなどの公共 交通機関の整備		2	8	1	7	18
道路や建物の バリアフリー化		2	5	1	2	10
公園等の自然 環境の整備		1	1	1	0	3
その他		0	0	0	3	3

○その他の回答内容としては、地域福祉関係団体から、次の内容が挙げられました。

- ・民生委員が身近な相談先と知ってもらいたい
- ・防災教室などを地道にひらく
- ・喫茶店・ファミレス ジョナサンなどがあれば集いやすい。

つくば市地域福祉計画(第5期)
アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

問9 地域福祉を推進するためには、どのような取り組みが必要であると考えますか。

＜該当するものを3つまで選択＞

○高齢福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは「区会（自治会）、ボランティア団体等への支援」と「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（3団体）の2つでした。

○障害福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」（10団体）であり、次いで「利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」（9団体）が続いています。

○児童福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは「身近な相談窓口の充実」と「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」（3団体）の2つでした。

○地域福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（13団体）であり、次いで「ボランティアの育成と活動の促進」（9団体）が続き、次いで「区会（自治会）、ボランティア団体等への支援」（8団体）が続いています。

○福祉関係団体全体を通して最も多かったのは「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」（19団体）であり、次いで「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（18団体）でした。一方で、他の選択肢については、回答数に大きな差はなく、地域福祉の推進のためには、幅広い取り組みが求められていることが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
ボランティアの育成と活動の促進	2	1	1	9	13
区会（自治会）、ボランティア団体等への支援	3	1	1	8	13
身近な相談窓口の充実	2	3	3	5	13
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	3	2	0	13	18
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	0	5	2	5	12
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	1	2	3	5	11
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	0	9	0	2	11
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	2	4	1	3	10
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	2	10	1	6	19
その他	0	1	1	0	2

○その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【障害福祉関係団体】

- ・有償の支援者の育成と活動の場の創設（福祉センターの建設）

【児童福祉関係団体】

- ・ボランティアに頼らない収益化の後押し

問 10 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞

○高齢福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「近隣住民相互の日常の付き合い」（4団体）でした。

○障害福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「子どもたちも含む市民への福祉教育の充実」（9団体）でした。

○児童福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとしてとして回答された選択肢は、いずれもほとんど同数となっています。

○地域福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「近隣住民相互の日常の付き合い」（14団体）でした。

○全体を通してみると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、「近隣住民相互の日常の付き合い」（22団体）が基礎として大切であると考えられていることが分かります。一方、障害福祉関係団体においては、地域においても障害者やその家庭のことを理解することで、助け合い、支え合い活動へと繋がると考えていることが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
近隣住民相互の 日常の付き合い	4	2	2	14	22
地域の行事等を 通じた人の つながりの拡充	2	2	2	9	15
地域活動の積極的 な情報発信と 参加の促進	2	5	1	6	14
ボランティアや 地域活動に関わる 人材の育成	2	5	2	6	15
ボランティアや 地域活動に関わる 団体相互の連携	2	2	2	5	11
共通した悩み、 問題を抱える方の 交流の場の充実	0	6	1	3	10
区会（自治会） への加入促進	2	0	0	6	8
地域活動、ボラン ティア活動に 対する財政的支援	1	5	2	6	14
子どもたちも含む 市民への 福祉教育の充実	0	9	1	1	11
その他	0	1	1	0	2

○その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【障害福祉関係団体】

- ・ 障害者も参加する避難訓練や福祉避難所の開設訓練

【児童福祉関係団体】

- ・ 非営利でもお金を回す、を支援する

問 11 貴団体の考える地域福祉のあり方や誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進のための御意見や御要望がありましたら自由に御記入ください。
 <自由記述>

○それぞれ、以下のような回答がありました。

高齢福祉 関係団体	・市シ連は健康・友愛・奉仕を基本に豊かな長寿社会に取組み、高齢者の健康福祉の健全な発展の実現に寄与する目的がある。特に茎シ連では、会員同士のさりげない見守りをおせっかいにならない程度に機会あるごとに訴えて、会員相互の支え合い、友愛活動の充実を目指している。 ・高齢者がともに生きる仲間づくり活動 ・健康づくり活動 ・地域社会に貢献するボランティア活動 ・これらの基礎となる学習活動 ・地域福祉に貢献された団体・個人の表彰、PR 活動、広報紙等で紹介 ・コミュニティ・スクールを通じ、次世代の支え手の育成 ・地域見守りネットワーク事業の推進、充実（啓発品配布で訪問しやすくする） ・野田団地の内に公民館のような気軽に集まれる場所がない。上広岡の生活改善センターをかりている。（老人にはちょっと遠い）
障害福祉 関係団体	・高齢化が進んでいく中で「総活躍」を目指していくには、縦割りではない連携が必要だと感じている。 ・地域づくりを推進していくための体制整備を継続してできるだけ具体的に検討できる場の設定、調整役などとしての機能を果たせる人材の配置、人材育成、人材の確保などが必要かと思われます。 ・障害を持つ当事者や家族が居住する地域が、住みよい環境であることが大事かと思います。そのためには、障害理解の促進、バリアフリー化された街を自由に行動できる、同じような悩みを抱える人同士が悩みを共有し次の段階へ進める場の確保、そして多様な障害と多様なニーズを受容できる専門家の育成と採用によるレベルアップした支援の提供が実現できたらと思います。勝手に言い行政の皆様は大変かと思いますが、理想は高く障害者に優しいつくば市になってほしいとの願いです。日頃のご尽力のお陰でいつもお世話になります。これからもどうぞよろしくお願いいたします。 ・地域のつながりについては、若く健康な間はほとんど気にしないのではと思う。ある程度の年齢になったり、病気・障害などの問題がおきてから「どうすれば良いのか？」と考えてしまう。そうなってからでも気軽に参加しやすいもの（支援等）があればと思います。 ・ボランティアについても、団体に所属するのはハードルが高いので、個人でもお手伝いできるものがあればという意見もありました。 ・介護する親の高齢化（平均 72 歳）があるので今後は不安です。障害者が地域でくらすには、今の制度では支援が足りません。市としても国へ福祉事業所への所得補償をお願いして若者が働き場所として福祉を選ぶ人が多くなるように希望します。 ・誰も取り残さない地域づくりのために、障害者の余暇支援と生涯学習を位置づけた計

障害福祉 関係団体	画策定が必要。その点で、障害者の余暇活動支援センターをみんなのものにする必要がある。 ・つくば市は物価が高く、生活保護においては3級地の1という状況である。すくなくとも、中核都市としての要件は満たしているので2級地への変更を検討して欲しい。経済的安定は必要。 ・地域のつながりや人同士のかわりが薄くなっているが、とくに若いうちはそれを求めている傾向にあるがそれを強いる事はできない。参加したくなる様な活動が必要。 ・事業評価において、福祉教育、差別解消に関する啓発等が低評価である理由が知りたい。 ・長期休みの時など、余暇活動の場所として気軽に集えて、相談や支援者がいる場所があるといいなと思います。
児童福祉 関係団体	・子ども達への支援の拡充が将来の世の中の安定につながると思う。格差の開いていく現実をどのようにしていくかあらゆる職種の人々と共に考えていく機会があると良いと思う。
地域福祉 関係団体	・高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、移動の足を確保できる必要がある。送迎ニーズのある地域には、NPO やボランティアによる交通（送迎）システムを立ち上げ、公共交通を補完していくことが求められる。今後、私たちのような送迎システムを市内各所に設置していく必要があり、これらの活動を支援・周知するために、市としての補助金制度を早急に整備していただきたい。 ・つくば市としては地域福祉を進めていただいていると思います。現状維持で大きな問題はないとは思いますが。 ・社会全体で高齢化が進んでいるので、各地区で対応を促進したい。 ・住民間の気らくに挨拶できるようなムード作り。個人情報だから語らないよ!といった考え方の人が多過ぎる。1人ぼっちにならないように、どんなサークルでもよいから、参加出来るムード作りが必要です。 ・日常の生活も災害時も、近隣住民相互の日ごろの付き合いが安心のかなめになります。子どもから高齢者まで市民全員が助け合える地域を作ることの大切さを理解し、実現できることを祈っています。 ・TX 沿線は爆発的な人口増加地帯であり、若い世代が多く、住宅ローンをかかえ共働きで余裕のない生活です。気軽に集まれる場の確保や区会の立ち上げ、様々な行事を通し、人とのつながりを広げる。また、郊外では少子高齢化が進み、子供会の行事なども途絶えがちであります。リーダー養成や地域活動に財政的支援を行う。 ・昔、横浜でそれは一人の若い女性の民生委員から始まった。（横浜の優良事例 20 年前程）（こんな所に住みたい街）①元気な類の高齢者で組織した「お助け隊」というボランティアグループが、難儀な高齢者をヘルプする。②お料理自慢の高齢者が集会所をレストランにして 500 円の健康定食を提供する。③児童・生徒がこづかい程度でする高齢者ヘルプの有償ボランティアの組織化。お助け隊が事務局となる。受付など、常時集会所でとり行う。 ・ある地区（集落）内には様々な人間関係があり、人の好き嫌いから歴史的背景（70 年

前の町村合併に発する集落の分断)からの人間関係の不信感はまだ解消されていない。
(この問題に深く入ると新しい分断が起きることも考えられ、大変難しい課題です。)
日本の風土的な習慣、風習は、現在の福祉の進展に大きく影響している。幼児期から人への差別や偏見を改める教育をしなければなかなか難しい。

- ・ 児童や高齢者に対する福祉活動は、従来、主に家庭や学校が担ってきたが、社会機能が拡大するのに伴い、国家や地域社会など全体に波及してきたように感じられる。地域社会での人と人とのつながりを基本に、都市化された環境での福祉施策の再編成が望まれている。高齢化・少子化に的確に対応できる制度や態勢を整えるため、まずは多くの人が意見を出しあうことが重要だ。
- ・ この地域の特性で「だいじょうぶだっぺ。」という、防災への危機意識が低い。防災教室や訓練を通して意識を高め、住民同士の交流を深められたらと思う。そのための道筋を示し、具体的な助言をしてくれるアドバイザーが欲しい。(窓口へ行ってもパンフレットをくれるだけでした。)
- ・ 高齢化が進めば進む程、自助は勿論であるが、相互の助け合いが重要であり(共助)その為の仕組み造りが必要と考える。親睦を目的とした諸行事の実施に努めたい。
- ・ 個人情報保護法の萎縮効果で、どこにどんな優秀な若者、学生がいるのか全く分からない状況にあり、見えそうな人材とコンタクトがとりづらい。
- ・ 将来住民の高齢化が進んだ際の自治会の運営についてアドバイスや解決策のサポートが必要になってくる

～聞き取り調査の回答結果について～

ヒアリングシートによる調査の結果、個別に聞き取り調査を希望したのは、障害福祉関係団体のうち3団体でした。主に、ヒアリングシートの回答内容の背景を中心に、困りごと・ニーズに関する内容の聞き取りを行ったところ、概ね次のような内容となりました。

○障害福祉関係団体Aへの聞き取り結果

「新しいメンバーが入らない」という活動上の課題

- コロナ禍以降、つくば特別支援学校などとの従来の交流が難しい状況が続いており、若い世代の障害児者の保護者の認知拡大が困難な状況にあり、団体会員の年齢構成は、50～60代がボリューム層になっている状況である。
- 若い世代の保護者は、日中は仕事が忙しく、団体に所属しての活動が難しい状況にある。また、必要な情報はSNS・インターネットで得ており、わざわざ団体に所属して情報収集をする必要性を感じていない。
- 一方で、市ホームページやつくスマ等によるインターネット上の情報が、全ての保護者に届いていない実態があり、そういった層へサービスが行き届く仕組みが重要だと感じている。

「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が、活動上の課題を解決するために必要だと感じる理由

- 若い世代の障害児者の保護者は「市役所の窓口に行って物事を聞く」ということに高いハードルを感じている方が多い印象がある。自らの困りごとを言語化し、サービスの利用に繋げることは、一定の知識が必要だが、そのこと自体のハードルが高い。
- 市役所の窓口の人などには、何に困っているかということを聞き出してあげることができるスキルが求められると思う。
- また、保護者の先輩たちに気軽に悩みを相談できるような場所があったら良いと思う。

身体障害児者の受け入れ施設の状況

- 現状、保護者が急な病気や手術となった際に、障害児の預け先に困ってしまうというケースがある。これまで預けていた施設へ預けに行くことができなくなり、市外の遠いところに行くことになってしまったという例がある。そういうときにフォローをしてくれるところや、長期で預かってくれるところがあると良いと思う。
- 特に肢体不自由児者は、施設の設備が整っていないと受け入れが難しいので、受け入れ可能な施設を探すことが困難であり、県南地区にも受け入れ可能な施設を増やしてほしいと感じる。
- 近年はグループホームの整備が進んでいるが、身体障害児者はグループホームと相性が良くない状況である。特に重度障害児者や医療的ケア児者については全く受け入れ施設がない。居住支援住宅など、そういったものを充実させてほしい。

つくば市地域福祉計画(第5期) アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

個人でお手伝いできるボランティアの必要性和課題

- ボランティア団体に所属して活動をすることのハードルが高いので、個人的に参加できるボランティアのマッチングなどが充実すると良いと感じる。一方で、例えばベビーシッターを依頼するとしても、身体障害者ということで断られてしまうケースもあり、また、個別にボランティア保険に加入する必要があるなど、ハードルが高いという問題がある。

移動支援サービスの利用条件

- 通学や通勤には、移動支援サービスが使えない。もちろん、通学・通勤を利用可能になると、その時間に利用希望が集中してしまうなどの難しさについては理解しているが、例えば、保護者が病気になってしまった場合や長期の出張に行ってしまう場合など、一定の緊急時の場合には利用を認めてもらえると望ましいと感じる。

サービスの支給決定と施設の状況

- 市の窓口などでサービスの支給決定などが早いのは大変ありがたい。一方で、それを利用できる施設の空きがない状況などもあり、市の方でも繋がりやすいところを増やしていただけるとありがたい。
- 特に、サービスの決定率に対する使用率については、低いだけではなく、そもそも使える状況にないということには留意していただきたい。

障害児者用の駐車場の状況

- 様々な施設において、もっと専用の駐車場が増えてくれると嬉しい。

○障害福祉関係団体Bへの聞き取り結果

「福祉教育」の重要性

- 「福祉教育」と銘打って講演会をやったり、啓発のイベントなどを行ったりして障害者へのかかわり方の意識を改革するといっても、既に意識の壁ができてしまっている大人になってからでは難しい部分がある。そういった意識の壁がない子どもの頃は、車椅子の人が困っていたらごく自然に手伝うことができたりしているので、例えば、小学校低学年などで障害児も参加できる音楽コンサートを開いてみんなで楽しく過ごす、というだけでも意識が変わってくるのではないかとと思う。
- 車椅子の人というのは、見たことがあっても実際に関わることがないと思う。最近の子どもたちは少しずつ福祉に興味を持ってくれているが、その親世代は遠巻きにしようとするところがあるので、逆に子どもたちの方から無意識的に福祉に触れてもらうことが大切だと思う。
- 障害児者を持つ保護者は、自分の子どものことだから自分だけでなんとかしようと思ってしまうし、このことは障害の有無に限ったことではなく、そもそも「助けてほしい」とは声を上げづらい部分があるのではないかと。

障害児者の保護者へサービスが行き届くために

- 団体の活動の中で障害児者の保護者からの相談に乗ることが多い。その中で感じるのは、保護者たちは、どういうことに困っていて、どんなサービスを使って、どのような形で暮らすことができるのかという構築がなかなかできないということ。
- 使えるようなサービスを調べて相談支援員や市役所の窓口に尋ねたときに、「それは対象外です」の一言だけで終わってしまうと心が折れてしまう。その保護者の困りごとに対してアプローチをして制度にマッチングするようにするなど、相談のハードルを下げてほしい。
- 保護者達は「居住支援」と「居宅介護」という言葉の違いも分からないところからスタートするのであって、制度の一覧表などを見てもピンと来ないことが多い。文字ばかりではなく、漫画のような形やイラストベースでの説明にするなど、ハードルを下げてもらえると助かる。
- 相談支援員に対して「こういうことで困っています」ということを言わないと、向こうからは使えるようなサービスを紹介してもらえないことは中々ない。相談支援員側としては、現状で十分足りていると思ってしまうものなので、「最近こういうことに困っているのよね」と言える関係性づくりが重要である。

親亡き後の障害児者の在り方と繋がり的重要性

- 保護者が元気なうちに保護者が泣かないで済むような生活ができていれば、子どもは、保護者が亡くなったり急な病気になったりした後でも生活ができるはずである。制度だけではどうにもできない部分もあると思うが、「自立」とは「依存先」を増やすことであり、そういう繋がりを作っていくのが保護者の役割なのではないかと考えている。
- 最近の若い世代にはこのことが中々通じない。同じ世代の親同士の付き合いだけだと、解決策まで辿り着くことが難しい。ちょっと煩わしいかもしれないが、年上の人だったり事業所の人だったり仲良く付き合っていくと、横の繋がりでも色々教えてもらえることがある。
- 自分の子どものことを、誰にどのように託していくのかということをも全部分析しておかないとい

つくば市地域福祉計画(第5期) アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

けないと思う。最終的に一人暮らしや、親がいない状態での生活を成り立たせるためには、長い時間をかけて子どもの適性を見極めていく必要があると思う。例えば、80歳になってから50歳の子どもを急に相談されても難しい部分が多く、体が動くうちに色々な関係性を構築しておくことが大切であると思う。「自分が何とかすれば良いや」という考えは50歳までには捨てておくべきだと思う。

- 障害児者がどのようにしたら将来生きていけるのか、という道筋を療育の段階から考えていく必要があると思う。先々のことまで考えられる人を入れたり、保育士などが関係団体に経験を聞いたりなど、やり方があると思う。

新しいメンバーが入らないという活動上の課題について

- 当団体の活動は、相談先としては良いが、一緒になって活動するというのは中々ハードルが高いようである。
- 最近の保護者はみんな働いているので、団体に加入して活動する余裕もない。いわゆる任意団体で続けること自体がそろそろ限界であると感じる。もっと若い人をはじめ、あらゆる世代の給料を上げないと厳しい。
- また、もっとサービスの利用について、悩みごとを気軽に相談して、制度に繋げることの効率化を図ることも大切である。

○障害福祉関係団体Cへの聞き取り結果

リーダーが育たないという活動上の課題

- 当事者団体として活動しているが、当事者との繋がりや活動に対する知識・経験を勉強したり共有したりするような機会がまだまだ足りないと感じる。
- こういう活動をしたいと思っている方はいるはずだが、そういった方々と出会う機会があまりないと感じる。
- リーダーを育てるためには、自分の体験談などをお話ししていただける方が必要だと感じている。また、生活上の課題などについて日常的に意識し、そのことを発信・アピールしていくことが必要だと思う。当事者は、知識などのことを頑張るというより、自身の体験や経験をアピールしていくことが必要だと思う。

活動の場所や拠点の確保が難しいという活動上の課題

- 普段の活動は自分たちの事務所で行っているが、イベントを開催する際には、市役所のコミュニティ棟かコリドイオの会議室を利用している。ベッドのついている多目的トイレがあって、アクセスも良い広い会議室となると、この2か所しかなく、他の団体のイベントなどとも競合するので、競争率が激しくなってしまう困っている。他の会場の多目的トイレにもベッドがあれば、選択肢に入ってくるので、整備されるとありがたい。
- また、コミュニティ棟やコリドイオは1回当たりの使用時間の制限が4時間までと決まっているが、1日がかりのイベントを開催することができないので困っている。

福祉センターなどの必要性

- 水戸市には福祉ボランティア会館という福祉団体が無料で使える会議室などの会場がある。取手市にも福祉交流センターという同様の施設がある。こういった障害者団体などが優先的に使えるような会議スペースや講演会などができる会場があると良いと感じる。
- 障害者団体等の事務局がまとまった場所にあると、色々な情報交換・共有がしやすくなるし、様々な活動の輪が広がっていくのではないかなと思う。
- もっと気軽に集まれる場所と機会を作っていただけると嬉しい。

福祉ニーズの多様化や複雑化の状況

- 例えば生活スタイルでいえば、それぞれ生活介護の方もいれば、就労している方もいるし、日中サービスを利用していてもその前後で日常生活のサポートが必要だったり、生活とか日中活動の悩み相談だったり、相談内容は多岐に渡るようになってきている。また、性別（ジェンダー）のことや、年齢のこととか、生活スタイルによって今までとは違った悩み相談が増えており、それをサポートする体制もいろいろ出てきている。
- これまでは顕在化・表面化しなかったことがいろいろとオープンになってきたということでもあると考えている。

つくば市地域福祉計画(第5期) アンケート・ヒアリング調査 結果報告書

地域のネットワークづくりの必要性

- 福祉団体等連絡協議会や市の委員会などに関わる中で、他の団体や病院などともつながる機会は増えたが、それらの場においては障害のない方が多いので、当事者の思いなどを聞く場はまだ少ないと思う。もっと当事者が関わっている団体などと繋がっていったら良いと思う。

防災対策の不安と当事者を交えた避難訓練

- 我々の団体では24時間介助者が必要な人がいるが、支援の体制があるのかどうかとか、医療的ケアの体制があるのかどうかとか、消耗品や医療機器がどれくらいあるのか、そもそも整えられるのかとか、色々と気になることがある。避難所についても、避難所で対応できるパターンも少ないし、設備的にも受け入れが可能なのかなど、気になる点が多い。自宅が潰れたらどうしようという心配がある。
- 学校の体育館などが避難所になっていると思うが、床に座ることができなかったり、ベッドがないと寝られなかったりという人もいるし、そもそもバリアフリーになっているのかなど、不明な点が多々ある状況。
- 介助者が常にいる訳ではない人は結局自分ひとりで対応しないといけないが、その手前の段階として、地域からの声掛けや地域との繋がりなどがあると助かるのかなと思う。
- 当事者を交えた避難訓練などを市の方で計画していただけるとありがたい。避難するまでの状況はどういう感じなのかというイメージもできるし、また見えてくるものがあるのかなと思う。いろいろな障害の方がいるので、例えば建物の上層階にいたときに地震が来て、エレベーターは伝えないというときにどうするのかなど、考えるきっかけにとして体験する場を作っていただけるとありがたい。
- 一般の避難所も福祉避難所も使ったことがないので、どういうものが揃っていて、逆にどういうものが揃っていないのかなど、その全部が分からない状況である。そのため、当事者の方を交えた避難所の開設訓練を行えば、当事者側からしても避難所にはないから自分で必要なものを用意しておこうというイメージができると思うので、検討していただきたい。

第6章 アンケート・ヒアリング調査の分析とまとめ

第3章から第5章にかけて結果を示したアンケート・ヒアリング調査の結果により、本市における地域福祉推進上の課題は、次の3点に集約されました。

★ 課題1. 複雑化・多様化する課題に対して支援を届けるための体制の強化

- アンケートの共通設問「地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか」(p.17 ほか)において、いずれの層からも「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」が最も高いニーズとして挙げられています。また、市民意識調査においては、「身近な相談窓口の充実」(p.4)も全世代・全属性で上位にきています。このことから、サービスや支援が必要な人にそれらが適切に届いていない、あるいは、届くまでのプロセスに課題があると感じている市民が多いことが明らかになりました。
- 庁内ヒアリング調査では、相談内容が「多様化、複雑化」しており、複数の部署にまたがる複合的な相談が多く、従来の福祉の仕組みでは対応が難しい生活課題が増えている現状が明らかになりました(p.22)。そのため「横の連携」による包括的な支援体制の必要性が強く認識されていますが、その一方で、横の連携に当たっては、特に「施策の目標や価値観の共有が難しい」等の課題があることが明らかになりました(p.32)。
- 関係団体のヒアリング調査では、地域の主な問題点、課題として「福祉ニーズの多様化・複雑化」が挙げられており、福祉に関する生活課題が多様化・複雑化している現状が示されています(p.50)。一方で、地域における課題を解決するための取り組みの1つとして「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」(p.51)が、また、地域福祉を推進するための取り組みの1つとして「身近な相談窓口の充実」(p.52)が、それぞれ求められています。このことから、複雑多様化する生活上の課題を身近に相談でき、支援へと繋げることができる体制づくりが求められていることが分かります。
- 障害福祉関係団体への聞き取りでは、「市役所の窓口に行って物事を聞くことに高いハードルを感じる」や「文字ばかりの制度説明では理解が難しい」といった具体的な声があり、真に支援が必要な方へ支援を届けるためのアクセシビリティの確保が課題であることが示唆されています。(p.57, p.58 ほか)

★ 課題2. 地域における「つながり」の醸成

- アンケートの共通設問「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか」(p.18)では、全ての層で「近隣の住民同士の日常の付き合い」が最も重視されていることが分かりました。また、「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」や「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」も上位に挙げられており、日々の暮らしの中での自然な交流が求められていることが分かります。
- また、関係団体へのヒアリング調査では、「地域活動の減少、担い手不足」、「近隣との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」といった地域の課題が挙げられており(p.50)、これらを解決するための取り組みとして「地域のネットワークづくり」が強く求められていることが明らかになりました(p.51)。
- 市民意識調査の設問「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような

取組が必要であると思いますか」(p.6)では、若年層からは「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」へのニーズも高く、福祉関係団体からも「気軽に集まれる場所がない」という声が聞かれており(p.53, p.54)、世代や属性を超えた交流の場が不足している実態が伺えます。

★ 課題3. 地域を支える人材・団体の活動基盤と連携の強化

- 関係団体へのヒアリング調査では、「リーダー（後継者）が育たない」、「新しいメンバーが入らない」、「活動資金の不足」、「相談件数の増加、相談内容の複雑化」など、地域福祉を支える団体の活動における継続に関する課題が明らかになっています(p.44)。
- また、地域の課題として、「地域活動の減少、担い手不足」が課題として最も挙げられており、福祉課題を地域から支える力の担い手が少なくなっている現状が浮き彫りになりました(p.50)。活動を支える人材や組織の持続可能性がなければ、ニーズがあったとしても十分なサービスを提供することが困難になることが懸念されます。
- 多くの団体が「市役所」や「社会福祉協議会」と既に連携をしており(p.34)、また、現在抱えている課題を解決する上で更なる連携を望んでいることが明らかにになりました(p.48)。また、障害福祉関係団体や児童福祉関係団体においては、「NP0・ボランティア団体」との連携を望んでいることが明らかになりました(p.48)。このことを踏まえると、行政や準行政機関が、地域活動のハブとなり、活動団体の課題解決をサポートする役割への期待が高いことが伺えます。
- 関係団体へのヒアリング調査における「団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか」(p.49)という設問に対しては、多くの関係団体において主に「市の広報紙」や「市のホームページ」を参照しており、市の情報発信が占める重要性が高いことが分かりました。また、障害福祉関係団体においては、それぞれの活動における関係機関から直接情報を得ている場合が多いことも明らかになりました。

第7章 参考資料：調査票の内容について

第2章及び第3章における各種アンケート調査については、それぞれ「令和7年度（2025年度）つくば市市民意識調査」のほか、本計画の下位計画に当たる「つくば市高齢者福祉計画」及び「つくば市障害者計画（障害者福祉計画・障害児福祉計画）」の策定に当たり実施した市民アンケートの結果を引用したものであるため、本報告書における調査票の内容の掲載は省略します。

第4章の庁内ヒアリングにおける調査票の内容については、オンラインの回答フォームを用いて作成したものであることから、設問と回答選択肢を以下のとおり再掲します。なお、社会福祉協議会及び地域包括支援センター用に庁内関係各課等用の設問の表現を一部改めた回答フォームを別途作成し、そちらで回答の集計を実施しましたが、内容については同一であることから、本報告書においては掲載を省略します。

○つくば市地域福祉計画（第5期）策定に係るアンケート調査（庁内関係各課等）

つくば市地域福祉計画（第5期）策定のためのニーズ、課題の把握を目的に庁内関係課等を対象としたアンケート調査を実施します。お忙しいところ誠に恐縮ですが、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

1 回答者情報について

1. 部署名
2. 回答者氏名
3. 内線番号または電話番号（外線）

2 相談内容について

4. 最近1年間の間に窓口、電話、メールなどで受けた相談内容はどのようなことですか。（該当する項目をすべて選択してください）
 - 生活費などの経済的なこと
 - 健康・医療に関すること
 - 家族の介護に関すること
 - 仕事・学業に関すること
 - 子育て・教育に関すること
 - 地域、近所との関係に関すること
 - 家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）
 - 学校・勤務先での人間関係
 - 住居に関すること
 - 将来の生活に関すること
 - 防災、防犯に関すること
 - 外出時の移動手段に関すること
 - その他
5. 4.で回答した相談内容において相談件数が多い主要な相談内容はどのようなことですか。（該当する3項目を選択してください）
 - 生活費などの経済的なこと

- 健康・医療に関すること
- 家族の介護に関すること
- 仕事・学業に関すること
- 子育て・教育に関すること
- 地域、近所との関係に関すること
- 家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）
- 学校・勤務先での人間関係
- 住居に関すること
- 将来の生活に関すること
- 防災、防犯に関すること
- 外出時の移動手段に関すること
- その他

6. 5.で回答した主要な相談内容は、具体的にはどのような内容ですか。（自由記述）

【記入例】

1. 生活費などの経済的なこと

・年金で 50 代の子（無職）と 2 人で生活している。経済的に厳しい。

7. 相談内容の解決に向けた対応に当たり、困難と感じるのは、どのようなことですか。（該当する項目をすべて選択してください）

- 相談内容が多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課等や関係機関との連携がスムーズに進まない
- 高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない
- 相談内容の解決に年単位の時間を要する
- その他

3 庁内関係各課等、関係団体（NP0 法人、ボランティア団体、民間事業所等）との連携について

8. 所管する事業において庁内関係各課等、関係団体（NP0 法人、ボランティア団体、民間事業所等）と連携を実施している事業はありますか

- あり → 9.10.11.の設問へお進みください
- なし → アンケートは以上となります

9. 庁内関係各課等、関係団体（NP0 法人、ボランティア団体、民間事業所等）と連携を実施している事業名、連携先についてお答えください（自由記述）

【記入例】

事業名：●●●●相談事業

連携先（庁内）：△△△△課

連携先（関係団体）：NP0 法人□□□□

10. 連携の具体的な取り組みのほか連携によるメリット、成果などについてお答えください(自由記述)

【記入例】

事業名：●●●●事業

具体的取組内容(庁内)：事業進捗状況等の確認のための定期的な会合の実施

具体的取組内容(関係団体)：啓発イベントの共同開催

連携によるメリット、成果等：関係団体との連携前と比較するとイベントの参加者が約●●●名増加した。

11. 連携時に感じた課題がありましたらお答えください(該当する項目をすべて選択してください)

- 施策の目標や価値観の共有が難しい
- 役割分担が不明確である
- 信頼関係の構築が難しい
- 情報共有・コミュニケーションの不足
- 特に課題はない
- その他

また、第5章の関係団体へのヒアリング調査については、ヒアリングシートを紙面郵送または電子メールにて配布し、紙面返送またはオンラインの回答フォームを用いて回答を集計しました。次ページ以降に、実際に送付したヒアリングシートの紙面の内容を示します。

地域福祉関係団体等アンケートの御案内

～つくば市地域福祉計画(第5期)策定のためのアンケート調査～

日ごろより当市の福祉市政に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、当市では、令和9年(2027年)3月の「つくば市地域福祉計画(第5期)」策定に向けたニーズ把握を進めています。

本調査は、この取り組みの一環として実施するものです。地域福祉関係団体に「地域福祉」に対する皆様の考え方や意見をお寄せいただき、計画策定に当たっての基礎資料とさせていただくとともに、今後の地域福祉施策の推進に役立てていきたいと考えております。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和7年(2025年)12月

つくば市長 五十嵐立青

1 回答に当たっての注意事項

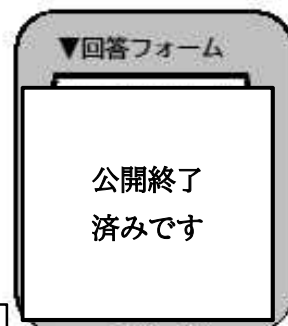
- ・質問への回答方法は、それぞれの質問文に記載しています。質問文をよく読んで回答してください。
- ・回答の際には、別添の「つくば市地域福祉計画(第4期)各施策進捗状況評価票」の評価結果等を参考に回答してください。

2 回答方法

(1) インターネット回答

別紙1「地域福祉関係団体等アンケートの御案内」、別紙2「つくば市地域福祉計画(第4期)各施策進捗状況調査票」を御確認いただき、右のQRコードまたは以下のURLにアクセスして回答をお願いします。

回答URL: [公開終了済みです](#)



(2) 郵送回答

インターネットを利用できない場合は、郵送での回答も可能です。地域福祉関係団体等アンケート調査票に回答を御記入いただき、同封の返信用封筒に入れて御返送ください。(切手の貼付は不要です。)

3 回答期限

令和7年(2025年)12月26日(金)

問合せ先: つくば市福祉部社会福祉課社会福祉係
電話 029-883-1111 (内線2102) Fax 029-868-7543
電子メール wef012@city.tsukuba.lg.jp

地域福祉に関する関係団体等アンケート調査票

問1 貴団体について

団体名	
代表者氏名	
記入者氏名	
記入日	
連絡先	電話
	メール

問2 貴団体では、活動を行う上で地域にある他の団体・機関等との交流や連携、協力関係がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|-----------------|------------|
| 1. 市役所 | 2. 社会福祉協議会 | 3. 区会(自治会) |
| 4. 民生委員・児童委員 | 5. 保育園・幼稚園 | 6. 小学校・中学校 |
| 7. 高校・大学・専門学校 | 8. NPO・ボランティア団体 | 9. シルバークラブ |
| 10. 介護・福祉施設 | 11. 病院 | 12. 警察・消防 |
| 13. 弁護士・司法書士 | 14. 企業 | 15. 特になし |
| 16. その他 () | | |

問2-1 問1において他の団体・機関等との連携、協力関係があると回答した団体にお聞きします。それらとはどのような関係がありますか。(自由記述)

【記入例】 8. NPO・ボランティア団体 → イベントの共同開催

問3 貴団体が活動を行う上で課題となっていることは主にどのようなことですか (○は3つまで)

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 1. 活動のマナー化 | 2. 新メンバーが入らない |
| 3. リーダーが育たない | 4. 市民に情報発信する場や機会が乏しい |
| 5. 市民のニーズに合った活動ができていない | |
| 6. 支援を必要とする人の情報が得にくい | |
| 7. 他の団体と交流する機会が乏しい | 8. 活動の場所、拠点の確保が難しい |
| 9. 活動資金の不足 | 10. メンバーの高齢化 |
| 11. 相談件数の増加、相談内容の複雑化 | |
| 12. 特に課題、困りごとはない | |
| 13. その他 () | |

問3-1 問3において「1」から「12」のいずれかを選択した方にお聞きします。問3で挙げた課題解決のためには、どのような取り組みが必要と考えますか。(自由記述)

問3-2 問3において「1」から「12」のいずれかを選択した方にお聞きします。問2で挙げた課題解決のために、どのような機関・団体と連携したいですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|---------------|-----------------|------------|
| 1. 市役所 | 2. 社会福祉協議会 | 3. 区会(自治会) |
| 4. 民生委員・児童委員 | 5. 保育園・幼稚園 | 6. 小学校・中学校 |
| 7. 高校・大学・専門学校 | 8. NPO・ボランティア団体 | 9. シルバークラブ |
| 10. 介護・福祉施設 | 11. 病院 | 12. 警察・消防 |
| 13. 弁護士・司法書士 | 14. 企業 | 15. 特になし |
| 16. その他() | | |

問4 貴団体では、団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか(○は3つまで)

- | | | |
|------------------|-----------------|---------|
| 1. 市ホームページ | 2. 市広報紙 | 3. 市の窓口 |
| 4. 社会福祉協議会ホームページ | 5. 社会福祉協議会広報紙 | |
| 6. 民生委員・児童委員 | 7. NPO・ボランティア団体 | 8. 特になし |
| 9. その他() | | |

問5 活動を通じて感じる地域の主な問題点、課題はどのようなものですか。(○は5つまで)

- | | |
|-------------------------------------|------------------|
| 1. あいさつをしない人が多い | 2. 近隣との交流が少ない |
| 3. 世代間の交流が少ない | 4. 地域活動の減少、担い手不足 |
| 5. 地域において気軽に集まれる場が少ない | 6. 福祉ニーズの多様化・複雑化 |
| 7. ひとり暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が入りにくい | |
| 8. ひきこもりの方を支援する体制が不十分である | |
| 9. 「福祉」「保健」に関する行政サービスの市民への周知が不十分である | |
| 10. 大規模な風水害や地震発生時の防災対策に不安がある | |
| 11. ゴミ出しや交通マナーが悪い | |
| 12. その他() | |

問6 問5で回答した地域における課題を解決するためには、どのような取り組みが必要であると考えますか。(○は5つまで)

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| 1. 日常生活に関する身近な相談窓口の整備 | |
| 2. 地域住民が交流できる場の整備 | 3. 地域のネットワークづくり |
| 4. 支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備 | |
| 5. 買い物しやすい環境づくり | 6. バスなどの公共交通機関の整備 |
| 7. 道路や建物のバリアフリー化 | 8. 公園等の自然環境の整備 |
| 9. その他() | |

問7 地域福祉(※)を推進するためには、どのような取り組みが必要であると思いますか(○は3つまで)

※ 地域福祉とは、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちづくりのことを指します。

1. ボランティアの育成と活動の促進
2. 区会(自治会)、ボランティア団体等への支援
3. 身近な相談窓口の充実
4. 地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成
5. 福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
6. 誰もが気軽に集まれる居場所づくり
7. 利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
8. 地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実
9. 支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり
10. その他()

問8 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると思いますか。(○は3つまで)

1. 近隣住民相互の日常の付き合い
2. 地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
3. 地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
4. ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
5. ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携
6. 共通した悩み、問題を抱える方の交流の場の充実
7. 区会(自治会)への加入促進、活動の活発化
8. 地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
9. 子どもたちも含む市民への福祉教育の充実
10. その他()

問9 貴団体の考える地域福祉のあり方や誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりの推進のためのご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。(自由回答)

また、アンケート調査における回答の内容等について、後日、市職員が訪問し、直接お話を伺う機会(ヒアリング)を希望する場合は、「ヒアリング希望」などと御記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

1 計画の基本目標

つくば市は、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指します。

そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げます。

本計画では、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを進めるため、目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

「第2期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を「基本施策1」に位置づけました。

基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる仕組みづくりと、社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して暮らすための包括的支援の施策をまとめました。

3 計画の体系図

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 地域交流の 促進	地域で支え合い、 誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地 域共生のまちづく り	① 市民を主体とした協働事業の展開と参加促進 ② 人びとが近隣で支え合える地域の創造 ③ 「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 情報発信の 進化		2 誰もが十分なサービ スを利用できる支援 体制の強化	① 多様なサービス提供主体の参入促進 ② 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり ③ 誰もが安心して相談できる仕組みづくり ④ 誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕 組みづくり ⑤ 福祉サービスの質の向上 ⑥ 権利擁護のための支援の充実 ⑦ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
3 組織横断的 な連携体制 の整備		3 誰もが安心して暮ら せるための包括的支 援の充実	① 高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動 支援 ② 市民の健康づくりのための活動の推進 ③ 地域で安心して子育てができる環境づくり ④ 防災・防犯対策の充実 ⑤ 就労支援の充実 ⑥ ユニバーサルデザインのまちづくり ⑦ 居宅支援のまちづくり ⑧ 移動手段の確保 ⑨ 地域を基盤とする包括的支援の強化

施 策 名

・地域福祉計画の策定～事業評価への市民参加の促進 ・市民主体のイベントの支援	・食生活改善推進員の活動支援 ・アイラブつくばまちづくり補助金によるまちづくりの推進
・小単位での支え合いのまちづくりの推進 ・スポーツを通じた交流の促進	・区会の設立及び区会加入の促進
・地域福祉概念の普及・啓発 ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 ・参加しやすいボランティア活動の創出 ・人権擁護活動の推進 ・男女共同参画意識の啓発 ・差別禁止の意識啓発	・次世代の育成 ・心のバリアフリー化についての意識啓発 ・小中学校における福祉・環境教育の推進 ・市民の主体的なまちづくりに向けた意識啓発 ・「合理的配慮」提供の推進
・多様な主体によるサービス提供の促進 ・ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供 ・みんなの食堂実施団体への支援	・市民協働まちづくり活動支援 ・市民チャレンジへの支援及び相談
・広報つくば・市ホームページ等を通じた福祉情報の提供体制の充実 ・NPO・ボランティアの情報提供 ・情報誌の発行	・市民活動団体の情報提供 ・民生委員児童委員との連携による情報提供
・各課総合相談の充実 ・女性・男性のための総合相談の充実 ・教育面における相談の充実 ・施設入所者等への訪問相談の充実	・総合相談の充実 ・福祉相談の充実 ・地域のキーパーソンによる相談・行政との橋渡しの仕組みづくり
・民生委員等のサポート強化 ・障害者自立支援協議会を活用した関係団体との協働	・高齢者ケアマネジメント体制の充実 ・つくば市福祉団体等連絡協議会との協働
・事業の質の向上支援 ・ケアマネジャー、相談支援事業所の資質の向上 ・福祉サービス第三者評価制度の実施体制づくり ・事業者の情報公開の促進	・福祉人材の発掘・育成 ・相談支援専門員・ホームヘルパー等の連携 ・指定管理者制度の適切な運用
・権利擁護や成年後見制度の周知徹底 ・成年後見制度の利用支援 ・障害者虐待防止事業	・高齢者虐待の防止 ・成年後見制度等の権利擁護の推進
・生活困窮者への相談支援 ・学習支援団体との協定締結による協働	・生活保護世帯や虐待のある家庭・ひとり親世帯などの総合的支援体制の整備 ・学習塾代支援
・高齢者の健康づくりの支援 ・社会福祉協議会の整備・充実 ・認知症高齢者等保護支援事業	・日常生活圏域単位の拠点整備 ・在宅医療・介護連携推進事業
・生活習慣病予防の実施 ・障害者スポーツの推進	・市民の主体的な健康づくり
・ファミリーサポートセンター事業（つくば子育てサポートサービス事業）の充実 ・子どもの居場所づくり「放課後子供教室推進事業」の実施 ・ホームスタート事業（養育支援訪問事業）の充実	・乳幼児医療・小児医療の充実 ・保育施設の適正な配置 ・地域子育て支援拠点の整備推進
・避難行動要支援者の救済対策の確立 ・子どもの安全確保	・地域防犯体制の強化
・障害者の就労支援 ・障害者の就労の充実	・高齢者の就労支援 ・生活保護受給者世帯の就労支援
・バリアフリー化の推進	
・障害者の居住支援 ・高齢者の居住確保支援	・生活困窮者への住居確保支援
・福祉有償運送の充実 ・福祉タクシー利用券の交付	・高齢者タクシー運賃助成券の交付 ・公共交通の整備
・包括的相談支援の充実	・生活支援体制整備事業

つくば市地域福祉計画（第 5 期）策定スケジュール

期 日	内 容
令和 8 年 5 月 22 日	つくば市地域福祉計画（第 5 期）第 1 回策定推進懇談会 1 地域福祉計画（第 5 期）の概要について 2 アンケート結果について 3 その他 今後のスケジュールについて
令和 8 年 8 月	つくば市地域福祉計画（第 5 期）第 2 回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第 5 期）骨子案について
令和 8 年 10 月	つくば市地域福祉計画（第 5 期）第 3 回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第 5 期）素案について
令和 8 年 12 月	パブリックコメント実施 令和 8 年 12 月 8 日～令和 9 年 1 月 7 日
令和 9 年 1 月	つくば市地域福祉計画（第 5 期）第 4 回策定推進懇談会 パブリックコメントの結果について
令和 9 年 2 月	つくば市地域福祉計画（第 5 期）第 5 回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第 5 期）の策定報告
令和 9 年 3 月	つくば市地域福祉計画（第 5 期）公表

つくば市地域福祉計画とつくば市再犯防止計画の包含(合冊)について(案)

1 趣旨

再犯防止の主要課題は、生活課題（住居・就労・保健医療・福祉）であり、地域福祉計画の対象領域と重なる。

そのため、再犯防止推進計画を、地域福祉計画に包含（合冊）し、包括的支援の枠組みの中で推進することにより、生活課題を抱えた「立ち直り支援」が必要な方へ、より確実につなぐことができるようになる。

このような背景から、県内のほとんどの市町村において、地域福祉計画と再犯防止推進計画が包含された形で策定されており、つくば市においても同様の形で策定を行いたいと考えている。

2 包含(合冊)のイメージ

地域福祉計画の中の施策として「再犯防止推進事業」を掲載し、詳細はつくば市再犯防止推進計画で整理する。

3 期待される効果

既存の福祉施策がこれまで支援につながりにくかった「立ち直り支援」が必要な方へも届きやすくなり、「地域共生社会の実現」に向けた支援体制の強化を図ることができる。

つくば市再犯防止推進計画策定について

1 策定の趣旨

罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存、高齢による孤立など、地域社会で生活する上で様々な困難を抱えている人が多く存在します。そのような方々の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、その後の地域社会での生活においても、継続的な社会復帰支援が不可欠です。犯罪の前科を有する者が抱える貧困、病気、複雑な課題に対応し、地域社会から孤立させず、その一員として支える「地域共生社会」の実現を目指す上で、福祉と再犯防止の一体的な取組が必要であると考えます。

このような背景から、平成28年12月に施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）では、第8条第1項において、都道府県及び市町村に対し、地方再犯防止推進計画の策定が努力義務として規定されました。刑事司法手続を離れ地域社会で生活する住民に対し、保健・医療・福祉等、多様な行政サービスを総合的に提供する地方公共団体の役割は極めて重要です。本計画は、地域における再犯防止の取組を推進するための羅針盤として策定します。

2 計画の構成及び期間

(1) 計画の構成

意見交換会を開催し、課題を整理し、施策の基本方針、施策の展開や推進体制を定めます。

(2) 計画期間

令和9年度(2027年度)から令和14年度(2032年度)まで

3 意見交換会メンバー

つくば地区保護司会会長・総務部長、つくば市更生保護女性会会長、つくば警察署生活安全課、つくば保健所、つくば市学校長会会長、水戸保護観察所

4 策定スケジュール

令和8年 6月19日(金) 10時から 第1回意見交換会 趣旨説明・骨子案提示

令和8年 8月 第2回意見交換会 内容確認

令和8年10月 第3回意見交換会 素案完成

令和8年12月 パブリックコメントの実施

令和9年 3月 完成

つくば市障害者プラン 改定版

令和 6 年(2024年) 3 月

第 3 次つくば市障害者計画

〔対象期間〕 令和 3 年度 (2021 年度) から
令和 8 年度 (2026 年度) まで

第 7 期つくば市障害福祉計画

第 3 期つくば市障害児福祉計画

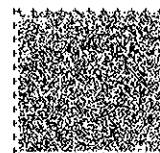
〔対象期間〕 令和 6 年度 (2024 年度) から
令和 8 年度 (2026 年度) まで

第 2 期つくば市成年後見制度

利用促進基本計画

〔対象期間〕 令和 6 年度 (2024 年度) から
令和 8 年度 (2026 年度) まで

これからの
やさしさの
ものさし
つくば SDGs



様式第 1 号

会 議 録

会議の名称		令和 8 年度 つくば市地域福祉計画第 2 回策定推進懇談会		
開催日時		令和 8 年（2026 年） 8 月 24 日 10 時 00 分～11 時 50 分		
開催場所		つくば市庁舎 会議室 202		
事務局（担当課）		福祉部福祉政策課		
出席者	委 員	山脇 博紀、森地 徹、小久保 宏、細田 忠博、 岡田 房子、田邊 佐貴子、石塚 一夫、後藤 真紀、 津野 義章、照井 美穂、中島 めぐみ (以上 11 名)		
	事務局	根本福祉部長、日下福祉政策課長、武笠課長補佐、矢島係長、 田崎主任、北島主任		
	関係課室等	市民協働課：大山係長、加園主査 高齢福祉課：相馬主任 社会福祉協議会：猪瀬主査、荻生主査		
公開・非公開の別		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	0 人
非公開の場合はその理由				
議事・報告		(1) 第 5 期地域福祉計画の骨子案の作成について (2) その他 ・再犯防止推進計画についての報告（市民協働課）		
会 議 次	1 開会 2 新任委員紹介 3 座長あいさつ 4 議事			

様式第 1 号

第	(1) 第 5 期地域福祉計画の骨子案の検討について 5 その他 ・ 市民協働課より再犯防止推進計画についての報告 6 閉会
1 開会 (1) 会議録作成のためのマイクの使用について（依頼） (事務局) 本日の会議においては、正確な会議録の作成のため、発言の際には必ずマイクの使用をお願いいたします。発言の前にはマイクの底のボタンを押し、マイクのランプが赤から緑に変わったことを確認の上、お名前を名乗りいただき、発言をお願いいたします。発言された後には再度マイクの底のボタンを押して、マイクのランプが緑から赤に変わったことを確認してからお戻し願います。 (2) 会議の成立（報告） (事務局) 本日は 11 名の委員にご出席をいただいております。定数の半数以上となりましたので、つくば市地域福祉策定推進懇談会開催要項第 6 条の規定により、本日の懇談会は成立いたしますことをご報告いたします。 2 新任委員紹介 新任の委員 2 名の紹介及び事務局職員の紹介 3 座長あいさつ 座長からのあいさつ	

4 議事

(事務局)

ありがとうございました。

ここで事務局から会議の公開に関する連絡事項がございます。つくば市地域福祉計画策定推進懇談会につきましては、市政運営の透明性の向上を図ることを目的とする「つくば市附属機関の会議及び懇談会等の公開に関する条例」により、この会議を公開することとしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に移ります。ここからは座長に進行をお願いしたいと思います。山脇座長、よろしくお願いいたします。

(座長)

では、まず事務局より資料の確認、そして今回の懇談会の目的、アジェンダのご説明をお願いいたします。

(事務局)

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

<事務局による資料の確認>

続きまして、本日の懇談会開催の目的について説明いたします。本日の懇談会開催の目的は、「骨子案の検討」についてです。追って詳細を説明しますが、基本目標やテーマ、構成などについて、皆様から御意見等を伺いたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

(1) 第 5 期地域福祉計画の骨子案の検討について

(座長)

では議事に移ります。第 5 期地域福祉計画の骨子案の説明をお願いいたします。

(事務局)

骨子案についてご説明させていただきます。

まず、資料 2 「つくば市地域福祉計画（第 5 期）骨子（案）」をご覧ください。こちらは、実際の冊子形式のような形で、計画の構成をお示しする資料です。資料 3 「つくば市地域福祉計画 基本施策・テーマの新旧対照表」は、第 4 期の計画と第 5 期の計画について、基本目標や基本施策のテーマを比較抽出した資料です。資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」は、現在、厚生労働省で作成している地域福祉計画の策定に係るガイドラインの中で、盛り込むべき事項として整理されている内容をまとめた資料です。

では、まずは資料 2 をご覧ください。計画の構成について説明いたします。

まず表紙について、「つくば市再犯防止計画」が合冊となることから、同じ表紙に計画名を記載することを想定しています。本日お配りした冊子は、まだ合冊の前段階のものとして提示しておりますが、実際にはこの後ろに「再犯防止推進計画」の内容が合冊されることとなります。次に、市長の挨拶文が入ります。こちらは現在作成を進めているところです。次に、目次が入ります。全体の構成としては、第 1 章が「はじめに」、第 2 章が「地域福祉をめぐる市の現状と課題」、第 3 章が「計画の体系」、第 4 章が「施策の展開」、第 5 章が「計画の推進と進捗の管理」、続けて「資料編」としています。

では、1 ページ目からご覧ください。第 1 章「はじめに」では、概論を示し

ます。第 1 節では、計画の策定に当たっての背景と趣旨を記載します。第 2 節で国・県の動向について整理します。前回の計画策定以降の社会福祉法の一部改正について追加しています。第 3 節で計画の位置づけを示します。地域福祉計画が、各福祉の個別計画の上位計画であり、地域の福祉推進の観点から共通して記載すべき事項を整理する計画であることを整理します。第 4 節で SDGs との関連を整理します。SDGs については、本市が SDGs の理念を踏まえ、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承させていく「持続可能都市」を目指していることを踏まえ、今回から新たに掲載するものです。5 ページの第 5 節で計画の期間を整理します。第 5 期計画では、令和 9 年度から令和 14 年度までの 6 年間の計画とします。現行の第 4 期計画と同様の計画期間となります。6 ページの第 6 節で本計画の策定方法について、基本的な考え方と、アンケート・ヒアリング調査の実施による市民ニーズの把握などを踏まえて計画を策定していることを記載します。

次に、7 ページからが第 2 章「地域福祉をめぐる市の現状と課題」となります。8 ページから 14 ページまでが、市の現状の分析として、各種統計とその状況を掲載しています。分析として掲出しているものは、第 4 期と同じ項目になります。人口の推移と少子高齢化の進展状況、高齢者世帯・ひとり親世帯の状況、要介護・要支援の認定状況、障害者の状況、被保護世帯・人員の状況、避難行動要支援者名簿の登録状況、の 6 項目となります。

続いて、15 ページから 37 ページが、前回の懇談会でお示ししたアンケート・ヒアリング調査の概要と結果及び抽出された課題点についてまとめています。アンケート・ヒアリング調査の詳細については前回の懇談会で確認をいただいたので、今回は割愛します。振り返りとして、36、37 ページをご覧ください。市民アンケート調査、庁内ヒアリング調査、関係団体ヒアリング調査の結果、課題 1～3 のとおり、課題が集約されました。

続いて、38 ページをご覧ください。現行の第 4 期計画の進捗状況評価とし

て、令和 6 年度に実施した、令和 5 年度・6 年度分の進捗状況の評価について記載しています。各施策の進捗は概ね計画通りであり、引き続き第 4 期の施策はその目標が達成されるように進めていくことが求められます。

39 ページにおいては、36, 37 ページにおいて掲載したアンケート・ヒアリング調査から抽出した課題点と、第 4 期における策定のポイントを踏まえて、第 5 期における策定のポイントとして整理したものになります。第 4 期の策定のポイントについては、配布した第 4 期計画の冊子の 32 ページをご覧ください。それぞれ、4 期におけるポイントはそのまま継承しつつ、アンケート・ヒアリング調査から抽出した課題点と結び付けて整理をしています。

続けて 40 ページからが第 3 章「計画の体系」です。体系については、資料 3「つくば市地域福祉計画 基本施策・テーマの新旧対照表」も用いてご説明します。向かって左側が現行の第 4 期計画の内容で、右側が第 5 期計画の内容となります。

基本目標については、「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」で、第 4 期から変更はありません。第 4 期で掲げた理念を継承したいと考えています。

次に、基本施策については、第 4 期と同様に、3 つに分けて整理を行いました。第 5 期では、それぞれ、基本施策 1 が「相互に支え合う地域共生のまちづくり」、基本施策 2 が「誰もが必要なサービスを十分に利用できる支援体制の強化」基本施策 3 が「誰もが地域で自分らしく暮らすための包括的な支援の充実」です。

基本施策 1 については第 4 期から名称の変更はありません。引き続き、地域共生社会の実現に向け、活動への住民参加の促進を位置づけ、住民がより主体的にまちづくりに参加し、相互に支え合うまちづくりを推進するための項目を整理しています。

基本施策 2 については、課題やポイントの整理の中でも出てきた「支援を必

要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」のニーズが高いという点を踏まえて、よりこのことへの対応が伝わる名称へと変更を行いたいと考えています。どのような状態でもサービスの利用が可能となる、包括的な相談支援体制づくりと社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しています。

基本施策 3 については、単に安心するだけではなく、市民が自分らしく地域で生きていけるようにという地域共生社会の理念を反映させた文言へと変更を行いたいと考えています。高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための包括的支援の項目を整理します。

次に、各基本施策に位置づくテーマについてです。第 5 期では、第 4 期と同様に、具体的な福祉テーマを全部で 18 個設定しましたが、再編を行っているため、順にご説明します。まず基本施策 1 については、テーマが 1 つ増えて 4 テーマとしました。テーマ 1 は今回新たに編成したもので「世代や属性を超えた支え合いの地域づくり」を設定しました。策定のポイント 1 でお示ししたとおり「「つながり」を強化するためのコミュニティづくりの促進」を踏まえ、高齢・障害・こども・健康の各分野や区会への支援など、様々な分野において、世代や属性を超えて交流し、緩やかな見守りや支え合いへと繋げる施策を中心に整理ができるよう、本テーマを設定します。また、重層的支援体制整備事業のうち地域づくり事業に位置づく事業はこちらに整理する予定です。また、資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の 2 ページ目の下部、⑤ーアの部分をご覧ください。この部分に対応するような内容を中心に整理を行います。

テーマ 2 についても、今回新たに編成したもので「地域を支える多様な市民の育成・支援」と設定しました。こちらも策定のポイント 1 でお示した「「つながり」を強化するためのコミュニティづくりの促進」を踏まえたもので、ボ

ランティア育成・支援や市民活動団体の支援など、様々な分野における市民が主体となった活動を支えていくための施策を中心に整理ができるよう、本テーマを設定します。第 4 期計画の基本施策 2 のテーマ 1 「多様なサービス提供主体の参入促進」から再編成している部分が多くあり、NPO やボランティアの支援を、「福祉サービスの提供者への支援」ではなく、「住民主体の活動への支援」として整理しなおしました。資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」においては、同様に、2 ページ目の下部、⑤ーアの部分をご覧ください。この部分に対応するような内容を中心に整理を行います。

テーマ 3 については、第 4 期計画の基本施策 1、テーマ 2 「人びとが近隣で支え合える地域の創造」のうち、社会参加と生きがいに結び付く施策を継承して、中心に整理するテーマとして「社会参加と生きがいの促進」を設定しました。例えば、小単位組織での集いの支援や、高齢者・障害者団体の支援、スポーツ関連事業や文化芸術関連事業のほか、高齢者憩いの場や障害者余暇活動支援など、高齢者や障害者などの社会参加・生きがいの施策なども、ここに位置づきます。

テーマ 4 については、第 4 期計画の基本施策 1、テーマ 3 「「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発」を継承したもので、「地域共生社会を創造する市民の育成に向けた教育・啓発」とし、「新しい公共」を「地域共生社会」へと置き換えました。「新しい公共」という言葉は、2010 年頃に国が打ち出したもので、一方、「地域共生社会」は、平成 28 年度頃から今般に至るまで厚生労働省において示されている言葉です。通底する理念に同様の趣旨があると考えられるため、第 5 期において、言葉を置き換えたいと考えています。

次に、基本施策 2 の各テーマについてです。テーマ 1 「包括的な相談支援体制の仕組みづくり」は、第 4 期計画の基本施策 2 のテーマ 3 「誰もが安心して

相談できる仕組みづくり」を発展させたテーマとして設定しました。策定のポイント 2 でお示した「身近で気軽な相談支援体制の構築と情報発信の強化」の対応するものです。様々な分野における幅広い相談窓口を、住民に身近な相談窓口として整理していきます。重層的支援体制整備事業のうち包括的相談支援事業に位置づく事業はこちらに整理する予定です。資料 4「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の 2 ページ目の下部、⑤ーイの部分をご覧ください。この部分に対応するような内容を中心に整理を行います。

次に、テーマ 2 についても、今回新たに編成したもので、「多機関・多職種の連携・協働による支援の推進」と設定しました。こちらでは、複雑化・複合化した支援ニーズに対応している各支援機関に対する後方支援を行う、重層的支援体制整備事業において位置づけられている「多機関協働事業」を位置付けます。また、第 4 期計画のうち基本施策 2 の様々な部分にあった、様々な分野や職種の連携による支援や協議体などを整理し、縦割りのハードルを下げ、連携・協働を推進するための取り組みを位置付けます。資料 4「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」においては、2 ページ目の下部、⑤ーウの部分をご覧ください。この部分に対応するような内容を中心に整理を行います。

テーマ 3、テーマ 4、テーマ 5、テーマ 6 については、それぞれ備考欄に記載のとおり、第 4 期計画のテーマを継承しています。

テーマ 4「誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり」というテーマについて、福祉サービスを必要とする人々のニーズに的確に応える体制の整備と充実については、相談支援体制の仕組みづくりや多機関・多職種の連携・協働など、この基本施策に位置づく各テーマを通して実現されるものであると考えられることから、本テーマを廃止し、個別施策は他テーマへの位置づけとして整理しました。

次に基本施策 3 の各テーマについてです。テーマ 1 は、第 4 期の基本施策 3 のテーマ 1 を継承しつつ、地域生活支援拠点等の整備など、障害者の地域における自立に関する内容を一部追加するよう、テーマ名を変更したいと考えています。

次に、テーマ 2 について、「市民の健康づくりの活動の推進」で第 4 期と変更はありませんが、個別の施策を追加する予定です。資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の 1 ページ目、①のクの内容をご覧ください。「自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方」と記載があります。そのため、下位計画である第 5 期健康つくば 21 プランには自殺対策に関する取組の記載があるので、そちらを踏まえた自殺対策の取組について、このテーマに新たに位置づけを行う予定です。

次に、テーマ 5 について、「再犯防止の取組の充実」を新規に設定しています。前回の懇談会においてご説明したところではありますが、再犯防止の主要課題は、生活課題であり、包括的支援の枠組みの中で推進することにより、立ち直り支援へと繋ぎやすくなることから、地域福祉計画の中の施策として「再犯防止推進」に関する事業を掲載し、詳細は後段の再犯防止推進計画において整理することとします。なお、資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の 1 ページ目、①のサの内容のとおり、地域福祉計画の中に盛り込むべき事項として整理されています。

その他、テーマ 3、テーマ 4、テーマ 6、テーマ 7、テーマ 8、テーマ 9 については、第 4 期のテーマを継承しています。

なお、第 4 期計画の基本施策 3、テーマ 9 「地域を基盤とする包括的支援の強化」について、第 5 期では個別のテーマとしての掲載は行いません。包括的な支援体制については、資料 4 「厚労省ガイドラインでの市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」の 2 ページ目、⑤のア・イ・ウの部分に記載のあるような様々な事業により総合的に実施されるべきものであることから、1 つのテ

マのみに位置づけるのではなく、第 5 期の基本方針 1 の基本施策 1、基本方針 2 の基本施策 1 と 2 などを中心に、全体として推進していくものとして整理をします。体系の説明については以上です。

資料 2 の骨子案の冊子に戻ります。44 ページからが、第 4 章「施策の展開」です。こちら、具体的な施策については、現在検討中であり、次回の素案に際にお示ししたいと思います。

46 ページからが、第 5 章「計画の推進と進捗の管理」です。第 4 期と同様、6 年間の計画期間のうち、2 年に一度の進捗確認を基本とした施策の進捗管理を予定しています。

49 ページからが、「資料編」です。

骨子案の説明については以上となります。

今後の予定としては、今回の皆様のご意見をもとにした素案を事務局が作成し、10 月の第 3 回策定委員会にて素案の検討を行います。その後にパブリックコメントを実施して、年明けにはパブリックコメントの結果を受けた検討をする予定です。

本日は、ただいまお示した計画全体の構成について、この構成で問題ないかどうかという点や、基本目標、基本施策、テーマの名称や位置づけについて、御意見をいただけると幸いです。

協議事項（1）骨子案の検討についての説明は以上です。

なお、委員の皆様からの事前質問はございませんでした。

（座長）

ありがとうございました。

それでは、皆様のご意見を伺っていきたいと思います。まず、先ほどお示しいただいていた前半部分です。第 2 章の市の現状と課題の部分では、このような表記にします、との案を示していただいておりますが、この辺りまでについ

様式第 1 号

て何かお気づきの点、あるいはこのような現状についてはもう少し明記をした方がいいのではないか、という点がありましたら、ご意見いただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。

後藤さん、お願いします。

(後藤委員)

9 ページの「性別・年齢 5 歳階級別人口」なのですが、グラフの左が男性で、右が女性ですか。カラーになったら分かるのかなと思ったのですが、ここには書いていないようです。

(事務局)

申し訳ございません。記載が漏れてしまっておりましたが、左側が男性で右側が女性です。分かるように修正を行います。ありがとうございます。

(後藤委員)

それから、10 ページから 13 ページのグラフについてです。例えば 11 ページだと、一番下に「各年度 3 月 31 日時点」と書いてありますが、「令和 8 年度」でいうと「令和 8 年度の 3 月 31 日時点」ということですか。他のグラフだと「4 月 1 日時点」のものもありましたが、年度でいうと、令和 8 年度は令和 9 年の 3 月 31 日までだなと思って。

(事務局)

前年度の 3 月 31 日時点の数値が正しい内容です。例えば令和 8 年度で申し上げますと、令和 8 年 3 月 31 日現在の数字を令和 8 年度の数字というように掲載しておりますので、そちらも分かるように修正を行いたいと思います。ありがとうございます。

(座長)

ありがとうございます。そうですね。未来のデータが載ってるように見えてしまいますね。他に何かございますか。

(岡田委員)

岡田と申します。よろしくお願いいたします。

細かい指摘なのですが、10 ページの「高齢者世帯・ひとり親世帯の推移」のグラフについてです。右側の説明では、高齢者単身世帯が一番上の四角マークなのですが、高齢者単身世帯と高齢者世帯が逆になっている気がするのですが。

(事務局)

ご指摘の通りでしたので、こちらでも修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(座長)

私もメモしていたところなのですが、高齢者世帯と言っているのは、厳密に言うかどうかという意味ですか。

(事務局)

高齢者世帯というのは、高齢者のみで構成されるということです。例えば、高齢のご夫婦のみでお住まいの場合は高齢者世帯、お一人でお住まいの場合は単身世帯という形で整理しております。

(座長)

ありがとうございます。そうすると、単身世帯というのは本来内数なのですね。1万2300分の1万は単身だということでしょうか。入れ替えるとそのように読むという意味ですか、それとも足し算をしなければいけないのですか。どちらでしょう。

(事務局)

確認いたしますので、後日回答でもよろしいでしょうか。

(座長)

数字の意味を正しく見せていただけるといいかなと思います。

私からよろしいでしょうか。第2章は「現状と課題」と書いているので、令和8年度までのデータを書くのはわかるのですが、こういう計画を立てるときに、僕が冒頭話をしたような将来への危機感のようなことが述べられてもいいのかなと思います。高齢者福祉計画の方だと、今後の推定について書かれているのですが、そういった想定、あるいは、「つくば市未来構想戦略プラン」のような上位計画の中で、市全体としてつくば市をどのような方向に持っていきたいのか、その中で地域福祉では具体的なものとしてこんなことを視野に入れます、という書きぶりがあってもいいのかなと思った次第なのですが、そのあたりはいかがでしょうか。多分これは4期計画にもあまり書かれていなかったと思います。

(事務局)

今回も4期と同じように構成していたところではあるのですが、全体の人口等も含めての将来の展望について掲載し、それを踏まえた内容も検討していければと思います。

(座長)

お願いします。障害のある方の将来数の見込みについては、計画の中では何か書かれているのですか。そういう見込みはなかなか難しそうだなと思いつつ、高齢者や子どもについては何か示されるのではないかなとは思ったのですが、障害に関してはどうなのでしょう。

(副座長)

障害に関しては、推計はなかなか難しいのかなと思います。この場合は年齢をプラスして、亡くなる方をそこに加味してということになるかと思います。そのようにすれば、障害のある方の高齢化について、10 年後の推計のようなものは出るのかもしれませんが、あまりそういったデータを見たことはないと思います。

(座長)

ありがとうございます。私も想像しながら、数の問題でもないなとは思いましたが、この計画の中で、各論がどういった未来に対して課題を書いているのかということも踏まえることが必要かなと思いました。だからそれについてから書くのか、つくば市が示す未来構想でどういう未来を想定しているのかを書くのか、その辺りは課内で検討いただければと思います。

高齢者についての話だと、2040 年を見据えながら計画を立てているところですが、つくば市固有の話でいうと、私はさらに 20 年後ぐらいずれ込んだ問題だと思います。先ほど言ったように、この 10 年ぐらいで 35 歳の住宅購買層が定着し始める。その人たちが高齢化していくのは、実はその 40 年よりさらに 20 年後の 2060 年ぐらいではないかと思うんですね。そうすると、今は高齢化率は他の地域に比べて低いですが、一気に追いついていくような、そういう都市構造なんじゃないか、今転換期なんじゃないかと思っています。それを見

据えたときに、今若い人たちが住んでる地域からつくっていかないといけない。そういうことを掲げて欲しいなと思った次第です。

他に何かご意見ありますか。

(中島委員)

茨城県つくば保健所の中島でございます。私どもは茨城県の行政組織を代表してという認識での確認なのですが、3 ページにございます「(2) 県の動向」というところは、茨城県の何課に確認いただいてるかを確認したいです。

(事務局)

茨城県福祉部の福祉政策課ではあると思うのですが、直接電話等で確認したわけではありませんので、再度確認をさせていただきます。第5期の茨城県地域福祉支援計画が策定されたというメールをいただきまして、そちらで確認をいたしました。

(中島委員)

ありがとうございます。行政組織が縦割りのものですから、茨城県を代表して私が委員として参加させていただいてますが、内容に不備があると、正確ではないかなと思いますので、一応担当部署の確認をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございます。

(座長)

他に何かよろしいですか。

(事務局)

先ほどの高齢者世帯と単身世帯のグラフについて確認ができたのでご説明

いたします。「高齢者世帯数」の中に「単身世帯」は内包されませんので、高齢者世帯（単身世帯を除く）という形になります。そのことが分かるような記載に修正いたします。補足は以上となります。

（座長）

わかりました。場合によっては単身世帯の方が多い可能性もあるということなんでしょうけど。そのあたり、正確に読めるように、よろしくお願いします。

では続いて、今度の新しい基本施策テーマの括り方、あるいはテーマ設定のところに入りたいと思います。4期から、重層的支援体制整備事業や国が示す記載事項の指示を踏まえつつ、再編がされているというご説明でした。ここで何かお気づきの点、あるいはご自身が関わられている、または関心を持たれている内容がどういったところに書かれそうか、といったことについてご意見やご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。

私から確認をさせてください。4章の「施策の展開」というところです。ここは、先ほどご説明あったこのテーマに関する事業がすべて紹介されていく、という位置付けですね。

（事務局）

はい。そのようなご認識で問題ありません。

（座長）

そうすると、次回の議論でしょうけれど、各論、各計画で新たに議論されている事業、あるいは新設されたり、削除されたりしているところを再編して対応づけて表になっていくという位置付けですか。

（事務局）

はい。おっしゃる通りです。

(座長)

ありがとうございます。そういった見せ方をしていくということを踏まえた上で、いかがですか。例えばこのテーマのくくりは、こちらとかぶっているのではないかとか、あるいはもう少し重要なテーマが隠れてしまっているのでは、テーマ出しをした方がいいのではないかとか、そういった皆さんご自身がお持ちの課題感やテーマ感が伝わりやすくまとめられているかどうかについて、ご意見いただけるとありがたいのですが、いかがですか。

石塚さんお願いします。

(石塚委員)

石塚でございます。

42 ページの一番下の⑨番「移動手段の確保と利便性の向上」のところで、これは4期からの継承ということになってますが、移動手段については、かなりの不便さを感じています。高齢者が超高齢者になり、免許を返納して、または返納しないにしても、子どもたちから「人を乗せるんじゃない」、また「乗るんじゃない」と話をされることがかなりありますので、例えばシルバークラブの行事に行くときの移動手段は、つくバスとかつくタクになります。しかし、場所によってはつくバスでは到底行けないところも多いです。そのようなことが、これからからどんどん進んでくると思いますので、単なる移動手段の確保と利便性の向上ではなく、もう少し突っ込んだ形の内容・項目にしていただければありがたいなと思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。今のご意見について、事務局の方からお願いします。

(事務局)

この部分につきましては、第 4 期の計画で掲載しているものに加え、新しく始まっている施策についても位置付けることを想定しておりますが、今おっしゃっていただいたことが課題であるということも書き含められるよう、テーマや概要について設定していければと思います。

(座長)

ありがとうございます。

他に何かご意見ありますか。では後藤さんお願いします。

(後藤委員)

基本施策 3 の⑧についてです。第 4 期では⑦「居宅支援のまちづくり」だったのが⑧「地域で安心して暮らし続けられる環境づくり」に継承して名称を変更されてるということなのですが、これだと居宅支援がこの中に入っているというのがイメージしにくいなと思いました。厚労省ガイドラインの資料 4 のカにも、「居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方」という項目が入っているので、このテーマの後の施策名の部分に「居宅支援」という言葉があると分かりやすいのではないかなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。こちらについては、最初に事務局ベースで考えたとき、第 4 期の「まちづくり」という表現だと若干わかりづらいついかなということもあり、変更をした部分ではありました。ただ、やはり居宅支援など「住宅に関する施策」ということが分かる表現の方がいいのではないかなということも今おっしゃっていただいたので、再度テーマ名の表現については考えたいと思います。

ます。ありがとうございます。

(後藤委員)

ありがとうございます。

(座長)

私から、関連する話で質問よろしいですか。先ほども繰り返しているのですが、暮らし続けられる環境づくりということがすごく重要だなと思っていて、これはもう本当にまちづくりの話なんです。私が危機感として持っているのが、広域な公務員宿舎がほぼ100%持ち家化していく現状が、80年代や90年代のいわゆる居住地開発と似たようなことになりかねないということです。そうすると、住み続けるというのは難しいと思っていて、多様な住居形態が混じったまちづくりをしていかないといけないだろうと思っています。

そのことと、実はテーマ9にも関係するのですが、つくば市はウォークブルなまちをつくりましょう、という話をされていますよね。つまり、大きな移動手段に頼らずとも、地域で暮らしていける、そういったまちづくりをしましょうと。このようなまちづくりに関する話というのは、ここで書いている「ユニバーサルデザイン」という表現とはニュアンスが違っているところもあるかな。ユニバーサルデザインはユニバーサルデザインで、多様な移動手段への困難持ってる人たちも暮らせるとか、町で活動できるとか、そういったことなのだと思うのですが、それをしっかり位置付けた上で、先ほど後藤さんが言われたような、居宅支援のこともきちんとテーマで出していく。そのあたりは、再犯防止とか、あるいは低所得者とか、そういった人たちの住宅セーフティネットについて書かれていくのかなという気もしますし、離婚率が3分の1という世界で、今後も増えていくかもしれない母子家庭、父子家庭の人たちが、入り混じって地域で生活できる住居基盤があるかどうか、ものすごく重要なこと

だと思っています。それが第5期の中で云々ということではないにしても、そういう大枠でのまちづくりと居宅をちゃんと整備していきましょう、と。その中には、先ほど後藤さんが言われたこととか、バリアフリー改修とか、そういったことが含まれるのかなと。3章でプライオリティーを考えた上で、改めて検討いただけるといいのかなと思いました。

(事務局)

ありがとうございます。テーマ8の居宅支援、住宅政策に関する部分では、第4期でうまく明記できていなかった部分もありましたが、市の施策としては市営住宅の提供もございますし、あるいは「住宅確保要配慮者」と呼ばれるような方たちへの入居支援についても取り組みの検討・推進を行っているところですので、そちらは新たに位置付けできればと考えています。あとは、より広いまちづくりという観点でおっしゃっていただいた趣旨の方は、なるべく含められるように検討したいと思っています。

(座長)

ありがとうございます。

他にございますか。小久保さんよろしくお願いします。

(小久保委員)

私は上郷市街地活性化協議会というところで7年間会長をしています。つくば市には中心地域、周辺地域といろいろあるうち、私は周辺地域の上郷地区なのですが、今、市長と話し合いをしている中で、15分都市圏という発想を市長が提案されています。歩いて15分、ないしは自転車で15分で生活ができる、そういった施設や環境を整えて、安心して安全に過ごせる生活環境を目指して話し合いをしています。この計画の中には、「安心して暮らせる」という言葉

はあるのですが、一時期、泥棒事件など防犯に関する事件がかなり起きていたので、「安全で」という言葉も入れて、安心安全で過ごせるまちづくり、地域づくりということをもっと強調すると、生活がしやすくなっていくのかなと思います。中心地域と周辺地域とを含めてつくるとなると非常に広いので、その辺も考慮しながら、盛り込んでいただければありがたいなと思います。

(事務局)

ありがとうございます。防犯対策に関する部分につきましては、第4期のテーマ4でも、ジョグパトなどといった地域の防犯・見守りの施策について記載はあるのですが、第5期の方でも引き続き掲載しながら、地域の防犯・見守り体制についても盛り込めるよう検討しております。

(座長)

今の小久保委員のご意見は、先ほど私や石塚さんの話と関係するとすれば、安全に外出できるまちみたいな、それが歩行であれ自転車であれ、車以外の移動手段でも安全に移動できる、15分で必要な買い物ができるなどそういったことはやっぱりまちの構造の話だと思います。もちろん防犯対策は重要ですが、そういったまちづくりに関して、この計画の中で少し際立たせてもいいのかなと、私も同意するところです。

(事務局)

このテーマについて、もしかするとまた大きくまとめ直すところも含め、そちらについては検討したいと思います。

(座長)

他にありますか。細田さん、よろしくお願いします。

(細田委員)

よろしくお願いします。表面化してくるのは少し先の話なのかなと思うのですが、障害を持つ方が65歳以上になっていくタイミングでどういう問題が出てくるのかということです。今の制度上、障害を持つ方が65歳以上になっても介護保険サービスを継続していくことには、問題はありません。ただ、今の「障害者総合支援法」の中では、排泄や入浴といった生活介護をカバーするにはまだ資源は乏しいんじゃないかなと感じます。そうすると、介護保険制度を使った方がそういった日常生活上の支援はしやすいのかなと思います。人口動態を見ると、今50代の方が10年後20年後に65歳以上の高齢者になっていくタイミングで、人口自体はおそらくつくば市も若干落ちてくる。そうすると、介護の担い手がなくなる。今までそのカバーをしていた親御さんたちが超高齢者になるときに、そういった制度の壁を越えてどう支えていくのかを、この地域福祉計画の中で議論しなければならないタイミングが出てくるんじゃないかなと思っています。つくば市では、重層的支援体制整備事業などで、多様化する相談に対して窓口でどう対応していこうとか、謳われてるところだと思いますが、23ページの庁内ヒアリングでは、連携がスムーズに進まない、相談対応に幅広い知識が求められる、というところで、やっぱりなかなか難しさを感じている様子が見られるので、そこに対して何か準備をしていく必要性が出てくるのかなと思いました。

(座長)

ありがとうございます。私が言った将来の人口動態ですね。そうすると、今はまだ障害を高齢福祉で支えていく力があるかもしれないけど、もう近い将来、それも厳しくなるんじゃないかということかと思います。すごく重要な指摘だったと思います。事務局のコメントがあればお願いします。

(事務局)

今おっしゃっていただいた、今後さらに将来に向けてという部分は、高齢福祉、それから障害福祉の個別の計画の担当とも話をしながら考えていく部分なのかなと思うので、それぞれの担当にも貴重な視点ということでお伝えさせていただきつつ、今回の第 5 期にどこまで盛り込めるかも含めて考えていければと思います。

それから 23 ページにある連携の難しさについてですが、昨年度からつくば市でも重層的支援体制整備事業が始まる中で、庁内各部署がどういうことをやっているのか、どういう相談窓口につなげられるかというところも含め、お互いに取り組んでいる事業についての勉強会のようなものをすでに進めております。今後その縦割りのハードルをさらに下げていくことについても取り組んでいきたいと考えております。

(座長)

障害者を支える話について、後藤委員あるいは「つくば市障害者プラン」の話で森地先生何かありますか。

(副座長)

今ご指摘いただいたことは非常に重要なことかと思えます。今後の高齢化を見据えて、という話も重要だと思うのですが、もう 1 つ考えなければいけないことは、障害のある方の支援の中でもいわゆるこの重介護型の居宅については、まだまだ整備されていないのではないかなということです。ある程度 ADL が自立されてる方については、通所する場所、住む場所というところで、一定程度整備されてきていると思いますが、高齢化も含めて、かなり介護が必要になってくる状態で、この介護の部分に「医療的ケア」なども含められると、ま

だまだそういったところには対応できていないと思います。そこを高齢福祉と連携しながらというのもそうだと思いますが、障害に関しては障害福祉でやはりちゃんと対応していかなければならないのかなと思います。

(座長)

ありがとうございます。子どもに関する話は今出てきていませんが、障害の視点で言うと、障害児自体が地域の中でどう暮らせるのかとか、それを支える家族がつくば市でどう暮らしていけるのかとか、そういうところがしっかり盛り込まれること。小さいときも、高齢化したときも、という視点がちゃんと盛り込まれていくということが重要かなと思います。

後藤さん、何かお気づきの点とかあればお願いします。

(後藤委員)

障害者も程度や種別によって状況が全然変わると思うのですが、重度の方の場合の支援や介護に関する担い手問題となると、人数的なことなのでなかなか難しいのかなと思います。私の息子は、障害者で療育手帳を持っており、一般就職ができています。障害者でも給料を稼ぐことができると、税金や保険料などを払うための財源は多くなると思います。そう考えると、障害者雇用に力を入れていただくと、そういうお金の問題は、少しは解決になるのかなと思います。

あとは、つくば市は今人口が増えていて、県や国と比べると高齢者の比率は低いと思うのですが、人口が増えるということは障害のある人も増えるということです。そうすると、障害福祉課の方の負担や、サービスの金額なども大きくなると思います。特別支援学校はもうパンパンを超えてるので、先生は足りないし、子どもはいっぱいいるしで、もう学校に行かせたくないという親御さんの話も聞きます。あとは、特別支援学校は県立なので、親御さん個人で学校

とやりとりしなくてはならないということで、まずそこに壁があります。あまり大事にしたいくないお母さんだと我慢してしまうだろうし、お子さんも、何があった、としゃべれない子も多いので、難しいところがあるかなとは思っています。学校に通う6歳から18歳の12年間で過ぎたら、そのとき困っていた親御さんは、もう声を出さなくなってしまうので、その間が大事な時期になると思うんです。来年度、児童発達支援センターができますし、連携してやっていけるようになるといいかなと思います。

(座長)

そうですね。この障害者支援については、「福祉サービスの質の維持・向上」のあたりで書かれるような話ですか。

(事務局)

「福祉サービスの質の維持・向上」の部分は、各事業所の研修支援などを中心に整理する予定ではあるのですが、今おっしゃっていただいた視点、それから児童発達支援センターのことで言いますと、入口としては発達相談、巡回相談なども含めてというところがあると思いますので、そういった包括的な相談支援の施策の中にも児童発達支援のことを盛り込むことについては検討しています。

(座長)

ありがとうございます。照井さん、お願いします。

(照井委員)

照井です。私は普段、小児を含む癌患者支援を行っています。癌も今は治る時代になってきて、復学するお子さんもいらっしゃいます。ただ、きつい治療

を小さいうちに行うので、正常な細胞も影響を受けてしまいます。そうすると、疲れやすかったり、他に別の症状が出てきてしまったりします。障害者手帳を持つまでの認定はされなくても、いわゆる「病弱児」と言われ、なかなか学校に通えなかったり、休みがちになってしまったり、「学校に行きたくない」と不登校気味になってしまったりする子もいますので、そこも気になるところです。

それから、家族支援に関してです。小さいお子さんや障害児のお子さんがある場合、親がずっと病気の子どもに付き添っていて、兄弟が寂しい思いをしてしまったり、不自由を感じてしまったりする。あとは、その子のケアまで兄弟がやらなければいけないとか、親が30代、40代で癌になってしまったご家庭では、中学生や高校生のお子さんが、親ができないところを一生懸命サポートしていたりとか、その病気の親のケアもしていたりとか、そういう問題もあります。この間も息子の学校に行ったら、「ヤングケアラーを知っていますか」と書かれたポスターが張ってありましたが、こういう計画の中にも、そういうキーワードが入っていくのもいいのかなと思いました。

(座長)

ありがとうございます。すごく重要な視点で、以前の懇談会の中でも出てきていたテーマですが、なかなかアウトリーチしてこないというか、表面に出てこないということに対してどういう支援をすべきかというのは、今後さらに重要なテーマかなと思っています。その辺りが見えるようなテーマだったり、どこに書かれているのかが分かるタイトルにしたり、検討いただけるといいのかなと思ったんですけど、いかがですか。

(事務局)

家庭全般への支援というところになると思うのですが、子ども家庭センター

の家庭支援事業による相談支援につきましては、包括的な相談支援体制の仕組みづくりというところで、窓口でのほか、訪問や電話も含めた相談についてこちらに記載して充実・推進を図っていくというところです。

また、基本施策3のテーマ3「地域で安心して子育てができる環境づくり」では、地域で支え合うという観点で言いますと、子育ての援助会員と援助されたい方というところで、ファミリーサポートセンター等の取り組みについて位置付けを行うことで、支援については掲載できるかなと考えております。

おっしゃっていただいた視点の方も踏まえて、記載の仕方を考えていきたいと思えます。

(座長)

ありがとうございます。高齢期も含めて家庭内ケアラーの人たちの課題をどう受け止めていくのか、確かにすごく共通的なテーマのような気がしますので、強調されてもいいのかなと思えます。

他に何かご意見やご質問ありますか。石塚さんお願いします。

(石塚委員)

他の部署でも検討されていますけど、福祉計画では、バリアフリーの問題はかなり重要なことではないかなと思えます。公共施設のバリアフリー化は、ほとんどの地域でできていないというのが現状です。ハードの面がありますので、そう簡単にできるわけではありませんから、この5か年計画、6か年計画を作るにあたって、1年1年、少しずつでもできるようにすることも必要なんじゃないかなと思えます。ハードの面で予算の問題もあることですから、簡単にはできないかとは思いますが、計画としてはある程度収めておいた方がいいかと思えます。例えば、交流センターの2階で何か講座がある場合、何年も続けていろいろなことを覚えたのに、2階に上がれなくなってしまったために、

辞めざるを得なくなってしまうとか、そういったことがかなりあります。私の所属してるサークルでも、やはり2階に上がれないのでやめるしかないよ、という人がかなりいますので、バリアフリーの問題を入れておいてもらった方がいいのかなと思いました。以上です。

(座長)

ありがとうございます。そうですね。公共施設の管理の問題だと思うのですが、けれども、今老朽化した公共施設ばかりになっているので、その整備の視点で言うと、先ほど私が言ったウォークアブルな範囲の中にそういう施設をつくり、しかもそれがバリアフリーであって、高齢者も障害者も障害児も参加できるような建物にしていく。そういったことが住み続けられる地域基盤だと思いますので、そこを目指していただけるといいかなと私も思いました。

(事務局)

ただいまいただいたご意見につきましては、検討段階ではあるのですが、新しく個別の施策として公共施設のバリアフリー化に関することを盛り込む予定です。山脇先生にも監修に入っていたかと思うのですが、令和8年の6月に、公共資産利活用推進課の「つくば市公共施設バリアフリー整備に係る方針」で、今後施設改修をする際は、当事者の方の意見などを踏まえながら施設整備を行うという方針が示されましたので、こちらは掲載をしながら推進を図るということで進めていければと考えております。

(座長)

お願いします。そちらは石塚委員もお手伝いいただければ。関心は高まっているところだと思いますので、よろしくお願いします。

では、そろそろ時間になってきています。皆さんからご意見伺いたいのです

が、津野委員、あと何かご意見ありますか。

(津野委員)

全体的な構成としては非常によくできているのではないかなと思っております。私は、実を言いますと地域福祉計画策定時の初代の係長をやっております。その頃は初めて作ったのですが、その時のものと比べたらはるかに良くなっていると思います。今までご意見がありましたけど、細かい部分についてはいろいろ盛り込むとして、全体構成としては本当に非常によくできてるなと私は思っております。

(座長)

ありがとうございます。では田邊さんからお願いします。

(田邊委員)

民生委員の田邊です。4 期から 5 期になり、内容がより改良されてとてもよかったですと思います。特に感じましたのは基本施策 3 の①のところで、「高齢者」の後に「障害者」という言葉もちゃんと入っていたので、いろいろ細かいところについて、すごくよく考えられたなと思いました。

民生委員として、一点気になったことを手短かに申しますと、14 ページにありました避難行動要支援者名簿についてです。これは民生委員の手にも渡されておまして、民生委員が地域の障害者の方を把握する情報としては、この名簿が主なものかなと感じています。地域のどこに障害者の方がいらっしゃるかというのが見えにくい状況です。やはり、そのご家族の方がなかなか地域で付き合いがしにくい状況なのかなと感じています。また、障害のある方で、要支援者名簿に登録する方は現状すごく少ないと聞いておりました。この文面では、前よりは登録者は増えていて、支援が必要な方の絞り込みが進んでいるという

ことで、すごく前向きな文章に見えますが、実際、本当に必要な方がここに登録されてるのかを知りたいなと思います。もし登録している方が現実まだ少ないのであれば、もっとそういう方に登録をしてもらえるように努力する姿勢ですとか、あとは地域の中でそういう方が暮らしやすくなるということがやはり大事な土台だと思うので、そういうことも書いていただいたらいいかなと思った次第です。

(座長)

ありがとうございます。防災・防犯あたりが、そのような項目を受けているところかなと思いますけど、地域で支える防災・防犯といった視点も重要なのかなと今のご意見を伺いながら思いました。

(事務局)

避難行動要支援者名簿につきましては、14 ページに記載の条件に当てはまった方には、年に1回にはなってしまうのですが、オートマチックに案内をお送りして、登録を促しております。その一方で、自力で避難できる方もどうしても含まれてしまう側面もございまして、国からも、もっと自力避難できない人に絞り込んで、地域と繋がりながら支援ができるように、ということも改めて示されている状況もございます。避難行動要支援者に限らず、地区の防災計画なども含めた施策についても盛り込むことは今検討をしておりますので、総合的に進めていくことができればと考えております。

(座長)

ありがとうございます。

では続いて再犯防止推進計画のご説明よろしく願いいたします。

(市民協働課)

市民協働課の大山です。よろしくお願いします。市民協働課より再犯防止推進計画についての報告をさせていただきます。

先ほど地域福祉計画の素案にもありましたように、基本施策の計画の体系で、「誰もが地域で自分らしく暮らすための包括的な支援の充実」の⑤「再犯防止の取組の充実」の中で触れられており、地域福祉計画の後ろにつくば市再犯防止推進計画を入れていただけるということです。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、本計画を策定するにあたり、再犯防止の観点からは、経済的安定の確保が最大の課題であることが浮き彫りになりました。就労や収入、住居が不安定な状態は、再び罪を犯すリスクを高めるとされています。そのため、様々な角度から包括的な支援を行うことで、生活課題を抱え、立ち直り支援を必要とする方々をより確実な支援へとつなげることができると考えております。

現在の進捗状況は、お手元にありますように、このようになっております。6月19日と8月4日の2回にわたって、つくば市再犯防止推進計画策定のための意見交換会が開催されました。参加メンバーは、案の最後のページにありますように、保護司会会長を初めとして、7名のメンバーで構成されております。もう一度、10月にも開催をする予定ですが、概ねこのような形で掲載できればと思っております。以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(座長)

ありがとうございます。こちらは報告ですけれども何かご意見があればということでしょうか。何かご意見あるいはご質問がありましたらお願いします。特にはないですか。

では、再犯防止推進計画に関しては10月以降の完成を目指すとのことですので、それを踏まえて、盛り込んでいただくということにしましょう。

様式第 1 号

予定されている議論はすべて終わったということによろしいですか。では座長の任を解かせていただいて、事務局にお戻しします。

(事務局)

山崎座長ありがとうございました。

次回の開催につきましては、10 月の下旬を予定しております。改めて委員の皆様には正式にご連絡をいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和 8 年度第 2 回つくば市地域福祉計画策定推進懇談会を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

つくば市地域福祉計画策定推進懇談会委員名簿

資料 1

令和8年5月26日現在

選任期間：令和9年4月19日まで

	区分	役職	氏名	所属等
1	地域住民	★	こくぼ ひろし 小久保 宏	つくば市区会連合会 副会長
2			ほそた ただひろ 細田 忠博	市民委員
3			すどう こうへい 須藤 浩平	
4			おかだ ふさこ 岡田 房子	
5			おおつ ちえ 大津 智絵	
6			たなべ さきこ 田邊 佐貴子	つくば市民生委員児童委員連絡協議会 副会長
7	保健・医療 福祉関係者		いしつか かずお 石塚 一夫	つくば市シルバークラブ連合会 会長
8			ごとう まき 後藤 真紀	つくば市福祉団体等連絡協議会 会長 (つくば市手をつなぐ育成会)
9			つの よしあき 津野 義章	つくば市社会福祉協議会 副会長
10		★	てるい みほ 照井 美穂	つくば市ボランティア連絡協議会 所属
11			なかじま 中島 めぐみ	茨城県つくば保健所地域保健推進室 室長
12			とさか あつこ 登坂 敦子	つくば市主任児童委員連絡会 所属
13	学識経験者	座長	やまわき ひろき 山脇 博紀	国立大学法人筑波技術大学 教授
14		副座長	もりち とおる 森地 徹	国立大学法人筑波大学 助教

※役職欄に「★」が付いている方は、今回の懇談会から参加される委員です。

令和8年度8月24日

つくば市地域福祉計画（第5期）

策定推進懇談会

資料2 骨子案

I つくば市 地域福祉計画 （第5期）

令和9年(2027年)3月

〔対象期間〕

令和9年度（2027年度）から

令和14年度（2032年度）まで

つくば市再犯防止推進計画

〔対象期間〕

令和9年度（2027年度）から

令和14年度（2032年度）まで

ごあいさつ

写
真

市長の挨拶文

令和9年（2027年）3月

つくば市長 五十嵐 立青

目 次

I	はじめに	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	地域福祉計画に関する国と県の動向	2
(1)	国の動向	2
(2)	県の動向	3
3	「つくば市地域福祉計画（第5期）の位置づけ」	4
4	SDGsについて	5
5	計画の期間	5
6	計画の策定方法	6
(1)	計画策定に当たっての基本的考え方	6
(2)	計画の策定方法	6
II	地域福祉をめぐる市の現状と課題	7
1	つくば市の現状	8
(1)	人口推移と少子高齢化の進展状況	8
(2)	高齢者世帯・ひとり親世帯の状況	10
(3)	要介護・要支援の認定状況	11
(4)	障害者の状況	12
(5)	被保護世帯・人員の状況	13
(6)	避難行動要支援者名簿の登録状況	14
2	アンケート・ヒアリング調査の結果にみる市民意識と課題	15
(1)	アンケート・ヒアリング調査の目的と趣旨	15
(2)	市民アンケート調査の概要	15
(3)	市民アンケート調査の結果	17
(4)	庁内ヒアリング調査の概要	21
(5)	庁内ヒアリング調査の結果	21
(6)	関係団体ヒアリング調査の概要	25
(7)	関係団体ヒアリング調査の結果	26
(8)	聞き取り調査の回答結果について	34
(9)	アンケート・ヒアリング調査の結果にみる課題点	36

3	第4期計画の推進状況	38
4	計画策定に当たってのポイント	39
III	計画の体系	40
1	計画の基本目標	41
2	計画の基本施策	41
3	計画の体系図	42
IV	施策の展開	44
基本施策1	相互に支え合う地域共生のまちづくり	45
基本施策2	誰もが必要なサービスを十分に 利用できる支援体制の強化	45
基本施策3	誰もが地域で自分らしく暮らす ための包括的な支援の充実	45
V	計画の推進と進捗の管理	46
1	市民協働による計画の推進	47
2	地域福祉の役割分担	48
3	計画の進捗を管理する体制	48
	資料編	49
1	つくば市地域福祉計画（第5期）策定の経過	50
2	つくば市地域福祉計画策定推進懇談会開催要項	51
3	つくば市地域福祉計画（第5期）策定推進懇談会名簿	53

I はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子高齢化による人口減少社会の進展は大きな課題となっています。高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、地域における支え合いの基盤の弱体化による社会的孤立、ひきこもりや虐待、生活困窮など従来の福祉制度だけでは対応が難しい生活課題が顕在化しています。

このような中、本市では「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」を基本目標に掲げた「つくば市地域福祉計画（第4期）」を令和3年(2021年)3月に策定し、地域福祉を推進してきました。

この度、第4期計画が最終年度を迎えるに当たり、顕在化した課題への対応や重層的な支援体制の整備など、今後新たに取り組むべき事項を加え、さらに、地域福祉と関わりのある「つくば市再犯防止推進計画」を合冊して、本市地域福祉を更に推進するため、つくば市地域福祉計画（第5期）を策定します。

2 地域福祉計画に関する国と県の動向

（1）国の動向

国においては、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」として、「地域共生社会」の実現を掲げ取組を進めています。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が、世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すものです。

平成29年（2017年）5月には、「地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、市町村における包括的な支援体制の整備が規定されるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定める、他の分野別計画の上位計画としての「地域福祉計画」を策定することが市町村の努力義務として規定されました（法第107条）。

また、令和3年（2021年）4月の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により社会福祉法の一部を改正し、既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するための「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、市町村において地域福祉計画に盛り込むべき事項である「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を具体化し、重層的なセーフティネットを構築するための分野横断的な支援体制の推進に資する基盤となる重要な視点として位置付けられています。

「重層的支援体制整備事業」は、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らずに受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「世代や属性を問わな

い相談支援」、「多様な社会参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、多様で複雑な福祉課題に対応するものです。つくば市では、令和7年度から「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

更に、令和8年(2026年)6月には「社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、令和9年(2027年)4月から施行される予定です。特に地域福祉においては、包括的な支援体制の拡充を目的として、頼れる身寄りがいない高齢者等に対する支援の充実や、福祉分野と消費者行政・防災分野との連携等が規定されました。

(2) 県の動向

茨城県では、社会福祉法第108条の規定に基づき、県の地域福祉の向上と市町村地域福祉計画の推進を支援するために、茨城県地域福祉支援計画を以下のとおり策定しています。

茨城県地域福祉支援計画	(計画期間：平成16年度～平成20年度)
茨城県地域福祉支援計画(第2期)	(計画期間：平成21年度～平成25年度)
茨城県地域福祉支援計画(第3期)	(計画期間：平成26年度～平成30年度)
茨城県地域福祉支援計画(第4期)	(計画期間：平成31年(令和元年)度～令和7年度)
茨城県地域福祉支援計画(第5期)	(計画期間：令和8年度～令和11年度)

現在推進中の第5期計画では、「すべての人々が地域の一員として参画し、ともに支え合い助け合い、安心して暮らせる地域共生社会づくり」を目標に、「支え合いの地域づくり」、「支え合いを担う『人財づくり』」、「福祉を支える『環境・基盤づくり』」の3つのチャレンジを設定し、具体的施策を展開しています。

3 「つくば市地域福祉計画（第5期）」の位置づけ

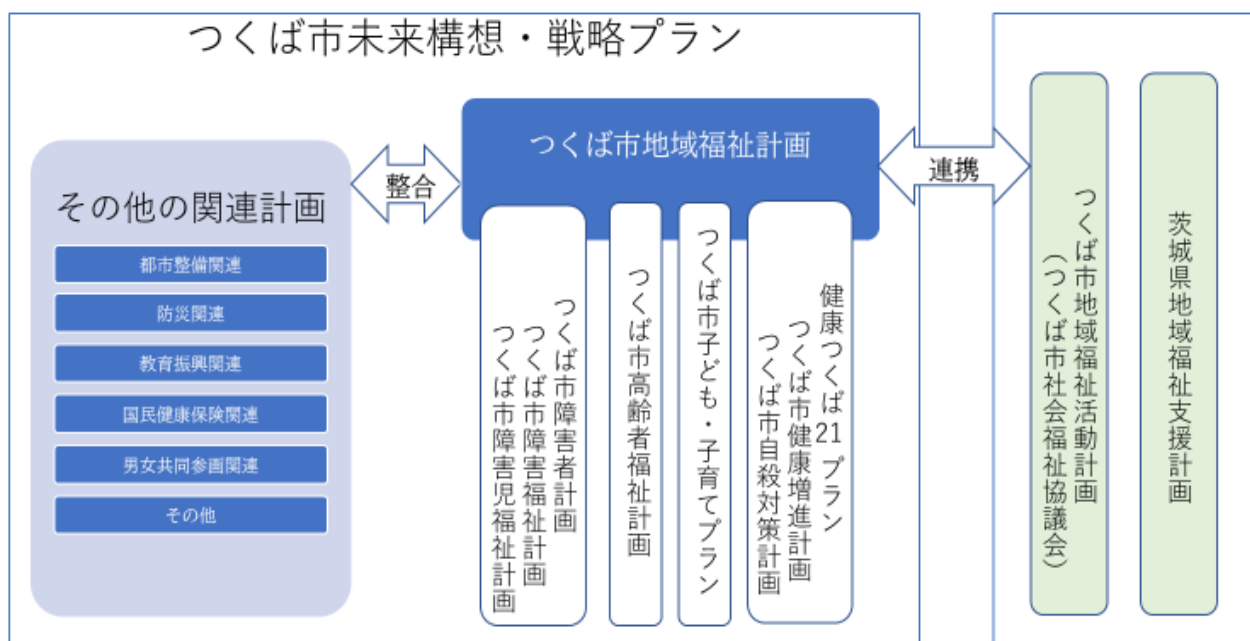
つくば市地域福祉計画（第5期）は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、「つくば市未来構想・戦略プラン」を上位計画とし、対象者ごとに策定される、福祉に関連する個別計画を横断的につなぎ、地域福祉に関する事項を具体化するものです。

また、第4期計画の取組に加えて、これまでの社会福祉法の改正内容や通知、地域福祉に関連する内容を盛り込むとともに、現在、本市において推進している各計画との整合性を図り、共通の理念に基づき、地域福祉に係る基本的な取組を具体化したものです。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



4 SDGsについて

つくば市では、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) の基本理念である「誰一人取り残さない」という包摂の精神が、本市の持続可能なまちづくりの方向性と合致していることから、SDGs を重要なキーワードとして位置付け、市民、議会、行政等が一体となり、具体的な取組を推進しています。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すSDGsの理念の実現は社会保障・社会福祉がこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」の構築につながるものです。国が進めている地域共生社会の推進と、国際的に定められているSDGsの取組みを包含し、様々な地域課題の解決に向け、計画を推進していきます。

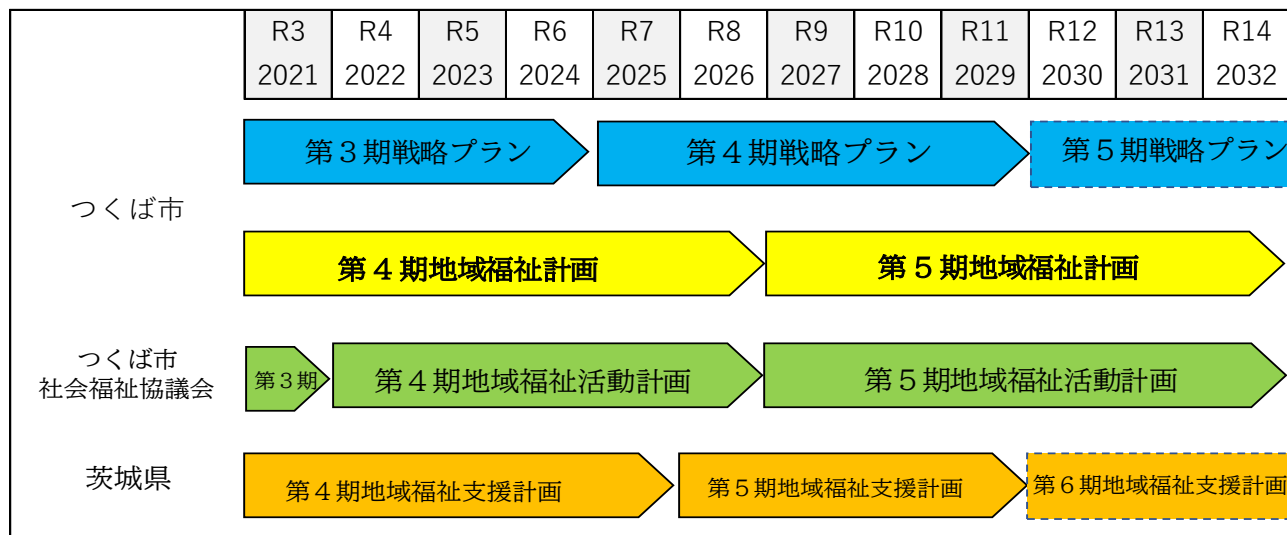
◆地域福祉計画と関連する主な目標◆



5 計画の期間

つくば市地域福祉計画（第4期）は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6か年の計画として策定されました。第5期計画は、地域福祉活動を切れ目なく継続するために、令和9年度（2027年度）を初年度とし、令和14年度（2032年度）を最終年度とする6か年を計画期間とします。

なお、社会情勢や市の状況の変化等を考慮し、2年度に一度、客観的評価を含めた評価を実施し、その結果を市のホームページ等で公表することとします。



6 計画の策定方法

（１）計画策定に当たっての基本的考え方

本計画策定に当たっては、市の現状、アンケート調査結果、庁内・関係団体等のヒアリング結果にみえる市民意識、第４期計画の推進状況を踏まえるとともに、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（令和３年厚生労働省社援発 0331 第 16 号等）に示された「市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」において、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項とされた次の内容を踏まえ、策定することを基本的な考え方としました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的に提供される体制の整備に関する事項

（２）計画の策定方法

策定の基本的考え方を踏まえ、本計画策定に当たっては、地域福祉に関する市民の現在の意識や要望等を把握するため、市が近年実施した「令和７年度（2025 年）つくば市市民意識調査」のほか、「つくば市高齢者福祉計画」及び「つくば市障害者プラン」の策定にあたり、実施した市民アンケートの中に、それぞれ地域福祉の推進に関する設問を追加する形でアンケート調査を実施しました。アンケート調査結果やヒアリング調査結果を分析し、地域福祉推進に係るニーズや課題等の把握を行いました。

また、公募による市民の代表や保健・医療・福祉関係者、学識経験者で構成された「つくば市地域福祉計画（第５期）策定委員会」を設置し、計画内容の検討・協議を行いました。

さらに、計画案について市民の意見を広く募集するためのパブリックコメントを実施し、計画最終案への反映に努めました。

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

1 つくば市の現状

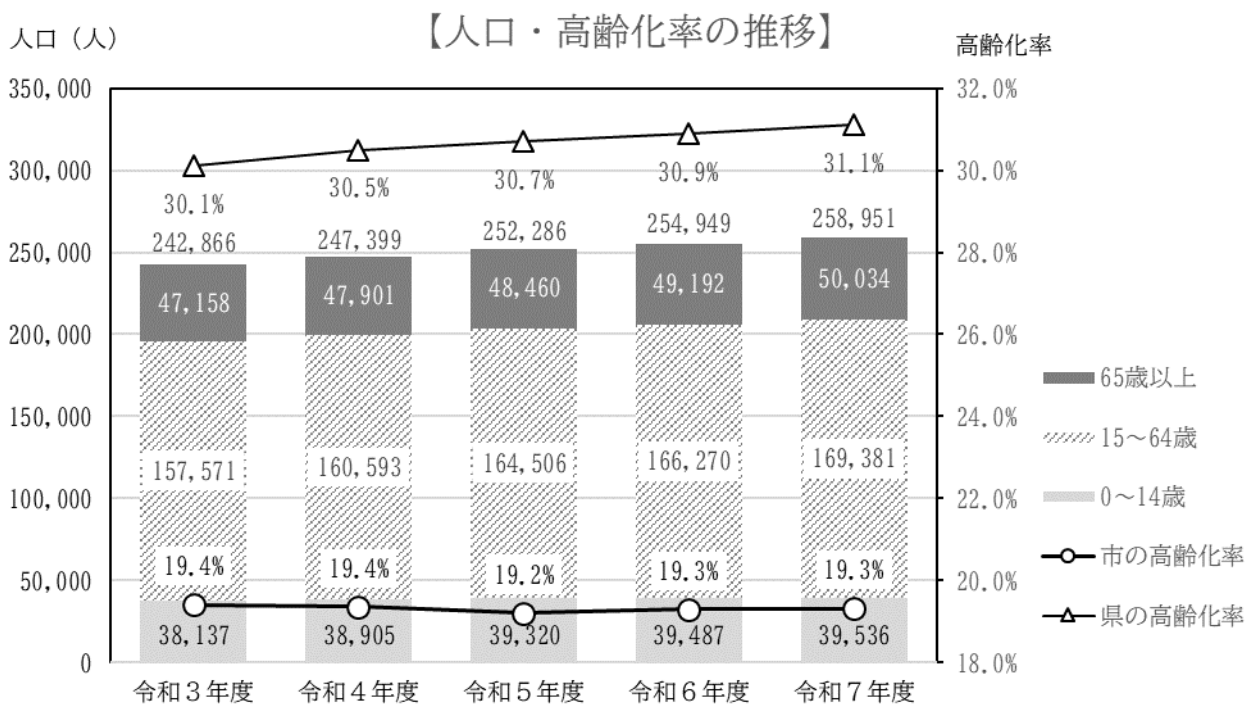
(1) 人口推移と少子高齢化の進展状況

つくば市では年に約 4,000 人のペースで人口が増加しています。令和 7 年度の総人口は 258,951 人で、令和 3 年度からの 4 年間で 16,085 人増加しました。

人口の増加は、3 区分した全ての年代に渡っており、0～14 歳の年少人口は 1,399 人、15～64 歳の生産年齢人口は 11,810 人、65 歳以上の高齢者人口は 2,876 人の増加となっています。特に、生産年齢人口の増加が著しいことが分かります。

総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は令和 2 年度には 20%を超えていましたが、令和 3 年度以降は 20%未満で横ばいの状況が続いており、茨城県全体の高齢化率が年々緩やかに上昇している状況と比較すると、その差は拡大する傾向にあります。

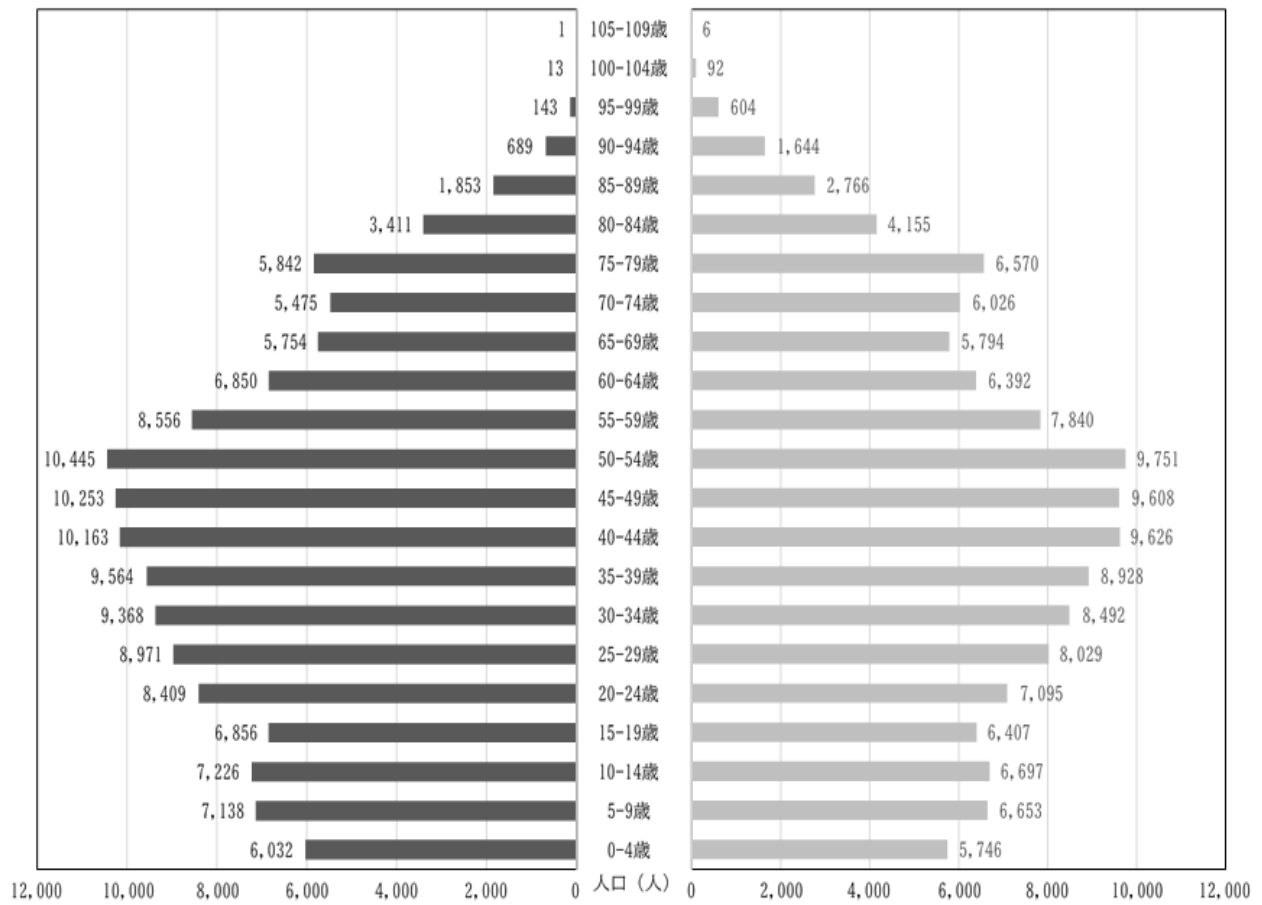
令和 8 年度のつくば市の 5 歳階級別の人口をみると、「団塊の世代」が 75～79 歳の後期高齢者の年代を迎えており、その年代の子どもである「団塊ジュニア」に当たる 50～54 歳の年代が男女とも最も多くなっています。また、14 歳以下の年少人口の年代では、年代の低下とともに人口が減少しており、特に 0～4 歳の年代においては大幅に減少していることから、つくば市においても少子化が進展している状況にあるといえます。



資料：茨城県常住人口調査（各年度 4 月 1 日時点）

つくば市年齢別人口統計（各年度 4 月 1 日時点）

【性別・年齢5歳階級別人口】



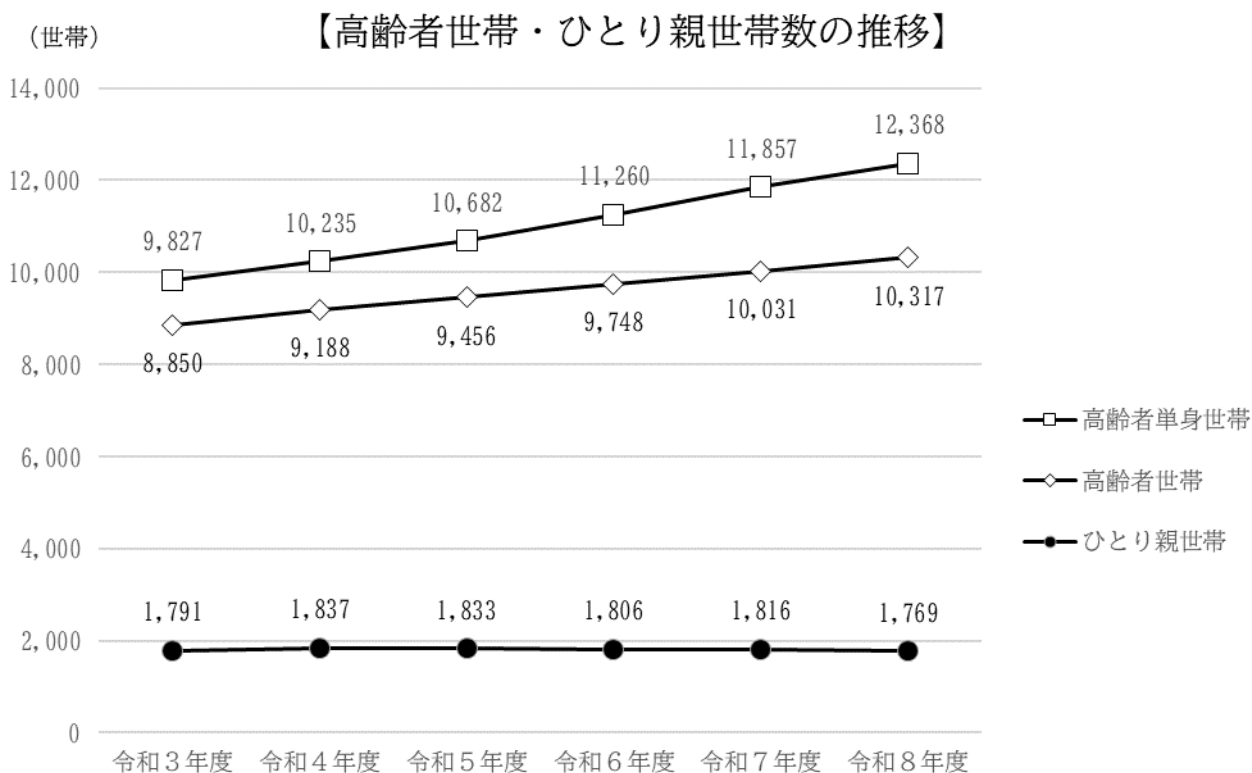
資料：つくば市年齢別人口統計（令和8年4月1日時点）

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(2) 高齢者世帯・ひとり親世帯の状況

つくば市における高齢者世帯と高齢者単身世帯の数は年々増加しており、令和8年度で、高齢者世帯は12,368世帯、高齢者単身世帯は10,317世帯と、令和3年度からの5年間でそれぞれ2,541世帯、1,467世帯増加しており、いずれも10,000世帯を超える数値となりました。

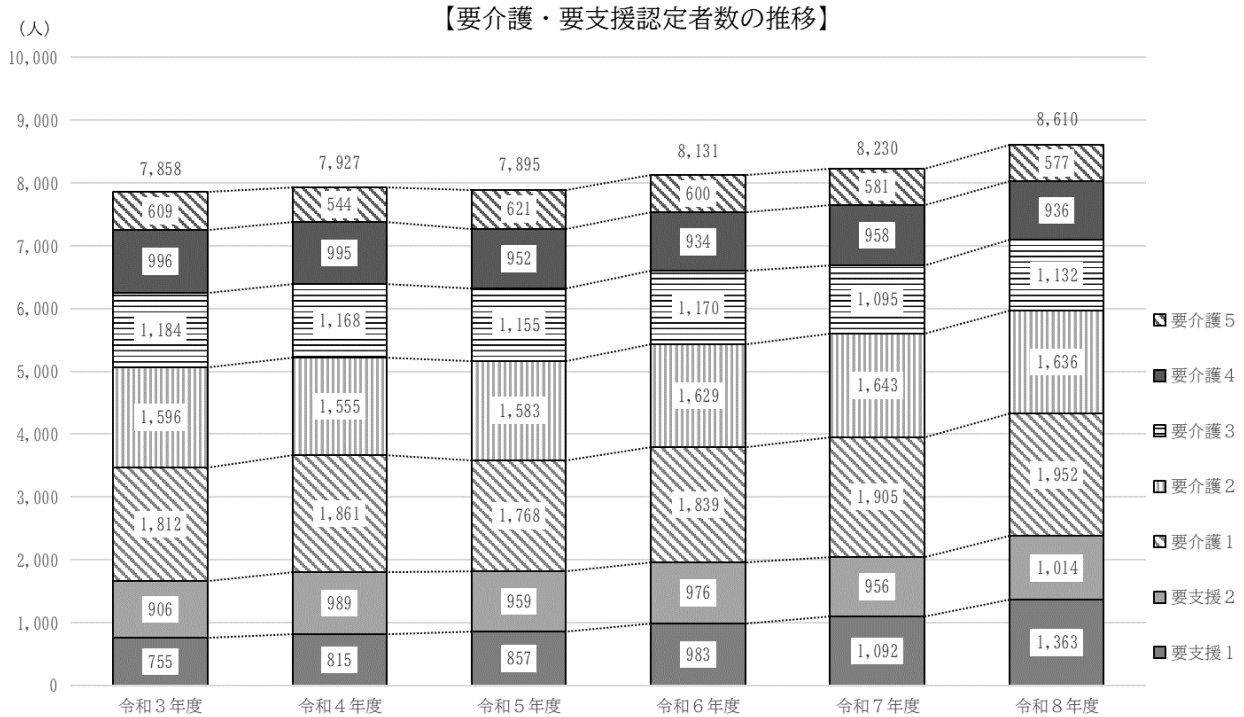
一方、20歳未満の子どもがいるひとり親世帯は1,800世帯前後で概ね横ばいの状況となっており、令和8年度で1769世帯となっています。



資料：高齢福祉課（高齢者世帯・高齢者単身世帯）（各年度4月1日時点）
こども政策課（ひとり親家庭等児童福祉金支給件数）（前年度3月支給時点）

(3) 要介護・要支援の認定状況

つくば市の要介護1～5及び要支援1～2の認定者数は、年々増加しています。令和8年度の認定者数は8,610人と、令和3年度からの5年間で752人増加しました。要介護度別の認定者数の状況でみると、要介護3～5においては減少している一方、要支援1～2及び要介護1～2においては増加しています。



資料：高齢福祉課（要介護・要支援認定状況）（各年度3月31日時点）

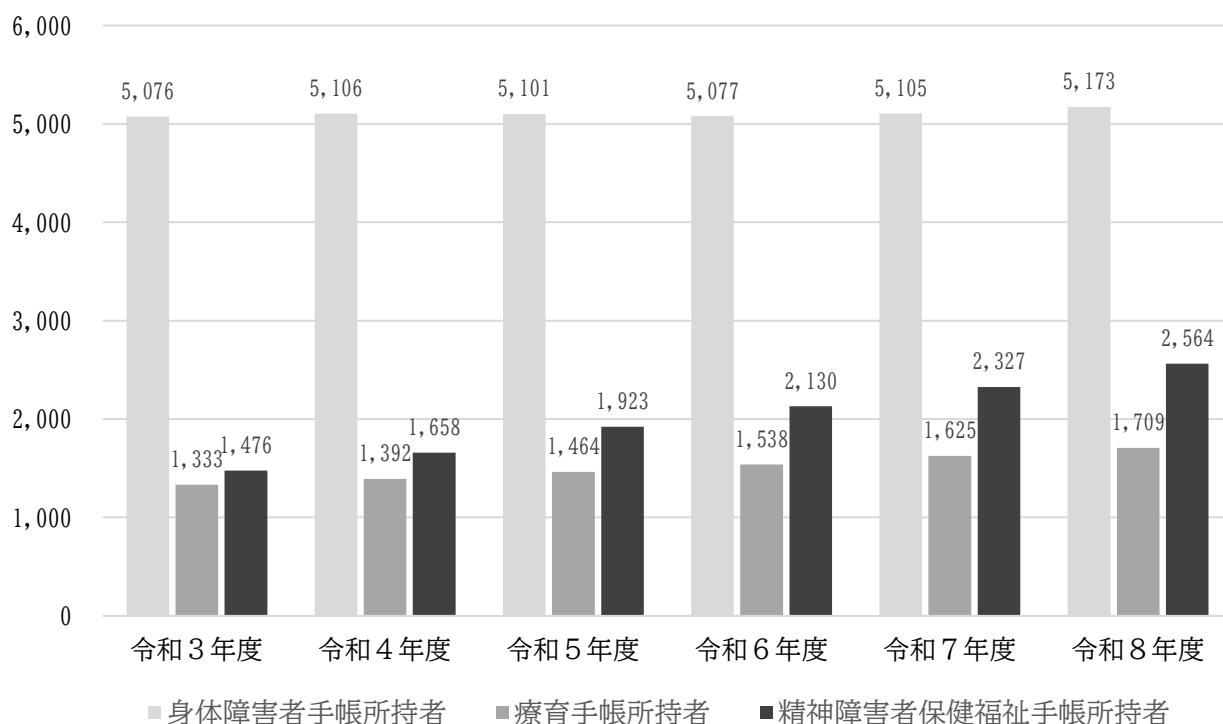
Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(4) 障害者の状況

つくば市の障害者手帳所持者数をみると、令和8年度で身体障害者手帳所持者は5,173人、療育手帳所持者数は1,709人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は2,564人となっています。令和3年度からの増加数では、精神障害者保健福祉手帳所持者が1,088人と最も多く、身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者はそれぞれ97人、376人となっています。

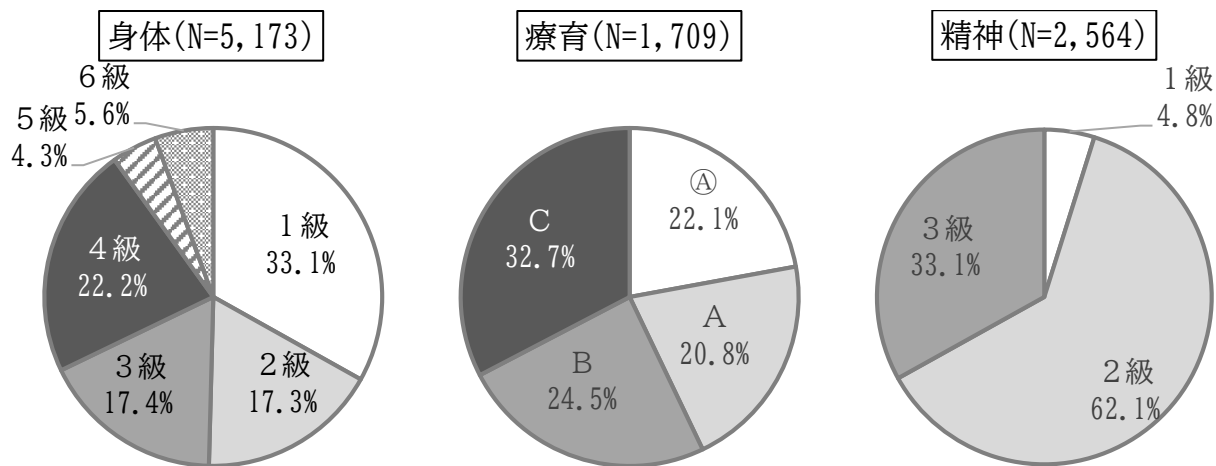
障害者手帳の等級・区分別にみると、令和8年度で身体障害者では1級、療育手帳所持者ではC、精神障害者保健福祉手帳所持者では2級がそれぞれ最も多くなっています。

【障害者手帳所持者数の推移】



資料：障害福祉課（障害者手帳交付状況）（各年4月1日時点）

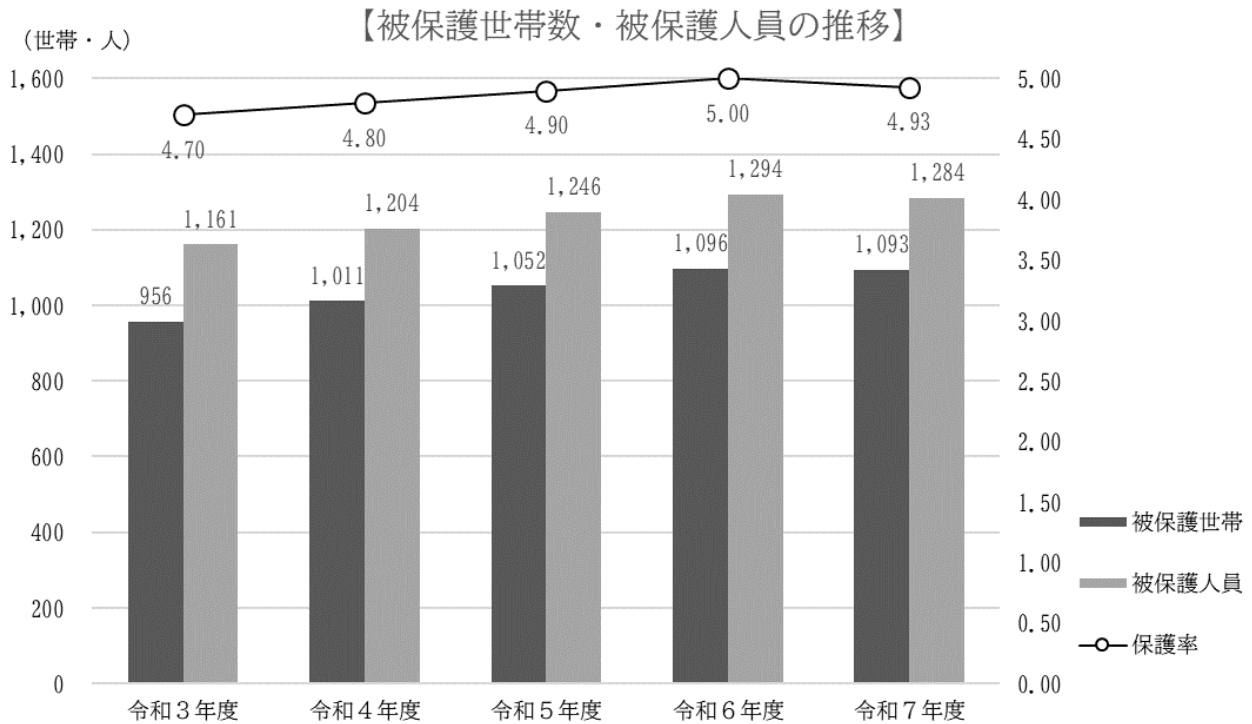
【等級・区分別障害者手帳所持者数の割合】



資料：障害福祉課（障害者手帳交付状況）（令和8年4月1日時点）

(5) 被保護世帯・人員の状況

つくば市における生活保護に関して、被保護世帯、被保護人員ともに、令和3年度以降増加傾向にあります。令和7年度は若干減少したものの、被保護世帯は1,093世帯、被保護人員は1,284人となっています。保護率についても、令和3年度以降は増加傾向にあり、令和7年度においては4.93%となっています。



資料：生活支援課（各年4月1日時点）

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

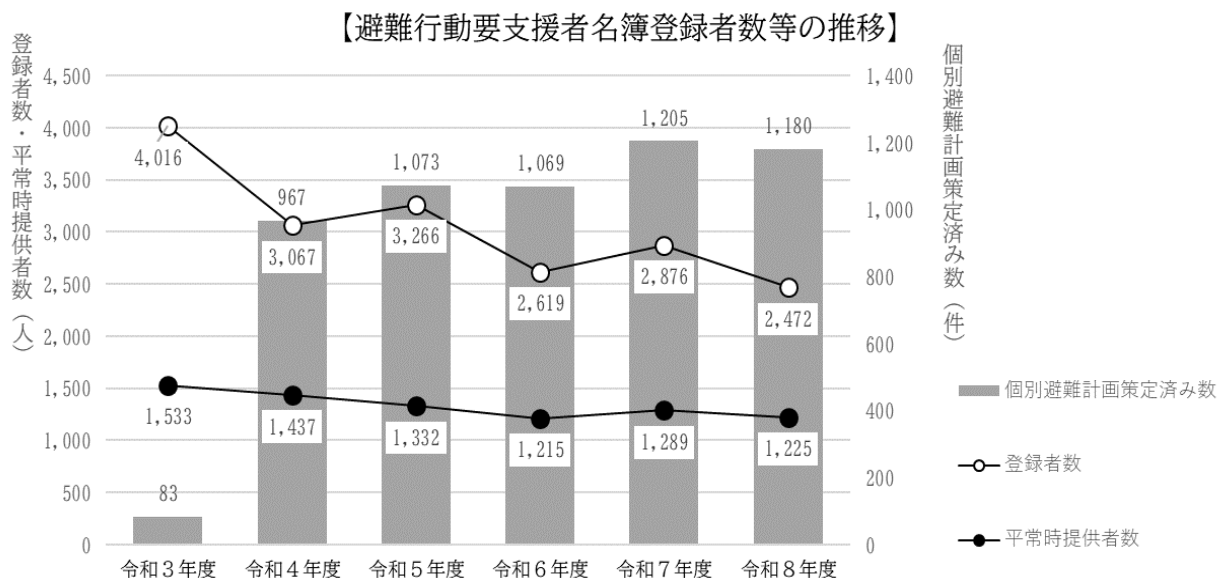
(6) 避難行動要支援者名簿の登録状況

つくば市の地域防災計画の中で、「避難行動要支援者」を以下のように定義しています。

避難行動要支援者

- 介護保険の要介護認定者（要介護認定 3～5 を受けている）
- 身体障害者（1・2 級）総合等級第 1 種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
- 知的障害者（療育手帳㊤・A）
- 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳 1 級なおかつ単身世帯の方）
- その他、自ら避難することが困難と市が判断する者

令和 3 年度は、避難行動要支援者名簿に登録された人数は 4,016 人、個別避難計画は 83 件が策定済みとなっていました。令和 8 年度までの 5 年間で、登録者数が 2,472 人で、個別避難計画策定済み件数は 1,180 人となりました。真に支援が必要であると考えられる対象者の絞り込みが進んでおり、登録者数は減少傾向にあることが分かります。



資料：福祉政策課（各年 4 月 1 日時点）

2 アンケート・ヒアリング調査の結果にみる市民意識と課題

(1) アンケート・ヒアリング調査の目的と趣旨

本市における地域福祉推進のための課題を明らかにすることを目的として、市民が地域福祉のために必要だと感じることにについて、①市民アンケート調査、②庁内ヒアリング調査、③関係団体ヒアリング調査を実施しました。

(2) 市民アンケート調査の概要

市が実施した「令和7年度（2025年度）つくば市市民意識調査」のほか、本計画の下位計画に当たる「つくば市高齢者福祉計画」及び「つくば市障害者計画（障害者福祉計画・障害児福祉計画）」の策定に当たり実施した市民アンケートの中に、それぞれ地域福祉の推進に関する設問を追加する形で実施しました。各調査の概要については、次のとおりです。

○ 調査名：令和7年度(2025年)つくば市市民意識調査

調査期間	令和7年(2025年)8月6日～令和7年(2025年)8月31日
調査対象	住民基本台帳に記載された18歳以上の男女のうち、層化無作為抽出法により抽出3,000人の方。
調査方法	郵送配布・回収
回収状況	発送数：3,000通、回収数：1,375通、回収率45.8%

○ 調査名：障害福祉に関するアンケート調査

調査期間	令和7年(2025年)12月8日～令和8年(2026年)1月13日		
調査対象	市内に居住する障害者手帳をお持ちの方、難病患者福祉金を受領している方の中から無作為に抽出された、65歳未満の2,000人と65歳以上の300人の方。障害種別等ごとの内訳は以下のとおり。		
	障害種別等	送付者数 (人)	対象者数(人) R7.3.31現在
	身体障害者手帳所持者	1,215	5,105
	(内訳) 視覚障害	85	343
	聴覚・平衡機能障害	110	461
	音声・言語・咀嚼機能障害	15	52
	肢体不自由	500	2,108
	内部機能障害	505	2,141
	療育手帳所持者	385	1,625
	精神障害者保健福祉手帳所持者	550	2,327
	難病患者福祉金受給者	150	1,677
	計	2,300	10,734
調査方法	対象者に調査票・回答票を送付し、回答票の返送又はいばらき電子申請システムでの回答により回収		
回収状況	発送数：2,300通、回収数：820通、回収率35.7%		

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

○ 調査名：介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査期間	令和8年(2026年)1月6日～令和8年(2026年)2月13日
調査対象	つくば市の住民基本台帳に記載がある、要介護1～5以外の65歳以上の高齢者の中から無作為に抽出された3,000人の方。
調査方法	対象者に調査票・回答票を送付し、回答票の返送又はいばらき電子申請システムでの回答により回収
回収状況	発送数：3,000通、有効回答数：1,732通、回収率57.7%

それぞれの調査において共通する設問として、次の2つの問を設けました。

① 地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞
選択肢
ボランティアの育成と活動の促進
区会（自治会）、ボランティア団体等への支援
身近な相談窓口の充実
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実
誰もが気軽に集まれる居場所づくり
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり
その他

② 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞
選択肢
近隣の住民同士の日常の付き合い
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
区会（自治会）への加入促進、活動の活発化
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
子どもたちも含む市民への福祉教育の充実
その他

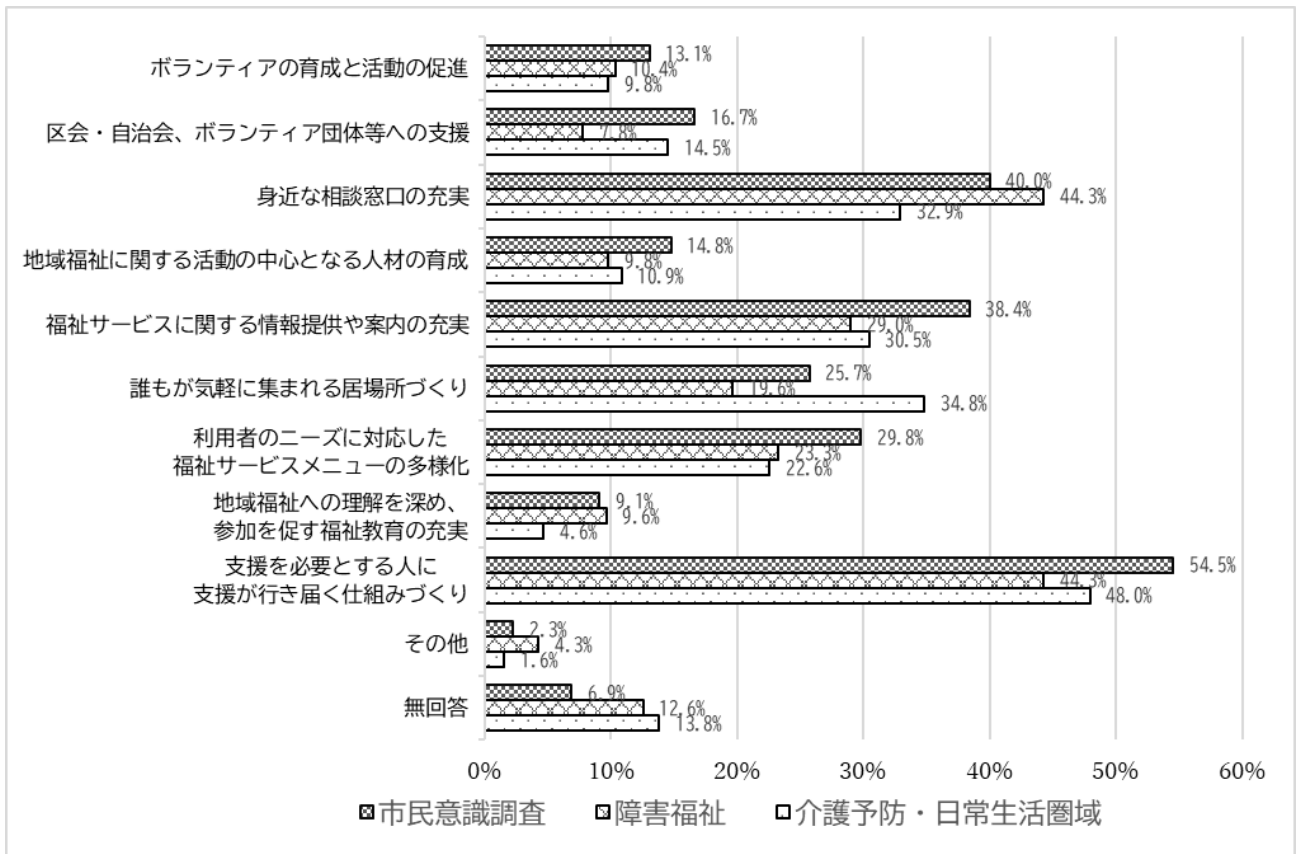
(3) 市民アンケート調査の結果

① 地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要だと思いますか。

＜該当するものを3つまで選択＞

- それぞれの調査の構成比を比較すると、「障害福祉に関するアンケート調査」の対象者は「身近な相談窓口の充実」と回答した割合が高くなっています。また、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の対象者は「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」と回答した割合が高くなっています。
- 全体的な構成比に大きな違いはなく、共通して身近な相談窓口の充実が求められています。

選択肢	構成比 (%)		
	市民意識調査	障害福祉	介護予防・日常生活圏域
ボランティアの育成と活動の促進	13.1%	10.4%	9.8%
区会・自治会、ボランティア団体等への支援	16.7%	7.8%	14.5%
身近な相談窓口の充実	40.0%	44.3%	32.9%
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	14.8%	9.8%	10.9%
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	38.4%	29.0%	30.5%
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	25.7%	19.6%	34.8%
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	29.8%	23.3%	22.6%
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	9.1%	9.6%	4.6%
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	54.5%	44.3%	48.0%
その他	2.3%	4.3%	1.6%
無回答	6.9%	12.6%	13.8%



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

【「市民意識調査」におけるクロス集計の結果】

<地区別>

○いずれの地区でも「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」は過半数を占めており、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」と「身近な相談窓口の充実」が上位に入っています。

回答順	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
筑波地区 (N=87)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化／誰もが気軽に集まれる居場所づくり	
	50 58.1%	37 43.0%	31 36.0%	24 27.9%	
大穂地区 (N=83)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	45 54.2%	33 39.8%	30 36.1%	24 28.9%	19 22.9%
豊里地区 (N=82)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実／福祉サービスメニューに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	区会・自治会、ボランティア団体等への支援	
	47 58.0%	33 40.7%	27 33.3%	20 24.7%	
谷田部地区 (N=167)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	101 60.5%	69 41.3%	61 36.5%	57 34.1%	32 19.2%
桜地区 (N=128)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実／福祉サービスメニューに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり	
	78 60.9%	50 39.1%	41 32.0%	27 21.1%	
荃崎地区 (N=126)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	区会・自治会、ボランティア団体等への支援
	67 53.2%	60 47.6%	56 44.4%	34 27.0%	28 22.2%
研究学園地区 (N=402)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	208 51.7%	156 38.8%	155 38.6%	126 31.3%	111 27.6%
TX線開発地区 (N=298)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	153 51.7%	120 40.5%	102 34.5%	86 29.1%	85 28.7%

<年齢別>

○全ての年齢で「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」が最も多く、10 歳代と 20 歳代を除き、「福祉サービスに関する情報提供や案内の充実」と「身近な相談窓口の充実」が上位に入っています。

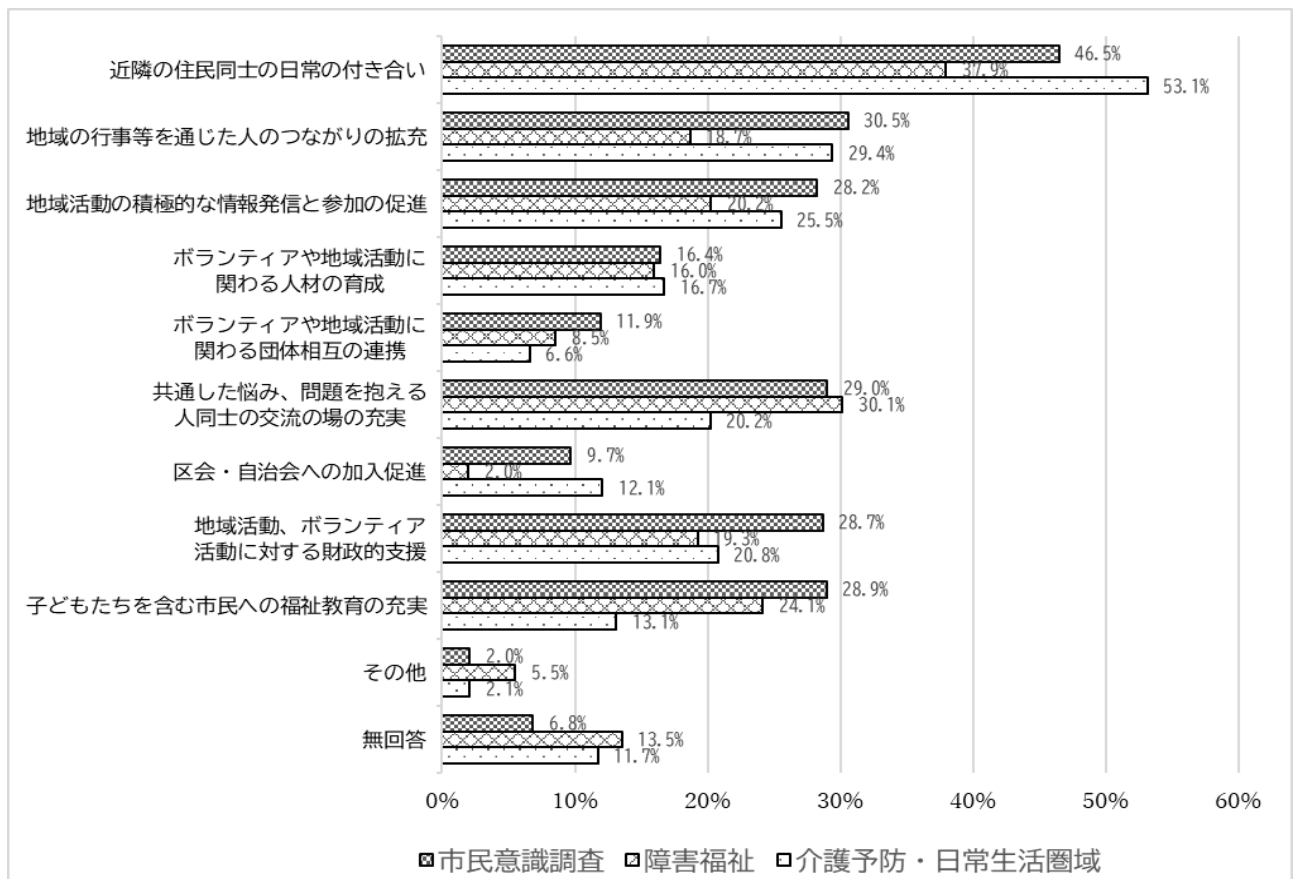
○10 歳代では「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」、20 歳代では「利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」が上位に入っています。

回答順	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
10歳代 (N=33)	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実／支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり		誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	身近な相談窓口の充実
	14 42.4%		10 30.3%	8 24.2%	7 21.2%
20歳代 (N=99)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	48 48.5%	37 37.4%	34 34.3%	32 32.3%	27 27.3%
30歳代 (N=207)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
	98 47.3%	69 33.3%	68 32.9%	60 29.0%	58 28.0%
40歳代 (N=269)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	154 57.2%	104 38.7%	91 33.8%	78 29.0%	68 25.3%
50歳代 (N=284)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	154 54.6%	123 43.6%	111 39.4%	95 33.7%	69 24.5%
60～64歳 (N=108)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	59 54.6%	47 43.5%	46 42.6%	28 35.2%	22 20.4%
65～69歳 (N=109)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	68 63.0%	48 44.4%	45 41.7%	31 28.7%	28 25.9%
70～74歳 (N=109)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	身近な相談窓口の充実	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	誰もが気軽に集まれる居場所づくり
	68 62.4%	53 48.6%	48 44.0%	32 29.4%	27 24.8%
75歳以上 (N=125)	支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	身近な相談窓口の充実	福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	誰もが気軽に集まれる居場所づくり	利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化
	70 56.5%	62 50.0%	53 42.7%	35 28.2%	22 17.7%

② 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要だと思いますか。 ＜該当するものを3つまで選択＞

- それぞれの調査の構成比を比較すると、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の対象者は「近隣の住民同士の日常の付き合い」と回答した割合が高くなっている一方で、「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」や「子どもたちへの福祉教育の充実」は回答した割合が低くなっています。
- 全体的な構成比に大きな違いはなく、共通して地域において人と人がつながるための場を充実させることが求められています。

選択肢	構成比（％）		
	市民意識調査	障害福祉	介護予防・日常生活圏域
近隣の住民同士の日常の付き合い	46.5%	37.9%	53.1%
地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	30.5%	18.7%	29.4%
地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	28.2%	20.2%	25.5%
ボランティアや地域活動に関わる人材の育成	16.4%	16.0%	16.7%
ボランティアや地域活動に関わる団体相互の連携	11.9%	8.5%	6.6%
共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	29.0%	30.1%	20.2%
区会・自治会への加入促進	9.7%	2.0%	12.1%
地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	28.7%	19.3%	20.8%
子どもたちを含む市民への福祉教育の充実	28.9%	24.1%	13.1%
その他	2.0%	5.5%	2.1%
無回答	6.8%	13.5%	11.7%



Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

【「市民意識調査」におけるクロス集計の結果】

<地区別>

○いずれの地区でも「近隣の住民相互の日常の付き合い」が最も多いです。また、「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」、「地域活動の積極的な情報発信と参加の促進」の2つについては、いずれの地区においても回答数5位以内に含まれています。

○「子どもたちへの福祉教育の充実」は、全体集計の結果では最も回答数が少ない選択肢でしたが、大穂地区やTX沿線開発地区では回答数2位となっています。

回答順	1位	2位	3位	4位	5位
筑波地区 (N=87)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
	48 55.2%	34 39.1%	32 36.8%	26 29.9%	17 19.5%
大穂地区 (N=83)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	38 45.8%	27 32.5%	24 28.9%	23 27.7%	21 25.3%
豊里地区 (N=82)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／子どもたちへの福祉教育の充実		共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実
	47 58.0%	25 30.9%	23 28.4%		21 25.9%
谷田部地区 (N=167)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／子どもたちへの福祉教育の充実	
	84 50.3%	57 34.1%	49 29.3%	45 26.9%	
桜地区 (N=128)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／子どもたちへの福祉教育の充実		地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	58 45.3%	41 32.0%	37 28.9%		33 25.8%
荃崎地区 (N=126)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進／地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援		地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	
	59 46.8%	37 29.4%		36 28.6%	
研究学園地区 (N=402)	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	171 42.5%	134 33.3%	128 31.8%	127 31.6%	124 30.8%
TX沿線開発地区 (N=298)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	133 44.8%	112 37.7%	88 29.6%	81 27.3%	79 26.6%

<年齢別>

○30歳代以外の年齢では「近隣の住民同士の日常の付き合い」が最も多いです。

○10歳代では「子どもたちへの福祉教育の充実」が、20歳代では「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」が同率で最多となっています。

○30歳代では「子どもたちへの福祉教育の充実」が最も多いです。

回答順	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代 (N=33)	近隣の住民同士の日常の付き合い／子どもたちへの福祉教育の充実		地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
	14 42.4%		10 30.3%	8 24.2%	7 21.2%
20歳代 (N=99)	近隣の住民同士の日常の付き合い／地域の行事等を通じた人のつながりの拡充		共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	子どもたちへの福祉教育の充実
	36 36.4%		35 35.4%	32 32.3%	31 31.3%
30歳代 (N=207)	子どもたちへの福祉教育の充実	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	94 45.4%	75 36.2%	65 31.4%	64 30.9%	57 27.5%
40歳代 (N=269)	近隣の住民同士の日常の付き合い	子どもたちへの福祉教育の充実	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援
	117 43.5%	104 38.7%	95 35.3%	82 30.5%	68 25.3%
50歳代 (N=284)	近隣の住民同士の日常の付き合い	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充
	131 46.3%	98 34.6%	92 32.5%	84 29.7%	71 25.1%
60～64歳 (N=108)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	ボランティアや地域活動に関わる人材の育成
	55 50.9%	38 35.2%	35 32.4%	30 27.8%	
65～69歳 (N=109)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充／共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	
	58 53.7%	38 35.2%	35 32.4%	30 27.8%	
70～74歳 (N=109)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進	子どもたちへの福祉教育の充実
	56 51.4%	35 32.1%	34 31.2%	28 25.7%	26 23.9%
75歳以上 (N=125)	近隣の住民同士の日常の付き合い	地域活動、ボランティア活動に対する財政的支援	地域の行事等を通じた人のつながりの拡充	共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実	地域活動の積極的な情報発信と参加の促進
	80 64.0%	41 32.8%	35 28.0%	31 24.8%	29 23.2%

(4) 庁内ヒアリング調査の概要

庁内関係各課等や地域包括支援センター、社会福祉協議会における各施策の取組状況や今後の移行等を把握するため、次のとおりヒアリング調査を実施しました。

調査対象者 全 24 部署	・国際都市推進課 ・危機管理課 ・市民協働課 ・地域支援課 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ・障害者地域支援室 ・高齢福祉課 ・地域包括支援課 ・地域包括支援センター（筑波、大穂豊里、谷田部東、谷田部西、桜、荃崎） ・健康増進課 ・大穂保健センター ・谷田部保健センター ・こども政策課 ・こども未来センター ・学び推進課 ・特別支援教育推進室 ・教育相談センター ・つくば市社会福祉協議会
調査方法	ヒアリングシートを電子メールにて配布し、オンラインの回答フォーム上で回答の集計を行った。
調査期間	令和7年12月～令和8年1月

(5) 庁内ヒアリング調査の結果

① 最近1年間の間に窓口、電話、メールなどで受けた相談内容について

- 最近1年間の間に受けた相談内容としては、「生活費などの経済的なこと」が17部署から回答として選択されており最も多く、「健康・医療に関すること」(16部署)、「家族・親族間の人間関係（虐待・ひきこもり等を含む）」(15部署)と続いています。
- 一部の部署を除いては、必ず複数の選択肢を回答しており、各部署において、自らの部署の制度等だけでは対応が難しい複合的な要因による相談を受けているケースがあることが分かります。

選択肢	回答数（部署） <当てはまるものを全て選択>
1 生活費などの経済的なこと	17
2 健康・医療に関すること	16
3 家族の介護に関すること	14
4 仕事・学業に関すること	9
5 子育て・教育に関すること	10
6 地域、近所との関係に関すること	13
7 家族・親族間の人間関係（虐待、ひきこもり等を含む）	15
8 学校・勤務先での人間関係	6
9 住居に関すること	12
10 将来の生活に関すること	13
11 防災、防犯に関すること	5
12 外出時の移動手段に関すること	12
13 その他	2

(N=24)

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

② 最近 1 年間の間に窓口、電話、メールなどで受けた相談内容のうち、 主要な相談内容について

- 主要な相談内容に絞った場合においても、「生活費などの経済的なこと」(12 部署)が最も多く、「健康・医療に関すること」(11 部署)が続いています。次いで、「家族の介護に関すること」、「子育て・教育に関すること」、「家族・親族間の人間関係(虐待・ひきこもり等を含む)」がいずれも 8 部署からの回答として続いています。
- 「地域、近所との関係に関すること」、「住居に関すること」、「将来の生活に関すること」、「外出時の移動手段に関すること」は、主要な相談内容に絞らなかった場合と比較して、選択した部署の割合が 4 割以上低下しています。

選択肢	回答数(部署) <該当する 3 項目を選択>
1 生活費などの経済的なこと	12
2 健康・医療に関すること	11
3 家族の介護に関すること	8
4 仕事・学業に関すること	1
5 子育て・教育に関すること	8
6 地域、近所との関係に関すること	2
7 家族・親族間の人間関係(虐待、ひきこもり等を含む)	8
8 学校・勤務先での人間関係	1
9 住居に関すること	1
10 将来の生活に関すること	0
11 防災、防犯に関すること	1
12 外出時の移動手段に関すること	2
13 その他	2

(N=24)

- 主要な相談内容について、具体的な内容を伺ったところ、例えば、「生活費などの経済的なこと」・「健康・医療に関すること」・「家族・親族間の人間関係(虐待・ひきこもり等を含む)」など複数の回答選択肢にまたがるような内容として、高齢者が未就労で精神的な疾患を抱える子と同居していることによる不安(いわゆる 8050 問題)の事例が挙げられました。
- 他にも実際には複数の分野にまたがるような状況や背景を持つ相談内容が多く挙げられており、生活上の課題が複合的に絡み合った課題が表出している状況が明らかになりました。

③ 相談内容の解決に向けた対応にあたり困難だと感じることにについて

- 最も回答が多かったのは「相談内容が多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課室等（市関係各課等）や関係機関との連携がスムーズに進まない」（17 部署）であり、「高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない」（12 部署）、「相談内容の解決に年単位の時間を要する」（8 部署）と続いています。

選択肢	回答数（部署） <当てはまるものを全て選択>
相談内容が多様化、複雑化しており、分野を横断した横の連携が必要な状況だが、庁内関係各課室等（市関係各課等）や関係機関との連携がスムーズに進まない	17
高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など相談者の背景の多様化により相談対応には幅広い知識が求められるが、研修や学習の機会が十分確保されていない	12
相談内容の解決に年単位の時間を要する	8
その他	5

(N = 24)

④ 所管する事業における、庁内関係各課等（市関係各課等）、関係団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業者等）との事業連携について

- ヒアリング調査を実施した 24 団体のうち、19 団体が庁内関係各課等（市関係各課等）や、関係団体（NPO 法人、ボランティア団体、民間事業者等）との事業連携を行っています。

選択肢	回答数（部署） <当てはまるものを全て選択>
あり	19
なし	5

(N = 24)

- 事業の連携については、主に、様々な相談窓口において専門的な支援や切れ目のない支援に繋がられるという点や、各種サービスの利便性向上などのメリットが挙げられました。

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

- 事業の連携を図る際の課題として最も回答が多かったのが「施策の目標や価値観の共有が難しい」（19 部署）で、次いで「情報共有・コミュニケーションの不足」（14 部署）、「役割分担が不明確である」（12 部署）でした。複合的・重層的な問題への対応が課題となっている状況においては、連携を求められる側においても主体的に目標の達成に協力する意識がより重要となるものと考えられることから、対応すべき課題であると考えられます。また、縦割りの制度的枠に収まった対応には限界が生じていることも示唆されています。

選択肢	回答数（部署） ＜当てはまるものを全て選択＞
施策の目標や価値観の共有が難しい	19
役割分担が不明確である	12
信頼関係の構築が難しい	4
情報共有・コミュニケーションの不足	14
特に課題はない	3
その他	2

(N = 19)

(6) 関係団体ヒアリング調査の概要

地域福祉活動の実践者の視点から課題を把握するため、関係団体に対して次のとおりヒアリング調査を実施しました。また、回答内容の背景等についての聞き取り調査を希望した団体については、後日個別に聞き取り調査を実施しました。

調査対象者	つくば市内で活動する高齢福祉・障害福祉・児童福祉・地域福祉に関係するボランティア団体、NPO団体等 <高齢福祉関係団体> つくば市シルバークラブ連合会所属団体 <障害福祉関係団体> 基幹相談支援事業所、つくば市福祉団体等連絡協議会所属団体 <児童福祉関係団体> 地域子育て支援拠点事業者、みんなの食堂事業者、青い羽根学習会受託事業者、つくば市主任児童委員連絡会 <地域福祉関係団体> つくば市ボランティア団体等連絡協議会所属団体、つくば市区会連合会所属団体、つくば市民生委員児童委員連絡協議会所属団体、市内自主防災組織、高齢者等の移動支援を実施している団体
調査方法	ヒアリングシートを紙面郵送または電子メールにて配布し、紙面返送またはオンラインの回答フォーム上で回答の集計を行った。
調査期間	○ヒアリングシートによる調査 令和7年12月～令和8年3月 ○聞き取り調査 令和8年4月

○ ヒアリングシートの回答状況及び聞き取り調査の実施数

	対象団体数	回答団体数	聞き取り実施数
高齢福祉関係団体	6	5	0
障害福祉関係団体	13	13	3
児童福祉関係団体	7	6	0
地域福祉関係団体	20	19	0
合計	46	43	3

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(7) 関係団体ヒアリング調査の結果

① 活動を行う上で、地域にある他の団体、関係機関との交流や連携、協力関係があるかについて。また、具体的には、どのような連携をしているかについて。
 <当てはまるものを全て選択>

- 高齢福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」、「社会福祉協議会」、「区会（自治会）」、「民生委員・児童委員」の4つで、次いで「シルバークラブ」が続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。
- 障害福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、次いで「NPO・ボランティア団体」、次いで「社会福祉協議会」と続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。
- 児童福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、「社会福祉協議会」が続いています。次いで「保育園・幼稚園」、「小学校・中学校」、「NPO・ボランティア団体」の3つが挙げられています。
- 地域福祉関係団体の連携先として最も回答が多かったのは「市役所」で、次いで「社会福祉協議会」、「区会（自治会）」の2つが挙げられています。次いで「民生委員・児童委員」、「小学校・中学校」が続いており、いずれも半数以上の団体が連携先として挙げています。各種福祉関係団体の連携先として、特に多く挙げられているのは「市役所」、「社会福祉協議会」の2つであり、各種福祉団体が「市役所」や「社会福祉協議会」へ寄せている、ニーズを踏まえた対応への期待の高さが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市役所	5	10	6	18
社会福祉協議会	5	8	5	15
区会（自治会）	5	2	3	15
民生委員・児童委員	5	4	3	11
保育園・幼稚園	0	4	4	3
小学校・中学校	1	3	4	11
高校・大学・専門学校	0	5	3	2
NPO・ボランティア団体	0	9	4	2
シルバークラブ	4	1	0	6
介護・福祉施設	2	6	1	3
病院	0	5	2	2
警察・消防	2	2	2	7
弁護士・司法書士	0	4	0	1
企業	0	3	3	2
特になし	0	0	0	0
その他	0	1	0	2

- 具体的には、大別して以下の3点のような交流や連携、協力が挙げられました。
 - 相談・支援に関する連携：相談ケースへの対応、情報提供、専門的な支援など、個別のケースやニーズに応じた連携
 - 活動・イベントに関する連携：各種大会、イベント、ボランティア活動、学習会などの共同開催や参加、協力に関する連携。
 - 情報共有・広報に関する連携：情報交換、広報協力、調査協力、会合への参加など、広範な情報共有や周知に関する連携。

② 活動を行う上で、課題となっていることについて。

< 該当する 3 項目を選択 >

- 高齢福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「リーダー（後継者）が育たない」（5 団体）で、次いで「新しいメンバーが入らない」、「メンバーの高齢化」（4 団体）が続いており、いずれも半数以上の団体が課題として捉えています。
- 障害福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「新しいメンバーが入らない」（6 団体）で、次いで「メンバーの高齢化」（5 団体）が続いています。
- 児童福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「新しいメンバーが入らない」、「活動資金の不足」（3 団体）で、次いで「リーダー（後継者）が育たない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「相談件数の増加、相談内容の複雑化」（2 団体）の 3 つが続いています。
- 地域福祉関係団体における活動上の課題として最も多かったのは「メンバーの高齢化」（10 団体）で、次いで「新しいメンバーが入らない」、「支援を必要とする人の情報が得にくい」、「他の団体と交流する機会が乏しい」（6 団体）の 3 つが続いています。
- 各種福祉関係団体の課題として、特に多く挙げられているのは「新しいメンバーが入らない」という課題で、活動を持続させるための新たな人員確保に苦労している団体が多いことが分かります。

回答内容 団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
活動のマナー化	1	2	0	5
新しいメンバーが入らない	4	6	3	6
リーダー（後継者）が育たない	5	4	2	4
市民に情報発信する場や機会が乏しい	0	1	1	4
市民のニーズに合った活動ができていない	0	1	0	1
支援を必要とする人の情報が得にくい	0	2	2	6
他の団体と交流する機会が乏しい	0	2	0	6
活動の場所、拠点の確保が難しい	0	4	0	0
活動資金の不足	1	4	3	2
メンバーの高齢化	4	5	0	10
相談件数の増加、相談内容の複雑化	0	4	2	3
特に課題、困りごとはない	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

③ ②の課題を解決するためにどのような団体、関係機関と連携したいか
 <当てはまるものを全て選択>

- 全ての福祉関係団体において、課題解決のためには「市役所」との連携が必要だと考えています。また、ほとんどの福祉関係団体において、同様に「社会福祉協議会」との連携が必要だと考えています。そのため、行政や準行政的な機関との更なる連携の強化が求められていることが分かります。
- 高齢福祉関係団体においては、全ての団体が「区会（自治会）」との連携が必要だと考えています。
- 障害福祉関係団体においては、ほとんどの団体が「NP0・ボランティア団体」との連携が必要だと考えています。
- 児童福祉関係団体においては、うち半数の団体が「NP0・ボランティア団体」との連携が必要だと考えています。
- 地域福祉関係団体においては、そのうち多くの団体が「区会（自治会）」や「民生委員・児童委員」との連携が必要だと考えています。次いで、「高校・大学・専門学校」、「シルバークラブ」、「弁護士・司法書士」と連携が必要だと考えています。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市役所	5	13	6	19
社会福祉協議会	5	11	5	17
区会（自治会）	5	2	2	14
民生委員・ 児童委員	2	4	0	12
保育園・幼稚園	0	3	0	7
小学校・中学校	1	6	1	4
高校・大学・ 専門学校	1	6	2	9
NP0・ボラン ティア団体	2	11	3	2
シルバークラブ	3	1	1	8
介護・福祉施設	1	7	0	4
病院	0	5	0	2
警察・消防	2	2	0	1
弁護士・ 司法書士	0	4	0	8
企業	2	4	0	1
特になし	0	0	2	2
その他	0	2	0	0

③ 団体の活動に必要な情報の入手元について。 <該当する3つを選択>

- 高齢福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市の広報紙」(5団体)で、次いで「社会福祉協議会の広報紙」(4団体)が続きます。紙面による情報発信が占める重要性が分かります。
- 障害福祉関係団体において最も回答が多かったのは「その他」(8団体)であり、団体ごとの活動目的に応じて、それぞれに連携する様々な人や機関から直接情報を得ていることが多いことが分かります。
- 児童福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市のホームページ」、「市の広報紙」、「NPO・ボランティア団体」(3団体)の3つです。特定の方法によらず、様々な方法で情報を入手していることが分かります。
- 地域福祉関係団体において最も回答が多かったのは「市のホームページ」と「市の広報紙」(10団体)です。市による情報発信が占める重要性が分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
市のホームページ	1	4	3	10
市の広報誌	5	4	3	10
市の窓口	0	2	0	4
社会福祉協議会の ホームページ	0	2	1	5
社会福祉協議会の 広報紙	4	0	0	3
民生委員・ 児童委員	2	0	1	2
NPO・ボラン ティア団体	0	2	3	2
特になし	0	1	1	1
その他	1	8	0	4

- その他の回答内容としては、次の内容が挙げられました。

【高齢福祉関係団体】

- ・ 社会福祉協議会（事務局として）

【障害福祉関係団体】

- ・ 関連施設、事業所等
- ・ インターネット
- ・ 市の職員や社協の職員から
- ・ 上位団体からのお知らせ
- ・ 活動中の関係機関とのやり取りで得ている
- ・ 高次脳機能障害支援センター、県障害福祉課
- ・ 必要に応じて問い合わせる
- ・ 会員の口コミ

【地域福祉関係団体】

- ・ 国交省ホームページ
- ・ 民生委員・児童委員定例会
- ・ 市役所や社協の担当者、出前講座等
- ・ パンフレット

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

④ 団体の活動を通して感じる地域の主な問題点、課題について。 ＜該当するものを5つまで選択＞

- 高齢福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは「近隣との交流が少ない」、「地域活動の減少、担い手不足」、「福祉ニーズの多様化・複雑化」（5団体）の3つでした。
- 障害福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「福祉ニーズの多様化・複雑化」（11団体）であり、次いで「地域活動の減少、担い手不足」（9団体）が続きます。
- 児童福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「世代間の交流が少ない」と「福祉ニーズの多様化・複雑化」（3団体）の2つでした。
- 地域福祉関係団体が感じる地域の問題点、課題として最も回答が多かったのは、「地域活動の減少、担い手の不足」（15団体）で、次いで「近隣との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」、「ひとり暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が入りにくい」（9団体）の3つが続きます。
- 福祉関係団体全体を通して最も回答が多かったのは「地域活動の減少、担い手不足」で、次いで「福祉ニーズの多様化・複雑化」が続きます。福祉の問題が多様化・複雑化する一方、それを支える地域の力の担い手が少なくなっている現状が浮き彫りになっています。

選択肢	団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)
あいさつをしない人が多い		1	0	1	2
近隣との交流が少ない		5	4	2	9
世代間の交流が少ない		2	1	3	9
地域活動の減少、担い手不足		5	9	2	15
地域において気軽に集まれる場が少ない		1	5	1	2
福祉ニーズの多様化・複雑化		5	11	3	5
ひとり暮らしの高齢者や支援を必要とする方の情報が入りにくい		1	3	2	9
ひきこもりの方を支援する体制が不十分である		0	6	1	4
「福祉」「保健」に関する行政サービスの市民への周知が不十分である		0	8	0	5
大規模な風水害や地震発生時の防災対策に不安がある		2	4	0	5
ゴミ出しや交通マナーが悪い		3	0	1	3
その他		0	0	0	3

⑤ ④で回答した地域における課題を解決するためには、どのような取り組みが必要だと考えるかについて。 <該当するものを5つまで選択>

- 高齢福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(5団体)で、次いで「地域のネットワークづくり」(4団体)でした。
- 障害福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(11団体)で、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」(10団体)でした。
- 児童福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「地域のネットワークづくり」と「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(3団体)の2つでした。
- 地域福祉関係団体が地域課題の解決に必要であるとする取り組みとして最も回答が多かったのは、「地域のネットワークづくり」(16団体)で、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」と「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(13団体)の2つが続きます。
- 福祉関係団体全体を通して最も回答が多かったのは「支援を必要とする方に支援が行き届く体制の整備」(32団体)で、次いで「地域のネットワークづくり」(31団体)が続き、次いで「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」(27団体)が続いており、これらの内容は、どの福祉関係団体から見てもニーズが高いことが伺えます。

選択肢	団体分類	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
日常生活に関する 身近な相談窓口の整備		2	10	2	13	27
地域住民が交流できる 場の整備		2	7	2	11	22
地域のネット ワークづくり		4	8	3	16	31
支援を必要とする方に 支援が行き届く 体制の整備		5	11	3	13	32
買い物がしやすい 環境づくり		1	1	0	3	5
バスなどの公共 交通機関の整備		2	8	1	7	18
道路や建物の バリアフリー化		2	5	1	2	10
公園等の自然 環境の整備		1	1	1	0	3
その他		0	0	0	3	3

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

⑤ 地域福祉を推進するためには、どのような取り組みが必要であると考えるかについて。
 <該当するものを3つまで選択>

- 高齢福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であると考える取り組みとして最も回答が多かったのは「区会（自治会）、ボランティア団体等への支援」と「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（3団体）の2つでした。
- 障害福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であると考える取り組みとして最も回答が多かったのは「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」（10団体）であり、次いで「利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化」（9団体）が続いています。
- 児童福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であると考える取り組みとして最も回答が多かったのは「身近な相談窓口の充実」と「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」（3団体）の2つでした。
- 地域福祉関係団体が地域福祉の推進のために必要であると考える取り組みとして最も回答が多かったのは「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（13団体）であり、次いで「ボランティアの育成と活動の促進」（9団体）が続き、次いで「区会（自治会）、ボランティア団体等への支援」（8団体）が続いています。
- 福祉関係団体全体を通して最も多かったのは「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」（19団体）であり、次いで「地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成」（18団体）でした。一方で、他の選択肢については、回答数に大きな差はなく、地域福祉の推進のためには、幅広い取り組みが求められていることが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
ボランティアの育成と活動の促進	2	1	1	9	13
区会（自治会）、ボランティア団体等への支援	3	1	1	8	13
身近な相談窓口の充実	2	3	3	5	13
地域福祉に関する活動の中心となる人材の育成	3	2	0	13	18
福祉サービスに関する情報提供や案内の充実	0	5	2	5	12
誰もが気軽に集まれる居場所づくり	1	2	3	5	11
利用者のニーズに対応した福祉サービスメニューの多様化	0	9	0	2	11
地域福祉への理解を深め、参加を促す福祉教育の充実	2	4	1	3	10
支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり	2	10	1	6	19
その他	0	1	1	0	2

⑥ 地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取り組みが必要であると考えるかについて。

＜該当するものを3つまで選択＞

- 高齢福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「近隣住民相互の日常の付き合い」（4団体）でした。
- 障害福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「子どもたちも含む市民への福祉教育の充実」（9団体）でした。
- 児童福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとしてとして回答された選択肢は、いずれもほとんど同数となっています。
- 地域福祉関係団体が地域における支え合いを活発にするために必要だと考える取り組みとして最も回答が多かったのは「近隣住民相互の日常の付き合い」（14団体）でした。
- 全体を通してみると、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、「近隣住民相互の日常の付き合い」（22団体）が基礎として大切であると考えられていることが分かります。一方、障害福祉関係団体においては、地域においても障害者やその家庭のことを理解することで、助け合い、支え合い活動へと繋がると考えていることが分かります。

団体分類 選択肢	高齢福祉関係団体 (N=5)	障害福祉関係団体 (N=13)	児童福祉関係団体 (N=6)	地域福祉関係団体 (N=19)	全体 (N=43)
近隣住民相互の 日常の付き合い	4	2	2	14	22
地域の行事等を 通じた人の つながりの拡充	2	2	2	9	15
地域活動の積極的 な情報発信と 参加の促進	2	5	1	6	14
ボランティアや 地域活動に関わる 人材の育成	2	5	2	6	15
ボランティアや 地域活動に関わる 団体相互の連携	2	2	2	5	11
共通した悩み、 問題を抱える方の 交流の場の充実	0	6	1	3	10
区会（自治会） への加入促進	2	0	0	6	8
地域活動、ボラン ティア活動に 対する財政的支援	1	5	2	6	14
子どもたちも含む 市民への 福祉教育の充実	0	9	1	1	11
その他	0	1	1	0	2

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(8) 聞き取り調査の回答結果について

ヒアリングシートによる調査の結果、個別に聞き取り調査を希望したのは、障害福祉関係団体のうち3団体でした。主に、ヒアリングシートの回答内容の背景を中心に、困りごと・ニーズに関する内容の聞き取りを行ったところ、次のような課題と背景が明らかになりました。

【新規（若年層）メンバーの確保やリーダーの育成の困難性について】

- 多くの団体で会員の高齢化が進み、活動の担い手不足が深刻化している。
- 若い世代の障害児者の保護者は、日中は仕事が忙しく、また、SNS等を通じて情報を収集することができているので、わざわざ団体に所属することの意義を感じられていない。
- 困りごとの相談先としては良いが、一緒になって活動するとなるとハードルが高いと感じられるようである。
- 当事者との繋がりや活動・知識を勉強したり共有したりするような機会が足りない。
- 当事者は、生活上の課題について日常的に意識し、自身の体験・経験を発信・アピールしていく必要があると感じる。

【相談のハードルを下げる取り組みの必要性について】

- 若い世代の障害児者の保護者は「市役所の窓口に行って物事を聞く」ということに高いハードルを感じている方が多い印象がある。
- 自らの困りごとを言語化し、サービスの利用に繋げることには、一定の知識が必要だが、そのこと自体のハードルが高い。保護者の先輩たちに気軽に悩みを相談できるような交流の場所があったら良い。
- 市役所の窓口の人などには、何に困っているかということを聞き出してあげることができるスキルが求められる。相談者の困りごとに対してアプローチをして制度にマッチングするようにするなど、相談のハードルを下げてほしい。
- 最初は「居住支援」と「居宅介護」という言葉の違いも分からない状態なので、文字ばかりの制度の一覧表などを見てもピンとこない。漫画のような形やイラストベースでの説明にするなど、ハードルを下げてもらえると助かる。

【福祉教育の重要性について】

- 大人への啓発イベントを行ったりして障害者への関わり方の意識を改革するといっても、既に意識の壁ができてしまっている大人になってからでは難しい部分がある。インクルーシブな教育環境を整えることで、意識の壁がなくなるのではないかな。
- 最近の子どもたちは少しずつ福祉に興味を持ってくれているが、その親世代は遠巻きにしてしまうところがあるので、逆に子どもたちの方から無意識的に福祉に触れてもらうことが大切。

【サービスの支給決定と施設の状況について】

- サービスの支給決定などが早いのは大変ありがたいが、それを利用できる施設の空きがない状況がある。市の方でも繋がりやすいところを増やしていただけるとありがたい。
- 特に、サービスの決定率に対する使用率については、単に低いというわけではなく、そもそもサービスを使える状況にないため低くなっているということには留意していただきたい。

【保護者の急用等に伴う身体障害児者の受け入れ施設や移動支援について】

- 保護者が急な病気などになった際に、障害児の預け先に困ってしまうというケースがある。これまで預けていた施設へ預けに行くことができなくなり、市外の遠いところに行くことになってしまったという例がある。そういうときにフォローをしてくれるところや、長期で預かってくれるところがあると良い。
- 特に肢体不自由児者は、施設の設備が整っていないと受け入れが難しく、受け入れ可能な施設を探すことが困難なので、県南地区にも受け入れ可能な施設を増やしてほしいと感じる。
- 近年はグループホームの整備が進んでいるが、身体障害児者はグループホームと相性が良くない状況である。特に重度障害児者や医療的ケア児者については全く受け入れ施設がない。居住支援住宅など、そういったものを充実させてほしい。
- 通学や通勤には、移動支援サービスが使えない。例えば、保護者が病気になってしまった場合や長期の出張に行ってしまう場合など、一定の緊急時の場合には利用を認めてもらえると望ましい。
- 様々な施設において、もっと専用の駐車場が増えてくれると嬉しい。

【活動の場所・拠点確保の困難性について】

- イベントなどを開催する際には、市役所のコミュニティ棟かコリドイオの会議室を利用している。ベッドのついている多目的トイレがあって、アクセスも良い広い会議室となると、この2か所しかなく、他の団体のイベントなどとも競合するので、競争率が激しくなってしまう困っている。他の会場の多目的トイレにもベッドがあれば、選択肢に入ってくるので、整備されるとありがたい。
- コミュニティ棟やコリドイオは1回当たりの使用時間の制限が4時間までと決まっているが、1日がかりのイベントを開催することができないので、制限がなくなるとありがたい。
- 県内他自治体には福祉団体が無料で使える会議室などの会場がある。こういった障害者団体などが優先的に使えるような会議スペースや講演会などができる会場があると良い。
- 障害者団体等の事務局がまとまった場所にあると、色々な情報交換・共有がしやすくなり、活動の輪が広がっていくのではないかと。もっと気軽に集まれる場所と機会を作っていただけると嬉しい。

【防災対策の不安について】

- 災害時における支援の体制や医療的ケアの体制、消耗品や医療機器の整備状況など、色々と気になる。
- 避難所についても、対応できるパターンの有無や、設備の状況など、気になる点が多い。例えば、床に座ることができなかつたり、ベッドがないと寝られなかつたりという人もいる。
- そもそもバリアフリーになっているのかなど、不明な点が多々ある。
- 介助者が常にいる訳ではない人は地域からの声掛けや地域との繋がりなどがあると助かる。
- 当事者を交えた避難訓練などを市の方で計画していただけるとありがたい。一般の避難所も福祉避難所も使ったことがないので、どういうものが揃っていて、逆にどういうものが揃っていないのかなど、その全部が分からない状況であるため、何を自分たちで用意すれば良いか分からない。

Ⅱ 地域福祉をめぐる市の現状と課題

(9) アンケート・ヒアリング調査の結果にみる課題点

①市民アンケート調査、②庁内ヒアリング調査、③関係団体ヒアリング調査の結果により、本市における地域福祉推進上の課題は、概ね次の3点に集約されました。

★課題1. 複雑化・多様化する課題に対して支援を届けるための体制の強化

- 市民アンケートの共通設問「地域福祉を推進するためには、どのような取組が必要であると思いますか」において、いずれの層からも「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」や「身近な相談窓口の充実」が高いニーズとして挙げられています。このことから、サービスや支援が必要な人にそれらが適切に届いていない、あるいは、届くまでのプロセスに課題があると感じている市民が多いことが明らかになりました。
- 庁内ヒアリング調査では、相談内容が「多様化、複雑化」しており、複数の部署にまたがる複合的な相談が多く、従来の福祉の仕組みでは対応が難しい生活課題が増えている現状が明らかになりました。そのため「横の連携」による包括的な支援体制の必要性が強く認識されていますが、その一方で、横の連携に当たっては、特に「施策の目標や価値観の共有が難しい」等の課題があることが明らかになりました。
- 関係団体ヒアリング調査では、地域の主な問題点、課題として「福祉ニーズの多様化・複雑化」が挙げられており、福祉に関する生活課題が多様化・複雑化している現状が示されています。一方で、地域における課題を解決するための取り組みの1つとして「日常生活に関する身近な相談窓口の整備」が、また、地域福祉を推進するための取り組みの1つとして「身近な相談窓口の充実」が、それぞれ求められています。このことから、複雑多様化する生活上の課題を身近に相談でき、支援へと繋げることができる体制づくりが求められていることが分かります。
- 障害福祉関係団体への聞き取りでは、「市役所の窓口に行って物事を聞くことに高いハードルを感じる」や「文字ばかりの制度説明では理解が難しい」といった具体的な声があり、真に支援が必要な方へ支援を届けるために、相談のハードルを下げる取り組みが必要であることが分かりました。

★課題2. 地域における「つながり」の醸成

- 市民アンケートの共通設問「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか」では、「近隣の住民同士の日常の付き合い」が最も重視されていることが分かりました。また、「地域の行事等を通じた人のつながりの拡充」や「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」も上位に挙げられており、日々の暮らしの中での自然な交流が求められていることが分かります。

- 関係団体ヒアリング調査では、「地域活動の減少、担い手不足」、「近隣との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」といった地域の課題が挙げられており、これらを解決するための取り組みとして「地域のネットワークづくり」が強く求められていることが明らかになりました。
- 市民意識調査の設問「地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのような取組が必要であると思いますか」では、若年層からは「誰もが気軽に集まれる居場所づくり」へのニーズも高く、福祉関係団体からも「気軽に集まれる場所がない」という声が聞かれており、世代や属性を超えた交流の場が不足している実態が伺えます。

★ 課題３．地域を支える人材・団体の活動基盤と連携の強化

- 関係団体ヒアリング調査では、「リーダー（後継者）が育たない」、「新しいメンバーが入らない」、「活動資金の不足」、「相談件数の増加、相談内容の複雑化」など、地域福祉を支える団体の活動における継続に関する課題が明らかになっています。
- また、地域の課題として、「地域活動の減少、担い手不足」が課題として最も挙げられており、福祉課題を地域から支える力の担い手が少なくなっている現状が浮き彫りになりました。活動を支える人材や組織の持続可能性がなければ、ニーズがあったとしても十分なサービスを提供することが困難になることが懸念されます。
- 多くの団体が「市役所」や「社会福祉協議会」と既に連携をしており、また、現在抱えている課題を解決する上で更なる連携を望んでいることが明らかになりました。また、障害福祉関係団体や児童福祉関係団体においては、「NP0・ボランティア団体」との連携を望んでいることが明らかになりました。このことを踏まえると、行政や準行政機関が、地域活動のハブとなり、活動団体の課題解決をサポートする役割への期待が高いことが伺えます。
- 関係団体ヒアリング調査における「団体の活動に必要な情報を主にどこから入手していますか」という設問に対しては、多くの関係団体において主に「市の広報紙」や「市のホームページ」を参照しており、市の情報発信が占める重要性が高いことが分かりました。また、障害福祉関係団体においては、それぞれの活動における関係機関から直接情報を得ている場合が多いことも明らかになりました。

3 第4期計画の推進状況

つくば市地域福祉計画（第4期）の施策実施進捗状況の評価について、令和6年度に担当課にて行った、令和5年度及び令和6年度における評価の結果は以下のとおりでした。

なお、一つの施策が複数の部局において実施されている場合があるため、計画に示された施策の数（69）と評価数（131）は一致しません。

調査項目	施策数	評価数	令和5年度進捗評価（※1）						令和6年度進捗評価（※1）					
			A	B	C	D	E	—	A	B	C	D	E	—
基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	18	26	0	22	4	0	0	0	0	21	5	0	0	0
基本施策2 誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	37	68	1	66	0	0	0	1	1	66	0	0	0	1
基本施策3 誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	31	37	2	34	1	0	0	0	1	32	3	0	1	0
合計	69	131	3	122	5	0	0	1	2	119	8	0	1	1
合計（％）	—	100	2.3	93.1	3.8	0.0	0.0	0.8	1.5	90.8	6.1	0.0	0.8	0.8

（※1）A：計画を先行して進んでいる。（数値目標がある場合、達成率101%以上）

B：計画どおりに進んでいる。（同：100%～80%）

C：概ね計画どおりに進んでいる。（同：79%～60%）

D：計画に遅れが生じており、努力が必要である。（同：59%～30%）

E：計画の見直し等の必要が生じている。（同：29%以下）

—：事業の廃止、事業未実施のため評価不可

以上の結果から、「A：計画を先行して進んでいる」、「B：計画どおりに進んでいる」との回答が90%以上で、進捗状況は概ね良好でした。また、他の取組についても、一部を除いて「C：概ね計画どおりに進んでいる」評価となっており、計画の進捗に遅れは生じていないものと評価しています。各取組については、引き続きその目標が達成されるように進めていくことが求められます。

4 計画策定に当たってのポイント

アンケート・ヒアリング調査の結果等により明らかになったつくば市における地域福祉推進上の課題と、つくば市地域福祉計画（第4期）の施策実施進捗状況の評価を踏まえ、本計画の策定に当たってのポイントを以下の3点のとおり整理しました。

◆ ポイント1 「つながり」を強化するためのコミュニティづくりの促進

アンケート・ヒアリング調査では、地域における助け合い・支え合い活動を活発にするためには「近隣の住民同士の日常の付き合い」や「共通した悩み、問題を抱える人同士の交流の場の充実」が求められていることが分かりました。また、地域団体や福祉関係団体の活動の担い手不足など、団体の活動を継続する上での課題も浮き彫りとなり、市民が社会からの孤立してしまう状況があることが明らかになりました。

そのため、地域における様々なコミュニティが支え合うことができるまちづくりを目指し、住民同士が知り合う機会を創出するなど、第4期計画に引き続き、地域交流を促進する取り組みが求められます。また、住民がボランティア活動などに参画するための交流を促進したり、地域団体や福祉関係団体の活動を支援したりすることにより、支え合いの基盤を支援する取り組みが求められています。

◆ ポイント2 身近で気軽な相談支援体制の構築と情報発信の強化

アンケート・ヒアリング調査では、「支援を必要とする人に支援が行き届く仕組みづくり」のニーズが高いことが浮かび上がりました。サービスや支援が必要な人に適切に届くためには、第一に、市民の生活上の課題を早期に発見することができる体制を整備する必要があります。そのため、生活上の課題を気軽に身近で相談することができる取り組みを強化し、解決へ向けた動きへと繋げるための体制を構築することが求められます。

また、サービスや支援の情報が届くまでのプロセスにも課題があると考えられることから、第4期計画に引き続き、市民が情報を得るための情報発信の方法の検討・改善が求められます。

◆ ポイント3 多機関・多職種による組織横断的な連携体制の整備

アンケート・ヒアリング調査では、地域の主な問題点・課題として「福祉ニーズの多様化・複雑化」が挙げられており、市民の生活上の課題は、様々な要因が複雑に絡み合い、多様化している状況にあることが分かりました。

こうした従来の福祉の仕組みでの対応が難しい課題に対して確実な支援をするために、第4期計画に引き続き、福祉、保健、医療、教育、生活支援などのあらゆる分野を含めた組織横断的な支援体制を強化することが求められます。また、併せて、公的機関に限らない数多くの機関や職種が連携する体制を整備し、インフォーマルな支援を含め、個々のニーズに合わせた支援が届く連携体制を整備することも求められます。

Ⅲ 計画の体系

1 計画の基本目標

つくば市では、令和2年(2020年)に改定した「つくば市未来構想」において、社会・経済等の情勢変化に的確に対応し、諸課題を克服しながら次の世代に継承・発展させていく「持続可能都市」を目指すこと、そして、そのために、21世紀半ばまで見据えたまちづくりの基本理念として、

「つながりを力に未来をつくる」

を掲げています。

本計画では、第4期計画において進めてきた、未来をつくる土台となる地域や暮らしづくりを継承するため、引き続き目標を

「地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり」

とします。

「地域で支え合い」とは、住民と市や福祉関係の事業者・団体が力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みをつくり、共生のまちづくりを実現させていくことです。

2 計画の基本施策

本計画の上位計画である「第3期つくば市戦略プラン」における位置づけを踏まえ、第4期計画に引き続き、3つの基本施策

基本施策1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

本施策では、「第3期つくば市戦略プラン」を軸に、地域福祉計画に求められる「活動への住民参加の促進」を位置づけ、住民がより主体的にまちづくりに参加するための項目を整理しました。

基本施策2 誰もが必要なサービスを十分に利用できる支援体制の強化

本施策では、誰もが、どのような状態でもサービスの利用が可能となる、包括的な相談支援体制づくり及び社会福祉事業の健全な発達の支援を強化するための項目を整理しました。

基本施策3 誰もが地域で自分らしく安心して暮らすための包括的支援の充実

本項目では、高齢者や子育て家庭、生活困窮者のみならず、地域のすべての人が安心して、住み慣れた地域で自分らしく暮らすための包括的支援の項目を整理しました。

3 計画の体系図

ポイント	目標	基本施策	テーマ
1 「つながり」を強化するためのコミュニティづくりの促進	地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	1 相互に支え合う地域共生のまちづくり	① 世代や属性を越えた支え合いの地域づくり
			② 地域を支える多様な市民の育成・支援
			③ 社会参加と生きがいづくりの推進
			④ 地域共生社会を創造する市民の育成に向けた教育・啓発
2 身近で気軽な相談支援体制の構築と情報発信の強化		2 誰もが必要なサービスを十分に利用できる支援体制の強化	① 包括的な相談支援体制の仕組みづくり
			② 多機関・多職種の連携・協働による支援の推進
			③ 誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり
			④ 福祉サービスの質の維持・向上
			⑤ 権利擁護のための支援の充実
3 多機関・多職種による組織横断的な連携体制の整備		3 誰もが地域で自分らしく安心して暮らすための包括的支援の充実	⑥ 生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進
			① 高齢者・障害者とその家族が地域で自立し、安心して暮らすための活動支援
			② 市民の健康づくりのための活動の推進
			③ 地域で安心して子育てができる環境づくり
			④ 防災・防犯対策の充実
			⑤ 再犯防止の取組の充実
			⑥ 就労支援の充実
			⑦ ユニバーサルデザインのまちづくり
			⑧ 地域で安心して暮らし続けられる環境づくり
			⑨ 移動手段の確保と利便性の向上

IV 施策の展開

基本施策 1 相互に支え合う地域共生のまちづくり

テーマ	①	市民を主体とした協働事業の展開と参加促進
-----	---	----------------------

テーマの概要を説明する文章を掲載予定

<実施する施策>

施策名	内容	具体的な事業名	担当課

以下、骨子案では掲載を省略

各基本施策・テーマごとに、実施する事業を掲載する予定。

V 計画の推進と進捗の管理

1 市民協働による計画の推進

一人ひとりのニーズが多様化し高度化する中で、個性溢れた魅力あるまちづくりを推進するために市民協働によるまちづくりの取組が求められています。地域福祉計画についても、この取組に沿って、各施策を推進します。

つくば市では、市民協働によるまちづくりを、次に示す3つの考え方に沿って進めています。これからの市民協働をスムーズに進めるためには、地域福祉の施策に関わるすべての人、組織・団体、行政が、この考え方を共通のものとして理解することが重要です。

◆ 『市民協働によるまちづくり』の考え方

① 情報の共有と透明性の原則

お互いが持つ情報を公開し合い、どのような課題があるか、どのような市民や団体がどのような活動をしているかなど、関係者間で情報を共有することが必要です。

② 自主・自立・対等の原則

市民活動が自主的かつ自己責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重し市民それぞれの特性を生かした柔軟な取組を支援することが大切です。

③ 対話・説明責任・評価の原則

協働事業の実施者は、お互いに積極的に対話することが必要です。また、直接協働に参加していない市民に対しても説明責任を果たすことが必要です。

様々な市民協働のまちづくり活動は、一定の時期を区切ってその継続の可否を検討することも大切です。

2 地域福祉の役割分担

計画の推進に際しての役割分担については、市民協働によるまちづくりの考え方に基づき、以下のとおり整理しました。

【市 民】地域のことに、自分たちの問題として関心を持ち行動すること

- ・ 地域社会の一員として、福祉の問題を自分の問題として関心を持ちます。
- ・ 地域福祉の担い手として、積極的に社会活動について学習し行動します。

【社会福祉協議会、民生委員児童委員、NPO 団体等】地域福祉の輪を広げること

- ・ 市民の多様な形態での活動への参加を受け入れ、地域福祉の担い手のすそ野を広げます。
- ・ 積極的に地域に出向き、地域福祉のコーディネーター役を務めます。

【行 政】市民への情報提供・活動支援と庁内での連携を深めること

- ・ 市民への情報提供や活動支援を適切に行います。
- ・ つくば市地域福祉計画（第5期）で位置づけた〇〇の施策を実現するための実施機関として、庁内での連携を図ります。

3 計画の進捗を管理する体制

「つくば市地域福祉計画（第5期）」は、2年度に一度（令和10年度、令和12年度、令和14年度）において各施策の進捗確認を実施し、その結果に基づき必要に応じた施策の見直しを行えるようにします。

また、PDCA サイクルによる進捗管理を基本とし、必要に応じて計画の見直しも含め、必要な措置を講じることで、適切な事業の進捗を図ります。

資料編

1 つくば市地域福祉計画（第5期）策定の経過

期 日	内 容
令和8年5月22日	つくば市地域福祉計画（第5期）第1回策定推進懇談会 1 地域福祉計画の概要について 2 アンケート結果について
令和8年8月24日	つくば市地域福祉計画（第5期）第2回策定推進懇談会 1 つくば市地域福祉計画（第5期）骨子案について
令和8年10月 日	つくば市地域福祉計画（第5期）第3回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第5期）素案について
令和8年12月8日～ 令和9年1月7日	パブリックコメント実施 令和8年12月8日～令和9年1月7日
令和9年1月	つくば市地域福祉計画（第5期）第4回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第5期）に係るパブリックコメントの結果について
令和9年2月	つくば市地域福祉計画（第5期）第5回策定推進懇談会 つくば市地域福祉計画（第5期）の策定報告
令和9年3月	つくば市地域福祉計画（第5期）公表

2 つくば市地域福祉計画策定推進懇談会開催要項

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、つくば市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及びその計画の推進を図るため、「つくば市地域福祉計画策定推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進状況の評価に関すること。
- (3) その他計画の策定及び推進に関し必要な事項

（構成）

第3条 懇談会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 市民
- (2) 保健、医療又は福祉の関係者
- (3) 学識経験者

（任期）

第4条 委員の任期は、4年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。ただし、市民委員の再任は1回限りとする。

（座長及び副座長）

第5条 懇談会に委員の互選により座長及び副座長を置く。

2 座長は、懇談会を代表し会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、座長が招集する。ただし、第4条

資 料 編

第1項に規定する任期において最初に召集される懇談会は、市長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 座長は、会議の開催が困難であると認めるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールにより意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(意見の聴取等)

第7条 座長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

附 則

この要項は、決裁の日から施行する。

附 則

本改正要項は、令和8年(2026年)4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

3 つくば市地域福祉計画（第5期）策定推進懇談会名簿

分野	団体等名称	役職名	氏 名
地域住民	つくば市区会連合会	副会長	小久保 宏
	一般公募		細田 忠博
			須藤 浩平
			岡田 房子
			大津 智絵
	つくば市民生委員児童委員連絡協議会	副会長	田邊 佐貴子
保健・医療・福祉関係者	つくば市シルバークラブ連合会	会長	石塚 一夫
	つくば市福祉団体等連絡協議会	会長	後藤 真紀
	つくば市社会福祉協議会	副会長	津野 義章
	つくば市ボランティア連絡協議会	推進チーム所属	照井 美穂
	つくば保健所地域保健推進室	室長	中島 めぐみ
	つくば市主任児童委員連絡会	所属	登坂 敦子
学識経験者	国立大学法人筑波技術大学	教授	山脇 博紀
	国立大学法人筑波大学	助教	森地 徹

令和8年8月24日現在（委嘱期間4年間）

◎つくば市地域福祉計画 基本施策・テーマの新旧対照表

○現行（第４期）の基本施策・テーマの体系

【基本目標】	
地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり	
【基本施策】	
1	相互に支え合う地域共生のまちづくり
2	誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化
3	誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実

○次期（第５期）の基本施策・テーマの体系（案）

【基本目標】		備考
地域で支え合い、誰もが安心して自分らしく生きる福祉のまちづくり		現行（第４期）の流れを継承するという考えから、基本目標は引き続き、同じものとする（変更なし）。
【基本施策】		備考
1	相互に支え合う地域共生のまちづくり	第４期に引き続き、地域共生社会を目指し、支える・支えられるの関係を越え、相互に支え合うまちづくりを目指すため、変更なし。
2	誰もが 必要な サービスを 十分に 利用できる支援体制の強化	包括的な相談支援体制の整備や多機関・多職種の連携・協働により、必要な人にサービスが行き届くという側面を強調する表現に変更。
3	誰もが 地域で自分らしく暮らす ための包括的な支援の充実	安心して暮らすだけでなく、地域共生社会の理念を踏まえ、地域で生き生きと暮らすことも含める表現に変更。

基本施策		テーマ		施策数		基本施策		テーマ		備考	施策数
1	相互に支えあう地域共生のまちづくり	1	市民を主体とした協働事業の展開と参加の推進	4		1	相互に支え合う地域共生のまちづくり	1	世代や属性を超えた支え合いの地域づくり	重層事業の地域づくり事業を中心に掲載するテーマとして設定。	
		2	人びとが近隣で支え合える地域の創造	3				2	地域を支える多様な市民の育成・支援	アンケート・ヒアリング調査の課題点２・３を踏まえて、１つのテーマとして設定（策定のポイント１）	
		3	「新しい公共」を創造する市民の育成に向けた教育・啓発	11				3	社会参加と生きがいづくりの推進	第４期の基本施策１－テーマ２、を継承	
								4	地域共生社会を創造する市民の育成に向けた教育・啓発	第４期の基本施策１－テーマ３、を継承	
2	誰もが十分なサービスを利用できる支援体制の強化	1	多様なサービス提供主体の参入促進	5		2	誰もが必要なサービスを十分に利用できる支援体制の強化	1	包括的な相談支援体制の仕組みづくり	アンケート・ヒアリング調査の課題点１や、重層事業の包括的相談支援事業を中心に掲載するテーマとして設定。	
		2	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり	5				2	多機関・多職種の連携・協働による支援の推進	アンケート・ヒアリング調査の課題点１や、重層事業の多機関協働事業を中心に記載するテーマとして設定。	
		3	誰もが安心して相談できる仕組みづくり	7				3	誰もが必要な情報を入手できる仕組みづくり	第４期の基本施策２－テーマ２、を継承	
		4	誰もが必要なサービスを効果的に受けることができる仕組みづくり	4				4	福祉サービスの質の維持・向上	第４期の基本施策２－テーマ５、を継承	
		5	福祉サービスの質の向上	7				5	権利擁護のための支援の充実	第４期の基本施策２－テーマ６、を継承	
		6	権利擁護のための支援の充実	5				6	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進	第４期の基本施策２－テーマ７、を継承	
		7	生活困窮者等の自立に向けた生活支援の推進	4							
3	誰もが安心して暮らせるための包括的支援の充実	1	高齢者とその家族が地域で安心して暮らせるための活動支援	5		3	誰もが地域で自分らしく暮らすための包括的な支援の充実	1	高齢者・障害者とその家族が地域で自立し、安心して暮らすための活動支援	第４期の基本施策３－テーマ１、を継承 障害者の地域における自立に関する内容を追加し、名称を変更	
		2	市民の健康づくりのための活動の推進	3				2	市民の健康づくりの活動の推進	第４期の基本施策３－テーマ２、を継承 自殺対策に関する施策を新たに位置づけ	
		3	地域で安心して子育てができる環境づくり	6				3	地域で安心して子育てができる環境づくり	第４期の基本施策３－テーマ３、を継承	
		4	防災・防犯対策の充実	3				4	防災・防犯対策の充実	第４期の基本施策３－テーマ４、を継承	
		5	就労支援の充実	4				5	再犯防止の取組の充実	再犯防止推進計画と合冊するに当たり、１つのテーマとして新設	
		6	ユニバーサルデザインのまちづくり	1				6	就労支援の充実	第４期の基本施策３－テーマ５、を継承	
		7	居宅支援のまちづくり	3				7	ユニバーサルデザインのまちづくり	第４期の基本施策３－テーマ６、を継承	
		8	移動手段の確保	4				8	地域で安心して暮らし続けられる環境づくり	第４期の基本施策３－テーマ７、を継承 名称を変更	
		9	地域を基盤とする包括的支援の強化	2				9	移動手段の確保と利便性の向上	第４期の基本施策３－テーマ８、を継承	

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【法第107条第 1 号】	
ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項	・地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等
イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項	・地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策
ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方	・既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）
エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制	・生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域づくりに関する取組等）
オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開	・利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ア)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016 年（平成 28 年）3 月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(イ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、(ウ) 農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等 ・さらに令和 2 年改正社会福祉法を契機として発出された、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について（通知）」（令和 3 年 3 月 31 日付子発0331第 4 号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連盟通知）において、地域の支援ニーズの多様化、地域資源の変動に柔軟に対応するため、福祉サービス事業所等に関して、定員基準、設備基準、報酬・委託費等との関係、施設整備等にかかる財産処分との関係等について整理を行っているため、これも十分参考とされたい。
カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方	・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方	・生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方
ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方	・自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）
ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方	・認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）
コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方	・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方
サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方	・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項
シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用	・課題を抱えた者だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて新たな活動が生まれることが期待できる地域の拠点の整備（既存施設等の活用も含む）

ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理	・高齢者、障害者、子ども・子育て等の各種計画で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域、地域住民等が主体的に地域生活課題の解決に取り組むことが可能となる圏域等についての関係の整理
セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進	・地域住民等が主体的に地域の課題を解決していく際には、その財源についても考える必要があるため、公的財源のみならず、共同募金によるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用・推進、クラウドファンディングやＳＩＢ（ソーシャル・インパクト・ボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組や企業の社会貢献活動との協働等の取組
ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制	・事業の効果、効率性や対象者の生活の質を高めることを目的とした、地域づくりに資する複数の事業の一体的実施、具体的な財源の在り方や連携体制
タ 全庁的な体制整備	・地域生活課題を抱える者を包括的に支援していくための、福祉、保健、医療も含めた庁内の部局横断的な連携体制の整備
②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項【法第107条第2号】	
ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備	・福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立	・社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保	
エ 利用者の権利擁護	・成年後見制度、日常生活自立支援事業、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策	
③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項【法第107条第3号】	
○ 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現	・民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項【法第107条第4号】	
ア 地域住民、ボランティア団体、ＮＰＯ等の社会福祉活動への支援	・活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援 ・地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進	・地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者、地域の構成員としての意識の向上 ・住民等の交流会、勉強会等の開催
ウ 地域福祉を推進する人材の養成	・福祉活動専門員、社会福祉従事者等による地域組織化機能の発揮 ・民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備
⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）「第二 市町村における包括的な支援体制の整備について」を参考にする。	
ア「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。） (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 (ウ) 地域住民等に対する研修の実施	
イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係） (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築	
ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係） (ア) 支援関係機関によるチーム支援 (イ) 協働の中核を担う機能 (ウ) 支援に関する協議及び検討の場 (エ) 支援を必要とする者の早期把握 (オ) 地域住民等との連携	
⑥ その他	
○市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等	

つくば市再犯防止推進計画 案

令和9年度(2027年度)

つくば市市民部市民協働課

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・目的

現在、罪などを犯した人の中には、安定した就労や住居を確保できず、薬物やアルコールへの依存を抱える人、高齢で身寄りがいない人など地域社会で安定した生活を送る上で多様な課題を有する人が多く存在します。このような人が刑事司法手続の終了後、円滑に社会復帰できるよう、継続的な支援の体制を構築し、再犯の防止を図ることが重要です。こうした観点から、再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項では、都道府県及び市町村が国の再犯防止推進計画を踏まえた地方計画を策定するよう努めることが定められています。つくば市においても、地域の実情に即した再犯防止施策を総合的に推進するため本計画を策定します。再犯防止に関連する就労支援、住居支援、保健医療、福祉サービスなど多岐にわたる施策を市の各部局で総合的に連携・推進する体制を強化することを目的としており、計画策定を通じて関係機関や民間団体と合意形成を図るとともに、一体となって再犯防止施策に取り組む基盤を築くことができます。本計画により「安全・安心な地域づくり」を推進し、罪などを犯した人の社会復帰を支援することで再犯率の低減を目指します。

第2節 計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」とし、「つくば市地域福祉計画(第5期)」と一体的に策定しています。

第3節 計画の期間

令和9年度(2027年度)から令和14年度(2032年度)までの6年間を計画期間とします。

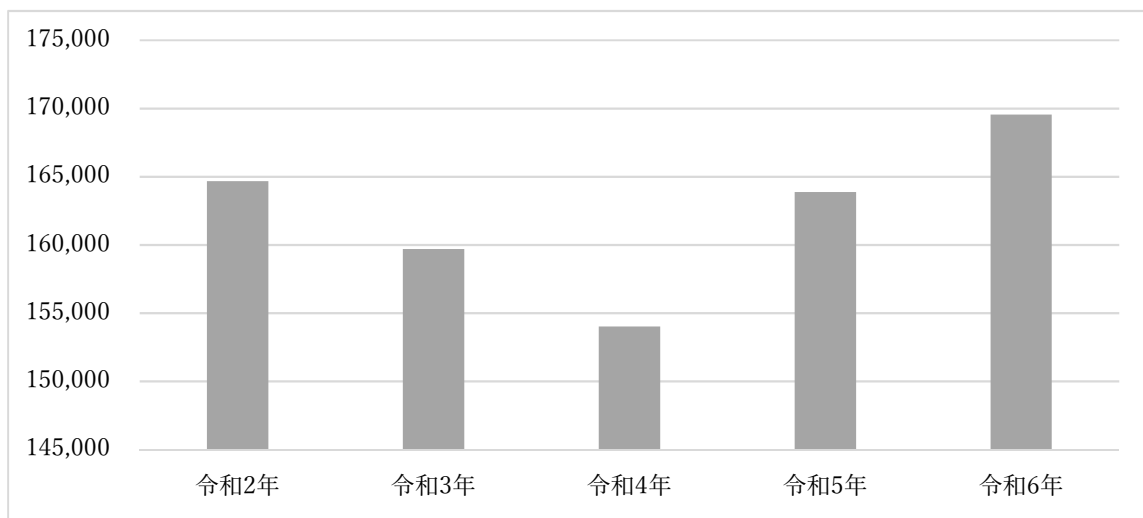
第2章 再犯防止を取り巻く現状

第1節 再犯者数の動向

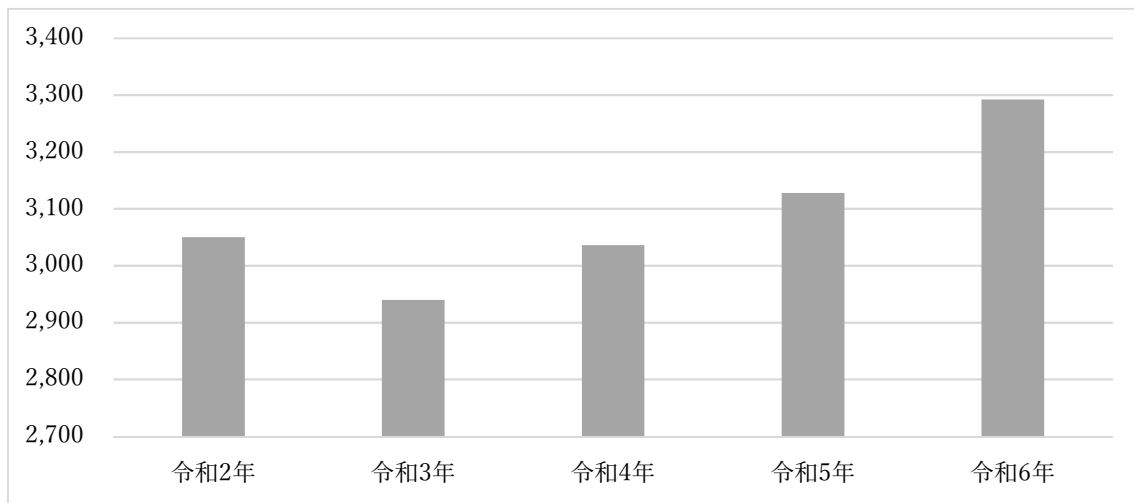
全国の刑法犯検挙者数は、令和4年（2022年）に減少したものの、現在は増加傾向にあります。同様に、茨城県やつくば市でも増加傾向が見られます。一方で、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は、全国的には減少傾向にあるものの、茨城県やつくば市では増加傾向にあります。

1 刑法犯検挙者数 ※少年(14歳～19歳)を除く

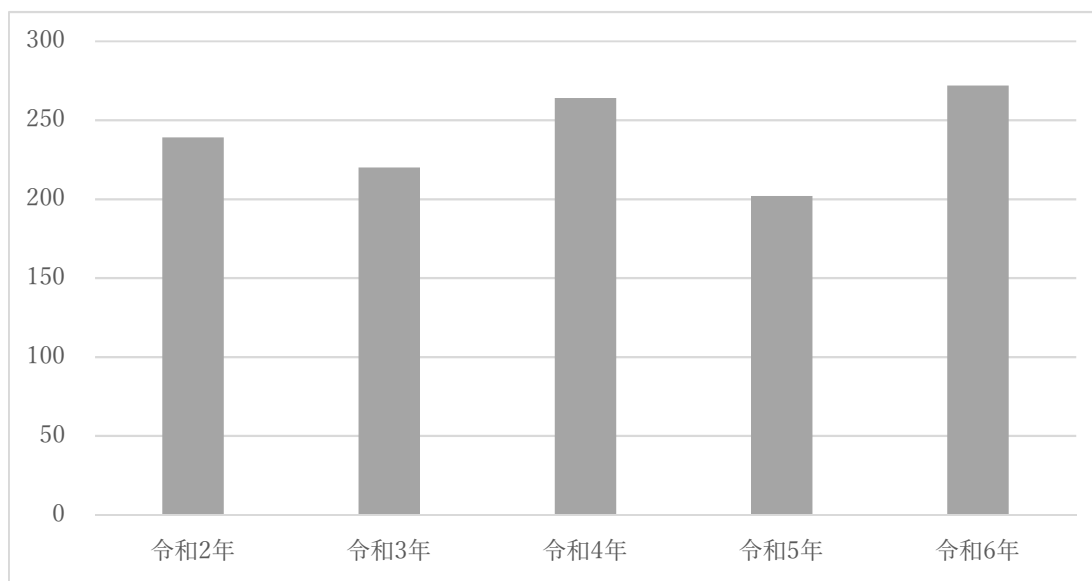
(1) 全国



(2) 茨城県

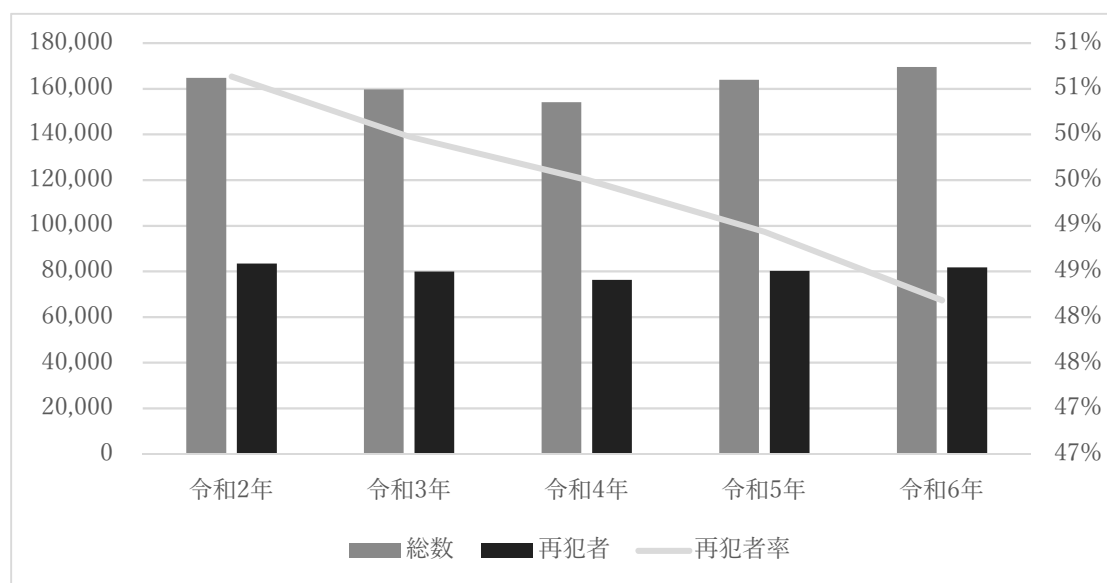


(3) つくば市

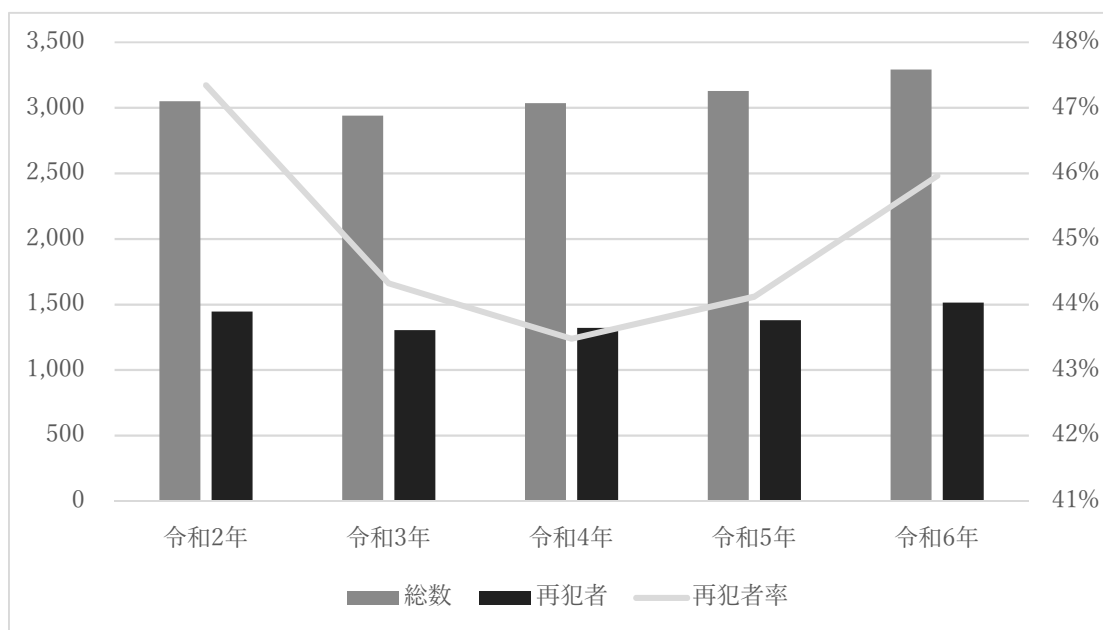


2 刑法犯検挙者数の中の再犯者数・再犯者率の推移

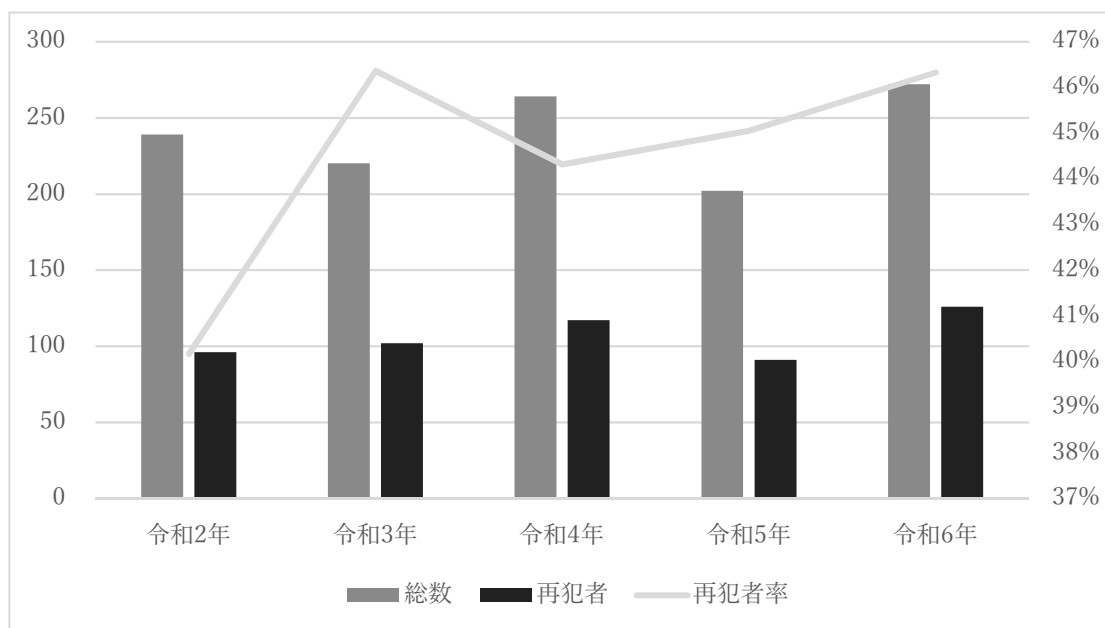
(1) 全国



(2) 茨城県



(3) つくば市



出典：法務省による

(注)「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

第2節 保護司アンケートからみる現状

令和8年(2026年)5月につくば市内の保護司に対してアンケート調査を実施しました。設問は以下のとおりです。

- Q1 再犯に至ってしまう主な理由は何だと思えますか。
- Q2 再犯に至らないためにどのような支援が必要だと思えますか。
- Q3-1 現在、担当の「生活環境調整対象者」は何名いますか。
- Q3-2 現在、担当の「保護観察対象者」は何名いますか。
- Q4 保護司活動の中で、困難を感じることは何ですか。
- Q5 保護司活動の中でどのような関係機関と連携強化が必要だと思えますか。
- Q6 保護観察対象者支援に必要な情報はどのような方法で入手していますか。
- Q7 策定予定の「再犯防止推進計画」に、「行政サービス一覧」を掲載すれば、活動に役立つと思えますか。
- Q8 再犯防止に関してご意見がありましたら、ご記入をお願いします。

1 再犯に至る主な理由について

回答の中で特に多かったのは、「仕事がない、就労が不安定である」(35件)、「薬物、飲酒、賭け事などがやめられない」(26件)、「家族や交際相手などとの関係に問題がある」(22件)、「安定した収入がない、借金などがある」(21件)、「暴力団など犯罪を繰り返す人との関係が断てない」(20件)、「生活上の困りごとなどを相談する人がいない」(19件)です。これらは経済的な不安定さ、社会的な孤立、依存問題、環境要因の複合的な困難さを示しており、再犯の背景が多層的であることが推察されます。特に「仕事・収入」の不安定さは最多で、再犯を防ぐためには経済基盤の確立が重要課題であると考えられます。少数ながら、「学校、職場、近隣住民の理解がない」(9件)や「学校生活の課題」(2件)も指摘されており、社会や周囲の理解不足も障壁になっていることが見て取れます。

2 再犯を防ぐために必要な支援

必要な支援としては、「就職先の確保」(34件)、「実情に応じた相談窓口」(18件)、「住居の確保」(17件)、「支援を考えるネットワークづくり」(15件)が多く挙げられています。再犯の主因と重なる部分が多く、就労や住居の安定が最重要であると受け止められており、これに加えて適切な相談や連携による支援体制の構築が求められています。「市民の理解を得るための広報・啓発活動」(9件)と一定数あり、社会全体の受け入れ態勢の強化も再犯防止には欠かせません。

3 保護司活動における現状と課題

保護司活動で困難と感じる点は、「対象者の就職先の確保」(24件)、「薬物やアルコール依存の支援」(23件)、「家族対応や調整」(16件)が多く、これもアンケート全体の傾向と一致しています。特に依存症問題は支援が難しく、専門的なケアを要する課題です。

また、「障害や認知症のある対象者支援」(13件)、「支援が必要な人への行政へのつなぎ」(12件)も指摘されており、複合的なニーズに対する対応力の不足も推察されます。

4 関係機関と連携の必要性

最も連携強化が必要とされた機関は「協力雇用主」(26件)、「保護観察所」(26件)、「ハローワーク」(20件)、「他の保護司や元保護司」(19件)などであり、就労支援や保護観察体制との密接な連携を重視する傾向がみられます。

また、「つくば市の更生保護担当」(18件)、「依存症の回復支援施設」(17件)も多く挙げられており、行政部門や専門施設との協働も重要視されています。

5 支援情報の入手経路

支援に必要な情報は「保護観察所からの共有」が35件と最も多く、「保護司会

内での情報交換」も29件と活発に行われていることがわかります。市の広報やインターネット検索や市の広報などは少数派で、直接的かつ公式な情報共有が中心です。

6 再犯防止推進計画の行政サービス一覧の活用

「非常に役立つ」(16件)、「ある程度役立つ」(21件)が多数派で、合わせて37件とほとんどの回答者がプラス評価をしており、行政サービスの一覧提供が現場活動に寄与する期待が高いといえます。

7 自由意見からの総合考察

自由記述からは、就労の安定が再犯防止の根幹であることが改めて強調される一方で、就職先での良好な人間関係づくりや、相談ができ信頼することができる人物の存在の重要性も指摘されています。

また、薬物依存に関する支援の難しさや重要性、行政内外の連携・調整役の必要性も挙げられています。複数の支援機関や人が、複合的な課題を持つ対象者を支えるためには、個人情報保護と調整機能の両立といった運用上の課題も存在します。生活保護や発達障害などに対する社会の理解促進も求められています。再犯防止には生活の安定だけでなく、社会の受け入れ態勢、心理的サポート、そして初犯防止にも視野を広げるべきとの意見が示されており、多面的かつ長期的な取組みの必要性が浮き彫りになりました。

8 総括

再犯防止には主に以下の点が重要であるとまとめられます。

- 経済的安定の確保(就労・収入・住居)が最大の課題であり、地域社会や雇用主との連携が不可欠
- 依存症や精神的課題の支援強化が求められ、専門機関との協働体制が必要
- 相談や支援の窓口拡充など、情報共有と支援連携の仕組み作りが課題

- 市民理解の促進や受け入れ環境整備の重要性と、高く評価されている広報・啓発活動
- 対象者の多様で複合的な課題に対応できる柔軟で継続的な支援体制の構築が不可欠

経済、福祉、医療などの多角的な支援を通じて「相談できる人や場所」を確保することは、対象者にとっての確固たる「社会的居場所」に他なりません。こうした居場所において、本人の状況に応じた適切な支援へと確実に繋ぐことができれば、孤立を防いで再犯を防止し、ひいては初犯防止にも寄与するものと考えられます。

このように、再犯防止は単一の取り組みに留まらず、社会全体の包括的な連携と、一人ひとりに寄り添う柔軟で継続的な支援によって初めて効果を発揮する長期的な課題であることがわかります。

第3章 施策の展開(具体的取組)

第1節 就労・住居の確保などの取組を通じた自立支援

【現状と課題】

令和6年(2024年)において刑務所に再入所した人のうち約7割が再犯時に無職であり、不安定な就労が再犯の大きな要因となっています。実際に雇用された後も人間関係のトラブルなどから離職してしまう人が少なくないことから、就労やその継続の前提となるコミュニケーション能力などの強化も含めた職場定着に向けた支援が必要です。

また、刑務所満期出所者のうち約4割が適切な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、帰住先が確保されていない出所者の2年以内の再入率は、更生保護施設などへ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっていることから、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯防止を推進する上で重要な要素の一つと言えます。

【つくば市の主な取組】

○就労相談・支援

ふるさとハローワーク運営事業	つくば市ふるさとハローワークにおいて、職業相談や職業紹介などを実施する。	産業振興課
雇用促進事業	就活イベントを開催することで市内企業とのマッチングの場を提供し雇用促進を図る。	産業振興課
生活保護事業	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対しその困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長し支援する。	生活支援課

就労準備支援事業	社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなどの理由で就労に向けた準備が必要な方に対して、一般就労に向けた準備として基礎能力の形成の支援を、就労準備支援プログラムに基づいて実施する。	生活支援課
家計改善支援事業	家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える方からの相談に応じ、相談者とともに家計表やキャッシュフロー表などを活用して家計の状況を明らかにし、家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、必要な情報提供や専門的な助言・指導などを実施する。	生活支援課

【国・県・関係機関等の主な取組】

就労を通じた自立支援	働く意欲のある高齢者に軽作業などを紹介し、その力を地域で発揮されるよう支援することで、生きがいの向上と社会参加を促進し、互いに支え合う地域社会の実現を目指す。	シルバー人材センター
つくば市生活困窮者自立相談支援事業	生活困窮者に対して、就労や自立に関する相談や情報提供を行い、個別の状況に応じた支援計画を作成し、必要なサービスを提供して自立を促進する。また、関係機関への同行や就労支援を実施し、住まいが不安定な方には、住居や生活支援の相談を実施する。	社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得者、高齢者、障害者などに対して必要な資金の貸付を行うことにより、経済的自立、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。	社会福祉協議会

刑務所出所者などへの就労支援	刑務所出所者などで就労が困難な者に対し、茨城県更生保護就労支援事業所に委託し、就職活動支援及び職場定着支援を実施する。また、協力雇用主の登録を拡大し、保護観察対象者の就労先の拡充を図る。	保護観察所
協力雇用主の開拓・確保	県が主催するセミナー・研修会などにおいて、協力雇用主、コレワークや就労支援事業者機構の役割などについて周知するとともに、協力雇用主に対する国の支援制度(助成金など)を紹介し、協力雇用主への動機づけを推進する。	茨城県
生活困窮者に対する就労支援	生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業、認定就労訓練事業、生活保護受給者等、就労自立支援事業など、県・市町村の福祉的支援制度を活用して、罪などを犯した者などの本人の状況に応じ、適切に就職及び就労定着を図る。	茨城県
障害者に対する就労支援	障害者就業・生活支援センターでは、支援を必要とする障害のある方に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などを実施し、就業生活の継続支援を実施する。市内に、『茨城県発達障害者支援センター COLORSつくば』がある。	茨城県
公共職業訓練の実施による就労支援	刑務所出所者に対し、法務省、厚生労働省及び農林水産省などと連携し、農業分野に関する公共職業訓練を実施し、就労に必要な知識及び技能を身に付けさせ、併せて就労支援を行うことを通じ、円滑な社会復帰を支援する。	茨城県

暴力団離脱者の就労支援	暴力団からの離脱希望者などを就労環境に円滑に適応させることの促進、離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講じている。	つくば警察署
少年に対する就労支援	茨城県少年サポートネットワークの構成機関である就労支援機関(ハローワークなど)と連携を強化し、少年に対し就労支援機関の活用について助言する。	つくば警察署

○住居相談・支援

【つくば市の主な取組】

住宅セーフティネットの推進	不動産関係団体、居住支援法人などと連携し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅などへ円滑に入居できるよう支援する。	住宅政策課
市営住宅	住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で住宅を提供する。	住宅政策課
シェルター事業	住居が無く生活に困窮されている方に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他の日常生活を営むために必要となる物資の貸与又は提供などを行うことで、生活の再建及び安定した生活への移行を支援する。	生活支援課
地域居住支援事業	地域社会から孤立した状態にある生活に困窮されている方に対し、一定期間、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の現在の住居において、日常生活を営むために必要な便宜を提供する。	生活支援課
住居確保給付金	一定の要件を満たす方に対する住まいの確保を目的とした給付金で、家賃の補助と転居費用の補助	生活支援課

	を実施する。	
--	--------	--

【国・県・関係機関等の主な取組】

刑務所出所者などへの住居支援	帰住先のない刑務所出所者などに対し、更生保護施設や自立準備ホームに宿泊保護を委託し、一時的な住居確保を実施する。	保護観察所
自立相談支援事業における居住支援の強化	自立相談支援機関を「住まいの総合相談窓口」と位置付け、県福祉事務所に「住まい相談支援員」を1名ずつ配置し、住まいに関わる課題がある幅広い対象者への相談支援を実施する。	茨城県
県営住宅の提供	公営住宅法、茨城県県営住宅条例に基づき、住宅に困窮する方への県営住宅の提供を実施する。	茨城県

第2節 個々の状況に応じた保健医療・福祉サービスなどによる総合的な支援

【現状と課題】

刑務所出所後、再犯に至る背景の一つとして薬物やアルコールに対する依存など様々な福祉的課題を抱え、「再び犯罪や非行をしない」という決意だけでは容易に立ち直ることが困難な状況にあることが挙げられます。このような状況の中、福祉的ニーズを抱えた人をよりの確に把握し、本人の状況や生活環境などに応じて、適切な保健医療・福祉サービスなどに繋げ、地域での社会生活を総合的に支援する必要があります。

罪などを犯した人の立ち直りを支えるとともに、再犯による新たな犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向け、罪などを犯した人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、保健医療・福祉サービスなどによる総合的な支援体制を整備することが必要です。

【つくば市の主な取組】

○相談・支援

総合相談支援事業	高齢者などが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、相談を受け付け、適切なサービスや制度につなげるなどの支援を実施する。	地域包括支援課
障害者相談支援事業	福祉に関する総合相談業務を専門職(社会福祉士、精神保健福祉士)により支援する。	障害者地域支援室
地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設などに入所している障害者、精神科病院に入院している障害者、その他の地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする者に対して、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。(刑事施設や少年院に収容されている障害者も対象)	障害福祉課
いきいきサロン事業	高齢者支援センターなどで高齢者が自由に参加できる通常サロンを開催し、生きがいづくりと社会参加を推進する。	高齢福祉課
高齢者生きがい活動支援事業(シルバークラブ)	おおむね60歳以上の方で自主的に組織されている組織で、健康増進、社会奉仕、教養講座、研修旅行、レクリエーション活動などを支援する。	高齢福祉課
介護支援ボランティア制度	高齢者が介護保険施設でのボランティア活動を通して社会参加や地域貢献をすることで、介護予防や元気になることを目的とする。実績に応じて交付金を受け取ることができる。	高齢福祉課

高齢者憩いの広場運営補助事業	身近な場所を拠点として、高齢者の介護予防や孤立防止、生きがいづくりを目的とした通いの場を週1回以上行う団体を支援する。	高齢福祉課
認知症カフェ(オレンジカフェ)	認知症に関するミニ講話や、体操など様々なレクリエーションを体験しながら過ごすことができ、誰でも気軽に参加できる交流の場を提供する。	地域包括支援課
介護予防実態把握訪問	健康チェックを受けたり心配事を相談することができ、保健師などが電話や家庭訪問を実施する。	地域包括支援課

【国・県・関係機関等の主な取組】

高齢又は障害を有する刑務所出所者などの福祉支援	矯正施設入所中の高齢者又は障害者で出所後の住居がなく、福祉サービスを受けることなどに同意した者に対し、地域生活定着支援センターと連携し、出所後の受入先(福祉施設など)の調整を実施する。	保護観察所
日常生活自立支援事業	認知症や知的・精神障害などで判断能力の不十分な方に、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理、書類の預かりなどを実施する。	社会福祉協議会
薬物依存に関する相談窓口の設置	薬物依存に関する相談窓口を精神保健福祉センターに設置し、回復支援施設などと連携して、薬物依存の問題を抱える方に対する相談支援を行う。	茨城県
薬物乱用防止啓発活動の実施	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などにより、つくば市内各地での啓発資材の配布等を通じて、薬物乱用防止啓発活動を実施する。	茨城県
専門職による相談対応	精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル、性依存症などの依存症に関する相談、助言を行う。	茨城県

女性相談センターにおける相談受付	県女性相談センターにおいて、犯罪や非行をした女性が抱える問題の相談に応じ、必要な情報の提供、助言、関係機関への連絡などの支援を実施する。	茨城県
------------------	--	-----

○罪などを犯した人の相談支援

【国・県・関係機関等の主な取組】

茨城県地域生活定着支援センター	矯正施設退所者及び刑事司法手続きの入り口段階にある被疑者・被告人などに対し、社会福祉施設への入所調整や福祉サービスの利用調整を行い、社会復帰及び地域生活への定着を支援している。	茨城県
-----------------	--	-----

第3節 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

罪などを犯した人の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯の防止などに関する民間協力者の活動は、刑事司法手続きが進行中の段階から終了した後の段階まで、あらゆるステージをカバーする裾野の広いもので、刑事司法関係機関や地方公共団体といった公的な活動とも連携した取り組みが行われています。民間協力者のうち、保護司は、罪などを犯した人が孤立することなく、社会の一員として安定した生活が送れるよう、保護観察官と協働して保護観察などの活動を行っており、地域社会の安全・安心な生活を営む上で、欠かすことのできない存在です。

また、罪などを犯した人の社会復帰を支援するために、地域に根差した幅広い活動を行う更生保護女性会などの更生保護ボランティアをはじめとした数多くの民間協力者が、それぞれの立場や強みを生かし相互に連携しながら、地域社会における様々な支援を行っています。民間協力者が再犯防止において極めて重要な社会資源であることを踏まえ、より一層地域社会の中で連携を強化していく必要があります。そして、“社会を明るくする運動”などの広報・啓発活動を支援し、犯罪や非行の立

ち直りについての理解や民間協力者を含む更生保護活動の周知を推進する必要があります。

【更生保護を支える人たち】

1 保護司

主な職務は、

- 保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること。
- 刑務所などに入っている人の帰住先の生活環境を調整すること。
- 犯罪予防活動を行うこと。

などがあります。

身分・・・非常勤で一般職の国家公務員です。給与(報酬)は支給されません。

任期・・・2年（令和8年12月1日以降の委嘱から3年に変更）ですが、再任
することができます

要件・・・他の保護司及び保護観察官と協働して誠実かつ熱心に職務を行う意
欲を有すること

2 更生保護女性会

犯罪予防活動を行うとともに、青少年の健全育成活動のほか、子育て支援活
動、更生保護施設への支援など、幅広い活動を行っています。

3 BBS会（Big Brothers and Sisters Movementの略）

非行少年などの「ともだち」となって成長や自立を支援する「ともだち活動」
のほか、非行防止活動やグループワークなどを行っています。また、保護観察
所が実施する社会貢献活動・社会参加活動にも協力しています。

4 協力雇用主

過去の犯罪・非行歴により就職が難しい人に対し、自立や社会復帰への協力
を目的として雇用する事業主です。就労生活が続くよう指導するなど、事業主
の立場から立ち直りを支えています。

5 更生保護施設など

(1) 更生保護施設

法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人などによって運営されており、宿泊場所を提供するほか、就職指導・生活指導を行うなどして円滑な社会復帰を手助けします。施設では、高齢・障害などで自立が困難な人たちが円滑に福祉サービスなどを利用できるよう支援したり、薬物依存からの回復に重点を置いた専門的な処遇なども実施しています。さらに施設を退所した後、地域生活に定着するまでの間も生活相談や薬物依存からの回復に向けた支援などを行っています。

(2) 自立準備ホーム

保護観察所に登録されたNP0法人などが所有する空室などを活用し、住まいや頼れる親族がいない人などに対して宿泊場所を提供し、自立に向けた支援を実施しています。

6 更生保護協会など

地域の関係機関・団体の中核的存在となって地域支援ネットワークを構築したり、助成や研修の実施を通じて、立ち直りを支える個人や団体の活動を支援しています。また、地域住民や地方公共団体に対する広報・啓発活動に取り組んでいます。

〇つくば市の民間協力者

つくば地区保護司会	つくば地区保護司会は、つくば市とつくばみらい市の保護司で構成されている。主な活動として、保護観察に処遇された人との定期的な面接、出所後の生活について調査する生活環境調整を行っている。そのほか広報誌(更生保護つくば)の発行や社会を明るくする運動作文コンテストの審査などを実施している。	市民協働課
-----------	---	-------

つくば市更生保護 女性会	女性の立場から、犯罪者と非行少年の更生に協力するとともに、犯罪防止の啓発活動や青少年の健全育成活動に広く参加している。主な活動として、犯罪予防キャンペーンの参加や子育て支援、矯正施設への訪問及び支援や愛の募金活動などを実施している。	市民協働課
つくば市更生保護 連合会	つくば市内の保護司並びに更生保護女性会で組織されており、地域社会の浄化と青少年非行防止活動を目的として、社会を明るくする運動での街頭啓発活動、地域清掃活動や県外研修施設の見学などを実施している。	市民協働課
茨城県更生保護協 会	更生保護施設や保護司をはじめ更生保護女性連盟会員、BBS連盟会員などに対し、賛助会員の協力のもと活動を支援している。	市民協働課
民生委員・児童委員 活動	民生委員・児童委員は、支援を必要とする住民と行政や専門機関をつなぐパイプ役を務め、地域の福祉向上に取り組むボランティアです。	福祉政策課

○つくば市での保護司の活動促進

つくば地区 更生保護サポート センター	全国の保護司会ごとに設置され、保護司活動に対する支援や関係機関との連携を行っている。保護観察所から選任される「企画調整保護司」が駐在し、保護司会の運営、関係機関・更生保護団体などとの連絡・調整、保護観察などの処遇活動に対する支援、犯罪や非行予防活動の推進、更生保護に関する情報提供、その他更生保護に関する活動の推進を行っている。つくば地区更生保護サポー	市民協働課
---------------------------	--	-------

	トセンターは、つくば市とつくばみらい市の更生保護活動の拠点として平成26年4月に開設され、保護司と保護観察者の面接や、更生保護女性会などの更生保護ボランティアの活動拠点としても活用されている。	
--	--	--

○広報・啓発活動の推進

【つくば市の主な取組】

社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と罪などを犯した人の立ち直りについて理解を深め、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動です。毎年7月を強調月間とし、街頭での啓発活動や、全国の小・中学生を対象とした作文コンテストなどを通じて、国民一人ひとりが参加できる環境づくりを促進している。	市民協働課
社会を明るくする運動つくば市大会	毎年7月の強調月間に合わせてつくば市では、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くために、社会を明るくする運動つくば市大会を開催している。社会を明るくする運動つくば市大会推進委員会を中心に関係団体と連携し広報・啓発活動に取り組んでおり、主に庁舎ライトアップやパネル展示、啓発品配布や講演会などを実施している。	市民協働課

【国・県・関係機関等の主な取組】

保護司の安定的確保	関係団体等を通して保護司制度の周知を実施している。	保護観察所
保護司の活動環境の改善	保護司の活動拠点として更生保護サポートセンターを設置し、面接場所など確保のため、各自治体に協力依頼を実施する。	保護観察所
更生保護ボランティア活動への参加促進	県職員や定年退職予定者などに保護司などの更生保護ボランティア活動について紹介し、理解促進や退職後における更生保護ボランティア活動への参加促進に寄与する。	茨城県
民間ボランティアの顕彰	地域の安全、安心に貢献した保護司などの民間ボランティアを顕彰し、その活動や意義が広く県民に共有されるように努める。	茨城県

第4節 非行の防止・学校などと連携した取組み

【現状と課題】

我が国において、ほとんどの人が高等学校に進学する状況にある中で、入所受刑者の約3割は高等学校に進学しておらず、約2割は高等学校を中途退学しています。また、少年院入院者においても高等学校への進学率の低さや、進学後の高等学校の中途退学率の高さが課題となっています。

非行などを理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、貧困や虐待などの被害体験などが非行などの一因になることも踏まえ、地域社会における子どもの居場所づくりや子ども・保護者などに対する相談支援の充実、薬物乱用防止対策をはじめとした犯罪予防活動の推進、学習相談・学習支援などの継続した学びや進学・復学の支援や、児童生徒の非行の防止や深刻化の防止に向けた取組みを、関係機関などと連携・強化していく必要があります。

【つくば市の主な取組】

薬物乱用防止教室	薬物の危険性や心身への悪影響、社会的な影響について正確な知識を伝え、薬物乱用をしないという強い意志と規範意識を育むことを目的とし、発達段階に応じた内容で授業を実施している。	学び推進課
相談事業	不登校、いじめ、非行や怠学、進路、心理的な問題などについて電話及び対面にて相談を行ったリ、不登校などの状況を示している児童生徒の社会的自立を支援するため、児童生徒の家庭、学校、関係諸機関との連携を取りながら集団への適応及び自立への援助指導を組織的に行っている。	教育相談センター
特別支援教育相談事業	未就学児を対象とした就学相談、在学児童生徒を対象とした教育相談を通じ、特別な配慮や支援を必要とする者の実態を把握するとともに、各幼稚園・学校への巡回訪問を実施し、必要に応じて随時各園・校に対する指導及び助言を行う。	特別支援教育推進室
小中学校要保護など児童就学援助事業	保護者が児童生徒の就学義務を最優先に履行していることを前提に、児童生徒の就学に経済面で支障のある保護者へ、就学に必要な経費の一部を援助することで、保護者が就学義務に苦慮することなく、児童生徒が学校生活を円滑に送れるように支援する。	学務課
小中学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者などへ、就学に必要な経費の一部を補助することで、保護者の就学に係る経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的とし支援する。	学務課

つくばこどもの青 い羽根学習会	経済的な理由などで学習に不安のある児童生徒 (主に小学4年生以上20歳未満)を対象に、無料の 学習支援や安心して過ごせる居場所の提供を、複 数の学習支援団体に委託し実施する。	こども未来課
みんなの食堂	みんなの食堂(つくば市版子ども食堂)は、子ども から大人まで利用可能で、低額又は無料で食事と 居場所を提供する。	こども未来課
青少年健全育成事 業	青少年相談員が中心となり、学校や青少年育成団 体と連携し、青少年の非行防止や青少年育成の各 種事業を展開する。	生涯学習推進 課

【国・県・関係機関等の主な取組】

薬物乱用防止教育 の実施	学校などと連携して効果的に薬物乱用防止教室を 実施するなど、薬物の有害性、危険性に関する教 育活動を実施する。	茨城県
家族教室の開催	精神保健福祉センターなどが開催する家族教室に おいて、自助グループや保護観察所と連携し、家 族に対して薬物依存症に関する正しい知識や本人 との関わり方などを助言する。	茨城県
学校と保護司、保護 観察所などの連携	学校に在籍している保護観察対象者に関して、学 校と保護司、保護観察所などが連携して相談支援 を充実するなど立ち直りを支援する。	茨城県
スクールカウンセ ラーの配置・派遣	小中高等学校などへのスクールカウンセラーの配 置又は派遣により、様々な悩みを抱える児童生徒 及び保護者に対して適切に相談支援を行う。	茨城県
少年に対する立ち 直り支援活動	非行歴のある少年に対し、立ち直り支援対象少年 に指定した上、諸活動(面接、生産体験活動、ス	つくば警察署

	ポーツ活動など)を通して、再犯防止に努める。	
非行防止教室	学校の児童生徒を対象に非行防止教室を開催し、少年の非行防止、規範意識の醸成、薬物乱用防止を目的とした啓発活動を実施する。	つくば警察署

つくば市再犯防止推進計画策定に向けたアンケート（回答数 40名）

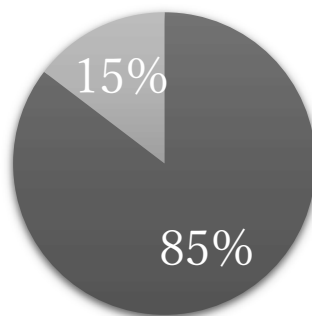
保護司属性 令和8年（2026年）4月1日現在

単位：名

性別	男	女
	35	6

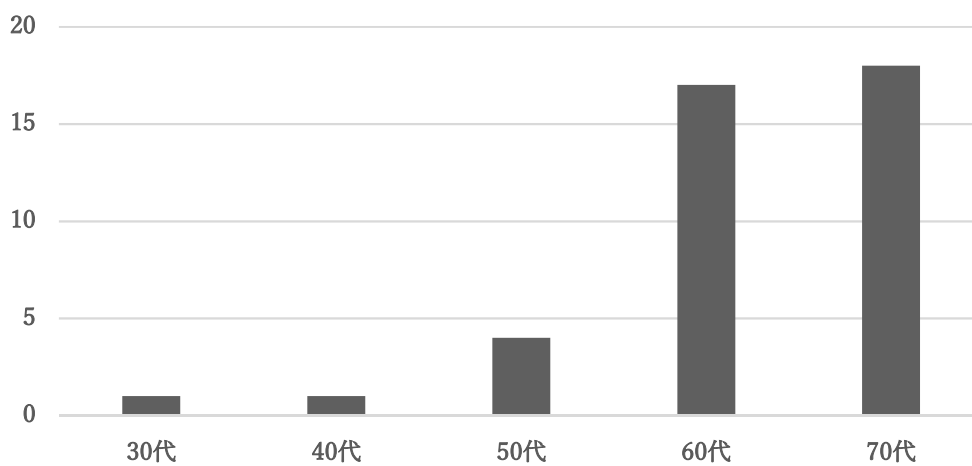
年齢	30代	40代	50代	60代	70代
	1	1	4	17	18

性別



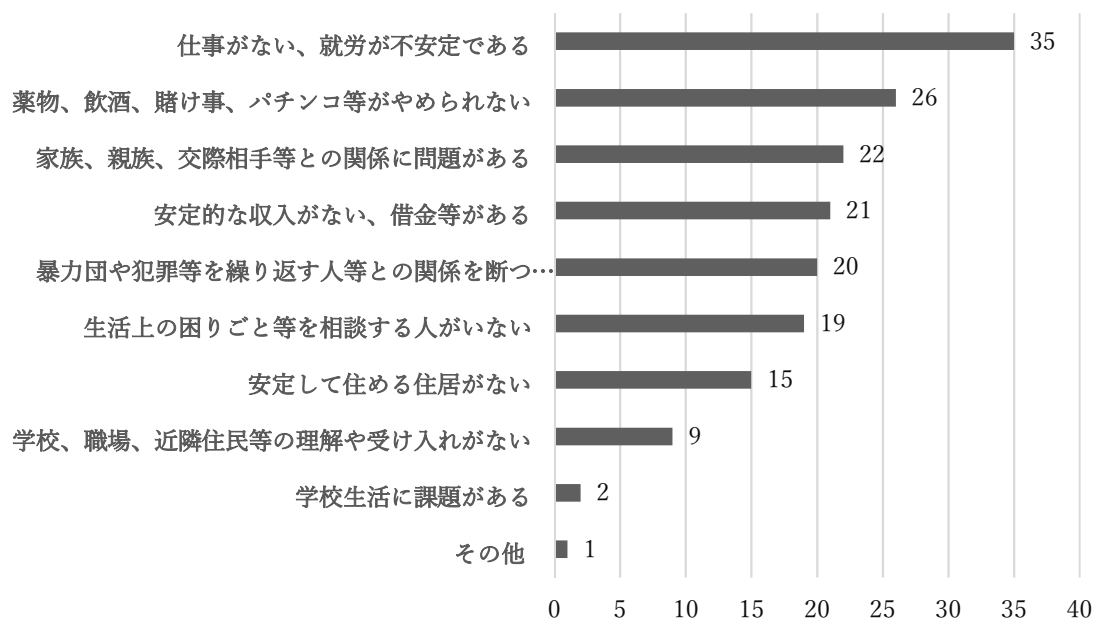
■ 男 ■ 女

年代



Q1 再犯に至ってしまう主な理由は何だと思いますか。(複数回答可)

回答	件数
仕事がない、就労が不安定である。	35
薬物、飲酒、賭け事、パチンコ等がやめられない。	26
家族、親族、交際相手などとの関係に問題がある。	22
安定的な収入がない、借金などがある。	21
暴力団や犯罪などを繰り返す人との関係を断つことができない。	20
生活上の困りごとなどを相談する人がいない。	19
安定して住める住居がない。	15
学校、職場、近隣住民等の理解や受け入れがない。	9
学校生活に課題がある。	2
その他	1



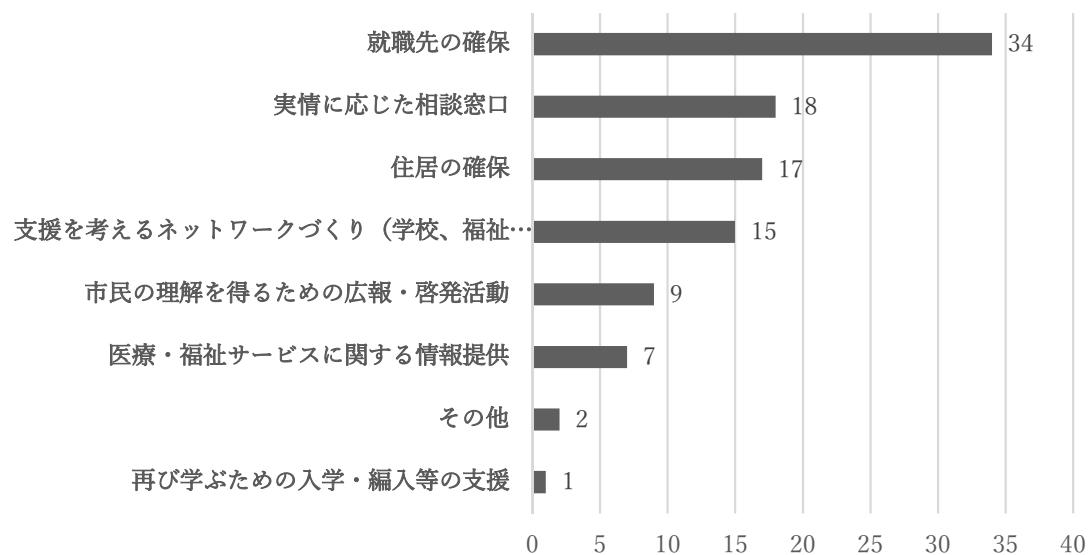
※その他の回答（原文ママ抜粋）

- ・対象者の生育歴や人間性、人生感など本人の現在の感性のあり方

Q2 再犯に至らないためにどのような支援が必要だと思いますか。

(3つまで選択可)

回答	件数
就職先の確保	34
実情に応じた相談窓口	18
住居の確保	17
支援を考えるネットワークづくり（学校、福祉施設、民間団体等）	15
市民の理解を得るための広報・啓発活動	9
医療・福祉サービスに関する情報提供	7
その他	2
再び学ぶための入学・編入等の支援	1



その他の回答（原文ママ抜粋）

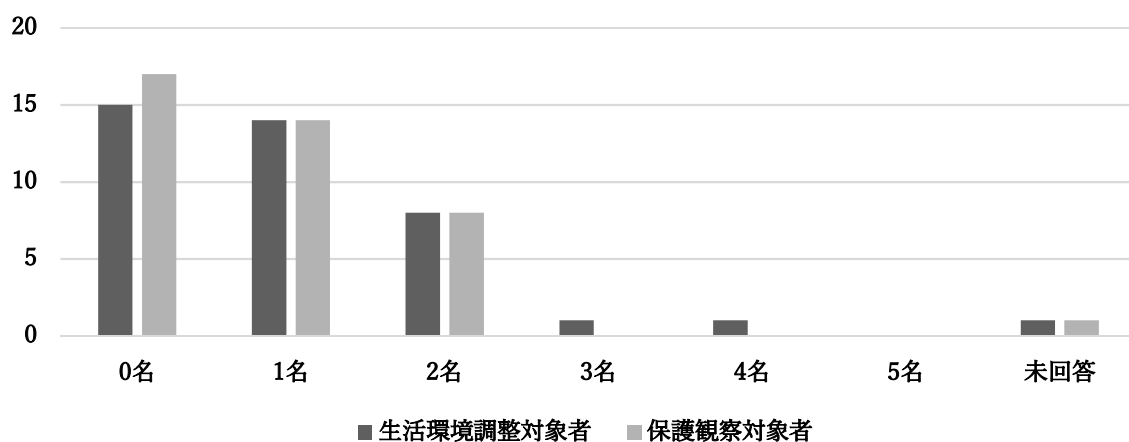
- ・対象者を信じて、支援してくれる大人の存在
- ・相談できる・信頼できる人

Q3-1 現在、担当の「生活環境調整対象者」は何名いますか。

0名	1名	2名	3名	4名	5名	未回答
15	14	8	1	1	0	1

Q3-2 現在、担当の「保護観察対象者」は何名いますか。

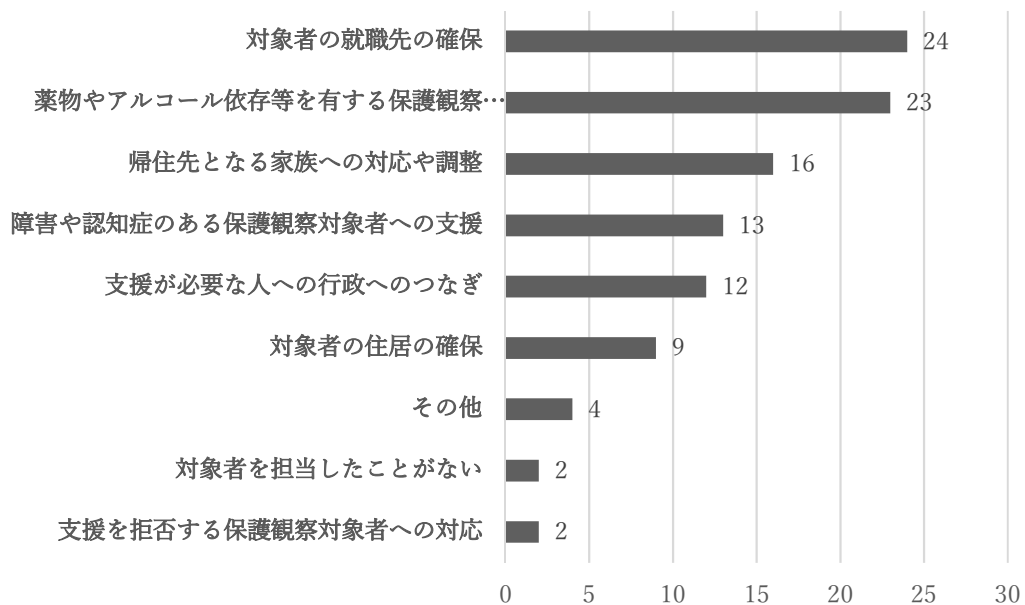
0名	1名	2名	3名	4名	5名	未回答
17	14	8	0	0	0	1



Q4 保護司活動の中で、困難を感じることは何ですか。(複数回答可)

回答	件数
対象者の就職先の確保	24
薬物やアルコール依存等を有する保護観察対象者の支援	23
帰住先となる家族への対応や調整	16
障害や認知症のある保護観察対象者への支援	13
支援が必要な人への行政へのつなぎ	12
対象者の住居の確保	9
その他	4
対象者を担当したことがない	2
支援を拒否する保護観察対象者への対応	2

Q 4 保護司活動の中で、困難を感じることは何ですか。（複数回答可）



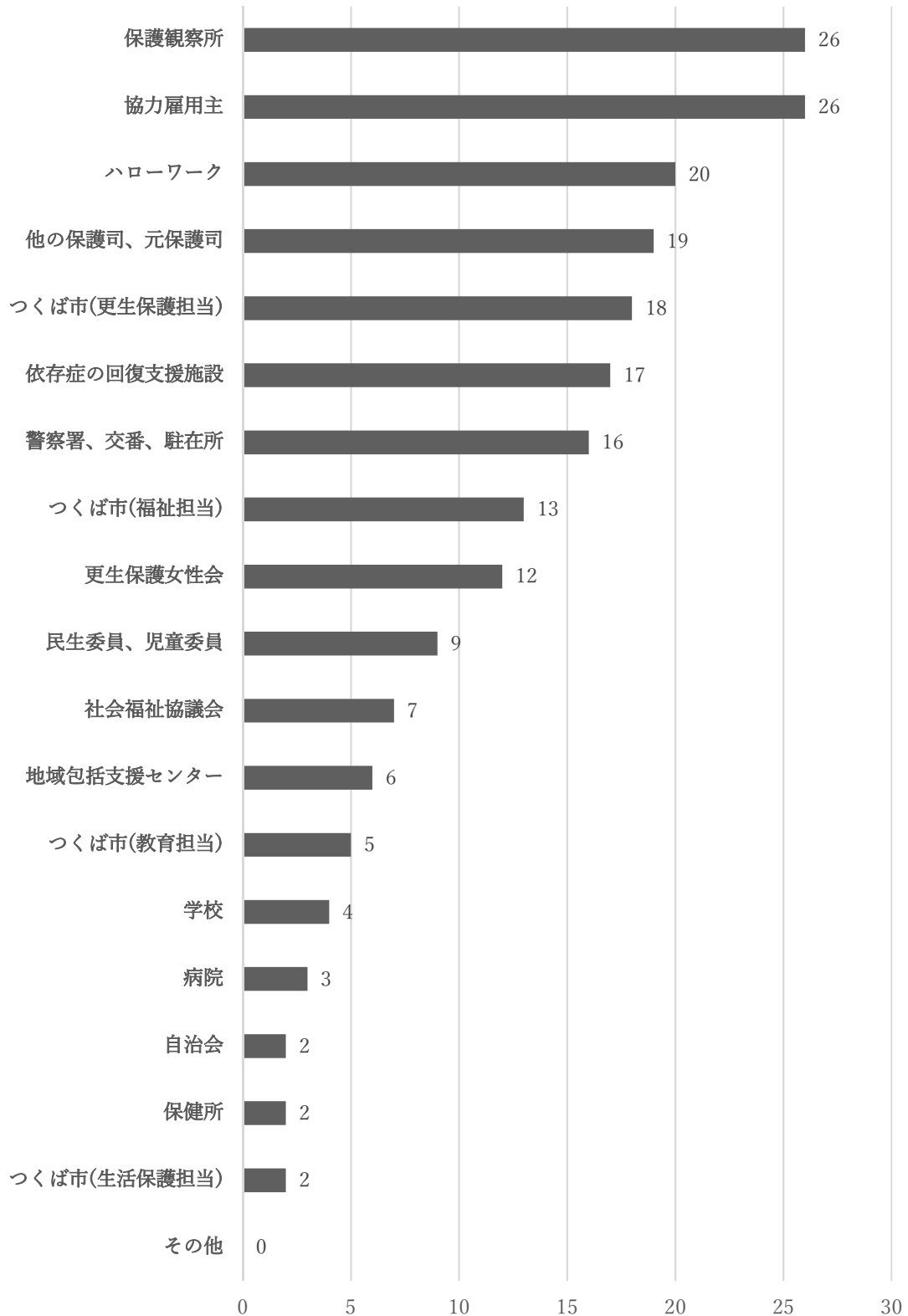
その他の回答（原文ママ抜粋）

- ・面接場所の確保
- ・約束を守らない（面接日時）ことを繰り返す対象者に対する指導、支援
- ・まだ困難を感じることはありません。
- ・世の中の常識が全くない対象者の対応

Q5 保護司活動の中で、どのような関係機関と連携強化が必要だと思いますか。
(複数回答可)

回答	件数
保護観察所	26
協力雇用主	26
ハローワーク	20
他の保護司、元保護司	19
つくば市（更生保護担当）	18
依存症の回復支援施設	17
警察署、交番、駐在所	16
つくば市（福祉担当）	13
更生保護女性会	12
民生委員、児童委員	9
社会福祉協議会	7
地域包括支援センター	6
つくば市（教育担当）	5
学校	4
病院	3
自治会	2
保健所	2
つくば市（生活保護担当）	2
その他	0

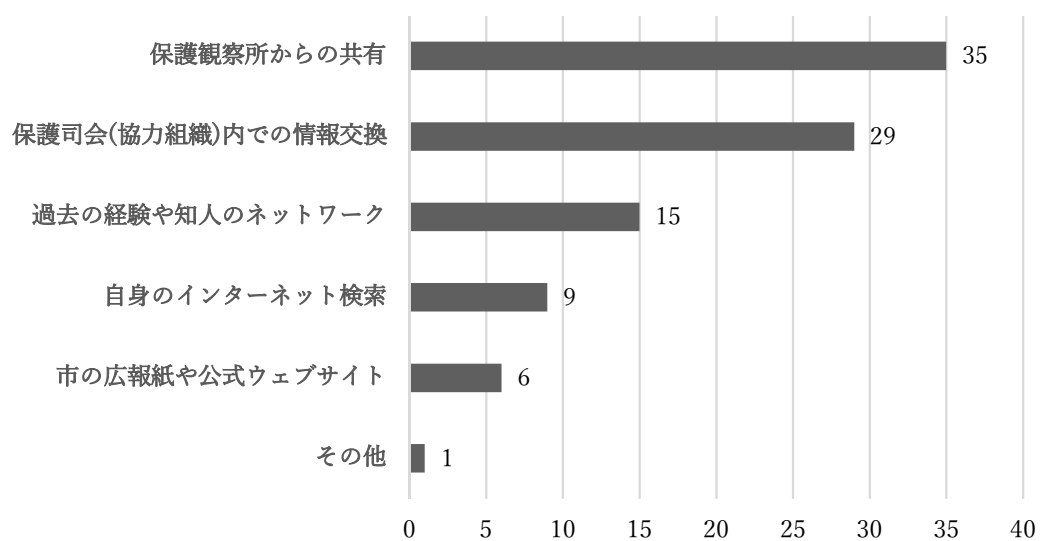
Q 5 保護司活動の中で、どのような関係機関と連携強化が必要だと思いますか。
(複数回答可)



Q 6 保護観察対象者支援に必要な情報は普段どのような方法で入手していますか。

(複数回答可)

回答	件数
保護観察所からの共有	35
保護司会(協力組織)内での情報交換	29
過去の経験や知人のネットワーク	15
自身のインターネット検索	9
市の広報紙や公式ウェブサイト	6
その他	1



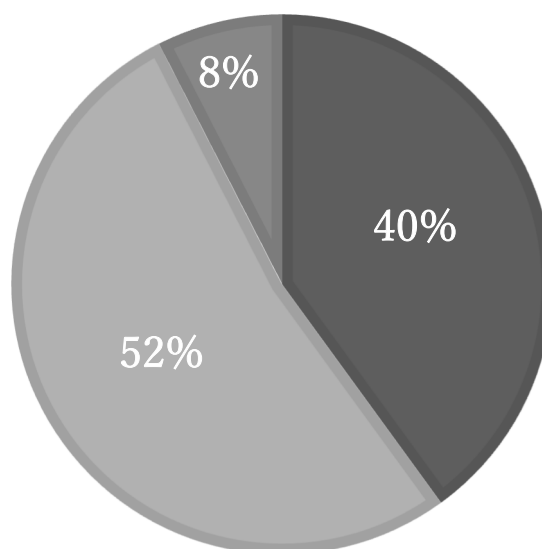
その他の回答 (原文ママ抜粋)

- ・ 他の保護司、元保護司

Q 7 策定予定の「再犯防止推進計画」に、「行政サービス一覧」を掲載すれば、活動に役立つと思いますか。(1つ選択)

回答	件数
1. 非常に役立つ	16
2. ある程度役立つ	21
3. あまり必要性を感じない	3

■ 非常に役立つ ■ ある程度役立つ ■ あまり必要性を感じない



Q 8 再犯防止に関してご意見がありましたら、ご記入をお願いします。
(原文ママ抜粋)

対象者の安定した就職先が絶対に必要です。仕事安定すれば収入も安定すると思います。さらに就職先での良い人間関係づくりの支援が大切だと思います。
再犯を思いとどまれる社会的ケアが本人にとって大切なのではないかと。経済的支援や精神的な支援を行える窓口に本人がつながるような社会体制が出来るとよいですね。
再犯防止推進計画加速化プランに示されている、民間協力者の活動の促進を推進進めていって下さい。
薬物依存は再犯が多いと感じている。行政の支援活動が必要。

行政サービスを活用するための相談窓口：更生保護活動を理解している行政窓口 対象者－担当 保護司－行政
関係機関同士の情報交換と、それぞれを結びつけたり、調整したりするコーディネーターが必要だと思います。しかし、個人情報の壁が立ちほだかるだろうと思いますし、だれがコーディネーターをやるのかという問題があると思います。
対象者は複合的に課題を抱えているので、その解決策はなかなか見つけられない。トリアージ的な相談窓口が必要だと思います。それをどこに設けられるか考えて欲しい。被害者も近くに居住する場合もあるので、その関係、距離的なものも考えて行かなければならない。大変難しい問題であり、デリケートな問題でもあるので、時間も限られている中で意識して話し合いを持てればと思います。
生活保護受給対象者について、制度などについての紹介。利用上の留意事項等についての手引き的なものがあると助かります。就労以前の生活を支えることが再犯の防止につながるのではと感じています。
再犯防止はもちろんですが、初犯防止のための方策も大切だと感じます。
発達障害のある対象者に対する周囲や社会の理解が必要であると感じる。
対象者に対して複数の人、施設より連絡や面接を行う必要があると考える。
・対象者の立ちなおりを受け入れる現場の整備 ・就職先の確保 ・支援、相談活動の充実（普段から寄り添う姿勢）
対象者がその気になるのかどうかの問題であり、非常に難しいと思います。
薬物事犯の対象者の再犯防止は難しい。かつて4人、7人の対象者の観察を経験。本人の強い意志と関係者の理解と支援が大事。20数人の薬物対象者のうち、10人位は更生し、就労しているが半数は不明又は再入か。
保護司になって経験が少ない。多くの事例等で研修を多くすることで対応の仕方も変わっていくと思う。
生活が安定していれば犯罪には走らない。
満期又は仮出所者のための相談窓口があれば、そこを通じて必要な支援先へつなげられるのではないか。行政（市）を中心に、必要な支援先をつなげたネットワーク組織とそれをコーディネートする担当部署が必要だと思う。

つくば市再犯防止推進計画策定に向けた意見交換会 名簿

団体等名称	役職名	氏名
つくば地区保護司会	会長	櫻井 一美
つくば地区保護司会	総務部長	坪井 一彦
つくば市更生保護女性会	会長	中島 光子
つくば市学校長会	会長	岡田 太郎
水戸保護観察所	統括保護観察官	牧山 夕子
つくば警察署生活安全課	課長	鈴木 学
つくば保健所	所長	本多 めぐみ